

鹿児島県地域防災計画

(地震災害対策編)

令和8年8月



鹿児島県防災会議

沿革

昭和 38 年 7 月 4 日作成
昭和 39 年 7 月 1 日修正
昭和 43 年 8 月 13 日修正
昭和 45 年 12 月 1 日修正
昭和 46 年 3 月 30 日修正
昭和 47 年 3 月 31 日修正
昭和 48 年 2 月 27 日修正
昭和 50 年 2 月 27 日修正
昭和 51 年 2 月 16 日修正
昭和 52 年 2 月 24 日修正
昭和 53 年 2 月 23 日修正
昭和 54 年 3 月 27 日修正
昭和 55 年 3 月 28 日修正
昭和 56 年 3 月 26 日修正
昭和 57 年 3 月 29 日修正
昭和 58 年 3 月 31 日修正
〃 4 月 25 日修正
(原子力防災計画編策定)
昭和 60 年 2 月 25 日修正
昭和 61 年 4 月 1 日修正
昭和 62 年 4 月 1 日修正
昭和 63 年 3 月 4 日修正
平成元年 4 月 1 日修正
平成 2 年 4 月 1 日修正
平成 3 年 3 月 22 日修正
平成 4 年 3 月 25 日修正
平成 5 年 3 月 26 日修正
平成 6 年 2 月 17 日修正
〃 5 月 27 日修正
平成 7 年 6 月 5 日修正
平成 8 年 6 月 13 日修正
平成 9 年 3 月 26 日修正
(震災対策編策定)
平成 11 年 5 月 27 日修正
平成 13 年 10 月 26 日修正
平成 17 年 1 月 7 日修正
平成 18 年 3 月 27 日修正
平成 20 年 3 月 5 日修正
平成 21 年 5 月 14 日修正
平成 23 年 5 月 2 日修正
平成 24 年 3 月 23 日修正
(地震・津波災害対策編へ編名変更)
平成 25 年 3 月 25 日修正
(地震災害対策編へ編名変更)
(津波災害対策編策定)
平成 26 年 3 月 25 日修正

平成 27 年 3 月 19 日修正
平成 28 年 3 月 24 日修正
平成 29 年 3 月 22 日修正
〃 4 月 1 日修正
平成 30 年 3 月 20 日修正
〃 4 月 1 日修正
平成 31 年 3 月 15 日修正
〃 4 月 1 日修正
令和 元年 5 月 29 日修正
令和 2 年 3 月 25 日修正
〃 4 月 1 日修正
〃 8 月 18 日修正
〃 12 月 16 日修正
令和 3 年 4 月 1 日修正
〃 5 月 20 日修正
令和 4 年 1 月 18 日修正
令和 4 年 4 月 1 日修正
令和 5 年 1 月 31 日修正
令和 6 年 2 月 16 日修正
〃 4 月 1 日修正
令和 7 年 1 月 21 日修正
令和 8 年 3 月 26 日修正
令和 8 年 4 月 1 日修正
令和 8 年 8 月 24 日修正

地震災害対策編目次

第1部 総則

第1章 計画の目的等	地震-1
第2章 防災機関の業務の大綱	地震-5
第3章 県民及び事業所の基本的責務	地震-12
第4章 県の地域特性及び地震災害特性	地震-13
第5章 災害の想定	地震-15

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備	地震-40
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	地震-40
第2節 防災構造化の推進	地震-46
第3節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	地震-52
第4節 公共施設の災害防止対策の推進	地震-55
第5節 危険物災害等の防止対策の推進	地震-64
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	地震-66
第7節 地震防災研究の推進	地震-67
第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え	地震-68
第1節 防災組織の整備	地震-68
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	地震-74
第3節 地震等観測体制の整備	地震-80
第4節 消防体制の整備	地震-82
第5節 避難体制の整備	地震-87
第6節 救助・救急体制の整備	地震-96
第7節 交通確保体制の整備	地震-104
第8節 輸送体制の整備	地震-109
第9節 医療体制の整備	地震-112
第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備	地震-116

第11節	複合災害対策体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	地震-123
第12節	災害対策基金管理体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	地震-124
第3章	県民の防災活動の促進	・ ・ ・ ・ ・	地震-125
第1節	防災知識の普及啓発	・ ・ ・ ・ ・	地震-125
第2節	防災訓練の効果的実施	・ ・ ・ ・ ・	地震-130
第3節	自主防災組織の育成強化	・ ・ ・ ・ ・	地震-132
第4節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	・ ・ ・ ・ ・	地震-136
第5節	防災ボランティアの育成強化	・ ・ ・ ・ ・	地震-137
第6節	企業防災の促進	・ ・ ・ ・ ・	地震-142
第7節	要配慮者の安全確保	・ ・ ・ ・ ・	地震-143

第3部 地震災害応急対策

第1章	活動体制の確立	・ ・ ・ ・ ・	地震-147
第1節	応急活動体制の確立	・ ・ ・ ・ ・	地震-147
第2節	情報伝達体制の確立	・ ・ ・ ・ ・	地震-158
第3節	災害救助法の適用及び運用	・ ・ ・ ・ ・	地震-164
第4節	広域応援体制	・ ・ ・ ・ ・	地震-167
第5節	自衛隊の災害派遣	・ ・ ・ ・ ・	地震-173
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	・ ・ ・ ・ ・	地震-182
第7節	ボランティアとの連携等	・ ・ ・ ・ ・	地震-186
第8節	災害警備体制	・ ・ ・ ・ ・	地震-188
第2章	初動期の応急対策	・ ・ ・ ・ ・	地震-191
第1節	地震情報等の収集・伝達	・ ・ ・ ・ ・	地震-191
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	・ ・ ・ ・ ・	地震-202
第3節	広報	・ ・ ・ ・ ・	地震-212
第4節	消防活動	・ ・ ・ ・ ・	地震-217
第5節	危険物の保安対策	・ ・ ・ ・ ・	地震-219
第6節	水防・土砂災害等の防止対策	・ ・ ・ ・ ・	地震-221
第7節	避難の指示，誘導	・ ・ ・ ・ ・	地震-223
第8節	救助・救急	・ ・ ・ ・ ・	地震-234
第9節	交通確保・規制	・ ・ ・ ・ ・	地震-236
第10節	緊急輸送	・ ・ ・ ・ ・	地震-242
第11節	緊急医療	・ ・ ・ ・ ・	地震-250
第12節	要配慮者への緊急支援	・ ・ ・ ・ ・	地震-263

第3章 事態安定期の応急対策	地震-268
第1節 避難所の運営	地震-268
第2節 食料の供給	地震-273
第3節 応急給水	地震-278
第4節 生活必需品の給与	地震-280
第5節 医療	地震-285
第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	地震-287
第7節 動物保護対策	地震-294
第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	地震-295
第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等	地震-299
第10節 住宅の供給確保	地震-304
第11節 文教対策	地震-307
第12節 社会秩序の維持、物価の安定等	地震-310
第13節 義援金・義援物資等の取扱い	地震-312
第14節 農林水産業災害の応急対策	地震-314
第4章 社会基盤の応急対策	地震-318
第1節 電力施設の応急対策	地震-318
第2節 ガス施設の応急対策	地震-321
第3節 上水道施設の応急対策	地震-326
第4節 下水道施設の応急対策	地震-327
第5節 電気通信施設の応急対策	地震-329
第6節 道路・河川等公共施設の応急対策	地震-331
第7節 鉄道施設の応急対策	地震-333
第8節 空港施設の応急対策	地震-335

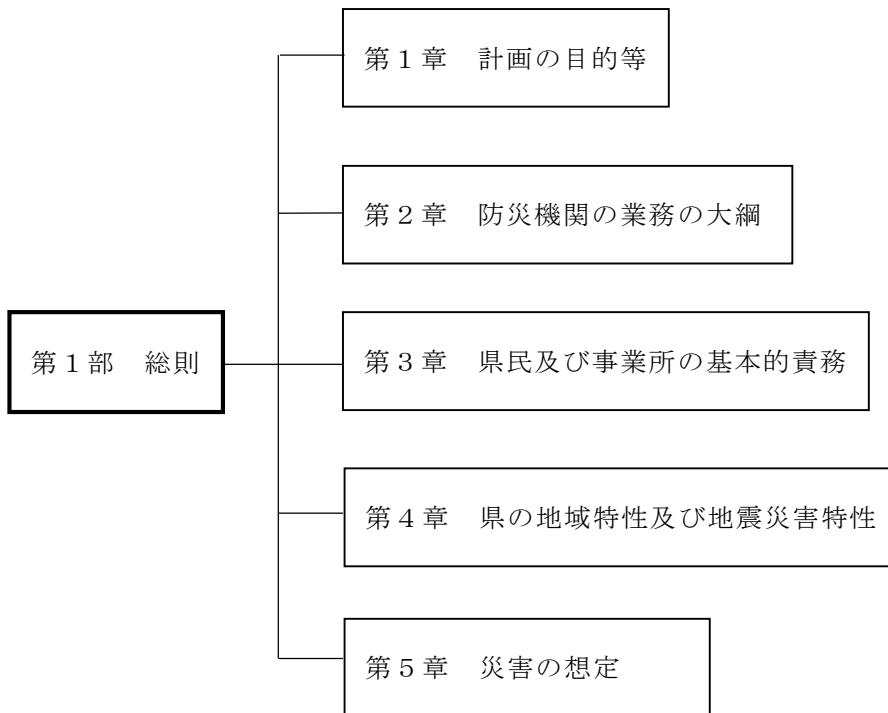
第4部 地震災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧	地震-340
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	地震-340
第2節 激甚災害の指定	地震-342
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	地震-343
第1節 被災者の生活確保	地震-343
第2節 被災者への融資措置	地震-353

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	地震-370
第1節 推進計画の目的	地震-370
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	地震-370
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	地震-370
第4節 南海トラフ地震の想定	地震-371
第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	地震-374
第1節 活動体制の確立	地震-314
第2節 情報伝達体制の確立	地震-374
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	地震-375
第4章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	地震-378
第1節 津波からの防護	地震-378
第2節 津波に関する情報の伝達等	地震-378
第3節 地域住民等の避難行動等	地震-379
第4節 避難場所及び避難所の運営・安全確保	地震-379
第5節 意識の普及・啓発	地震-380
第6節 消防機関等の活動	地震-380
第7節 上下水道，電気，ガス，通信，放送関係	地震-381
第8節 交通対策	地震-382
第9節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策	地震-383
第10節 迅速な救助	地震-385
第5章 関係者との連携協力の確保	地震-386
第1節 資機材、人員等の配備手配	地震-386
第2節 他機関に対する応援要請	地震-386
第3節 物資の備蓄・調達	地震-386
第4節 帰宅困難者への対応	地震-387
第6章 時間差発生等に備えた対応	地震-388
第1節 基本的方針	地震-388
第2節 平時における対策	地震-391
第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	地震-393
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）	地震-394
第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）	地震-404
第7章 防災訓練計画	地震-407

第 1 部 総則



第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的等

第 1 計画の目的

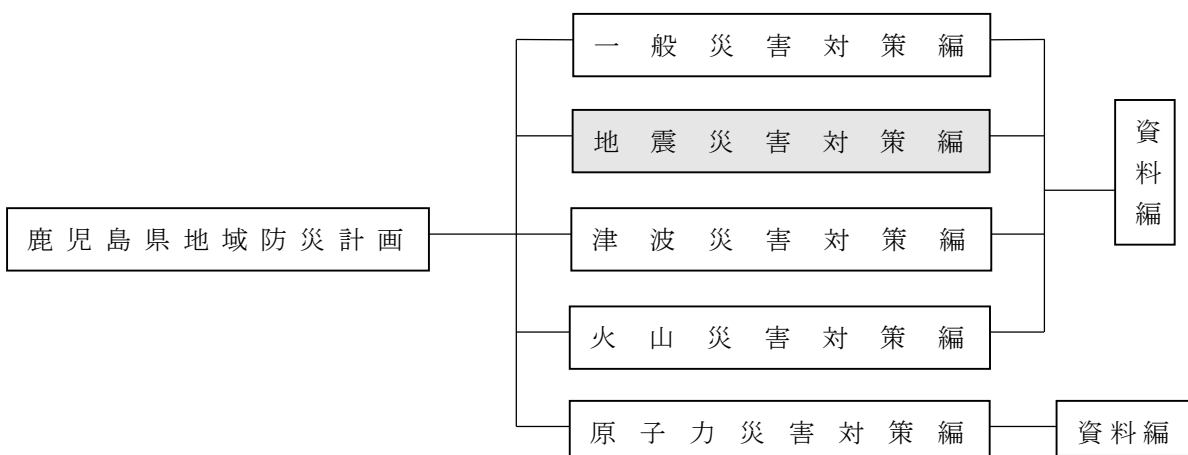
本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 40 条の規定に基づき、鹿児島県防災会議が作成したもので、県域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する事により、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

鹿児島県地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編 5 編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、地震災害に係る「地震災害対策編」である。

本計画は、鹿児島県域の地震災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図ったものである。また、この計画は、市町村地域防災計画の指針となるものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

また、「地震災害対策編」は、主として揺れによるものを対象として記述し、「津波災害対策編」は、主として津波によるものを対象として記述している。両者は重なるところもあるので、両編合わせて震災・津波対策のために活用されるべきものである。

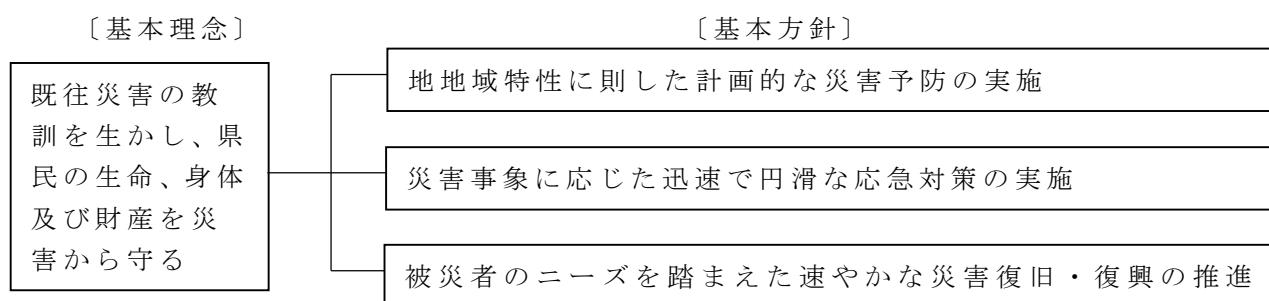


第3 計画の理念

鹿児島県の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という県の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、政策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災施策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

鹿児島県は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験している。また、シラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、島しょ部を多く有するなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と、県民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意思決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、県民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、県民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や県民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第4 計画の構成

本計画は、第3で示した「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

なお、本県は、出水市を除く42市町村が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、県及び当該市町村は、同法第5条第2項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画の策定に努めなければならないこととされていることから、本県においては、本編及び津波災害対策編の第5部に、同計画を位置づけている。

第1部 総則

- 第1章 計画の目的等
- 第2章 防災機関の業務の大綱
- 第3章 県民及び事業所の基本的責務
- 第4章 県の地域特性及び地震災害特性
- 第5章 災害の想定

第2部 地震災害予防

- 第1章 地震災害に強い施設等の整備
- 第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え
- 第3章 県民の防災活動の促進

第3部 地震災害応急対策

- 第1章 活動体制の確立
- 第2章 初動期の応急対策
- 第3章 事態安定期の応急対策

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第4章 社会基盤の応急対策

第4部 地震災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5 計画の修正

本計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

第6 計画の周知

本計画の内容は、県、市町村、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、県民にも広く周知徹底させるものとする。

第7 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

また、「鹿児島県防災対策基本条例」に基づき「県民防災週間」を定めるなど、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、県民、事業者、自主防災組織、県、市町村、防災関係機関等が連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第2章 防災機関の業務の大綱

本章は、鹿児島県、県内市町村、並びに県の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、県域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第2 市町村

市町村は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市町村防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した市町村管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係わる広域応援協力に関すること。

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

第3 鹿児島県警察

処理すべき事務又は業務の大綱	
(1)	災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
(2)	被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。
(3)	交通規制・交通管制に関すること。
(4)	死体の見分・検視に関すること。
(5)	犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。
(6)	その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。

第4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。
九州農政局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。
九州産業保安監督部	(1) 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関すること。 (2) 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関すること。 (3) 鉱山における災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 (5) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。
九州地方整備局	(1) 港湾、海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (4) 直轄河川の水防に関すること。 (5) 直轄国道の防災に関すること。 (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 (7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
九州運輸局 （鹿児島運輸支局）	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者、救援用物資等の輸送調整に関すること。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 (4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
大阪航空局 鹿児島空港事務所	(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。 (3) 航空機による代替輸送に関すること。 (4) 被災者、救援用物資等の輸送調整に関すること。 (5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。
国土地理院 九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)(名瀬測候所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象、(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
第十管区海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省(本省)及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米銀部隊との連絡調整

第5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療防疫給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鉄道関係機関 (九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設等の防災、保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
N T T 西日本株式会社(鹿児島支店)	電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。
日本郵便株式会社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
日本銀行(鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 災害時におけるこころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付に関すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関すること。
独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び 放送関係機関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関すること。
自動車輸送機関 (日本通運株式会社、 公益社団法人鹿児島 県バス協会、公益社団 法人鹿児島県トラッ ク協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 (九州電力株式会社)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿児島県医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用桶門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病院等経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
県社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学校法人	(1) 防災に係る施設の整備、防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育の対策に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
漁業協同組合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
その他公共団体及び 防災上重要な施設の 管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3章 県民及び事業所の基本的責務

本章は、県民及び事業所の基本的責務を示す。県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 県民

基 本 的 責 務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。 県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。 また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町村と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

基 本 的 責 務
事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市町村及びその他の行政機関と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4章 県の地域特性及び地震災害特性

本章では、県の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに地震の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 県の位置

本県は、わが国の西南部・九州の南端に位置し、その広がり、東西約270km、南北600km、総面積9,166.58km²、九州本土に属する薩摩、大隅の二大半島及び長島、甑島、草垣島、宇治群島並びに西南に延びる種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等の島しょからなっている。

第2 県の地形・地質

本県の地形は一般に火山系、小河川と点在する小平野及び2,643kmに及ぶ長い海岸線が支配的で、火山噴出物の堆積からなるいわゆるシラス台地、丘陵地が大規模に広がっているのが特徴である。

すなわち、古期岩層より構成される600～800mの山系が本土部の骨格をなし、この山麓を覆ってシラス台地、シラス丘陵地が広く発達し、地形を単調にしている。これらの山系に端を発し各斜面に向かって流れる河川は、川内川をはじめ、菱田川、天降川、肝属川、万之瀬川等があるが、川内川(137km)を除けばほとんど50km未満の短い河川で、したがって平地も、2～3の河川の河口付近にややまとまってみられる他は、河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より西南に延びる島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、種子島、奄美群島中の喜界島、沖永良部島、与論島の低平な島を除いては、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢を持つ本県は、他の県に比較して風害、水害、浪害等の発生が多く、地震や津波による被害を受けやすい。このため、鹿児島県に影響をもつ地震の発生状況の特徴等を踏まえ、地震災害から県土及び県民を守っていかなければならない。

第3 県の地震災害履歴及び災害特性

1 地震

県本土は、九州では比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、県北境には大小様々な火山からなる霧島火山群がそびえ、さらに、南に延びるトカラ列島も多数の火山を擁している。また、始良カルデラの南縁には過去幾多の大爆発を繰り返し、現在なお活発な活動が続いている桜島が控えている。そして過去には、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されている。

また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、直下型地震の可能性も否定できない。

このような本県の地球物理的な環境を考えると、今後もなお、長期にわたる群発地震や短期の局発地震が発生して、大きな災害を引き起こす事も十分考えられるので、平常から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第5章 災害の想定

本県では、シラスなどの特殊土壌が県土のほぼ全域に分布し、海岸線が長く、多くの火山や島しょを有するなどの地域特性のため、豪雨や台風による災害、火山噴火災害、地震・津波災害など、これまでも様々な災害が発生してきた。

このような地域特性に即した県地域防災計画を策定する前提として、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生条件を考慮して、想定すべき災害被害を明らかにし、対策の目標を示しておく必要がある。

第1節 地震・津波の想定

第1 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然災害は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

第2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・ 科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・ 想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・ 災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

第3 想定地震等の考え方

今回想定する地震等は、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下とおり想定することとした。

- ・ 地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・ 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）
- ・ 本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活

第1部 総則

第5章 災害の想定

断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定)

- ・ 国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・ 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

第4 想定地震等の概要

想定地震等の位置は図 1.5.1、想定地震等の概要は表 1.5.1 のとおりである。

また、想定地震ごとの地震動の想定結果の概要は表 1.5.2、各市町村における想定地震ごとの最大震度は表 1.5.3 から表 1.5.6、想定地震ごとの震度分布図は図 1.5.2 から図 1.5.15 のとおりである。

※ 詳細は、「地震等災害被害予測調査報告（災害想定の概要）」（県HP）を参照

図 1.5.1 想定地震等の位置図

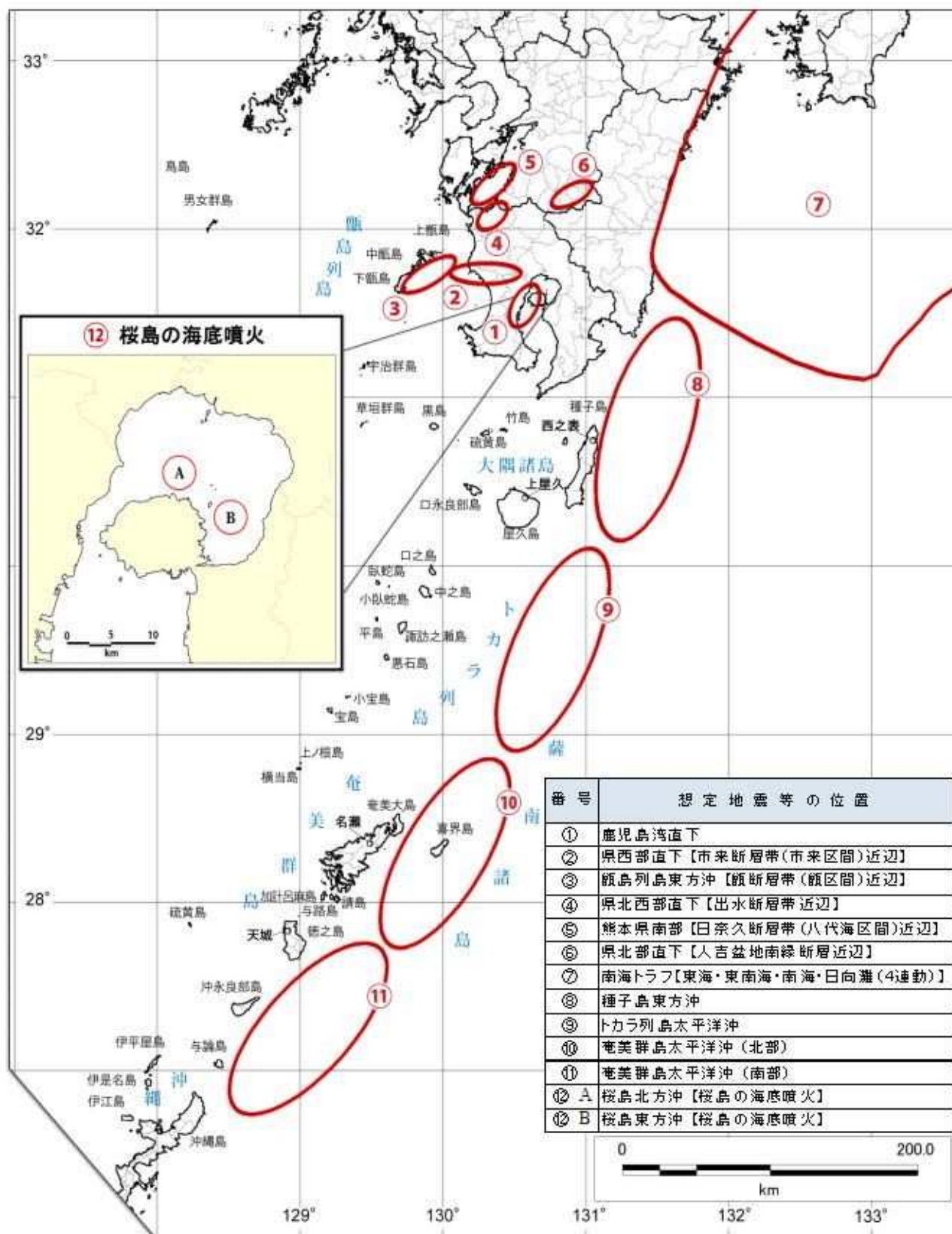


表 1.5.1 想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M_J)	モーメント マグニチュード (M_W)	震源断層 上端の深度 (km)	津波 (11津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甕島列島東方沖 【甕断層帯(甕区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫ A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫ B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード(M_J)とモーメントマグニチュード(M_W)について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード(M_J)を算出している。その後、断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M_W)を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M_W)を求めている。

表 1.5.2 想定地震ごとの地震動の想定結果の概要

想定地震	地震動の想定結果
①鹿児島湾直下の地震	鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度7に、垂水市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿屋市、日置市、南九州市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
②県西部直下の地震	いちき串木野市では、ほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 鹿児島市、薩摩川内市（本土）、日置市においても、一部の地域で震度6強の揺れが想定される。 南さつま市、姶良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
③甕島列島東方沖の地震	薩摩川内市（甕島）では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 薩摩川内市（本土）、いちき串木野市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
④県北西部直下の地震	出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、出水市では、一部の地域で震度7に、阿久根市、長島町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 さつま町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑤熊本県南部の地震	長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑥県北部直下の地震	霧島市、伊佐市、湧水町では、一部の地域で震度5強に達すると想定される。
⑦南海トラフの巨大地震	本県では、内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。 曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑧種子島東方沖の地震	種子島の3市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑨トカラ列島太平洋沖の地震	中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度6弱に達すると想定される。
⑩奄美群島太平洋沖（北部）の地震	喜界町では、ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。 奄美大島の5市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。
⑪奄美群島太平洋沖（南部）の地震	徳之島の3町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部では、震度6弱の揺れが想定され、徳之島町、天城町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。

第1部 総則
第5章 災害の想定

表 1.5.3 各市町村における想定地震ごとの最大震度(1)

市町村名	①鹿児島湾直下	②県西部直下	③甕島列島東方沖
	最大震度	最大震度	最大震度
鹿児島市	7	6 強	5 弱
鹿屋市	6 弱	5 弱	4
枕崎市	5 強	5 弱	5 強
阿久根市	5 弱	5 強	5 強
出水市	5 強	5 強	5 強
指宿市	5 強	4	4
西之表市	3	3	3
垂水市	6 強	5 弱	4
薩摩川内市(本土)	5 強	6 強	6 弱
薩摩川内市(甕島)	4	5 強	6 強
日置市	6 弱	6 強	5 強
曾於市	5 強	5 弱	4
霧島市	5 強	5 強	5 弱
いちき串木野市	5 強	7	6 弱
南さつま市	5 強	6 弱	5 弱
志布志市	5 強	4	4
奄美市	1	1	2
南九州市	6 弱	5 弱	5 弱
伊佐市	5 弱	5 弱	4
姶良市	6 弱	6 弱	5 弱
三島村	3	3	3
十島村	2	2	3
さつま町	5 弱	5 強	5 強
長島町	4	5 弱	5 弱
湧水町	5 弱	5 弱	4
大崎町	5 強	4	4
東串良町	5 弱	4	4
錦江町	5 強	4	4
南大隅町	5 弱	4	4
肝付町	5 弱	4	4
中種子町	3	3	3
南種子町	3	3	3
屋久島町	4	3	3
大和村	1	1	1
宇検村	1	1	1
瀬戸内町	1	1	1
龍郷町	1	1	1
喜界町	—	—	1
徳之島町	—	—	1
天城町	—	—	1
伊仙町	—	—	—
和泊町	—	—	—
知名町	—	—	—
与論町	—	—	—

表 1.5.4 各市町村における想定地震ごとの最大震度(2)

市町村名	④ 県北西部直下	⑤ 熊本県南部	⑥ 県北部直下
	最大震度	最大震度	最大震度
鹿児島市	5 弱	4	4
鹿屋市	4	4	4
枕崎市	4	4	3
阿久根市	6 強	6 弱	5 弱
出水市	7	6 弱	5 弱
指宿市	4	4	4
西之表市	3	2	2
垂水市	4	4	4
薩摩川内市(本土)	5 強	5 弱	4
薩摩川内市(甕島)	5 弱	5 弱	4
日置市	5 弱	4	4
曾於市	4	4	5 弱
霧島市	5 弱	5 弱	5 強
いちき串木野市	5 弱	4	4
南さつま市	4	4	3
志布志市	4	4	4
奄美市	—	—	—
南九州市	4	4	4
伊佐市	5 強	5 強	5 強
姶良市	5 弱	5 弱	5 弱
三島村	2	2	2
十島村	2	2	1
さつま町	6 弱	5 強	5 弱
長島町	6 強	7	4
湧水町	5 強	5 強	5 強
大崎町	4	4	4
東串良町	4	4	4
錦江町	4	4	3
南大隅町	3	3	3
肝付町	4	4	4
中種子町	2	2	2
南種子町	2	2	2
屋久島町	3	3	2
大和村	—	—	—
宇検村	—	—	—
瀬戸内町	—	—	—
龍郷町	—	—	—
喜界町	—	—	—
徳之島町	—	—	—
天城町	—	—	—
伊仙町	—	—	—
和泊町	—	—	—
知名町	—	—	—
与論町	—	—	—

表 1.5.5 各市町村における想定地震ごとの最大震度(3)

市町村名	⑦南海トラフ 【基本ケース】	⑦南海トラフ 【東側ケース】	⑦南海トラフ 【西側ケース】	⑦南海トラフ 【陸側ケース】
	最大震度	最大震度	最大震度	最大震度
鹿児島市	5 強	5 強	6 弱	5 強
鹿屋市	5 強	5 強	6 弱	5 強
枕崎市	4	4	5 弱	5 弱
阿久根市	5 弱	5 弱	5 弱	5 強
出水市	5 弱	5 弱	5 弱	5 強
指宿市	5 強	5 強	5 強	5 強
西之表市	4	4	5 弱	5 弱
垂水市	5 強	5 強	6 弱	5 強
薩摩川内市(本土)	5 強	5 弱	5 強	5 強
薩摩川内市(甑島)	4	5 弱	5 弱	5 強
日置市	5 強	5 弱	5 強	5 弱
曾於市	6 弱	6 弱	6 強	6 強
霧島市	6 弱	5 強	6 弱	6 弱
いちき串木野市	5 強	5 弱	5 弱	5 弱
南さつま市	5 弱	4	5 弱	5 弱
志布志市	6 強	6 弱	6 強	6 強
奄美市	3	3	3	3
南九州市	5 弱	5 弱	5 弱	5 弱
伊佐市	5 強	5 強	5 強	6 弱
姶良市	5 強	5 強	5 強	6 弱
三島村	4	4	4	4
十島村	3	3	3	3
さつま町	5 強	5 弱	5 弱	6 弱
長島町	5 弱	5 強	5 強	5 強
湧水町	5 強	5 強	6 弱	6 弱
大崎町	5 強	5 強	6 弱	6 弱
東串良町	5 強	5 強	5 強	5 強
錦江町	5 弱	5 弱	5 強	5 弱
南大隅町	5 強	5 弱	5 強	5 強
肝付町	5 強	5 強	6 弱	5 強
中種子町	4	4	5 弱	4
南種子町	4	4	4	4
屋久島町	4	4	4	4
大和村	2	2	3	2
宇検村	2	2	3	2
瀬戸内町	2	2	2	2
龍郷町	2	2	2	2
喜界町	2	2	3	2
徳之島町	2	1	2	2
天城町	2	2	2	2
伊仙町	2	2	2	2
和泊町	1	1	1	2
知名町	1	1	2	2
与論町	1	1	2	1

表 1.5.6 各市町村における想定地震ごとの最大震度(4)

市町村名	⑧種子島東方沖	⑨トカラ列島 太平洋沖	⑪奄美群島太平 洋沖(北部)	⑫奄美群島太平 洋沖(南部)
	最大震度	最大震度	最大震度	最大震度
鹿児島市	6 弱	5 弱	3	2
鹿屋市	6 弱	5 弱	4	3
枕崎市	5 強	5 弱	3	2
阿久根市	5 強	4	3	2
出水市	5 強	4	3	2
指宿市	6 弱	5 弱	4	3
西之表市	6 強	5 強	4	3
垂水市	6 弱	5 弱	3	3
薩摩川内市(本土)	5 強	4	3	2
薩摩川内市(甕島)	5 弱	4	3	2
日置市	5 強	5 弱	3	2
曾於市	6 強	5 弱	4	3
霧島市	6 弱	5 弱	3	3
いちき串木野市	5 強	4	3	2
南さつま市	5 強	5 弱	3	2
志布志市	6 強	5 弱	4	3
奄美市	4	5 弱	6 強	6 弱
南九州市	6 弱	5 弱	3	3
伊佐市	5 強	4	3	2
姶良市	5 強	4	3	2
三島村	5 強	5 弱	3	3
十島村	5 弱	5 強	5 弱	4
さつま町	5 強	4	3	2
長島町	5 弱	4	3	2
湧水町	5 強	4	3	2
大崎町	6 弱	5 弱	3	2
東串良町	6 弱	5 弱	4	3
錦江町	6 弱	5 弱	3	2
南大隅町	6 弱	5 強	4	3
肝付町	6 弱	5 強	4	3
中種子町	6 強	6 弱	4	3
南種子町	6 強	6 弱	4	3
屋久島町	6 弱	6 弱	4	3
大和村	3	4	6 弱	5 強
宇検村	3	4	6 弱	6 弱
瀬戸内町	3	4	6 弱	6 弱
龍郷町	3	5 弱	6 弱	5 強
喜界町	3	5 弱	7	5 強
徳之島町	3	4	5 強	6 強
天城町	3	4	6 弱	6 強
伊仙町	3	4	5 強	6 弱
和泊町	2	3	4	5 強
知名町	2	3	4	6 弱
与論町	3	4	5 弱	6 弱

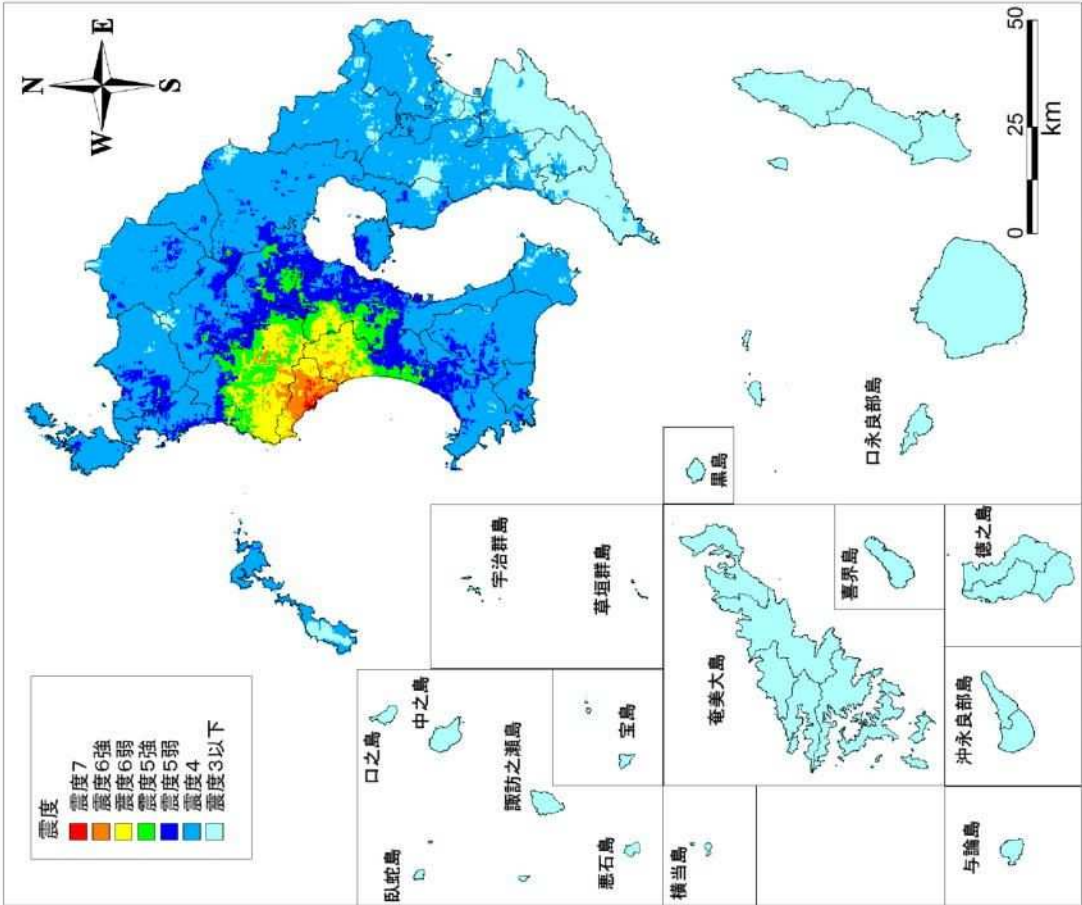


図 1.5.3 ② 県西部直下の地震の震度分布

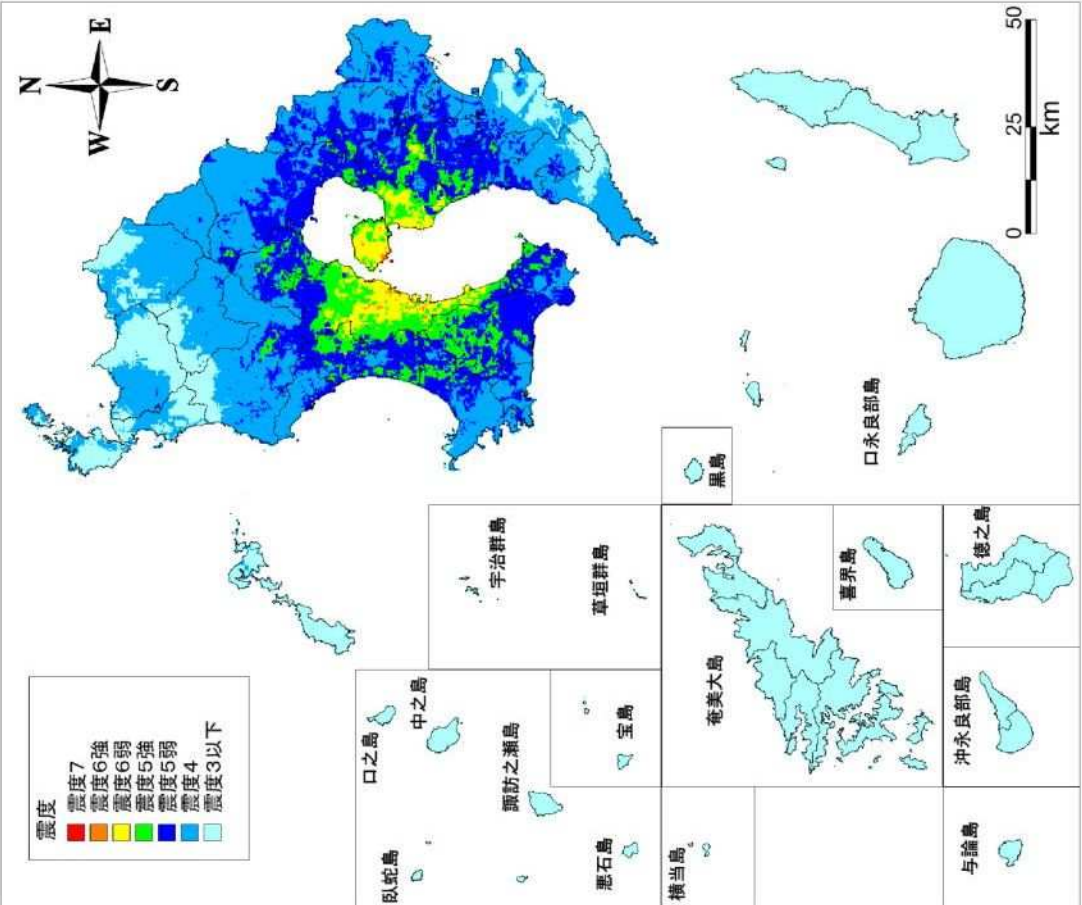
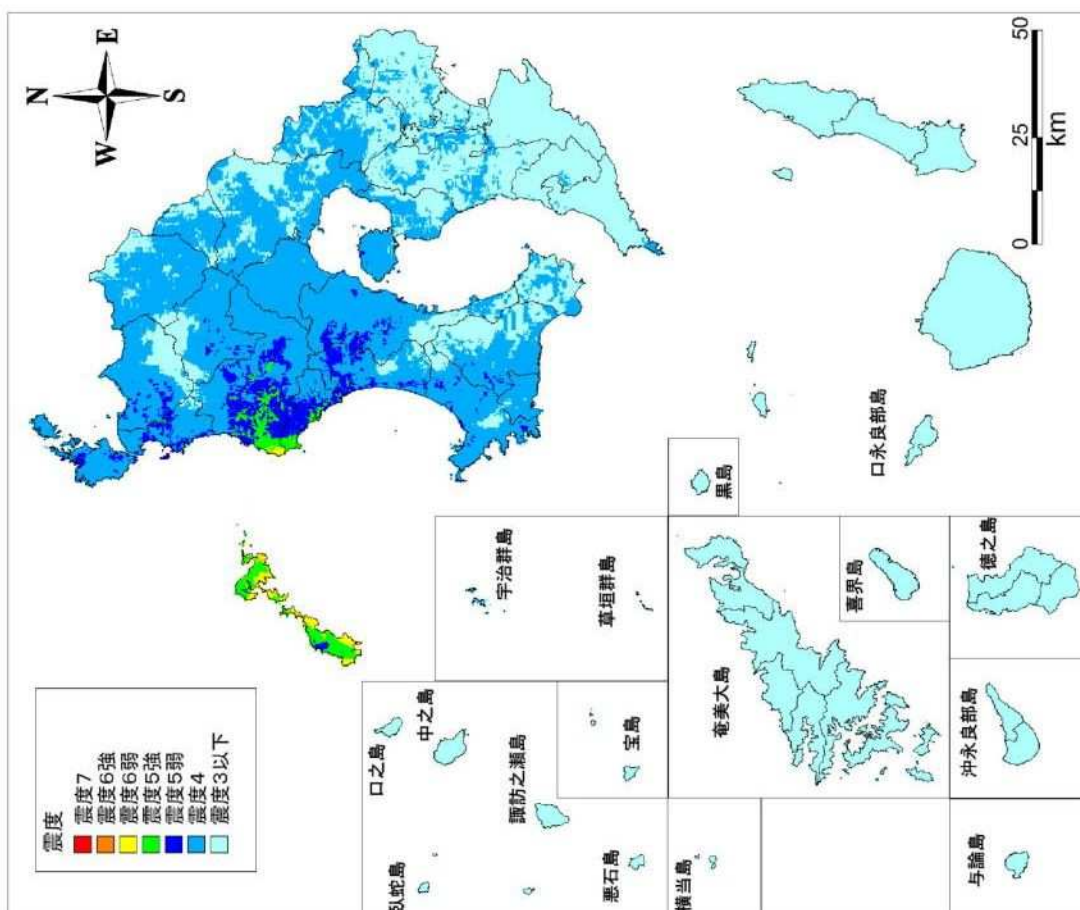
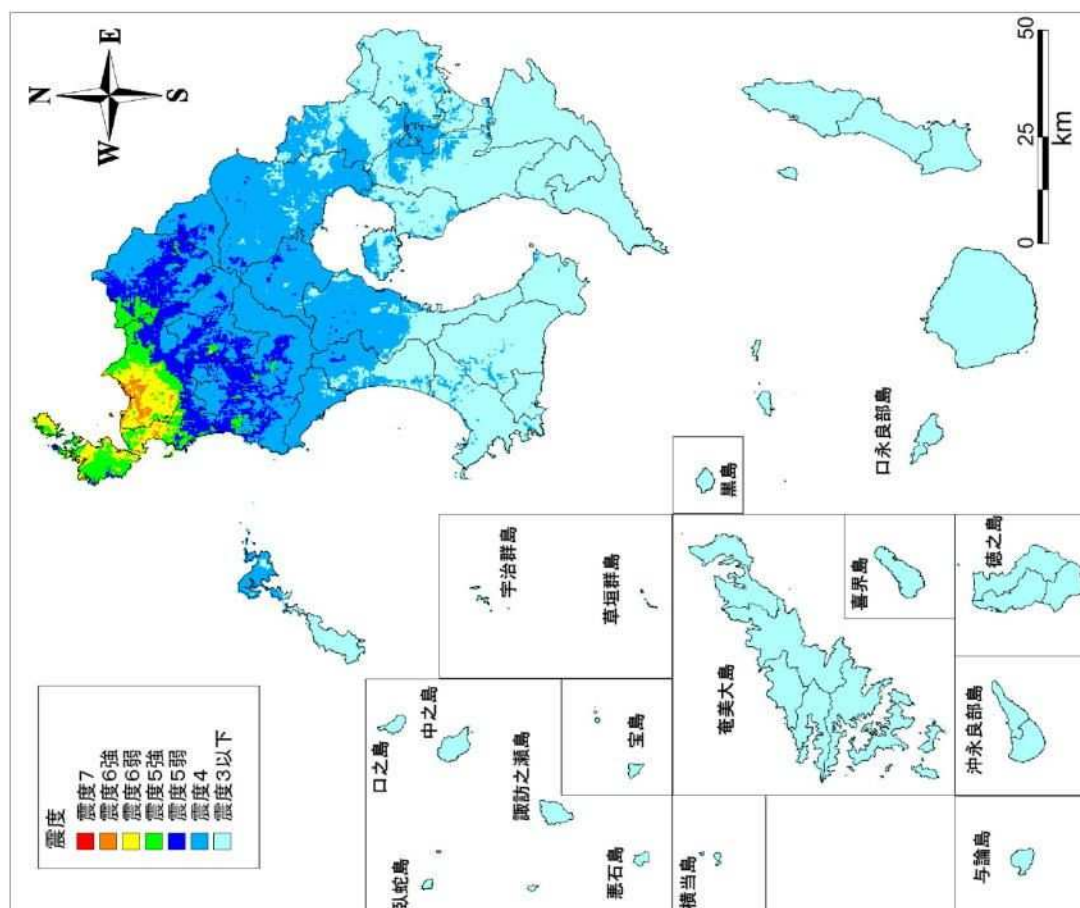


図 1.5.2 ① 鹿児島湾直下の地震の震度分布



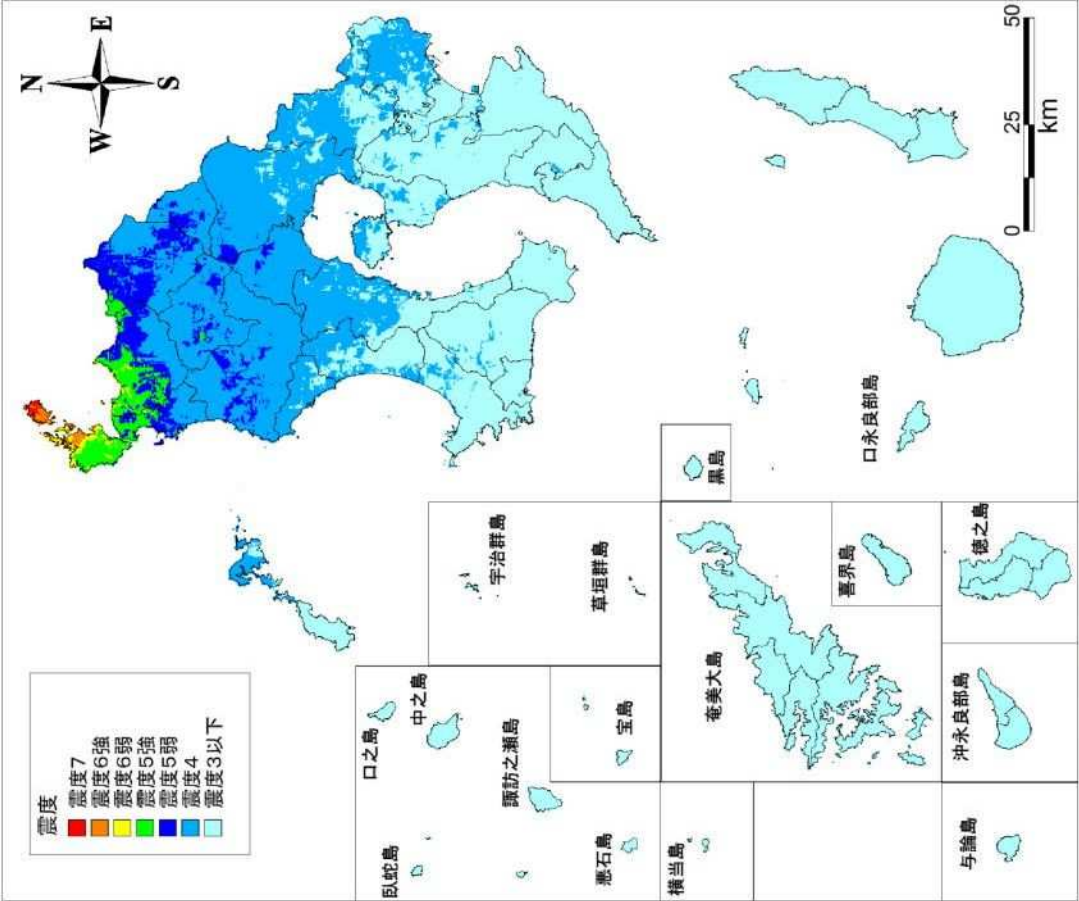


図 1.5.6 ⑤ 熊本県南部の地震の震度分布

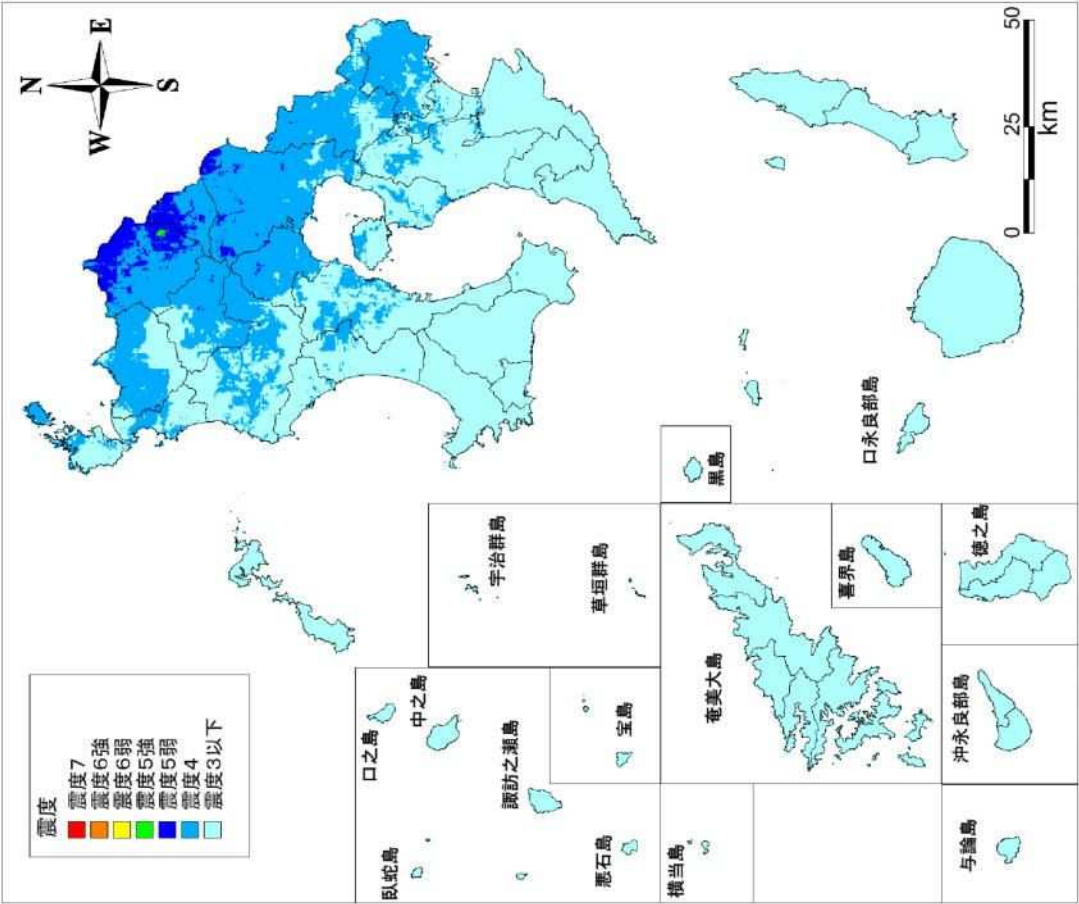


図 1.5.7 ⑥ 県北部直下の地震の震度分布

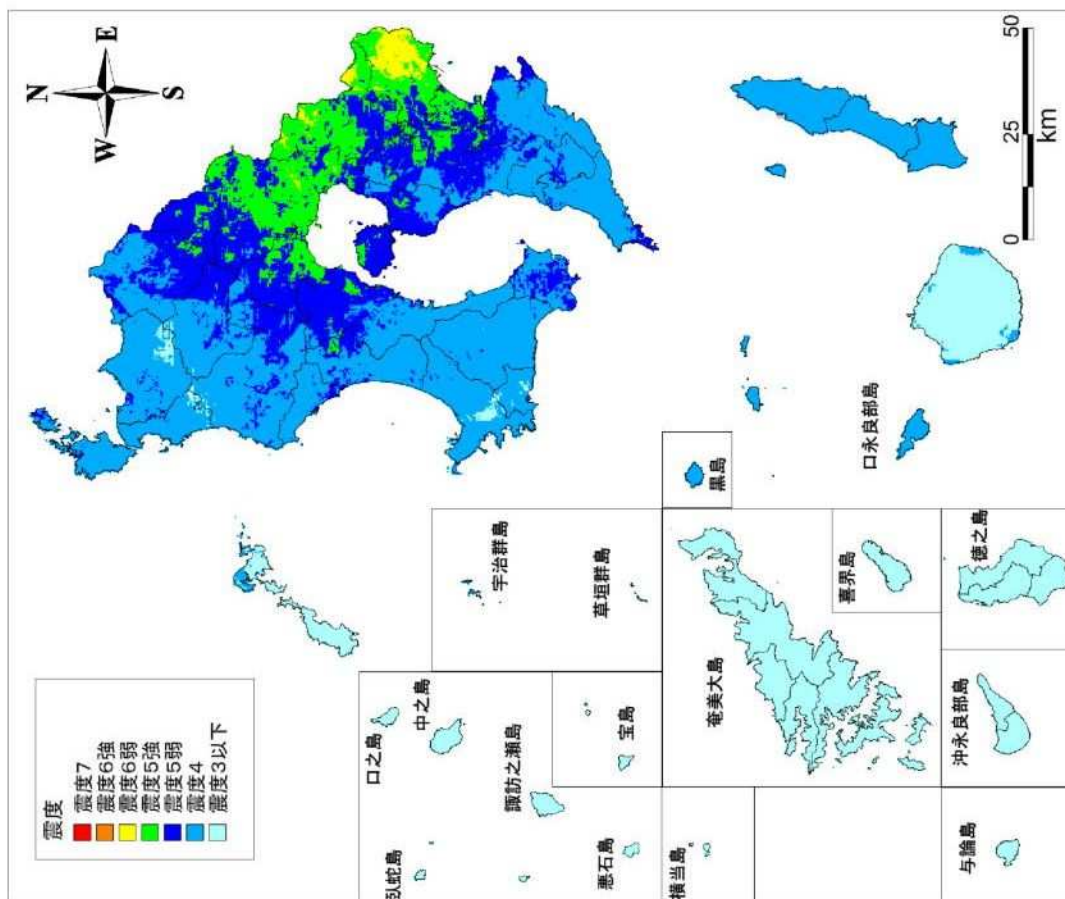


図 1.5.8 ⑦南海トラフ【基本ケース】の巨大地震の震度分布

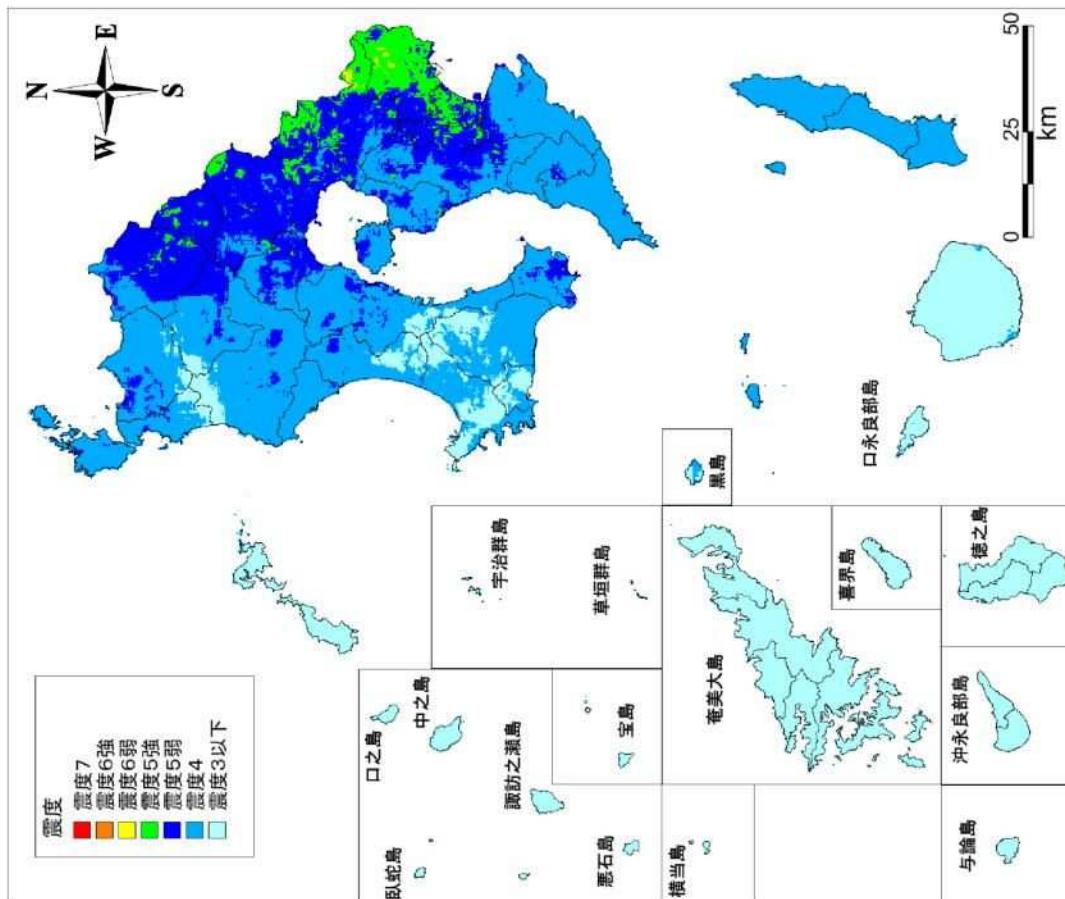


図 1.5.9 ⑦南海トラフ【東側ケース】の巨大地震の震度分布

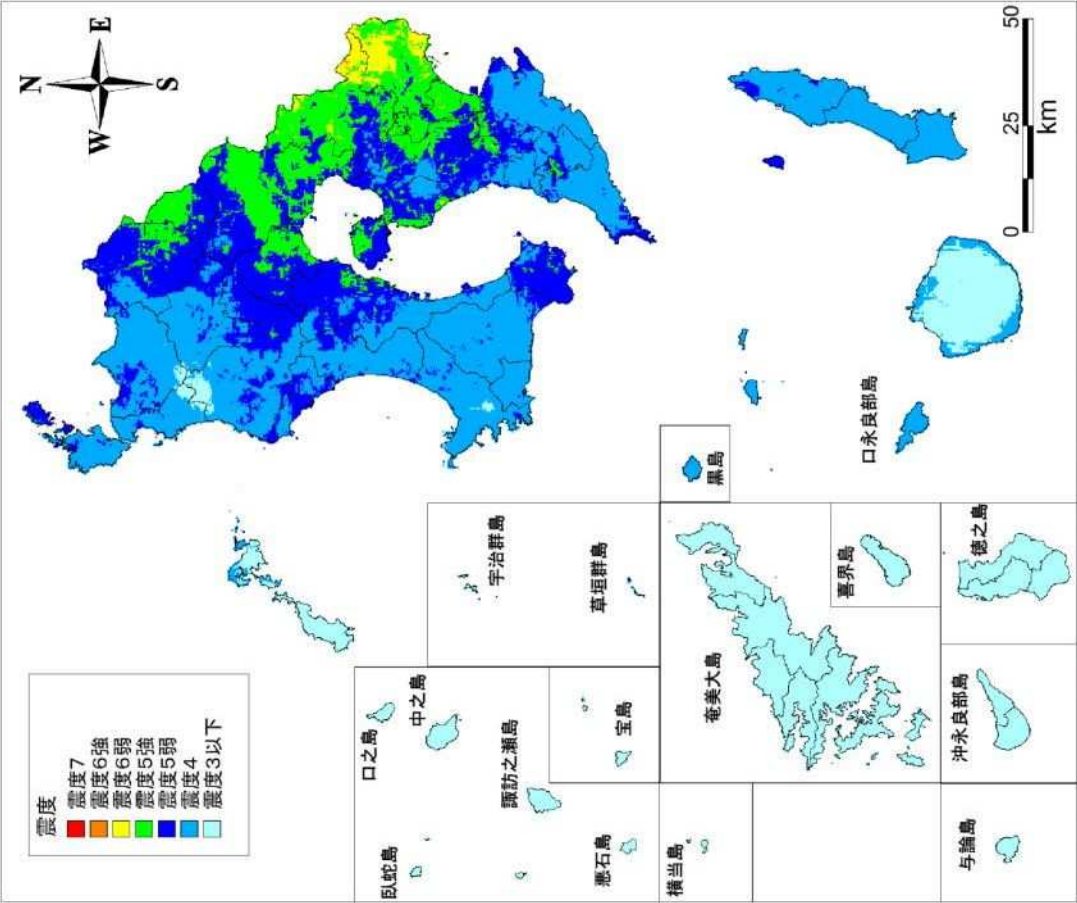


図 1.5.10 ⑦南海トラフ【西側ケース】の巨大地震の震度分布

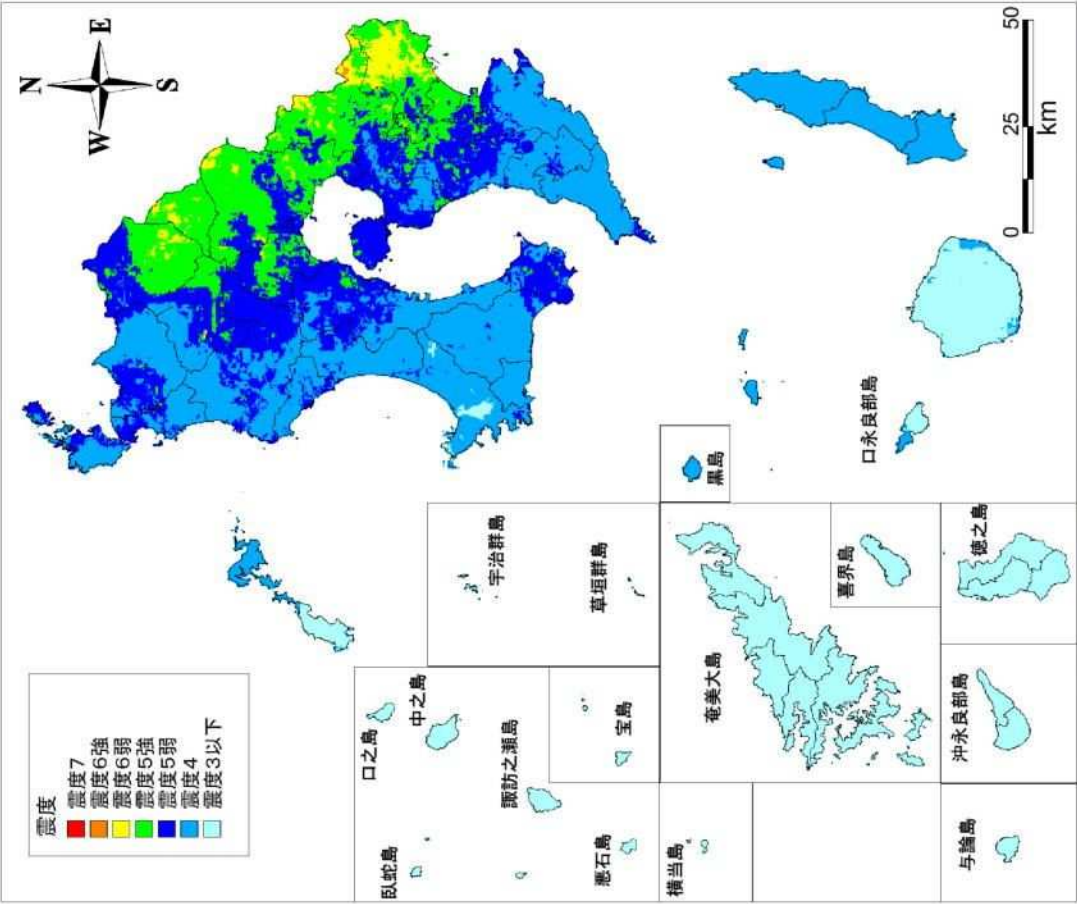
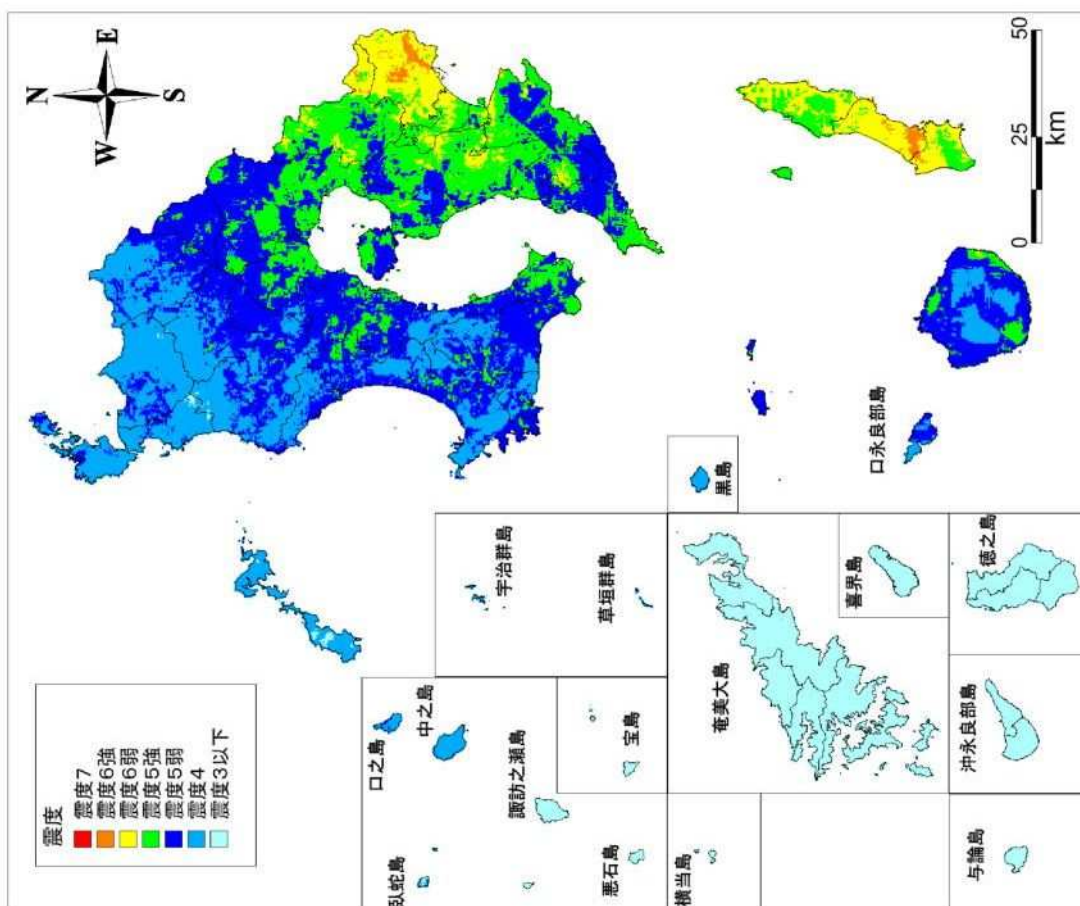
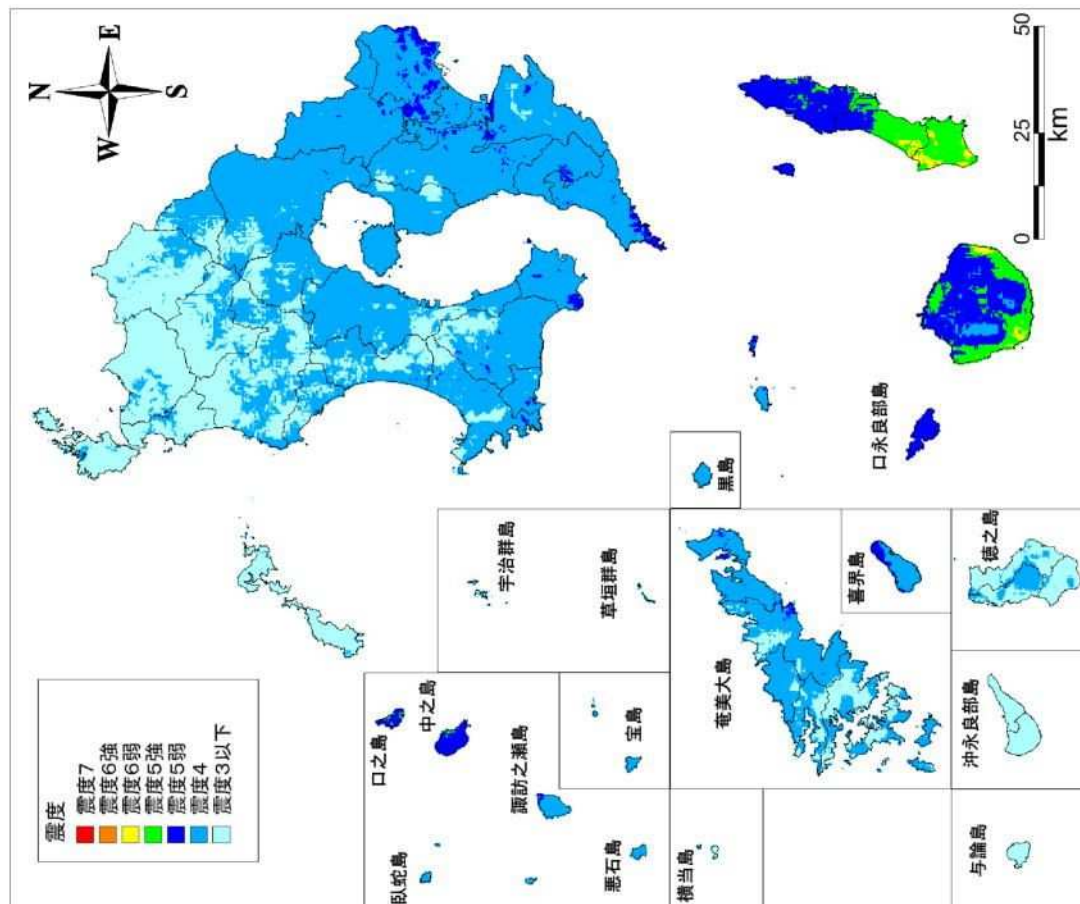


図 1.5.11 ⑦南海トラフ【陸側ケース】の巨大地震の震度分布



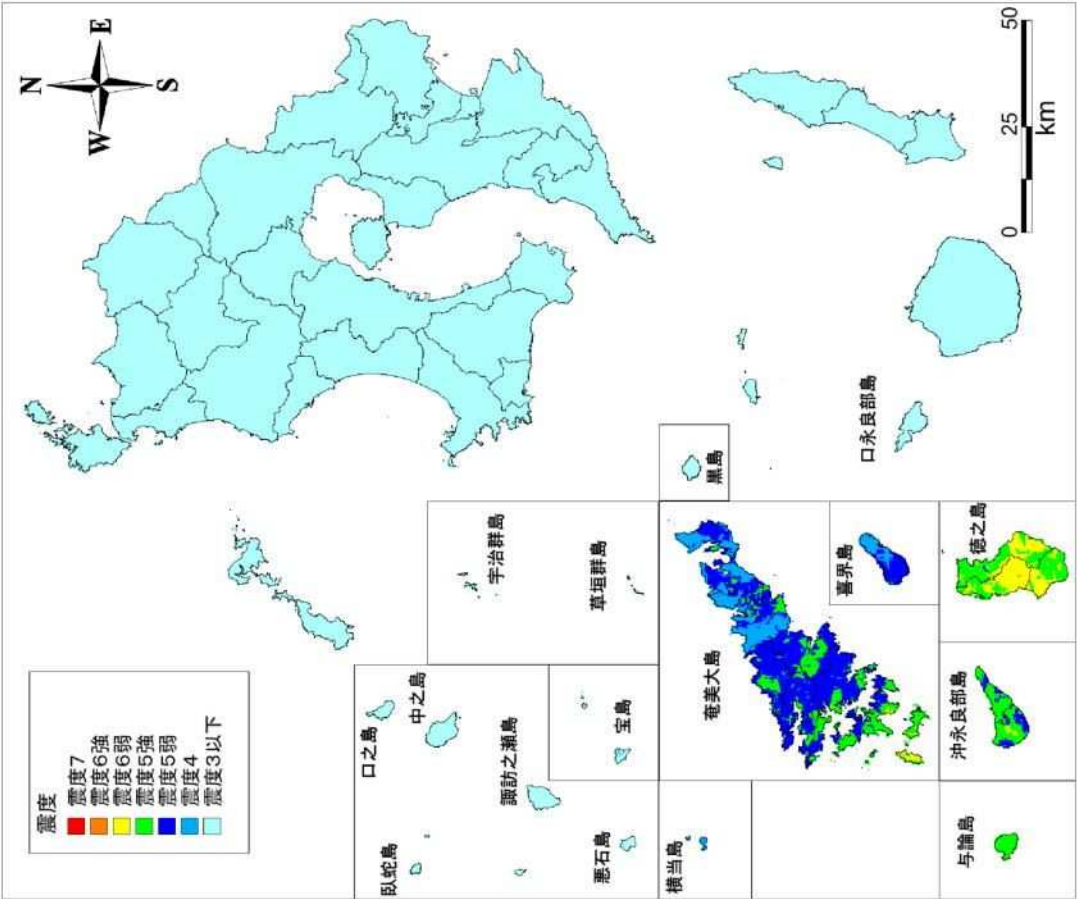


図 1.5.15 ⑪奄美群島太平洋沖（南部）の地震の震度分布

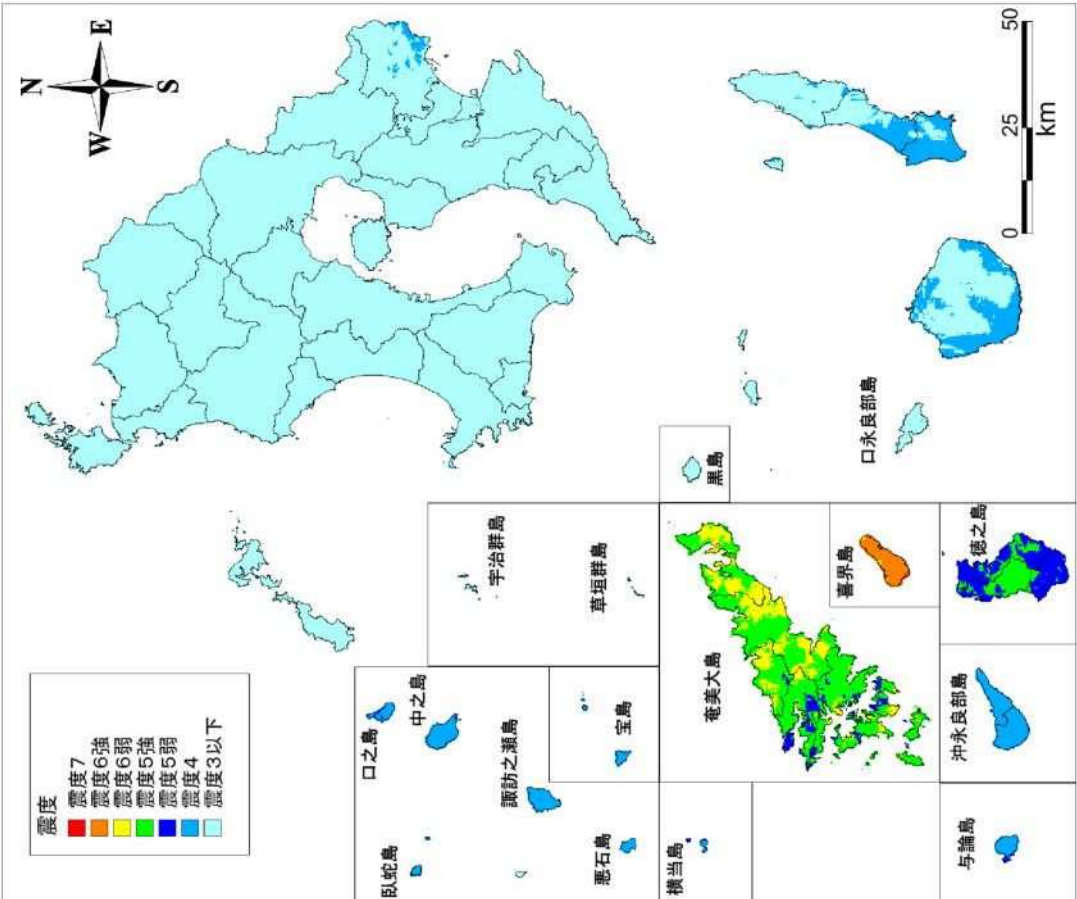


図 1.5.14 ⑩奄美群島太平洋沖（北部）の地震の震度分布

第2節 被害の想定

第1 被害想定的前提条件

- 季節、時刻が異なり想定される被害が異なる3種類のシーンを設定。
- 風速は、各市町村の最寄りの観測所における最大風速を設定。
- 避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高＋呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」の4パターンを設定。

設定するシーンは次のとおり。

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼12時	・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

※ 被害想定は、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」が公表した手法を基本とした。

第2 被害想定概要

※ 詳細は、「地震等災害被害予測調査報告（被害想定概要）」（県HP）を参照

1 被害想定項目

項 目	想 定 内 容
建物被害	液状化による建物の全半壊棟数 地震動（揺れ）による建物の全半壊棟数 斜面崩壊による建物の全半壊棟数 津波による建物の全半壊棟数 火災による建物の全半壊棟数
落下物等	ブロック塀等の倒壊件数 自動販売機の転倒台数 屋外落下物が発生する建物棟数
人的被害	建物倒壊（揺れ）による死傷者数 斜面崩壊による死傷者数 津波による死傷者数 火災による死傷者数 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による死傷者数 屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による死傷者数 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数 津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数
ライフライン被害	上下水道、下水道、電力、通信（電話）、ガス（プロパンガス除く）の被害
交通施設被害	道路、鉄道、港湾・漁港、空港の被害
生活への影響	避難者、帰宅困難者、物資
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物
その他の被害	エレベータ内閉じ込め、孤立集落
被害額	建物、ライフライン施設、交通施設、土地（農地）、その他

2 主な被害想定結果

各想定地震ごとの主な被害想定結果は次のとおり。

主な被害想定結果①

※ 被害が最大となるケースの県計

被害項目	①鹿児島湾直下	②県西部直下	③甕島列島東方沖	④県北西部直下	⑤熊本県南部
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	12,100	13,600	1,300	3,100	1,200
うち火災	2,300	2,100	0	300	10
人的被害：死者数（人）	270	540	490	120	50
うち建物倒壊・火災	250	530	—	120	30
うち津波	10	—	480		10
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	265,200	91,700	6,600	54,800	10,500
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	21,700	6,800	730	2,100	680
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	3,300	6,000	260	630	100
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	3,400	4,600	230	720	120
ガス（プロパン除く）被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	25,600	2,600	0	1,300	170
道路施設被害（箇所）	390	250	60	130	80
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	180	140	30	80	30
避難者数〔うち避難所〕（人）					
被災1日後	42,900[25,800]	27,200[16,400]	5,800[3,700]	6,000[3,600]	2,800[1,800]
被災1週間後	78,600[39,400]	39,700[20,000]	4,500[2,800]	14,300[7,100]	3,500[1,900]
被災1か月後	57,900[17,400]	36,000[10,800]	5,600[1,700]	10,700[3,200]	3,200[950]
物資（食料）需要量（食）					
被災1日後	93,000	59,000	13,300	13,000	6,300
被災1週間後	142,000	71,900	10,100	25,700	6,700
被災1か月後	62,600	38,900	6,100	11,500	3,400
災害廃棄物発生量（万トン）	160	100	10	20	10
孤立する可能性のある集落数（集落）	3	3	2	1	4
被害額（億円）	13,200	9,100	2,300	2,800	1,900

（注1）—：わずか（5未満）

（注2）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主な被害想定結果②

※ 被害が最大となるケースの県計

被 害 項 目	⑥県北部直下	⑦南海トラフ	⑧種子島東方沖	⑨トカラ列島太平洋沖
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	130	14,900	14,100	560
うち火災	0	70	500	0
人的被害：死者数（人）	—	2,000	190	210
うち建物倒壊・火災	—	10	90	—
うち津波		2,000	90	210
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	90	118,300	108,000	7,500
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	0	10,300	7,800	1,200
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	—	2,600	820	290
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	—	2,900	980	330
ガス（プロパン除く）被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	0	2,300	4,300	510
道路施設被害（箇所）	10	450	640	70
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	—	120	160	—
避難者数〔うち避難所〕（人）				
被災1日後	270[160]	48,900[30,800]	37,200[22,700]	7,700[5,100]
被災1週間後	280[140]	47,200[28,200]	45,600[23,600]	3,800[3,000]
被災1か月後	270[80]	47,800[14,300]	38,300[11,500]	7,200[2,100]
物資（食料）需要量（食）				
被災1日後	580	110,800	81,800	18,400
被災1週間後	500	101,700	85,100	10,700
被災1か月後	290	51,700	41,300	7,700
災害廃棄物発生量（万トン）	—	130	120	—
孤立する可能性のある集落数（集落）	0	38	26	34
被害額（億円）	100	14,600	14,300	1,800

（注1）—：わずか（5未満）

（注2）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主な被害想定結果③

※ 被害が最大となるケースの県計

被害項目	⑩奄美群島太平洋沖 (北部)	⑪奄美群島太平洋沖 (南部)	⑫A 桜島の海底噴火 (桜島北方沖)	⑫B 桜島の海底噴火 (桜島東方沖)
建物被害：全壊・焼失棟数 (棟)	3,800	1,100	200	270
うち火災	560	120		
人的被害：死者数 (人)	500	580	[820(注3)]	[1,100(注3)]
うち建物倒壊・火災	100	—		
うち津波	400	580	[820(注3)]	[1,100(注3)]
上水道被害：断水人口 (人) 被災直後	46,800	11,200		
下水道被害：支障人口 (人) 被災直後	4,300	2,100		
電力被害：停電軒数 (軒) 被災直後	2,200	1,100		
通信被害：固定電話不通回線数 (回線) 被災直後	2,600	1,400		
ガス(プロパン除く)被害：供給停止戸数 (戸) 被災直後	440	120		
道路施設被害 (箇所)	120	110	10	10
鉄道(新幹線含む)施設被害(箇所)	—	—	—	—
避難者数 [うち避難所] (人)				
被災1日後	15,500[9,900]	8,500[5,600]		
被災1週間後	15,500[9,600]	5,500[4,300]		
被災1か月後	16,300[4,900]	8,100[2,400]		
物資(食料)需要量 (食)				
被災1日後	35,800	20,200		
被災1週間後	34,500	15,300		
被災1か月後	17,600	8,700		
災害廃棄物発生量 (万トン)	20	10	—	—
孤立する可能性のある集落数(集落)	42	44	5	3
被害額 (億円)	4,100	1,900	450	520

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注3) 桜島の海底噴火については、津波に関する被害のみを想定【桜島の大規模な噴火(海底噴火)が予測された際は、津波を想定して事前に避難を実施・完了させることにより、津波による死者をゼロにすることも可能】

3 被害軽減効果

各想定地震等に対する被害軽減効果は次のとおり。

(1) 建物の耐震化による人的被害の軽減

最大被災ケース		被災度	想定結果	耐震化率90%時	耐震化率95%時
想定地震	季節・時刻		人数（人）	人数（人）	人数（人）
①鹿児島湾直下	夏12時	死者	270	160	140
②県西部直下	冬深夜	死者	540	190	150
③甬島列島東方沖	夏12時	死者	490	(※)	(※)
④県北西部直下	冬深夜	死者	120	30	20
⑤熊本県南部	冬深夜	死者	50	30	30
⑥県北部直下	冬深夜	死者	—	(※)	(※)
⑦南海トラフ (地震動：西側ケース)	夏12時	死者	2,000	(※)	(※)
⑦南海トラフ (地震動：陸側ケース)	夏12時	死者	2,000	(※)	(※)
⑧種子島東方沖	冬深夜	死者	190	120	110
⑨トカラ列島太平洋沖	夏12時	死者	210	(※)	(※)
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	冬深夜	死者	500	430	420
⑪奄美群島太平洋沖(南部)	夏12時	死者	580	(※)	(※)

(※) 想定結果のうち建物倒壊による死者数がわずかなため、被害軽減効果を算定できない。

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

(2) 津波からの避難の迅速化による死者数の軽減

被災ケース		避難パターン			
想定地震等	季節・時刻	(㉞)早期避難率低	(㉟)早期避難率高	(㊱)早期避難率高 ＋呼びかけ	(㊲)迅速避難
①鹿児島湾直下	冬深夜	10	10	10	10
	夏12時	10	10	10	10
	冬18時	10	10	10	10
②県西部直下	冬深夜	—	—	—	—
	夏12時	10	—	—	—
	冬18時	—	—	—	—
③甬島列島東方沖	冬深夜	440	200	180	50
	夏12時	480	180	100	10
	冬18時	410	150	100	10
④県北西部直下	冬深夜				
	夏12時				
	冬18時				
⑤熊本県南部	冬深夜	10	10	10	10
	夏12時	10	—	—	—
	冬18時	10	—	—	—
⑥県北部直下	冬深夜				
	夏12時				
	冬18時				
⑦南海トラフ (地震動：西側ケース) (津波：CASE 5)	冬深夜	1,100	370	—	—
	夏12時	1,500	610	170	—
	冬18時	1,400	490	60	—
⑦南海トラフ (地震動：西側ケース) (津波：CASE 11)	冬深夜	1,500	510	—	—
	夏12時	2,000	800	210	—
	冬18時	1,900	660	80	—
⑦南海トラフ (地震動：陸側ケース) (津波：CASE 5)	冬深夜	1,100	370	—	—
	夏12時	1,500	610	170	—
	冬18時	1,400	490	60	—
⑦南海トラフ (地震動：陸側ケース) (津波：CASE 11)	冬深夜	1,500	510	—	—
	夏12時	2,000	800	210	—
	冬18時	1,900	660	80	—
⑧種子島東方沖	冬深夜	90	30	—	—
	夏12時	120	40	—	—
	冬18時	110	40	—	—
⑨トカラ列島太平洋沖	冬深夜	140	50	10	—
	夏12時	210	70	—	0
	冬18時	160	50	—	—
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	冬深夜	400	140	10	10
	夏12時	410	140	20	10
	冬18時	400	140	10	—
⑪奄美群島太平洋沖(南部)	冬深夜	470	160	10	—
	夏12時	580	200	10	—
	冬18時	550	180	10	—

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

[参考] 避難行動の違い（避難の有無、避難開始時期）

		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難 あるいは 避難しない
		すぐに避難する (直接避難)	避難するが すぐには避難しない (用事後避難)	
(ア)	早期避難者比率が低い場合 (早期避難率低)	20%	50%	30%
(イ)	早期避難者比率が高い場合 (早期避難率高)	70%	20%	10%
(ウ)	早期避難者比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合 (早期避難率高＋呼びかけ)	70%	30%	0%
(エ)	全員が発災後すぐに避難を開始した場合 (迅速避難)	100%	0%	0%

(注) 避難開始時期は、昼間の場合、直接避難者は発災後5分後、用事後避難者は発災後15分後、切迫避難者は津波到達後とする。また、夜間の場合は、昼間に比べてさらに5分準備に時間がかかると仮定する。

(3) 事前避難の有無による死者数の軽減【桜島の海底噴火に伴う津波】

※ 桜島の大規模な噴火（海底噴火）が予測された際は、津波を想定して事前に避難を実施・完了させることにより、津波による死者をゼロにすることも可能。

被災ケース		事前避難	
想定地震等	季節・時刻	なし	あり
⑫A 桜島の海底噴火(桜島北方沖)	冬深夜	150	0
	夏12時	820	0
	冬18時	140	0
⑫B 桜島の海底噴火(桜島東方沖)	冬深夜	790	0
	夏12時	1,100	0
	冬18時	800	0

(注) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

第3節 地震等防災・減災対策の目標

第1 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える必要がある。

県では東日本大震災の教訓や県地域防災計画検討有識者会議の意見、県地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性をとりまとめた。

第2 減災目標

- ・ 地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を、今後10年で50パーセント以上減少させる。
- ・ 津波による死者数をゼロにする。

第3 取組の方向性

- ・ 「命を守る」（人的被害の抑止）、「暮らしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・ 多くの死者が発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・ 巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせる。
- ・ 海岸線が長く、多くの火山や島しょを有するなどの本県の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・ 県、市町村、関係機関、県民等が一体となって取り組む。

第 2 部 地震災害予防

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

- 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進
- 第2節 防災構造化の推進
- 第3節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）
- 第4節 公共施設の災害防止対策の推進
- 第5節 危険物災害等の防災対策の推進
- 第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進
- 第7節 地震防災研究の推進

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

- 第1節 防災組織の整備
- 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備
- 第3節 地震等観測体制の整備
- 第4節 消防体制の整備
- 第5節 避難体制の整備
- 第6節 救助・救急体制の整備
- 第7節 交通確保体制の整備
- 第8節 輸送体制の整備
- 第9節 医療体制の整備
- 第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備
- 第11節 複合災害対策体制の整備
- 第12節 災害対策基金管理体制の整備

第3章 県民の防災活動の促進

- 第1節 防災知識の普及啓発
- 第2節 防災訓練の効果的実施
- 第3節 自主防災組織の育成強化
- 第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 第5節 防災ボランティアの育成強化
- 第6節 企業防災の促進
- 第7節 要配慮者の安全確保

第2部 地震災害予防

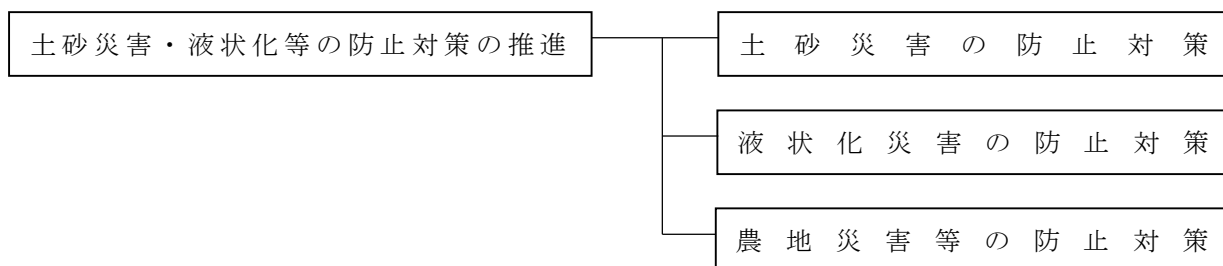
第1章 地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本県は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、斜面災害、液状化等の被害を受け易く、地震時においても土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



第1 土砂災害の防止対策

〔実施責任：九州森林管理局、九州地方整備局、危機管理防災局危機管理防災課、環境林務部森づくり推進課、土木部道路維持課・砂防課・都市計画課・建築課、市町村〕

1 土砂災害防止事業の推進

本県は、広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。また、地震時は震源の近傍を中心に斜面崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害の発生が予測されるほか、道路交通の不通箇所が予測される。

県及び市町村は、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

(1) 山地災害危険地区等

ア 危険箇所等の調査

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある区域を調査し、山地災害危険地区として把握している。

《資料編 2. 3 山地災害危険地区の現況》

イ 防災事業の実施

県は、森林法に規定する国の森林整備保全事業計画に基づき、山地災害危険地区のうち、緊急度の高い箇所から計画的に治山事業を実施することとしている。

また、荒廃地、疎悪林等の早期復旧及び山地災害の発生のおそれのある荒廃危険地の災害未然防止のために、治山施設の適正な配備や防災林の適正な造成を行うとともに、保安林の機能向上を図るため、保安林整備を行う。併せて、森林法に規定する地域森林計画に基づき、山地災害防備機能を高めるための保安林を重点的に配備する。

市町村は、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 砂防法に基づく砂防指定地

ア 災害防止事業の実施

県は、土石流発生のおそれがある危険な溪流について、環境にも配慮しつつ施設の整備を進めており、今後も、危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等（土石流）から、逐次事業を実施する。

なお、必要な場合は耐震設計を行い、地震時に備えた対策を推進する。

《資料編 2 砂防三法指定区域の指定状況》

イ 行為規制等

県は、砂防指定地に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(3) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

ア 災害防止事業の実施

県は、地すべりのおそれがある危険な箇所の地すべり状況の観測と現地調査を進め、地すべりの危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等（地すべり）から、逐次事業を実施する。

《資料編 2 砂防三法指定区域の指定状況》

イ 行為規制等

県は、地すべり防止区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、地すべり防止の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

ア 災害防止事業の実施

県は、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、計画的に施設の整備を進めており、今後も、危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）から、逐次、事業を実施する。

《資料編 2 砂防三法指定区域の指定状況》

イ 行為規制等

県は、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切り、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発する恐れがある行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

市町村は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(5) 建築基準法に基づく災害危険区域

県及び市町村は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内におけ

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

る建築に関する制限について条例で定める。

急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を促進する、がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

(6) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の地域振興局等においての標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から、順次、防災工事を実施する。

（主要交通途絶予想箇所数については、「鹿児島県水防計画書」参照）

(7) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市町村長に通知するとともに公表し、区域の指定を行う。

市町村は土砂災害防止法第8条に基づき、市町村地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域の指定

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取り組みを行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者等に対し移転等の勧告が可能となる。

(8) 盛土規制法に基づく規制区域等

盛土等による災害から県民の生命・財産を守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等に許可を要するなどの規制を行う。

また、規制区域内における既存盛土等に関する調査を実施し、不法・危険盛土等に対して是正措置の命令等を行う。

ア 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定

県及び鹿児島市は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を公表し、必要な手続きを経た上で、区域の指定を行う。

イ 行為規制等

県及び鹿児島市は、宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内では、土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土、土捨て行為や一時的な堆積などの行為を許可の対象とするほか、不法・危険盛土等に対して是正措置の命令等を行う。

(9) その他の災害危険箇所

市町村は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

2 砂防関係施設の災害防止

砂防関係施設（砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設）を設置し、施設の機能を確保する必要がある。このため、砂防関係施設の管理者は、日常の巡視や点検を行い、既存施設の老朽化対策を推進するなど、適確な維持管理に努める。

3 災害危険箇所等の調査結果の周知

(1) 災害危険箇所の点検体制の確立

市町村は、県地域振興局・支庁、消防機関、警察等関係防災機関等の協力の下に、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや住民の参加を得て行うように努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、すみやかに市町村（防災担当課又は土木担当課等）に通報する。

(2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 市町村は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市町村は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 地震等による斜面崩壊危険度等の県の想定結果を利用するとともに、各市町村独自に新たに把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について新たに調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

(3) 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

市町村は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を市町村地域防災計画に明示・位置付ける。

イ 災害危険箇所の他、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配付。

ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等、あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

4 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

(1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、市町村は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市町村は、人家等に被害を与えるおそれのある危険箇所がある地区を避難対象地区

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

市町村は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成するものとする。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ 住民への情報伝達方法の整備

市町村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

避難をする際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

オ 避難指示等の基準の設定

上記の斜面崩壊危険の把握調査や防災点検結果を基に、地震時の災害危険箇所における住民への避難指示等の基準を定めるよう努める。

(4) 避難訓練

市町村及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携を取りつつ、適宜、地震時の斜面崩壊等を想定した避難訓練を実施するよう努める。

（避難訓練の方法は、第3章第2節「防災訓練の効果的実施」参照）

第2 液状化災害の防止対策

〔実施責任：九州地方整備局、土木部都市計画課上下水道室、農政部農地整備課・農地保全課、土木部道路建設課・道路維持課・河川課・港湾空港課・都市計画課・建築課、市町村〕

1 法令遵守の指導

県及び市町村は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。また、

地震災害時には、本土や島しょ部の市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、県及び市町村は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

県及び市町村は、これまで、液状化対策に関し県民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても、県民や関係方面への周知に努める。

第3 農地災害等の防止対策

〔実施責任：農政部農地保全課〕

県は、被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、市町村と連携を図りながら、関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、県及び市町村は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第4 宅地被害の防止対策

〔実施責任：土木部建築課、市町村〕

県及び市町村は、大規模な災害時の宅地被害を軽減するため、県民に対し日常点検の必要性など、宅地防災に関する意識向上のため啓発等に努める。

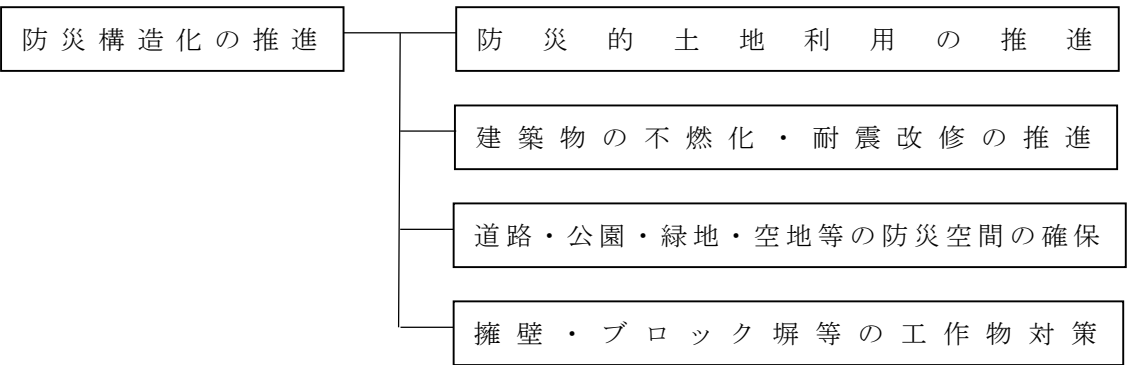
県内の大規模盛土造成地を有する25市町は、大規模盛土造成地の位置等を示した大規模盛土造成地マップを公表しており、当該地の優先度評価や安全性把握調査の実施に努める。

また、市町村は、液状化ハザードマップの作成及び公表に努める。

第2節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。



第1 防災的土地利用の推進

〔実施責任：土木部都市計画課・建築課、市町村〕

1 土地区画整理事業の推進

(1) 土地区画整理事業の実施状況

近年、急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたり、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われスプロール化が進行し、老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、地震時の倒壊・出火による被害が予想される。

鹿児島県における土地区画整理事業の現状は、以下のとおり。

表 2.1.3.1 土地区画整理事業の現状（令和7年4月1日現在）

区 分	地 区 数	面 積
公共団体施行	15 地区	543.5 ha
組合・個人施行	2 地区	166.6 ha
合 計	17 地区	710.1 ha

(2) 土地区画整理事業の実施方策

県及び市町村は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

ア 土地区画整理事業の推進

市町村が施行している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の早期完成を図る。

イ 土地区画整理事業の指導

県は、新規に事業を予定している市町村に対し、その計画策定において、技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。

2 市街地再開発事業の推進

(1) 市街地再開発事業の実施状況

市街地再開発事業が、現在9地区（面積5.92ha）で実施済みである。

また、優良建築物等整備事業については、4地区（2.46ha）で実施済みである。

(2) 市街地再開発事業等の実施方策

近年の都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が增大しているため、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。

ア 民間活力活用による事業の促進

都市再開発法に基づいて設立される市街地再開発組合等の民間活力を活用し、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用を図る市街地再開発事業を促進する。

イ 権利者等への事業の目的、効果等の周知

事業促進のため、市町村を通じて、関係権利者等へ事業の目的、効果等の周知を図る。

3 新規開発に伴う指導・誘導

(1) 新規開発に伴う指導等の実施状況

盛土規制法による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の状況は、以下のとおり。

表 2.1.3.2 盛土規制法による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の状況

区 分	概 況
宅地造成等工事規制区域	県内全域
特定盛土等規制区域	

(2) 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び市町村は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

を計画的に行う。

ア 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の安全化

盛土規制法第10条及び第26条により指定された宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内で行う宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に関する工事等について、同法の規定に基づき、指導等を行い、災害の防止に努める。

イ 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

ウ 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

第2 建築物の不燃化・耐震改修の推進

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、土木部道路建設課・都市計画課・建築課、市町村〕

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。

このため、鹿児島市と奄美市においては、引き続き防火地域、準防火地域の指定の拡大に努め、その他の市町村においても、防火地域、準防火地域の指定に努める。

表 2.1.3.3 防火地域指定の現況

都市計画 区域名	都 市 名	防火地域面積
鹿児島	鹿児島市	123.0 ha

(令和6年3月31日現在)

表 2.1.3.4 準防火地域指定の現況

都市計画 区域名	都 市 名	準防火地域面積
鹿児島	鹿児島市	766.0 ha
名瀬	奄美市	2.1 ha

(令和6年3月31日現在)

2 消火活動困難地域の解消

県及び市町村は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3 延焼遮断帯等の整備

県は、道路・公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

4 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により市街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

5 その他の地震火災防止事業

市町村は、地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、地震火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

〔実施責任：危機管理防災局、土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課・都市計画課・建築課、市町村〕

1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は県民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の形成及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

（道路の整備方法は、第4節第6「道路・橋梁の災害防止」参照）

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

県及び市町村は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

鹿児島県における公園・緑地等の整備状況は、以下のとおり。

表 2.1.3.5 公園・緑地等の整備状況（令和6年3月31日現在）

区分	箇所数	面積 (ha)
県立都市公園等	10	274.3
市町村立公園	1,370	1,699.5
計	1,380	1,973.8

※県立都市公園等の中には、「マリンポートかごしま」の緑地1箇所（24ha）が含まれる。

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

2 共同溝等の整備

県及び市町村は、日常生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の地震による被害を最小限に食い止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に、「マリンポートかごしま」において、大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積等を行う岸壁、ヘリポート、広場等を一体的に備えた広域防災拠点を確保するとともに、鹿児島港の新港区（－9 m岸壁）などにおいて、大規模地震等の災害時に市域への緊急物資輸送、救援活動の円滑化や離島地域との交易機能の早期回復に対応する耐震強化岸壁を確保する。

また、防災機能を有する道の駅を広域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

〔実施責任：土木部道路建設課・道路維持課・都市計画課・建築課、市町村〕

1 擁壁の安全化

県及び市町村は、道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に地震時の安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

県及び市町村は、これまでパンフレットの配付等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続きブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

県及び市町村は、これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

4 屋外広告物に対する規制

県は、広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす恐れのないものであること。」と定め、一定規模以上の広告物については、一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務付けている。

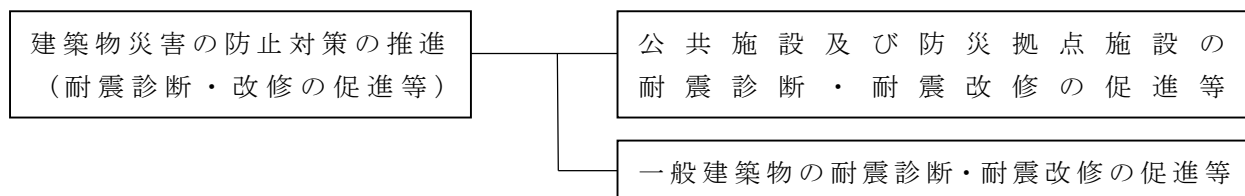
また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守を図るとともに、地震時の倒壊、落下等による公衆への危害を防止するため、設置者による点検等、指導に努める。

5 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第3節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。



第1 公共施設及び防災拠点施設の耐震診断・耐震改修の促進等

〔実施責任：土木部建築課、出納局管財課、教育庁学校施設課、市町村〕

1 公共施設等の重点的な耐震診断・改修等の実施

県及び市町村の庁舎や消防、警察、学校、公民館及び医療機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、県及び市町村は、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、県及び市町村は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、県及び市町村は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、土木部都市計画課・建築課、商工労働水産部中小企業支援課、市町村〕

1 防災指導等による不燃化、耐震性の促進

県及び建築主事を置く市（鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市）は、以下の方法により、一般建築物の不燃化、耐震改修・安全化等の促進の指導に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市並びに指定確認検査機関は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法等に基づき指導を行う。

イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上、がけ下等）であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

不法建築、無届建築等を摘発し、適正な指導を行う。

カ 防災性の高い市街地の整備

(ア) 地域、地区の指定のない都市に対する地域、地区制の促進を図る。

(イ) 土地区画整理、道路位置指定等の指導により、宅地の計画的な環境整備を図る。

(ウ) 建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

(2) 既存建築物に対する耐震改修等指導

現行の耐震基準の以前に建設された建築物については、その耐震性が確保されていないものがあることから、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。これら施設に対する災害は、地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため、地盤振動や液状化の危険性の高い区域については、特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

また、災害時にエレベータにおける閉じ込め防止等を図る。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

なお、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

(3) 融資制度等の活用による不燃、耐震化促進

ア 民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

イ 住宅金融支援機構の融資制度等を活用して、住宅の耐震改修を促進する。

ウ 鹿児島県中小企業融資制度（事業活動継続支援資金）により、事業用建築物の耐震改修を促進する。

2 県民等への意識啓発

県及び市町村は、県民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 一般に対する指導啓発内容

- ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進
- ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- エ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、劇場、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第4節 公共施設の災害防止対策の推進

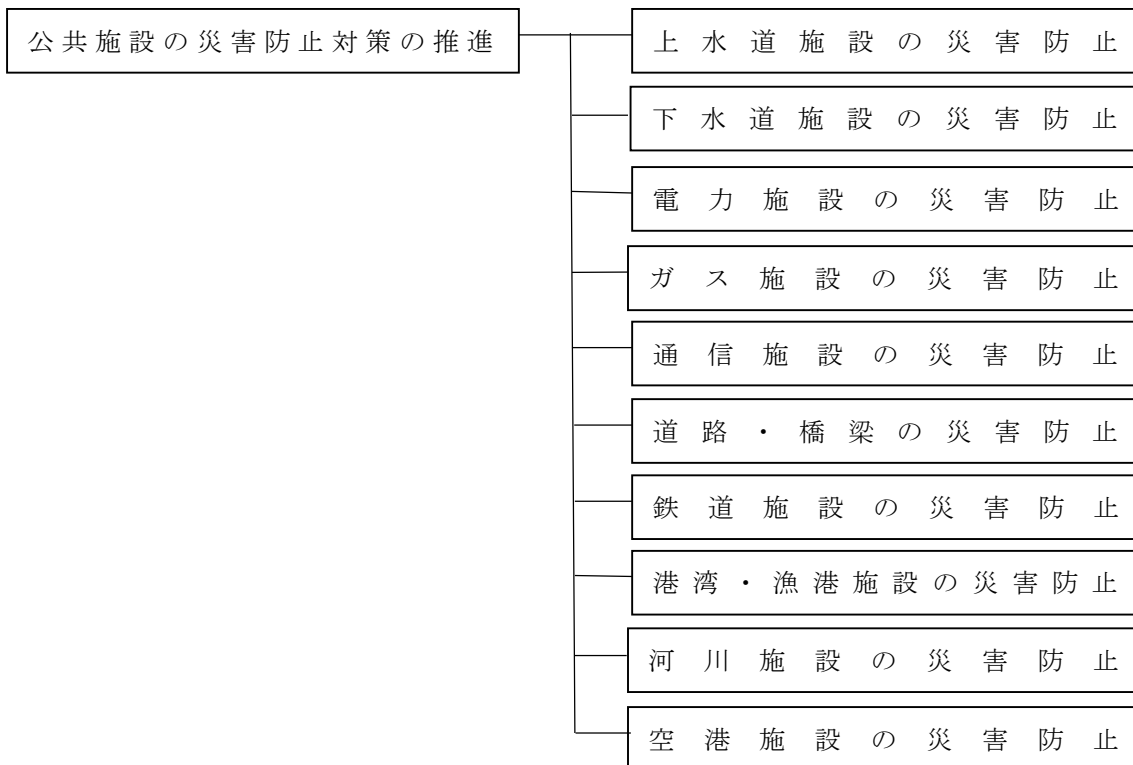
上・下水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設、空港等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、適確な維持管理に努め、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。また、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。



第1 上水道施設の災害防止

〔実施責任：土木部都市計画課上下水道室、市町村、水道事業者〕

1 地震に強い上水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、地震に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。《資料編 11. 1 市町村別上水道施設の整備状況》

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- (3) 老朽化した浄水場等の構造物、導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進
- (4) 浄水場等の基幹施設、導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進
- (5) 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
- (6) 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
- (7) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (8) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
- (9) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

第2 下水道施設の災害防止

〔実施責任：土木部都市計画課上下水道室、市町村〕

1 地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

下水道事業者は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

《資料編 11. 2 市町村別下水道施設の整備状況》

- (1) 耐震性の劣る配管から、柔軟で外力を分散させる構造への敷設替え推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 集中監視システムの活用

各下水道事業管理者における浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

第3 電力施設の災害防止

〔実施責任：九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社〕

1 電力設備の地震・津波災害予防措置

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、以下の方法により地震災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。

《資料編 11. 3 電力施設の現況》

(1) 水力発電設備

土木設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。

(2) 原子力発電設備

原子力発電所の施設は、安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。また重要な建物および構築物は、十分な支持性能を有する地盤に設置する。

(3) 送配電設備

架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路 …… 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(4) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。

(5) 配電設備

架空配電線路 …… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う

地中配電線路 …… 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(6) 通信設備

通信設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

(7) 建物及び構築物（業務設備を含む）

建築基準法等により耐震設計を行う。

2 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、潮位、波高等の観

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送体制の確保に努める。特に、離島への復旧用資機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

- ・ 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力送配電の事業所に連絡すること。
- ・ 断線垂下している電線には絶対触れないこと。
- ・ 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・ その他事故防止のため留意すべき事項。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第4章 ガス施設の災害防止

〔実施責任：ガス事業者〕

1 ガス施設の地震・津波防止措置の実施

ガス事業者は、地震災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう、以下のとおり施設や導管の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。

《資料編 11. 4 ガス事業者及び施設の状況》

(1) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を

考慮して整備する。また、緊急遮断設備等の整備を行って、地震災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

(2) 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

導管のうち、新設導管については、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても、計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。また、特に高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配置するよう計画する。

2 ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、地震災害が発生した場合に、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう、以下の対策を実施する。

(1) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、地震時措置要領等の整備に努める。

(2) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

(3) 緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努め、緊急措置ブロックの形成を推進する。

(4) 支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

3 需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

第5 通信施設の災害防止

〔実施責任：N T T西日本株式会社〕

1 電気通信設備等の耐震性等の確保（防災設計による）

N T T西日本株式会社鹿児島支店は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

(1) 電気通信施設・設備の耐震化

電気通信施設・設備の耐震化を図る。特に、局舎（交換局等）については、既往最大規模の地震事例を参考として耐震、耐火構造化を推進する。

(2) 通信用機器の耐震化

局舎内に設置する交換機等の通信機器は、振動による倒壊、損傷を防止するため、の必要な耐震措置を行う。

(3) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として、蓄電池・発電機を常備する。

(4) 交換局・基地局等の耐震性等の強化

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

基礎の嵩上げや扉構造等の強化（防水仕様）及び給排気口の取付場所、局舎内部での基礎架台の高さなど耐震性等の強化を図る。

2 通信設備の確保

(1) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、寸断等の恐れがある区間は地下埋設化を推進する。

(2) 橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

橋梁添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

(3) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(4) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

ア 回線の切替え措置方法

イ 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源者の運用方法

ウ 重要局所被災時の措置方法

エ 災害対策用電話回線の作成

オ 一般通話の制限（大規模地震等広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）

3 災害対策用機器・資機材の整備

(1) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車を配備する。

(2) 大容量可搬型交換局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬型交換局設置等を主要地域に配備する。

(3) 移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、交換局、無線中断所等を対象に配備する。

(4) 非常用電源の確保

台風等の災害時における長時間停電に対し、通信電源を確保するため離島を中心に非常用電源（発発）の配備を進める。

(5) その他

特に、離島への災害対策用機器・復旧用機材等の迅速かつ効率的な輸送体制の確保に努める。

4 防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施するとともに、県及び地方自治体が実施する防災演習には積極的に参加する。

5 情報の提供

災害発生に当たっては通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知

に努めるとともに、自社ホームページ等を活用し通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第6 道路・橋梁の災害防止

〔実施責任：九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、土木部道路建設課・道路維持課〕

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国・県・市町村等の各道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁の耐震補強

緊急輸送道路等としての機能を確保するため、大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる耐震補強を実施する。

(3) 道路冠水危険箇所の周知等

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、道路冠水危険箇所の周知を行うとともに、標識、情報板、排水ポンプ等の点検及び補修等を推進する。

(4) 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震の発生直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

《資料編 10. 2 (1) 緊急輸送道路ネットワーク指定内訳》

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、地震災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車や工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第7 鉄道施設の災害防止

〔実施責任：九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社〕

1 鉄道施設、設備の耐震性等の確保

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

鉄道施設は、地震災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造として整備されている。九州旅客鉄道株式会社は、地震災害に際し、鉄道施設の被害が生じた場合、著しい活動障害となることが想定されるため、以下の方法により鉄道施設の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。

(1) 鉄道施設の建造物の設計標準

鉄道施設の建造物の設計は、「鉄道建築物設計標準仕様書」等により、耐震性の確保を念頭に行う。

2 防災関係資材の点検・整備

救援用品を常に整備し、完全な常態の確保に努める。また、救援用品の使用を終わったときは、これを点検してき損器具の修理、消耗品の手配をしておく。

3 応急・復旧体制等の整備

(1) 応急・復旧体制の整備

運転事故、災害事故等により列車の運転に直接支障を生じる事態もしくは救援を要する事態（以下「事故」という）が発生した場合の復旧、又は発生する恐れがある場合の応急処置については、「運転取扱実施基準」、「運転事故並びに災害応急処理標準」及び「防災業務実施計画」による。

(2) 避難誘導体制の整備

事故発生時、駅長等が、コンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い、情報の周知徹底を図る体制の整備に努める。

また、乗務員が、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導が行える体制の整備に努める。

4 防災訓練の実施

事故発生時に適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

第8 港湾・漁港施設の災害防止

〔実施責任：九州地方整備局、商工労働水産部漁港漁場課、土木部港湾空港課〕

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、地震災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び適確な維持管理に努め、また、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するものとする。

2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾において、耐震強化岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、地震災害後の物資輸送

拠点としての機能の確保に努める。

3 港湾・漁港施設の整備

本土・離島の拠点港となる鹿児島港、志布志港、川内港、里港、垂水港、西之表港、宮之浦港、硫黄島港、中之島港、名瀬港、湾港、亀徳港、和泊港及び与論港の各港湾管理者は、耐震強化岸壁、緑地、臨港道路等の整備を計画的に推進する。

また、枕崎漁港及び山川漁港の漁港管理者は、耐震強化岸壁の整備を完了しているため、今後は、臨港道路等の整備を計画的に推進する。

第9 河川施設の災害防止

〔実施責任：九州地方整備局、土木部河川課〕

1 河川施設の災害防止事業の推進

(1) 河川施設の整備状況

本県は、台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という極めて厳しい自然条件のもとにあり、さらに、宅地化等による土地利用の変化のため、河川の安全度は低下する傾向にある。このため、治水事業五箇年計画に基づく河川整備を図っているが、本県の河川（一級河川 149（河川延長 713.1km）、二級河川 310（河川延長 1,780.4km））は、未改修河川が多いため、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進している。

（水防活動用資機材の整備状況等は、「鹿児島県水防計画書」参照）

(2) 河川施設の整備方策

県内の河川法適用河川で改修済みの河川は、一定規模の水害に耐えうるよう整備されており、通常地震に対しても堤防への大きな被害は生じないと思われるが、洪水時の水位や潮位に比べて、境内地盤が低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、地震時の液状化等による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらす恐れがある。

このため、河川管理者は、地震災害を念頭にした河川堤防の災害防止対策として、後背地の資産状況等を勘案し、必要区間に対する整備を進めるとともに適確な維持管理に努める。

2 河川水の取水体制の整備

河川管理者は、地震時の断水に伴い、消防水利や生活用水が不足する事態に備え、河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。

第10 空港施設の災害防止

〔実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所、土木部港湾空港課〕

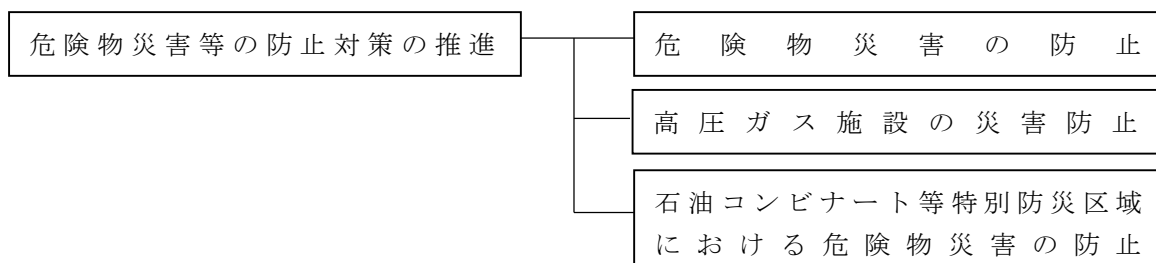
1 空港施設の機能確保

空港は、災害時の救急・救命活動や緊急物資・人員受け入れ等の拠点となることから、空港管理者は、地震発生時にその機能が確保されるよう、必要に応じて空港施設の地震耐震対策及び既存施設の老朽化対策を計画的に実施する。

第5節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に押えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。



第1 危険物災害の防止

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

1 危険物施設の保安監督・指導

県及び市町村は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

《資料編 12. 1 消防本部ごとの危険物施設数》

2 危険物取扱者への保安教育の徹底

県は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において取扱作業に従事する危険物取扱者に対して、消防法に基づく取扱作業の保安に関する講習を実施する。

第2 高圧ガス施設の災害防止

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課〕

1 高圧ガス保安施設の監督・指導

県及び市町村は、高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、当該高圧ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 高圧ガス取扱者への保安教育の徹底

県は、高圧ガス関係団体と連携し、高圧ガス施設又は事業所において、高圧ガス取扱作業に従事する者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

《資料編 12. 3 主要な高圧ガス事業所一覧》

第3 石油コンビナート等特別防災区域における危険物災害の防止

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

地震時の石油コンビナート等特別防災区域における災害の防止については、「鹿児島県石油コンビナート等防災計画」に記載のとおりである。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

〔実施計画：鹿児島県、市町村〕

県は、第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）に引き続き、第7次地震防災緊急事業五箇年計画（令和8～12年度）に基づいて、地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を、県下全域において重点的・計画的に推進する。

市町村は、地震防災対策特別措置法に基づき、市町村が実施する施設等の整備にあたっては、市町村地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設又は公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 第7号から第10号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第7節 地震防災研究の推進

〔実施計画：鹿児島県、市町村〕

県、市町村及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化、津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

市町村は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

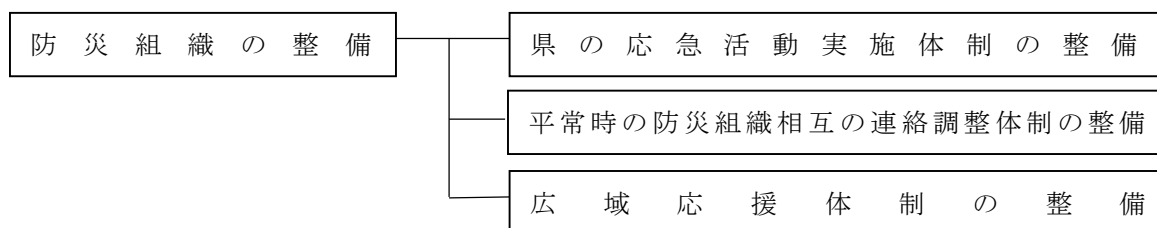
地震災害に際して、迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような地震災害対策への事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、地方防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 県の応急活動実施体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課〕

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を地震の発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、県は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

（県の動員配備体制は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照）

(1) 初動体制の整備

ア 災害対策職員用携帯電話の整備

初動段階の災害対策要員の確保を図るため、本部長をはじめ危機管理防災局等主要部局の職員等に携帯電話を常時所持させ、気象情報等自動伝達システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

イ マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

ウ 24 時間体制の整備

勤務時間内・外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できるよう、非常勤嘱託員による 24 時間体制を実施する。

(2) 庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。
(県災害対策本部の設置方法は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照)

(1) 災害対策本部（本庁・災害対策本部室）運営マニュアルの作成

地震・津波の発生直後に参集してきた職員の誰もが手際よく災害対策本部（本庁・災害対策本部室）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。

(3) 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部連絡員及び災害対策本部室員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的な研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課〕

1 情報連絡体制の充実

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(県災害対策本部と防災関係機関との協力系統図は、第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照)

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

県、市町村及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

また、災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に行う。

県、市町村及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

(1) 県による要請手続き等の明確化

県は、災害派遣要請事項、災害派遣の手続きについて、災害時に迅速に実施できるように手続き等を明確化しておく。

(2) 市町村における連絡手続き等の明確化

市町村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように市町村地域防災計画に明示しておく。

(3) 自衛隊との連絡体制の整備

県及び市町村は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関〕

- 1 県、市町村及び各防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害等の特性等を

踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

- 2 特に、県及び使用村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の大体庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

〔実施責任：九州管区警察局、危機管理防災局危機管理防災課、県警察、市町村〕

1 他県及び九州地方整備局との広域応援協定等の締結

九州・山口9県をはじめ、都道府県及び九州地方整備局とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

（九州・山口9県災害時応援協定、その他の相互応援協力協定及び九州地方整備局との応援協定は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照。自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所及び自衛隊派遣要請系統は、第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」参照）

2 市町村における県及び他市町村等との相互応援体制の整備

県内の市町村は、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

3 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、本県の緊急消防援助隊の部隊編成は、次のとおりとする。

なお、県は、大規模災害に備え、常に応援可能部隊の実態把握に努める。

(令和6年4月1日現在)

部 隊 名	消 防 本 部 名	隊数計	備 考
統合機動部隊 指揮隊 1隊	鹿児島市消防局	1	
エネルギー産業 基盤災害即応部 指揮隊 1隊	鹿児島市消防局	1	
指揮隊 3隊	鹿児島市消防局	1	統合機動部隊指揮隊と重複
	薩摩川内市消防局	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
救助小隊 11隊	鹿児島市消防局	2	特殊災害小隊(毒劇物等対応小隊)と重複
	枕崎市消防本部	1	
	薩摩川内市消防局	1	
	霧島市消防局	1	
	南さつま市消防本部	1	
	姶良市消防本部	1	
	指宿南九州消防組合	1	
	伊佐湧水消防組合	1	
	大隅曽於地区消防組合	1	
	大隅肝属地区消防組合	1	
救急小隊 30隊	鹿児島市消防局	3	
	枕崎市消防本部	1	
	出水市消防本部	1	
	垂水市消防本部	1	
	薩摩川内市消防局	4	
	日置市消防本部	1	
	霧島市消防局	1	
	いちき串木野市消防本部	1	
	南さつま市消防本部	1	
	姶良市消防本部	2	
	さつま町消防本部	1	
	指宿南九州消防組合	3	
	阿久根地区消防組合	1	
	伊佐湧水消防組合	1	
	大隅曽於地区消防組合	3	
	大隅肝属地区消防組合	2	
	沖永良部与論地区広域事務組合	1	
	徳之島地区消防組合	1	
	大島地区消防組合	1	
消火小隊 33隊	鹿児島市消防局	6	
	枕崎市消防本部	1	
	出水市消防本部	1	
	垂水市消防本部	1	
	薩摩川内市消防局	4	特殊災害小隊(毒劇物等対応小隊)と重複
	日置市消防本部	2	
	霧島市消防局	3	
	いちき串木野市消防本部	1	
	南さつま市消防本部	2	
	姶良市消防本部	2	
	さつま町消防本部	1	
	指宿南九州消防組合	2	
	阿久根地区消防組合	1	
	伊佐湧水消防組合	1	
	大隅曽於地区消防組合	1	
	大隅肝属地区消防組合	2	
	熊毛地区消防組合	1	
	大島地区消防組合	1	
後方支援小隊 14隊	鹿児島市消防局	3	
	薩摩川内市消防局	2	
	霧島市消防局	2	

第2部 地震災害予防
第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

	いちき串木野市消防本部	1	
	姶良市消防本部	1	
	指宿南九州消防組合	1	
	阿久根地区消防組合	1	
	大隅曾於地区消防組合	1	
	大隅肝属地区消防組合	2	
通信支援小隊 1 隊	鹿児島市消防局	1	
特殊災害小隊 9 隊	鹿児島市消防局	7	2 隊は救助小隊と重複
	薩摩川内市消防局	1	救助小隊と重複
	大隅曾於地区消防組合	1	救助小隊と重複
特殊装備小隊 5 隊	鹿児島市消防局	1	
	枕崎市消防本部	1	
	薩摩川内市消防局	2	
	大隅肝属地区消防組合	1	
NBC災害即応 部隊指揮隊 1 隊	鹿児島市消防局	1	統合機動部隊指揮隊と重複
土砂・風水害機動 支援部隊指揮隊 1 隊	鹿児島市消防局	1	統合機動部隊指揮隊と重複
航空小隊 1 隊	鹿児島県	1	
航空指揮支援隊 1 隊	鹿児島県	1	航空小隊と重複
航空後方支援小隊 1 隊	鹿児島県	1	航空小隊と重複
合 計		105	8 隊の重複登録を除く

4 警察災害派遣隊の整備等

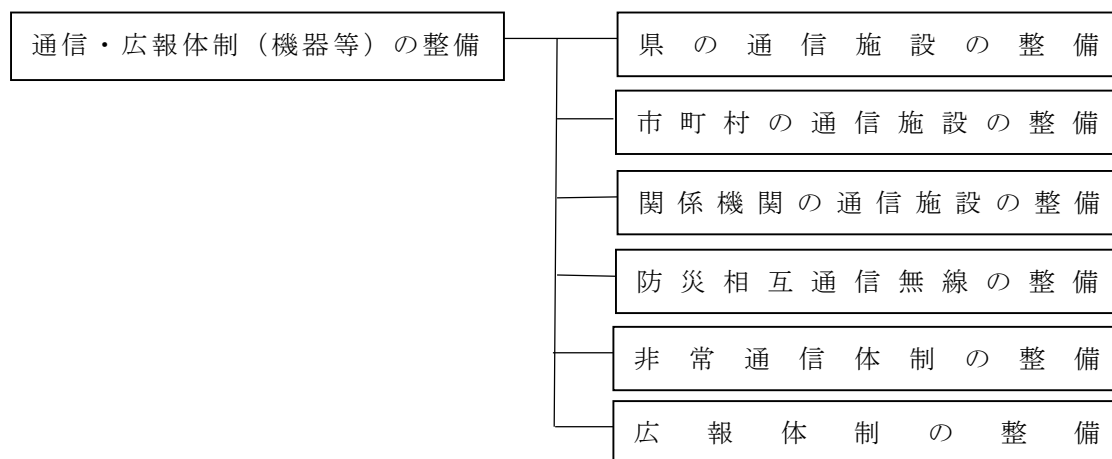
県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察災害派遣隊の派遣要請が予想されることから、平素から招集・派遣制の整備等を図る。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

大規模な地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の整備・多重化・耐震化や通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

県及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。



第1 県の通信施設の整備

〔実施責任：九州地方整備局、危機管理防災局危機管理防災課〕

1 災害時等の通信施設の整備

(1) 県防災行政情報ネットワークによる通信体制の整備

県では、災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するための通信手段として、防災行政無線系（地上系、衛星系）と光ネットワーク系により整備している。なお、現行の防災行政情報ネットワークの概要は次のとおりである。

《資料編 5. 1 (1) 県防災行政情報ネットワーク構成図》

ア 整備概要

(ア) ネットワークの構成

県庁と地域振興局、保健所等の出先機関及び九州地方整備局、市町村、消防本部、防災関係機関等で構成されている。

(イ) 通信回線

a 地上系固定通信回線

県庁と地域振興局等、九州地方整備局との間を回線容量の多い多重無線回線で結んでいる。

b 地上系移動通信回線

全県を通信エリアとする全県移動系回線で県庁及び各地域振興局等の公用車の移動局との間を結んでいる。

c 衛星系通信回線

県庁と市町村との間を衛星系通信回線で結んでいる。

d 有線系

県庁と地域振興局、九州地方整備局、市町村、消防本部等との間を光ネットワークで結んでいる。

(ウ) システムの通信機能

a 個別・一斉通信機能

ネットワーク構成機関相互の通信、衛星通信ネットワークを配備した国や自治体等との個別通信のほか、地域振興局・市町村・消防本部等への音声・データによる一斉通信ができる。

b 映像伝達機能

県庁から衛星系通信回線を利用して、消防庁や他の自治体へ映像の伝送ができるほか、市町村では映像の受信が可能である。

c 通信統制・機器監視制御機能

県庁を全局の監視・制御局とし、ネットワークの監視を行うとともに、全局の運用状態等を集中管理しているほか、地上系通信回線及び衛星系通信回線においては災害時における通信の輻輳に対処するため、県庁に通信統制機能を備えている。

(エ) 防災上の設備強化対策

a 中継回線・ループ化、回線の2ルート化

地上系の中継回線をループ化するとともに、県庁と市町村との間を衛星系と有線系により2ルート化し、回線の信頼性確保を図っている。

b 機器の二重化・予備電源の配備

主要回線の無線機器等を二重化するとともに、全局に予備電源装置（発電機、無停電電源装置等）を配備し、機器等の障害や停電に対する安全対策を講じている。

c モバイル映像伝送の配備

災害現場等からの映像情報を、インターネット網、衛星通信回線を利用して災害対策本部に伝送するシステムを平成25年度に配備した。

(オ) 機器の保守体制

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。

なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

(2) 消防防災無線等による整備

県では、国との間で消防防災無線・水防無線共用設備等を、運用している。

ア 消防防災無線回線網

県庁と総務省消防庁及び各県消防防災所管課と電話・ファクシミリによる通信ができる。

イ 水防無線回線網

県庁と国土交通省及び各県土木部と電話・ファクシミリによる通信ができる。

ウ 中央防災無線網

県庁と内閣府との間で電話・ファクシミリによる通信及びTV会議ができる。

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

(3) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、県、市町村、防災航空センター及び防災ヘリ相互の通信を行う防災相互通信用の基地局及び移動局を配備している。

(4) ヘリコプター衛星通信システムの整備

県は、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）等による画像情報の収集・連絡システムを整備している。

2 防災情報システムの整備

県は、平成 22 年度に改修した災害対策本部室の防災情報システムについて、災害時に有効なテレビ会議機能、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用の可能性についての調査検討を行う。

3 県総合防災システムの整備

県は、市町村との間でインターネット及び光系ネットワークを活用し、災害情報の収集・共有・伝達が可能な県総合防災システムを整備している。

《資料編 5. 7 県総合防災システムの概要図》

国の総合防災情報システム（SOBOWEB）に接続し、国や公共機関等と横断的に共有すべき防災情報の共有化を図れるよう努める。

第2 市町村の通信施設の整備

〔実施責任：市町村〕

1 通信施設の整備対策

市町村は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市町村防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。特に、戸別受信方式は、災害発生の高危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- (2) 地すべり危険箇所のある地区
- (3) 土石流発生危険渓流のある地区
- (4) 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- (5) 山地災害危険地区のある地区
- (6) 宅地造成工事規制区域のある地区
- (7) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (8) 津波危険のある地区
- (9) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (10) 主要交通途絶予想箇所のある地区
- (11) その他、市町村防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

《資料編 5. 2 市町村防災行政無線等の整備状況》

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の

充実・強化に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第3 関係機関の通信施設の整備

〔実施責任：N T T西日本株式会社、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社、県警察〕

1 関係機関の通信手段の充実

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

(1) N T T西日本株式会社の通信手段

ア 災害時優先電話による通信

災害時に電話が輻輳した場合、通常一般電話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる。

イ 事前設置型特設公衆電話による通信確保

N T T西日本では、大規模災害発生時に迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として特設公衆電話の事前設置を進めている。具体的には、避難所等へ事前に通信回線を設置することにより、災害発生時、自治体が電話機を接続することにより迅速に避難者の通信確保を図る。

（第6節別記「孤立集落対策マニュアル」参照）

(2) 警察の通信手段

ア 警察有線電話手段

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

イ 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

(3) J R 電話による通信

J R 所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い駅等を経て通信連絡する。

(4) 九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支店・支社、配電事業所等を経て通信連絡する。

2 関係機関の通信手段の活用方法の習熟

県・市町村及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

《資料編 5 通信施設に関する資料》

第4 防災相互通信無線の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、関係機関等〕

1 通信施設の整備対策

県、市町村及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

市町村は、孤立化が予想され、防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは、早急な防災相互通信用無線の配備に努める。

《資料編 5. 3 防災相互通信用無線の設置状況》

2 通信施設の運用の充実

県・市町村及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第5 非常通信体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課〕

1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき非常通信の活用を図ることとなっている。

《資料編 5. 6 鹿児島地区非常通信連絡会会則及び構成表》

2 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

第6 広報体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総務部広報課〕

大規模な災害発生時に放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）を通じて県民に提供するため、緊急情報提供システム、Lアラート（災害情報共有システム）を効果的に活用する。

（システムの概要は、第3部第2章第3節第1「県及び市町村による広報」、運用方法は、第3部第2章第3節第3「報道機関等に対する放送の要請・公表」参照）

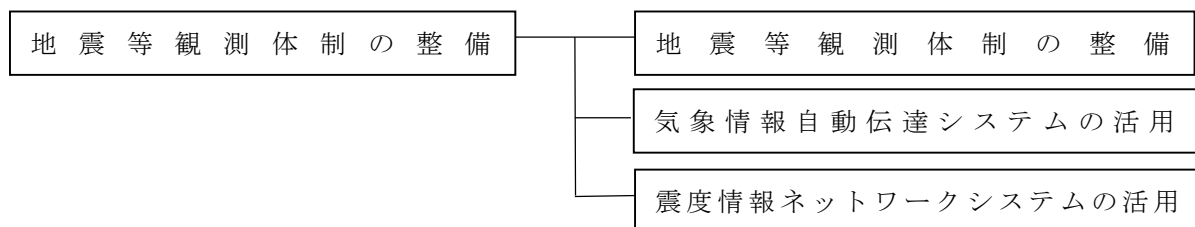
また、インターネット（県庁ホームページ、X（旧ツイッター）、県公式LINE等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）やLアラート（災害情報共有システム）、緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

デジタル機器の利用が困難な方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討するものとする。

第3節 地震等観測体制の整備

地震等による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



第1 地震等観測体制の整備

〔実施責任：鹿児島地方気象台、危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 鹿児島地方気象台における地震災害等に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震災害等に関する業務体制の整備充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計や津波観測施設などを適切に整備配置し、地震観測及び津波観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 気象庁が発表する地震等に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 地震等関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、地震情報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震等関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

≪資料編 4. 6 地震観測点及び震度観測点≫

（潮位観測所一覧は、「鹿児島県水防計画書」参照）

2 主要関係機関における地震等観測体制の整備

県、市町村及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、県及び市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課〕

気象情報自動伝達システムの活用により、地震等情報を自動的に市町村や消防本部に防災行政情報ネットワークシステムで送信するとともに、防災関係職員の参集のために、関係職員の公用携帯電話に地震等情報を電子メール等で送信し、地震等発生時の初動体制の確立を図る。

（気象情報自動伝達システムの概要及び運用方法は、第3部第2章第1節「地震情報等の収集・伝達」参照）

第3 震度情報ネットワークシステムの活用

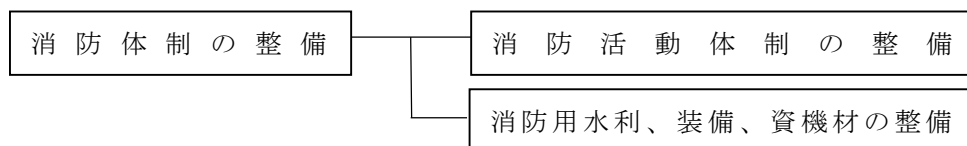
〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

消防庁、県、市町村をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

（震度情報ネットワークシステムの概要及び運用方法は、第3部第2章第1節「地震情報等の収集・伝達」参照）

第4節 消防体制の整備

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。



第1 消防活動体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

(1) 消防組織の整備状況

各市町村の消防組織は、常備消防（消防本部、消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

表 2.2.4.1 消防組織の整備状況

区 分	常 備 消 防				非 常 備 消 防		
	消防本部	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団員
人 員	20	30	65	2,406	43	630	14,295

（令和6年4月1日現在）

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の整備・強化を図る。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成強化策の推進

県及び市町村は、以下のとおり消防団の育成強化に努め、地域社会の防災体制の

強化を図る。

(7) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(4) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市町村は、一般家庭における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、地震時における火気使用の適正化や消火器具、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市町村は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から地震時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市町村は、消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

災害発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、地震時には協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防用水利、装備、資機材の整備

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、工業用水道部工業用水課、市町村〕

1 消防用水利の整備〔耐震性貯水槽等〕

(1) 消防水利の整備状況

県内の消防水利の状況は、以下のとおり

表2.2.4.2 消防水利状況

区分	公設	私設	計
消火栓	20,830	361	21,191
防火水槽（100m ³ 以上）	39	20	59
〃（60～100m ³ 未満）	280	21	301
防火水槽（40～60m ³ 未満）	7,309	160	7,469
〃（20～40m ³ 未満）	4,705	142	4,847

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

井戸	13	4	17
小計	33,176	708	33,884
その他の水利（自然水利等）	—	—	1,630
水利合計	—	—	35,514

（令和4年4月1日現在）

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等、水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

ウ 工業用水の活用

県が管理する工業用水を非常時における消火用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備、車両等）

(1) 消防機械保有状況

県内消防本部及び消防団における消防機械保有状況は、以下のとおり。

表 2.2.4.3 消防機械保有状況

区分	消防本部・署・所現有	消防団現有	計
普通消防ポンプ車	23	397	420
水槽付消防ポンプ車	89	60	149
はしご車	17	—	17
小型動力ポンプ	6	215	221
小型動力ポンプ積載車	24	667	691
化学消防車	5	4	9
消防艇	1	—	1
ヘリコプター	—	—	—
その他の消防車両	207	150	357

（救急車、救助工作車の状況は、第3部第2章第7節「救助、救急」参照）

（令和6年4月1日現在）

（※消防本部・署・所現有は令和4年4月1日現在（3年ごと調査））

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、各消防本部において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。その整備状況は、表2.2.4.4のとおり。

表2.2.4.4 消防通信体制の整備状況（平成31年4月1日現在）

設備等区分 消防本部名	消防救急業務用無線局		火災報知 専用 電話回線	救急指令装置	
	固定・基地局	移動		救急指令 専用	消防指令 装置併用
	デジタル	デジタル			
鹿児島市消防局	6	5 7 5	3 6		
枕崎市消防本部	1	2 2	8		
出水市消防本部	2	3 9	8		
垂水市消防本部	5	5 8	5		
薩摩川内市消防局	8	2 6 7	6		1
日置市消防本部	3	3 7	5		
霧島市消防局	6	6 8	5		1
いちき串木野市消防本部	3	4 3	1 2		
南さつま市消防本部	7	2 6 4			
姶良市消防本部	4	4 7	4 0		
さつま町消防本部	1	2 3	1 3		1
指宿南九州消防組合	7	1 2 0	8		
阿久根地区消防組合	5	7 1	1 1		
伊佐湧水消防組合	3	4 1	8		
大隅曽於地区消防組合	4	5 6	8		1
大隅肝属地区消防組合	1 2	1 7 5	1 8		1
沖永良部与論地区広域事務組合	7	2 5	5		
徳之島地区消防組合	6	2 7	4		
熊毛地区消防組合	1 0	7 2	1 6		
大島地区消防組合	1 2	1 1 3	1 1		
合 計	1 1 2	2, 1 3 8	2 2 7		5

(2) 消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに全国共通波（2波）の整備を促進するとともに、消防指令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を実現させることにより、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、地震災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

- ・ 多重無線通信機
- ・ 衛星通信システム
- ・ 早期支援情報収集装置
- ・ 地震・津波災害対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

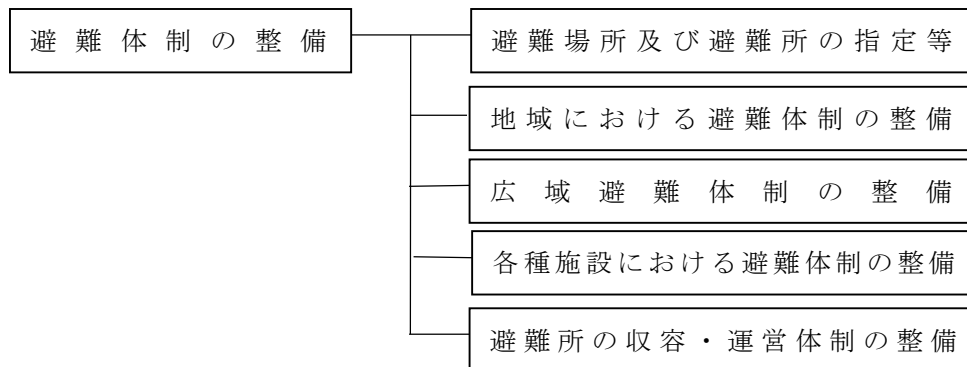
イ 通信・運用体制の整備

- (ア) 各消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- (イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における市町村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。



第1 避難場所及び避難所の指定等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、教育庁、市町村、関係機関〕

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

市町村は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(2) 指定避難所等

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め

る。特に、医療ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上避難者の範囲と規模運営方法管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所において、救護施設、防水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、停電時においても施設・設備の機能が確保さえるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 避難所における備蓄等の推進

市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、

トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

第2 地域における避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、教育庁、県警察、市町村〕

1 避難の指示・誘導体制の整備

(1) 基本方針

ア 市町村長は、地震の発生に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、地震災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」を「避難指示等」と総称する。）

（避難の指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、第3部第2章第7節「避難指示、誘導」を参照）

イ 市町村長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

ウ 市町村長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画及び市町村地域防災計画により行う。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 市町村長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ市町村地域防災計画等において実施要領を定めておく。

イ 市町村長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

ウ 市町村長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行う事ができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

ウ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業企画に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

2 自主避難体制の整備

- (1) 市町村は、災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。
- (2) 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- (3) 住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い、市町村が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、市町村の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市町村は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

3 避難指示等の伝達方法の周知

- (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節「通信・広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア及びイ（略）

ウ サイレン及び警鐘をもって伝達する。

エ （略）

オ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット（市町村ホームページ、X（旧ツイッター）、県公式LINE等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送、有線放送、電話、特使等の利用により伝達する。

- (2) 伝達方法等の周知

市町村長は、市町村の避難計画において危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

- (3) 伝達方法の工夫

市町村長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考に、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市町村長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市町村長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

また、市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

5 自宅療養者等の避難誘導

県及び保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者等の被災に備え、管内の市町村が、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認できるよう、必要に応じて把握している自宅療養者等の情報を提供する。

また、市町村は、把握した情報に基づき、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

県は、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

6 在宅避難者等の避難態勢の強化

(1) 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

- (2) 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第3 広域避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4 各種施設における避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部保健医療福祉課・障害福祉課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課、教育庁、県警察、市町村、施設管理者、関係機関等〕

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

(1) 病院、社会福祉施設の避難体制の現状

ア 医療施設の避難対策等

県内の病院に対する毎年の立入検査の際、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用施設・設備の整備・点検、診療用の構造設備の危害防止措置、避難訓練の実施状況等について、確認・指導を行っている。

イ 社会福祉施設の避難対策等

県内の社会福祉法人・施設に対し、本庁及び出先機関において、原則として毎年度実施する指導監査の際、スプリンクラー、屋内消火栓、非常通信装置、防煙カーテン、寝具等設備の整備・点検状況、宿直者の配置、連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備、避難訓練等の実施状況等の指導監査を行い、必要に応じて改善・是正の指導をしている。

(2) 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

ア 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確認するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態等に応じた避難訓練を定期的の実施するよう努める。

2 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、地震・津波災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確認しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確認しておく。

また、施設管理者は、日頃から市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確認するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的の実施するよう努める。

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

市町村教育委員会教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、県立中学校、高等学校及び特別支援学校の校長は、自校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 市町村教育委員会教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実状に応じた具体的な避難計画を作成させる。県立中学校、高等学校及び特別支援学校の校長は、所在地の市町村の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

- イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。
- ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。
- (2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底
教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。
- (3) 避難誘導體制の強化
 - ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。
 - イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。
 - ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
 - エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
 - オ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。
 - カ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。
 - キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。
 - ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。
 - ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。
- (4) 避難場所の指定・確保
教育長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

第5 避難所の収容・運営体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総合政策部国際戦略課・PR観光課、男女共同参画局くらし共生協働課、教育庁、県警察、市町村〕

1 避難所の開設・収容体制の整備

- (1) 避難所の開設・収容
避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた市町村長が行うこととする。市町村長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に通告するものとする。
災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市町村長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。
- (2) 福祉避難所等の確保
市町村は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。
なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に

配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

県、市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webや市町村独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 避難所の運営体制の整備

市町村は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月改定）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

県及び市町村は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

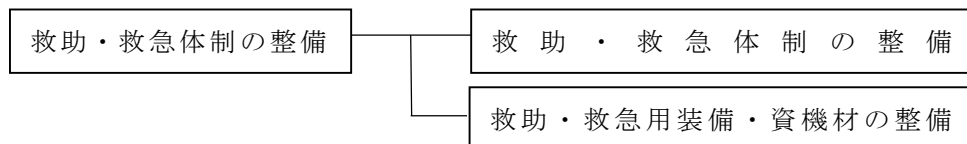
4 避難所巡回パトロール体制の整備

県及び市町村は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

地震時には、建物倒壊、火災、地滑り等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。



第1 救助・救急体制の整備

〔実施責任：第十管区海上保安本部、自衛隊、保健福祉部保健医療福祉課、県警察、市町村〕

1 関係機関等による救助・救急体制の整備

地震災害時には多数の建物被害が発生し、数十から数百の要救出現場や多数の重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(1) 市町村（常備消防を含む）の救助・救急体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 市町村は、当該市町村内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 地震・津波災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(2) 警察機関の救出・救助体制の整備

ア 県警察本部救助隊、警察署救助隊の編成計画の整備に努める。

イ 警察用航空機、警察車両、警察用船舶等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。

ウ 市町村や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 第十管区海上保安本部の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(4) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

(5) 自衛隊の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

2 救助の実施体制の構築

県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

3 孤立化集落対策

市町村は、地震災害等で孤立化が予想される地域については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と市町村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

別 記

孤立化集落対策マニュアル

1 目 的

- 豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落については、通信手段の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一、孤立化した場合には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と災害応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

【孤立化の定義】

中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・ 豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
- ・ 地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など
- ・ 津波による道路構造物の損傷、流出物の堆積など
- ・ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災など

※ 道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況

2 孤立化集落対策

1 孤立化するおそれのある集落の把握

(1) 市町村

豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通及び海上交通の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、県地域振興局・支庁（建設部、農林水産部等）等防災関係機関からの意見も参考とする。

〔孤立化のおそれのある集落(例)〕

□ 道路交通の状況

- 集落につながる道路において迂回路がない。

- 集落につながる道路において落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路において、橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- ※ 道路については、四輪自動車が通行可能な道路とする。

□ 海上交通の状況

- 地震又は津波による被災状況によっては、船舶の停泊施設が使用不可能となる可能性が高い。

□ 通信手段

- 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然・事前防止対策

孤立化を未然に防止するため、市町村、県及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡体制を整備し、平常時からの情報共有や訓練に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化するおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
- ・ 集落が孤立化した場合、市町村など公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。
このため、集落における自主防災組織等において、平常時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む。
- ・ 集落内に学校や警察、消防等の公共的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化するおそれのある集落の災害情報連絡員（仮称）に配備しておくなど、通信手段の多様化を図る。
- ・ 道路交通の途絶を想定し、平常時から、地元漁業協同組合との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、海上交通による緊急輸送手段の確保に努める。

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

- ・ 孤立化するおそれのある集落において、救出・救助活動や、食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着場」という）を選定・確保（校庭、空き地、休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。
- (2) 道路管理者（県・市町村等）
- ・ 崩土や落石等の危険性がある箇所の方面对策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。
そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。
 - ・ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。
- (3) 通信事業者
- ・ 孤立化するおそれのある集落において、市町村等からの要請を踏まえ、固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、避難所等への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

3 孤立化した場合の対応

- (1) 市町村
- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。
 - ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
 - ・ 道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難所の開設や、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。
 - ・ また、孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。
 - ・ その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。
- (2) 県
- ・ 市町村から孤立化している集落の発生情報の提供を受けて、消防や警察、自衛隊、国等と連携を図りながら、ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や、県職員の市町村役場への派遣（リエゾン）等による孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて、救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。
 - ・ 孤立化の要因となっている道路等の被災状況や、地域住民の健康状態等に応じて、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請、県市町村間

の災害時相互応援協定に基づく近隣市町村への応援要請を行う。

- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。
- (3) 道路管理者（県、市町村）
 - ・ 道路管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。
 - ・ 道路管理者（県、市町村）は、道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。
- (4) 港湾・漁港管理者（県、市町村）
 - ・ 港湾・漁港管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、船舶の停泊施設への接岸等の可否状況について早期に把握するとともに、停泊施設の応急復旧の実施に努める。
- (5) 通信事業者
 - ・ 通信事業者は、被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により、通信が確保できない場合、様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。
 - ・ 通信事業者は、孤立化した集落との通信手段を確保するため、自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を開設する。
 - ・ 通信事業者は、応急復旧作業が長期化するおそれのある場合、自社の保有する移動型基地局（車載型基地局、船上基地局など）を活用し、孤立化した集落における通信手段の確保を図る。
- (6) 警察
 - ・ 警察は、孤立化した集落における地域住民の安否確認、行方不明者の搜索、救出・救助を実施するとともに、道路管理者と連携を図りながら、集落への緊急交通路の確保を図る。
- (7) 自衛隊
 - ・ 自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターなど航空機による被災状況の把握、孤立化した集落における地域住民の救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所等における炊飯支援や給水活動、物資の輸送等を実施する。
- (8) その他の防災関係機関
 - ・ その他防災関係機関は、県や市町村からの協力要請があった場合、被災状況の把握、孤立化した集落からの地域住民の救出・救助、資機材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。

(参照)	第2部第1章第5節第5	3	災害対策用機器・資機材の整備
	第2章第2節第3	1	関係機関の通信手段の充実
	第4	1	通信施設の整備対策
	第3部第1章第2節第1	3	有線通信途絶の場合の措置
	第2	2	無線通信体制の整備
	第2章第11節第5	1	観光客の安全確保
	第3章第2節第3	3	輸送方法等（食料の輸送）
	第4節第3	3	輸送方法等（生活必需品）

3 住民の救助・救急への協力

地震災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

特に、人口や建物の集中している都市部では、救助・救急事象の多発が予想されるため、県及び市町村は、都市部の住民の救助・救急への協力について啓発に努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の整備

〔実施責任：第十管区海上保安本部、自衛隊、県警察、市町村〕

1 救助用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村（常備消防を含む）

ア 地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、各消防署・所、消防団、自主防災組織等において、必要な、救助用装備・資機材の整備を以下のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
消防署等	(ア) 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、 地中音響探知機 (イ) 救助用ユニット（油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）） (ウ) 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、 削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、 スコップ、救助ロープ（10m）
消防団	(ア) 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、 削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、 スコップ、救助ロープ（10m） (イ) 担架（毛布・枕を含む） (ウ) 救急カバン
自主防災組織	(ア) 担架（毛布・枕を含む） (イ) 救急カバン (ウ) 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ他） (エ) 防災資機材倉庫等

イ 地震災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した地震・津波災害対策用救急車の整備を図っていく。

(2) 第十管区海上保安本部、警察、自衛隊

地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、救助用資機材や車両、救助用船艇等の整備・点検に努める。

2 救急用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村（消防機関を含む）

地震災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

救急用装備・資機材等の整備

区分	整備内容
車両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材 トリアージ・タッグ

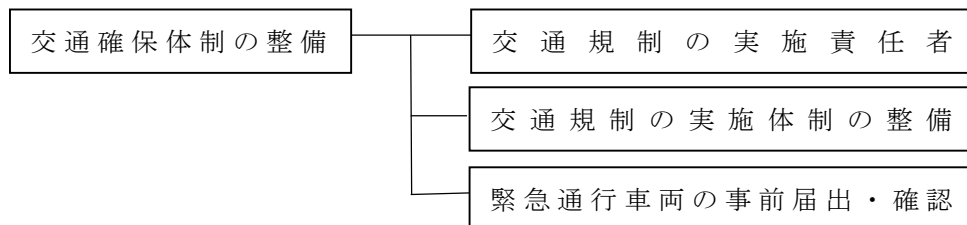
(2) 第十管区海上保安本部、警察、自衛隊

地震災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車両、船艇の整備・点検に努める。

第7節 交通確保体制の整備

地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



第1 交通規制の実施責任者

〔実施責任：九州地方整備局、第十管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社、土木部道路維持課・港湾空港課、県警察、市町村〕

1 交通規制の実施責任者

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 市町村長 (市町村道)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市町村長	(港湾法第12条第1項第4号の2) 1 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の仕様に關し必要な規則 (港湾法第12条第1項第10号) 2 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

区分	実施責任者	範囲
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部長 港 長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生じる恐れがあるとき、又は混雑を緩和するため必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合又は天災等の危険な事態が存在する場合であつて、人命・財産に危害がおよぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

第2 交通規制の実施体制の整備

〔実施責任：九州地方整備局、第十管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社、土木部道路維持課・港湾空港課、県警察、市町村〕

1 交通規制の実施体制の整備方針

区分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し緊急交通路を確保するため、以下の項目の整備に努める。 (ア) 交通規制計画の作成 発生時の交通安全や緊急通行車両の通行を確保するため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 (イ) 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 (ウ) 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。
警察機関	(エ) 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は制服警察官を中心に編成すべきであるが、地震・津波災害発生時において警察官は、被害者等の救出、救助に重点を志向した活動を行う必要が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 (オ) 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

区分	整備方針
港湾管理者 及び海上 保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

2 災害における交通マネジメント

- (1) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。
- (2) 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
- (3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。
 - ※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組
 - ※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

第3 災害発生前における緊急通行車両であることの確認

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、県警察〕

1 緊急通行車両であることの確認の申出

- (1) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、災害発生前にあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。
- (2) 指定行政機関等の長等は、次の区分により県（危機管理防災課）、県公安委員会に対し、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類等を添付して確認の申出を行う。

（緊急通行車両確認申出書は様式1）
- (3) 申出を受けた県（危機管理防災課）、県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

（標章及び証明書は様式3及び様式4）

確 認 者	確 認 車 両	申出先
県 知 事	☐ 県が保有する車両（警察関係車両を除く） ☐ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等を行った車両 ☐ 県との協定等に基づき災害応急対策に従事する車両	☐ 県危機管理防災課
県公安委員会	上記以外の車両	☐ 各警察署

- (4) 県公安委員会は、確認手続の具体的な運用については、県（危機管理防災課）と所要の調整を図っておくものとする。
 （緊急通行車両の確認証明書及び標章については、第3部第2章第9節「交通確保・規制」参照）

様式1 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

別記様式第3（第6条関係）

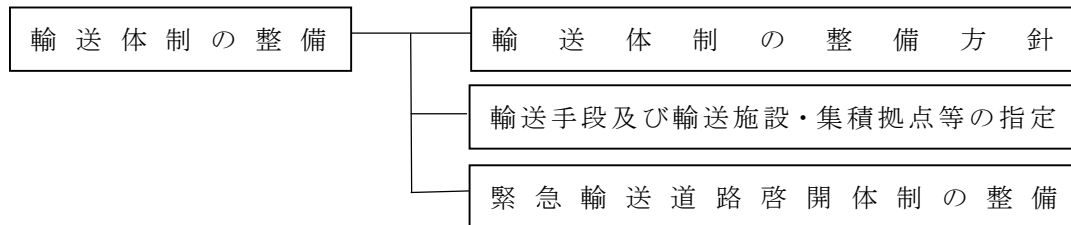
令和 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 緊急通行車両確認申出書 申出者 住所 氏名	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）	
活動地域	
車両の 使用者	住所 () 局 番
	氏名又 は名称
緊急 連絡先	住所 () 局 番
	氏 名
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第8節 輸送体制の整備

地震災害時には、被害者の避難、並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。



第1 輸送体制の整備方針

〔実施責任：自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島運輸支局、九州旅客鉄道株式会社、公益社団法人鹿児島県トラック協会、日本通運株式会社、商工労働水産部水産振興課、土木部港湾空港課〕

1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

地震災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートの選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。

このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

2 関係機関相互の連携の強化

地震災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、県及び市町村をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

〔実施責任：自衛隊、九州地方整備局、第十管区海上保安本部、鹿児島運輸支局、西日本高速道路株式会社、九州旅客鉄道株式会社、公益社団法人鹿児島県トラック協会、日本通運株式会社、商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課、農政部農政課、土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課〕

1 輸送手段の確保及び関係機関の相互協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、以下のとおり確保するものとする。

ア 自動車による輸送

- (ア) 災害応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 公共的団体の車両等
- (ウ) 貨物自動車運送事業者所有の事業用自動車
- (エ) その他の民間の車両等

イ 鉄道による輸送

ウ 船舶等による輸送

- (ア) 県有船舶等
- (イ) 漁船等
- (ウ) 民間船舶等
- (エ) 海上保安本部所属の巡視船艇等
- (オ) 自衛隊所属の船舶等

エ 航空機による輸送

(2) 関係機関の相互協力関係の強化等

関係機関においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、相互応援協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておくものとする。

さらに、輸送手段等の効率的運用を図るため、県災害対策本部において、関係機関間の連携・調整を行う組織の設置を検討する必要がある。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

地震災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておくものとする。

ア 緊急輸送道路の指定

(指定箇所については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照)

イ 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

(指定箇所については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照)

(2) 集積拠点の指定

地震災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておくものとする。

ア 救援物資の集積拠点の指定

(指定箇所については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照)

イ 資機材等の集積拠点の指定

(指定箇所については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照)

(3) 民間事業者の管理する施設の把握

県は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。

第3 緊急輸送道路活動に資する啓開体制の整備

〔実施責任：九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、土木部道路維持課、県警察、市町村〕

1 災害に備えた道路啓開体制

県は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

2 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

第9節 医療体制の整備

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。



第1 緊急医療体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、保健福祉部保健医療福祉課・健康増進課・子育て支援課・薬務課、県立病院局 県立病院課〕

1 医療体制の整備

地震災害時には、多数の負傷者の発生が予想されるため、各関係機関は、医療体制の整備に努めるとともに、医療機関等の役割分担について調整を行うなど、地域内の連携の充実を図る。

(1) D M A T の整備

ア 県は、被災地域内における医療情報収集と伝達、応急治療及び搬送などを行う D M A T を養成する。

イ D M A T 指定病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(2) 救護班体制の整備

ア 国立病院機構、公立・公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、県医師会、県歯科医師会（以下、「救護班派遣病院等」という。）は、救護班の編成計画を作成しておく。

（救護班の編成表については、第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

イ 救護班の相互連携体制の強化

県（保健所）は、救護班派遣病院等の各救護班の適正な配置及び相互連携体制の整備を図る。

（地域別救護班の所在地一覧表については、第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

(3) 救護所の設置、運営計画

県（保健所）は、市町村が設置した救護所のほか、必要に応じて、市町村が指定した避難所を中心に救護所を設置するが、その運営に関して、市町村や関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておくものとする。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

(4) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）の確保

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を県下に1か所、地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに1か所整備し、災害時の医療を確保する。

(5) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど平素から整備しておくものとする。

(6) 情報連絡体制の充実

保健所、DMA T指定病院、救護班派遣病院等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を有効活用する。

(7) 広域医療支援の強化

九州・山口9県災害時応援協定に基づく医療支援の円滑な実施のための関係者との協議、及び被災患者受入れのための医療機関調査の実施などを行う。

(8) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備

ア 県は、被災地域内における専門性の高い精神科医療の提供、精神保健活動の支援などを行うDPATを養成する。

イ DPAT登録病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(9) 県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備

ア 県は、被災都道府県の保健医療福祉調整本部等が行う、被災地方公共団体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等に対する支援を行うDHEATを養成する。

イ 県は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(10) 災害支援ナースの整備

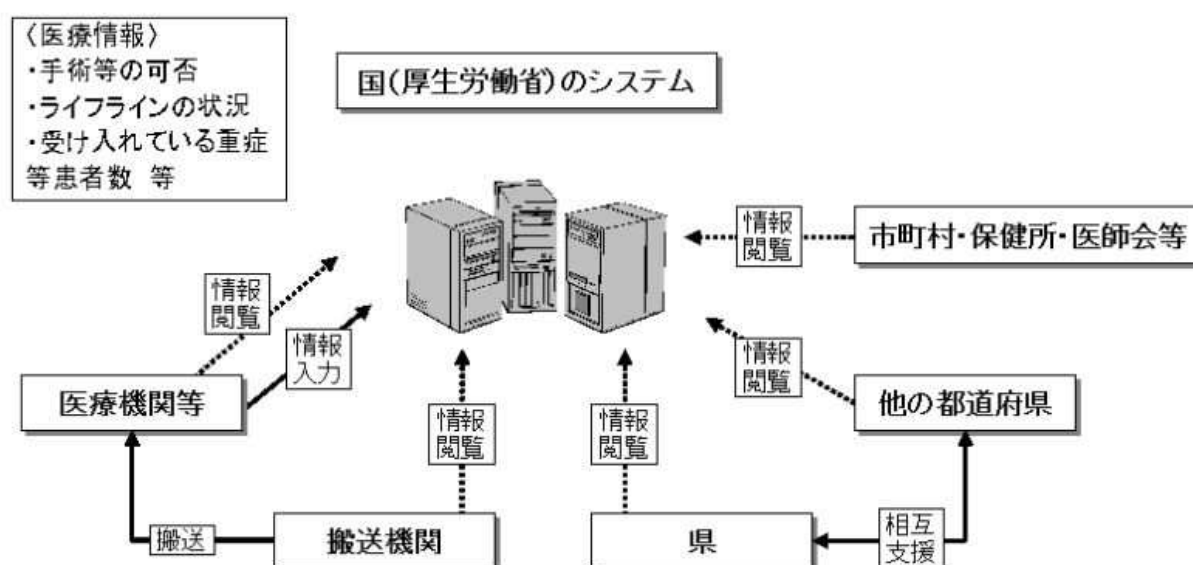
ア 県は、災害時に被災地の医療機関等に派遣され看護業務等を行う災害支援ナースを養成し、その研修修了者の所属する医療機関等と協定を締結する。

イ 県と災害支援ナース派遣の協定を締結した医療機関等は、災害発生時に迅速に出動可能な体制を整備する。

(11) 鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島JRAT）との連携等

県は、リハビリテーション専門職の活動により、災害時の生活不活発病と災害関連死を防ぐため、連携等に努める。

図2. 2. 9. 1 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の概要



2 後方搬送体制の整備

地震災害時には、多数の負傷者の発生が予想されるため、各関係機関は、負傷者等の後方搬送体制の整備に努めるものとする。

(1) 後方医療施設の確保体制の整備

県は、災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するため、災害拠点病院など後方医療施設の確保体制の強化に努める。

(2) 市町村、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市町村、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(3) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日頃から訓練し習熟に努める。

(4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、倒壊建物等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、県は医師会等関係機関との連携による近県市町村等への患者搬送の調整や情報供給を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応

保健所は、「難病対策業務マニュアル」等に基づき、要援護難病患者・長期療養児等の支援の必要な理由、医療機器、医薬品等を取りまとめた要援護難病患者等台帳を作成し、管内市町村の個別避難計画策定に必要な情報提供を行う。

市町村は、提供された情報を基に災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を整備する。

(ア) 災害時要援護難病患者等全体に対する対応

a 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理

b 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立

c 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発

(イ) 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援

a 予備電源の確保等、日頃の備えについて啓発

b 市町村、医療機関等の連携による入院先や受入先の確保の調整

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

〔実施責任：保健福祉部薬務課、県立病院局県立病院課〕

1 医療用資機材・医薬品等の確保体制の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、各関係機関は、医療用資機材・医薬品等の整備に努めるものとする。

(1) 薬品補給班の編成

市町村からの医療用資機材・医薬品等の要求については、県（薬務課）が編成する薬品補給班が対応する。

(2) 鹿児島県薬剤師会、鹿児島県医薬品卸業協会等との協定による確保体制

県（薬務課）は、鹿児島県薬剤師会、鹿児島県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時の医療用資機材・医薬品等の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

《資料編 8. 2 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書》

《資料編 8. 3 災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定書》

2 医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

大規模災害に備え、災害時緊急医薬品等確保事業で必要最小限の医療用資機材・医薬品等の備蓄を推進する。

（医療用資機材・医薬品等の備蓄の現況は、第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

3 医療用資機材・医薬品等の輸送計画の策定

県（薬務課）は、被災市町村等への医療用資機材・医薬品等の輸送計画について、検討するものとする。

（緊急輸送については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備

県、市町村は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

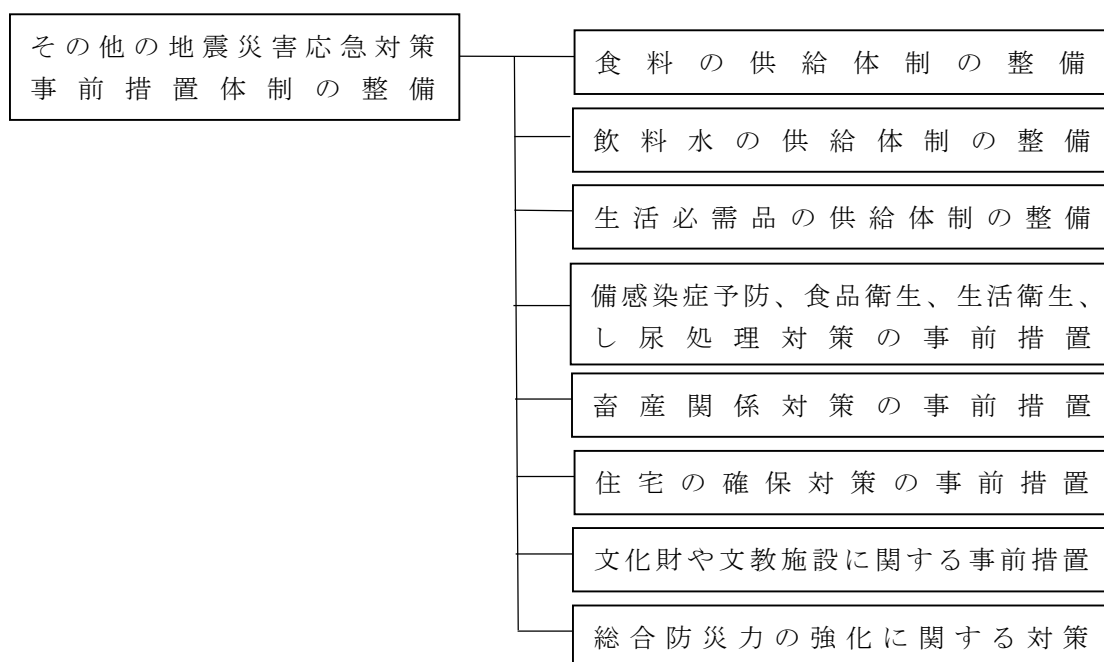
なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる物資について、あらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画や地区防災計画の作成に努め、また、新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

また、県及び市町村は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。



第1 食料の供給体制の整備

〔実施責任：農林水産省、農政部農産園芸課、市町村〕

1 食料の備蓄計画の策定

県、市町村は、地震災害時に必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

（国・県の食料の備蓄状況及び食料の在庫場所については、第3部第3章第2節「食料の供給」参照）

2 食料の調達に関する協定等の締結

県、市町村は、災害時の食料調達について、民間流通業者、県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努めるものとする。

3 食料の輸送計画の策定

県は、被災市町村等への食料の輸送計画について、検討するものとする。

（緊急輸送については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

第2 飲料水の供給体制の整備

〔実施責任：土木部都市計画課上下水道室、市町村、水道事業者〕

1 応急復旧体制の整備

(1) 復旧に要する業者との協力

上水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

(2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市町村及び上水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

2 応急給水体制の整備

(1) 給水能力の把握

上水道事業者は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

(2) 給水用資機材の整備

市町村及び上水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

県は、各市町村水道事業者の給水用資機材の保有状況を把握する。

(3) ミネラルウォーター製造業者等との協力

市町村及び水道事業者は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、管内のミネラルウォーター製造業者を把握するとともに協力依頼に努める。

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

3 応急対策資料の整備

上水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

4 広域応援体制の整備

市町村及び水道事業者は、日頃から、水道施設の応急復旧及び給水車等による応急給水等について、可能な限り広域にわたって相互応援体制の整備に努める。

5 地震対策マニュアル類の整備

水道事業者は、地震・津波災害時における応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる体制を確立し、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うため、各水道事業体の規模や地域特性に応じた地震対策マニュアル類の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 生活必需品の備蓄計画の策定

県、市町村は、地震災害時に必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

（県、市町村、日本赤十字社鹿児島県支部の衣料品・寝具類等の備蓄状況は、第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び市町村は、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンス・ストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

（被服、寝具の調達先としては、第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

3 生活必需品の輸送計画の策定

県は、被災市町村等への生活必需品の輸送計画について、検討するものとする。

（緊急輸送については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理、ごみ処理対策の事前措置

〔実施責任：九州地方環境事務所、環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、保健福祉部健康増進課・生活衛生課、市町村〕

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

県、市町村は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため、県（保健所）及び市町村における各種作業実施の組織編成について、あらかじめ以下のとおり編成計画を作成しておく。

ア 県の疫学調査班の編成

県（保健所）は、疫学調査のための疫学調査班の編成計画を作成する。

疫学調査班は、各保健所1班とし、1班の編成は、医師1名、保健師又は看護師1名、事務連絡員1名の3名を基準とする。

イ 市町村の感染症予防班の編成

市町村は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大規模な地震が発生した場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大規模な地震が発生した場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

市町村は、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）、当該市町村の災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努め、県はその情報収集に努める。

(2) 広域応援体制の整備

県、市町村及び下水道管理者は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

5 ごみ処理対策

(1) 県は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえながら、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 市町村は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

(4) 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努め

る。

第5 畜産関係対策の事前措置

〔実施責任：農政部畜産振興課、家畜防疫対策課〕

- 1 適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、市町村はもとより関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。
- 2 特に、家畜に必要な飼料の供給にあたっては、飼料工場や主要港等の主な飼料関係施設が被災した際にも飼料の確保が図られるよう、国及び県内の飼料取扱業者等と積極的な協力体制の構築を図る。

第6 住宅の確保対策の事前措置

〔実施責任：土木部建築課、市町村〕

1 住宅の供給体制の整備

地震災害時には、建物が全壊する被害が発生し、多数の応急住宅の需要が予想されるので、県及び市町村は、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 県は、（一社）鹿児島県建築協会等との協定などにより、被災住宅の応急修理を迅速に実施できるよう体制を整えるものとする。
- (2) 県及び市町村は、災害により住家を失った人に対して迅速に住宅を提供できるよう、県営や市町村営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。
- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、（一社）プレハブ建築協会との協定などによる応急仮設住宅の提供や（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (4) 市町村は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (5) 県及び市町村は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておくものとする。

（国・県の応急仮設住宅用等資材の状況については、第3部第3章第10節「住宅の供給確保」を参照）

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市町村は、速やかに用地確保ができるように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れ等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の

教育活動に十分配慮するものとする。

3 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

県は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊や部材の落下等から生ずる2次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備を図る。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

〔実施責任：教育庁文化財課、市町村〕

1 文化財に関する事前措置

- (1) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導を行うものとする。
- (3) 文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練等を実施するものとする。

2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は、博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第8 総合防災力の強化に関する対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、消防保安課、市町村〕

1 防災拠点の整備の推進

大規模災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、県全域を対象とした広域防災拠点の整備についても引き続き検討していく。

2 消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため、市町村消防職員により編成した防災航空隊の訓練、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を平行して進める。

3 災害時のヘリコプター利用の事前協議

地域の実情を踏まえ、多数のヘリコプターが災害対策活動をする場合を想定し、航空

第2部 地震災害予防

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

運用調整班を構成するヘリコプターを保有する防災関係機関において、災害時のヘリコプターの利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

4 災害応急対策体制の構築

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えとして、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成・定着に取り組む。

県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。また、発災後の事業継続が可能となるよう、重要施設等に対し、非常用電源等で使用する燃料の備蓄を呼びかけるよう努めるものとする。

5 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする。

6 防災行動計画

県、市町村及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第11節 複合災害対策体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関〕

第1 県及び市町村等の複合災害対策

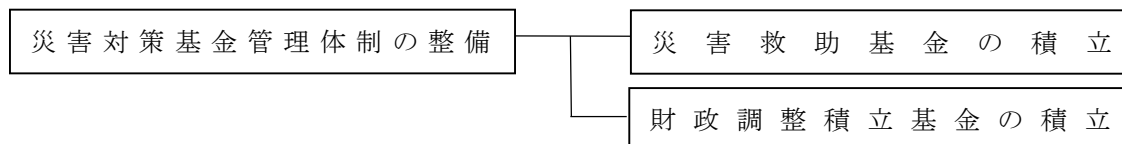
県及び市町村等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分が出来ない可能性あることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

県及び市町村等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第12節 災害対策基金管理体制の整備

県は、災害救助関係費用の支弁に関する財源をはじめ、災害対策に要する経費の財源に充てるため、災害救助基金及び財政調整積立基金等の積立を行い、的確な運用を図る。



第1 災害救助基金の積立

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課〕

1 災害救助基金の積立額

災害救助法第23条の規定により災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間における、地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額とする。ただし、災害救助法の適用等により、その額が最少額に満たない場合は、当該年度の最小額に達するまで積み立てるものとする。

2 災害救助基金の運用方法

災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れるものとする。なお、基金の運用は確実な銀行への預金、その他確実な債券の応募又は買入、被服、寝具等給与品の事前購入の方法によることとする。

第2 財政調整積立基金の積立

〔実施責任：総務部財政課〕

県は、地方自治法及び地方財政法の規定により、財政調整積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めて財政調整積立基金を設置し、その運用に当たっている。

第3章 県民の防災活動の促進

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より県民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、県民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような県民の防災活動の促進について、その対策を定める。

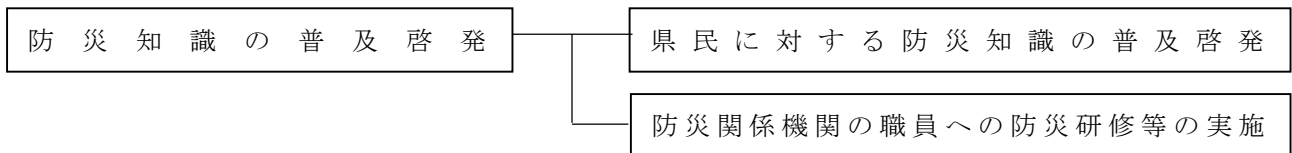
第1節 防災知識の普及啓発

地震災害に際して的確な行動がとれるよう、県民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、県及び市町村は、県民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。



第1 県民に対する防災知識の普及啓発

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総務部広報課、教育庁、市町村、防災関係機関〕

1 鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等の実施

県は、鹿児島県防災研修センターにおいて一般県民、自主防災組織、町内会、各種団体・学校を対象に防災に関する研修・訓練、情報提供を行うと共に、その内容の充実に努める。また、地域の自主防災活動、教育機関における防災教育等を支援するため県内において防災に関する出前講座（防災出前講座）を実施する。出前講座の実施に当たっては、市町村等からの申請に基づき、県防災アドバイザーを活用するものとする。

(1) 研修内容等

① 災害に関する知識の習得

地震、耐震、火災、風水害、土砂災害、火山災害

② 防災活動に関する知識の習得

自主防災、図上訓練（DIG等）と防災マップ作り、一般避難対策、高齢者避難対策、要配慮者の避難対策

- ③ 応急措置に関する知識の習得
応急手当訓練、心肺蘇生法（含 A E D）

(2) 所在地等

鹿児島県防災研修センター

〒899-5652 鹿児島県始良市平松 6252 番地

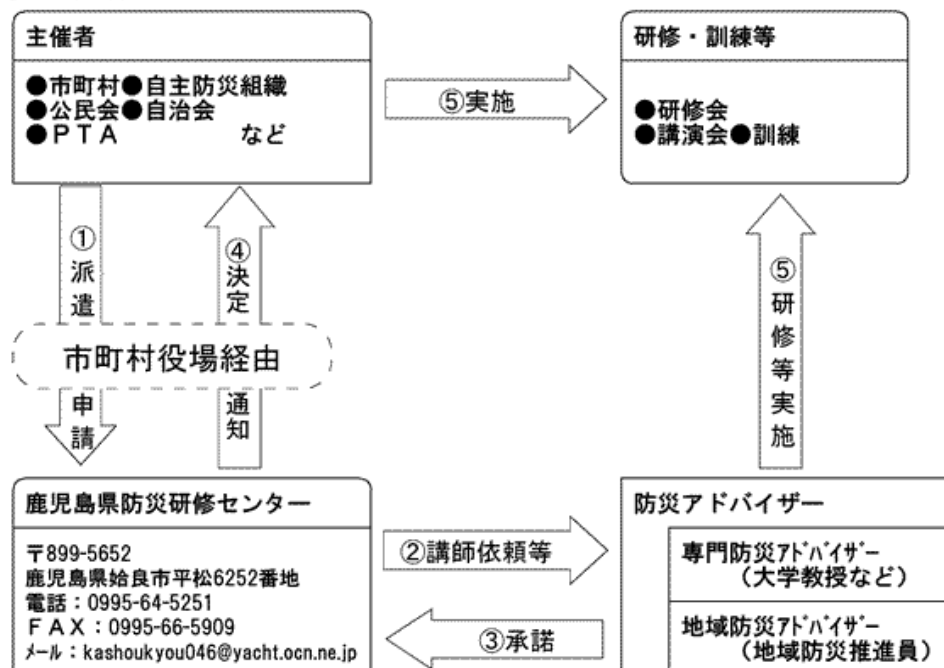
電話：0995-64-5251、ファクシミリ：0995-66-5909

メール：kashoukyou046@yacht.ocn.ne.jp

- ① 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
② 入館料無料
③ 休館日 毎週月曜日（その日が休日の場合は次の平日）
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

○ 県防災アドバイザーのしくみ

- ① 主催者が防災研修センターに派遣申請（市町村経由）
② 県防災研修センターがアドバイザーへ講師依頼等
③ 防災アドバイザーの承諾
④ 県防災研修センターが主催者に決定通知
⑤ 研修等実施



2 県民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、県民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

県が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、テレビ、有線放送等放送施設
イ 新聞
ウ 県ホームページ（モバイルを含む）
エ 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
オ 映画、ビデオ、スライドの製作
カ 広報車の巡回

- キ 講習会、パネル展示会等の開催
- ク SNS（X（旧ツイッター）、県公式LINE等）
- ケ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

県民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図るものとする。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

ア 県民等の責務

(ア) 県民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(イ) 家庭での予防・安全対策

- ① 地震等に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策
- ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
- ⑤ 地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(ウ) 出火防止、初期消火等の心得

(エ) 家屋内、路上、自動車運転中など、様々な条件下で地震発生時にとるべき行動

(オ) 警報発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

(カ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(キ) 災害危険箇所の周知

(ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(ケ) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(コ) 船舶等の避難措置

(サ) 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動

(シ) 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容

第2部 地震災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

- (ス) 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動
- (セ) その他

エ 災害応急措置

- (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務
- (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- (ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
- (エ) 災害時の心得
 - a 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 初期消火、出火防止の徹底
 - e 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
 - f 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援
- (オ) その他

オ 災害復旧措置

- (ア) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

カ 被災地支援

キ その他、災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお、県、市町村その他防災機関は、「県民防災週間」（5月第4週）、「防災週間」（「防災の日」9月1日を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）、「津波防災の日」（11月5日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

3 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、県及び市町村は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

県防災研修センターは、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、地震・津波に関する基礎的知識、防災情報（特に緊急地震速報や津波警報等）、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特性や過去の地震・津波の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

4 災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県及び市町村は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総務部人事課、市町村、防災関係機関〕

県、市町村及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、地震・津波災害時において、県、市町村及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食糧、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得を心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的实施

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関〕

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・市町村・防災関係機関及び県民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の内容には、以下のものが考えられる。

ア 動員訓練、非常参集訓練

イ 緊急地震速報（警報）や津波警報等を想定した通信連絡訓練及び対応行動訓練

ウ 消防訓練

エ 救出訓練

オ 避難訓練

カ 給水・給食（炊飯）訓練

キ 医療・救護訓練

ク 輸送訓練

ケ 広域応援協定に基づく合同訓練

コ 燃料供給訓練

サ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

県は、梅雨期前に総合防災訓練を実施する。また、大正3年に桜島が噴火した日（1月12日）を中心にして、火山、地震等に係る防災訓練を実施する。

市町村は、防災訓練の効果が期待できる時期に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果をあげうる場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等、土砂災害の恐れのある地域、液状化の恐れのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

(3) 訓練時の交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市町村・消防、自衛隊、第十管区海上保安

本部等の防災関係機関と協力する。また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実戦的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(1) 県が行う訓練

ア 総合防災訓練

県は、総合的な防災訓練を毎年1回時期を定め、防災関係機関と十分連携を取りながら実施する。

イ 非常通信訓練

県は、災害時において有線通信系が被災した場合等を想定し、無線通信系による通信手続の円滑な遂行を図るため、鹿児島地区非常通信連絡会及び市町村等防災関係機関と十分連携をとりながら訓練を実施する。

(2) 市町村等が行う訓練

ア 市町村の総合防災訓練

市町村長は、市町村域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市町村長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町村等と合同で実施する。

ウ 非常通信訓練

市町村長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市町村長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

(3) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより防災訓練を実施する。

(4) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、百貨店等の管理者は、市町村、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するように努める。

(5) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

4 訓練結果の評価・統括

(1) 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

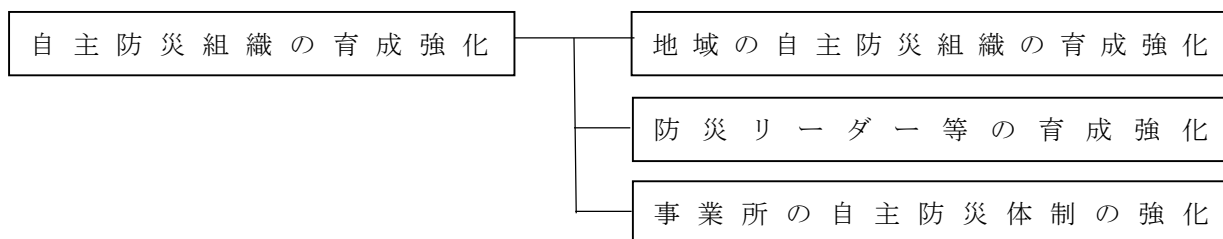
訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から20日以内に防災会議会長に報告する。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、市町村及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、県民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の育成・強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

県は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、市町村への助言や県防災研修センターを活用しての自主防災組織の育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。



第1 地域の自主防災組織の育成強化

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関〕

1 自主防災組織の育成強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、県及び市町村は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連

携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

(3) 地域自主防災組織設立促進協議会の設置

県は、自主防災組織の結成促進や活動の活性化を目的として、各地域振興局・支庁ごとに「地域自主防災組織設立促進協議会」を設置し、自主防災組織結成の気運醸成を図るとともに、防災に係る地域課題の解消のための方策を検討する。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- イ 土石流発生危険渓流のある地区
- ウ 山地崩壊危険区域のある地区
- エ 家屋密集等消防活動困難地区
- オ 地盤振動・液状化危険のある地区
- カ 津波危険のある地区
- キ 工場等の隣接地区
- ク 高齢化の進んでいる過疎地区
- ケ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意するものとする。

- ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- ア 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- エ 青年団、女性団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

第2部 地震災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消防訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関〕

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域の防災活動への参画を促進すると共に、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村、防災関係機関〕

1 工場、事業場等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたることが効果的である施設
- エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

第2部 地震災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

(3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

(ア) 防災訓練

(イ) 施設及び整備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難誘導・救出救護

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

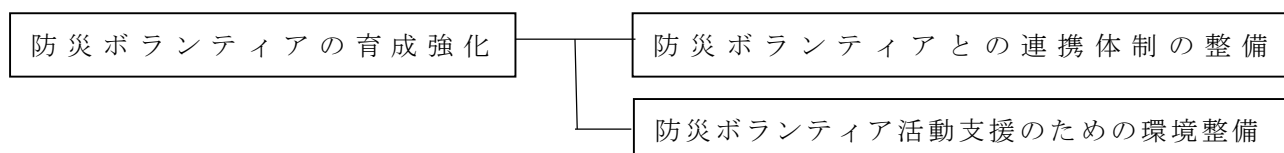
市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成強化

地震災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。



第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・薬務課・高齢者生き生き推進課、総合政策部国際戦略課、男女共同参画局くらし共生協働課、土木部建築課、市町村、ボランティア関係協力団体〕

1 県における連携体制の整備

地震災害が発生した場合における防災ボランティア活動の環境整備を図るため、県関係所管課（次表を参照）において、平常時から、地域団体やNPO法人、ボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、それら団体等と協力して、防災ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努める。

県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進等に努める。

表 2.3.4.1 ボランティアの活動内容

ボランティア の区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	所管課
専門分野のボランティア			
通信	通信、情報連絡	日本アマチュア無線連盟県支部 鹿児島県赤十字アマチュア無線奉仕団	危機管理 防災課
ボランティア コーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	県社会福祉協議会、 日本赤十字社鹿児島県支部	社会福祉課
医療	人命救助、看護、 メンタルヘルス	県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、ボランティア医療団体、日本赤十字社鹿児島県支部	保健医療 福祉課 薬務課 医師・看護 人材課
介護	避難所等の要介護者の 対応及び一般ボランティアへの介護指導等	県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会	高齢者生き 生き推進課 障害福祉課
建築判定	建物の倒壊等危険度の判定	鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会	建築課
宅地判定	宅地の被災等危険度の判定	被災宅地危険度判定連絡協議会	
通訳	外国語通訳、翻訳、 情報提供	県国際交流協会、 ボランティア通訳	国際交流課 くらし共生協働課
一般分野のボランティア			
生活支援	物資の仕分け、配送、 食糧の配給、清掃等	県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部	社会福祉課

2 市町村及び関係機関等における連携体制の整備

市町村及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人、ボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進等に努める。

また、市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）

との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県社会福祉協議会、危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課、総合政策部国際戦略課、男女共同参画局くらし共生協働課、県警察、市町村、関係機関等〕

1 県による環境整備

県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時における防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう、活動環境の整備を図るため、以下に例示する取組みに努める。

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発、防災ボランティアの教育・訓練、登録等

県社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部、その他のボランティア関係協力団体と連携を図り、防災ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、防災ボランティアの総合的な教育・訓練、調整等を行う。また、平常時から、防災ボランティア登録の円滑化を図る。

(2) ボランティアコーディネーター等の養成

県社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部、その他のボランティア関係協力団体と連携を図り、防災ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、防災ボランティアの総合的な教育・訓練、調整等を行うとともに、平常時から、防災ボランティア登録の円滑化を図る。

また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、県は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

(3) 避難生活支援リーダー／サポーター等の育成・確保

市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(4) 防災ボランティア拠点相互のネットワーク化

他の地域の防災ボランティア拠点との連絡調整を円滑に行えるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

(5) ボランティア活動保険制度の周知

防災ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

(6) 研修に対する講師の派遣等への協力

消防学校や研修会等において、消防の分野に係る知識、技能の修得について、研修の実施や民間団体が行う研修に対する講師の派遣など協力を行う。

2 市町村による環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市町村は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災

第2部 地震災害予防

第3章 県民の防災活動の促進

ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

(2) 避難生活支援リーダー／サポーター等の育成・確保

市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(3) 防災ボランティア登録・把握

市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、市町村社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

(4) 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

市町村は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(5) 防災ボランティアの活動環境の整備

市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(6) 消防本部による環境整備

消防機関は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

3 警察本部による環境整備

県警察は、市町村と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、住民等の不安の払拭を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の防犯団体に対し、指導、助言を行うものとする。

4 日本赤十字社鹿児島県支部による環境整備

日本赤十字社鹿児島県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは、国際赤十字委員会・各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より、防災ボランティアを養成・登録するものとする。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスを実施できるように、災害救助

法第15条第2項に基づき、県、市町村、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

5 県社会福祉協議会による環境整備

県社会福祉協議会は、福祉的な立場から被災者救援活動に参加することとし、県や市町村社会福祉協議会及び関係機関・団体と連携を図りながら、平常時から、以下に例示する取組みを行い、大規模災害時におけるボランティア活動を支援する環境整備に努める。

- (1) 市町村福祉協議会に登録されているボランティアの把握、及び県社会福祉協議会で受付けたボランティアの登録を行うこと。
- (2) 県社会福祉協議会策定の「災害時の福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」を必要に応じ改訂するとともに、市町村社会福祉協議会の「福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」の策定を支援すること。
- (3) ボランティアコーディネーターの設置、養成を進めること。

第6節 企業防災の促進

〔実施責任：商工労働水産部中小企業支援課、危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

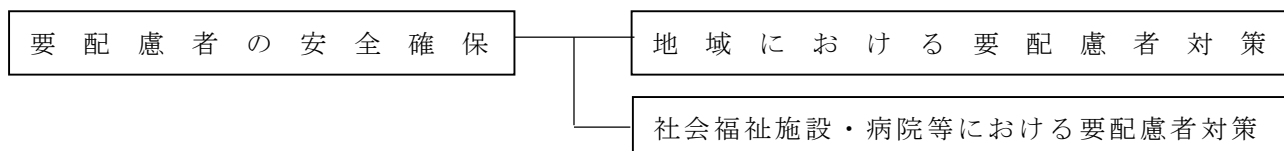
また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府、経済産業省等）、県、市町村及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国（内閣府、経済産業省等）、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による県内への流入人口の増等に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、県、市町村及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。



第1 地域における要配慮者対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課、観光・文化スポーツ部PR観光課・総合政策部国際戦略課、男女共同参画局くらし共生協働課、市町村、防災関係機関〕

1 要配慮者の把握

市町村は、市町村の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や、町内会等の範囲ごとに把握する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 個別避難計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努め、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

さらに、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。

3 緊急連絡体制の整備

市町村長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

市町村は、災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市町村は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。また、市町村は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

7 県災害派遣福祉チーム（鹿児島DCAT）の整備

ア 「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に基づき、県及び協定締結団体は、災害時等において鹿児島DCATが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修や訓練等を実施する。

イ 県は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

8 障害者の情報取得等に係る体制整備

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が必要な情報を迅速かつ確実に取得することができ、また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実等に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

〔実施責任：保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課、市町村、社会福祉施設・病院等の施設管理者〕

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自動発電機等の整備や燃料の備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ確実に対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、

緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的の実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

第 3 部 地震災害応急対策

第3部 地震災害応急対策

第1章 活動体制の確立

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 情報伝達体制の確立
- 第3節 災害救助法の適用及び運用
- 第4節 広域応援体制
- 第5節 自衛隊の災害派遣
- 第6節 技術者・技能者及び労働者の確保
- 第7節 ボランティアとの連携等
- 第8節 災害警備体制

第2章 初動期の応急対策

- 第1節 地震情報等の収集・伝達
- 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第3節 広報
- 第4節 消防活動
- 第5節 危険物の保安対策
- 第6節 水防・土砂災害等の防止対策
- 第7節 避難の指示、誘導
- 第8節 救助・救急
- 第9節 交通確保・規制
- 第10節 緊急輸送
- 第11節 緊急医療
- 第12節 要配慮者への緊急支援

第3章 事態安定期の応急対策

- 第1節 避難所の運営
- 第2節 食料の供給
- 第3節 応急給水
- 第4節 生活必需品の給与
- 第5節 医療
- 第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策
- 第7節 動物保護対策
- 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
- 第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等
- 第10節 住宅の供給確保
- 第11節 文教対策
- 第12節 社会秩序の維持、物価の安定等
- 第13節 義援金・義援物資等の取扱い
- 第14節 農林水産業災害の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

- 第1節 電力施設の応急対策
- 第2節 ガス施設の応急対策
- 第3節 上水道施設の応急対策
- 第4節 下水道施設の応急対策
- 第5節 電気通信施設の応急対策
- 第6節 道路・河川等公共施設の応急対策
- 第7節 鉄道施設の応急対策
- 第8節 空港施設の応急対策

第3部 地震災害応急対策

第1章 活動体制の確立

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、市町村及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

県及び市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

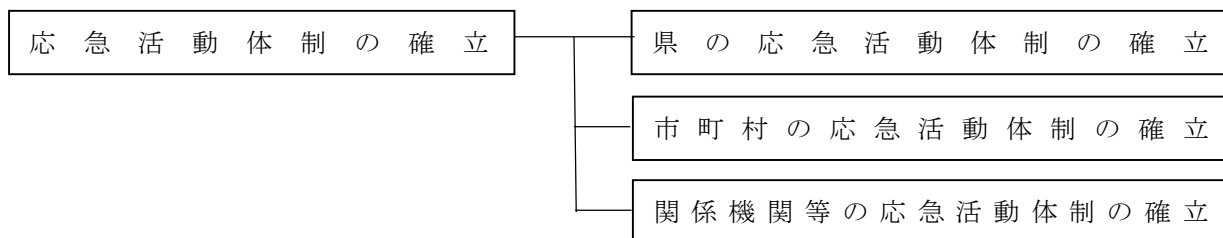
本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

また、平時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

第1節 応急活動体制の確立

鹿児島県において、地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



第1 県の応急活動体制の確立

〔実施責任：関係課〕

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

県は、県の地域において地震による災害が発生した場合、国、防災関係機関、他の都道府県等と連携・協力し、地震災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、県災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請に困難を伴う市町村も生じ得るため、県は、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、市町村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

県内に震度4の地震が発生したとき、津波注意報が発表されたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、危機管理防災局職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 県内に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき、津波警報が発表されたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に災害警戒本部長、災害警戒副本部長を置き、災害警戒本部長は総括危機管理防災監を、災害警戒副本部長は危機管理防災課長及び河川課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した県（教育庁を含む。）の職員をもって充てる。

(ウ) 地域連絡協議会長（以下、「連協長」という。）にあつては、管内区域の実情に応じ「災害警戒地方本部」を設置する。

(エ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部（支部）を設置した時は、災害警戒本部（地方本部）を廃止する。

(2) 県災害対策本部の設置

ア 県災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 県災害対策本部の設置

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

a 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき、又は震度5強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。

b 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

c 県内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。

d 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

(イ) 県災害対策本部の廃止

本部長は、県の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策本部を廃止する。

(ウ) 知事は、災害対策本部長を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

イ 県災害対策支部の設置又は廃止

(ア) 県災害対策支部の設置

連協長は管内に震度6弱以上の地震が発生したとき、特別警報（大津波警報）が発表されたとき、これ以下の地震であっても重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのあるときは、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、直ちに災害対策支部を設置し、本部長に通知する。

なお、支部長である連協長に事故があつた場合は、同協議会副会長及びあらかじめ指定された者の順で、連協長に替わって指揮を執る。

(イ) 県災害対策支部の廃止

連協長は、管内において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策支部を廃止する。

ウ 県現地災害対策本部の設置又は廃止

(7) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(4) 現地本部の廃止

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

(3) 現地対策合同本部の設置

本部長は、災害の規模が特に甚大で、複数市町村が被災した場合、被災市町村等と協議し、必要に応じ、地域振興局又は支庁に現地対策合同本部の設置をするなどの対応を図る。

(4) 国の非常本部等の現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

2 県災害対策本部

県災害対策本部の組織及び運営の詳細については、「鹿児島県災害対策本部条例」（以下「本部条例」という。）、「鹿児島県災害対策本部規程（以下「本部規程」という。）」及び「鹿児島県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱」（以下「運営要綱」という。）に定める。

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(7) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

なお、本部長に事故や不測の事態があった場合に副本部長が本部長の職務を代理する順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年鹿児島県規則第29号）の定めるところによる。

また、本部長及び副本部長共に事故や不測の事態あった場合には、総括危機管理防災監、総務対策部長及びあらかじめ指定された対策部長の順で職務を代理する。

(4) 本部に対策部を置き、各対策部に班を置く。各対策部及び各班の所掌事務は、運営要綱第6条に定めるとおりとする。

(4) 本部に本部連絡員を置き、その所掌事務は、運営要綱第8条に定めるとおりとする。

イ 本部の設置場所

本部は、原則として県災害対策本部（行政棟6階）に設置する。県庁舎が被災し県庁内に設置できない場合は、鹿児島地域振興局本庁舎に設置する。鹿児島地域振興局本庁舎が被災し、鹿児島地域振興局本庁舎内に設置できない場合には、県地域振興局庁舎の中から被災状況を勘案して、本部を設置する。

ウ 本部会議

(7) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長、総括危機管理防災監及び各対策部長をもって構成する。

(4) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

a 地震・津波災害応急対策の実施及び調整に関すること。

- b 国、他都道府県、市町村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。
- e 国、他都道府県、市町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- f その他、重要事項に関すること。

(2) 地方連絡部

本部に地方連絡部を置き、東京地方連絡部長は東京事務所長をもって充てる。
地方連絡部の所掌事務は、運営要綱第7条に定めるとおりとする。

(3) 支部

本部に支部を置き、支部長は、連協長をもって充てる。支部の設置は、本部長が指示する。

各支部の所掌事務は、本部規程第11条に定めるとおりとする。

(4) 現地本部

ア 現地本部の構成

(ア) 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策本部員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

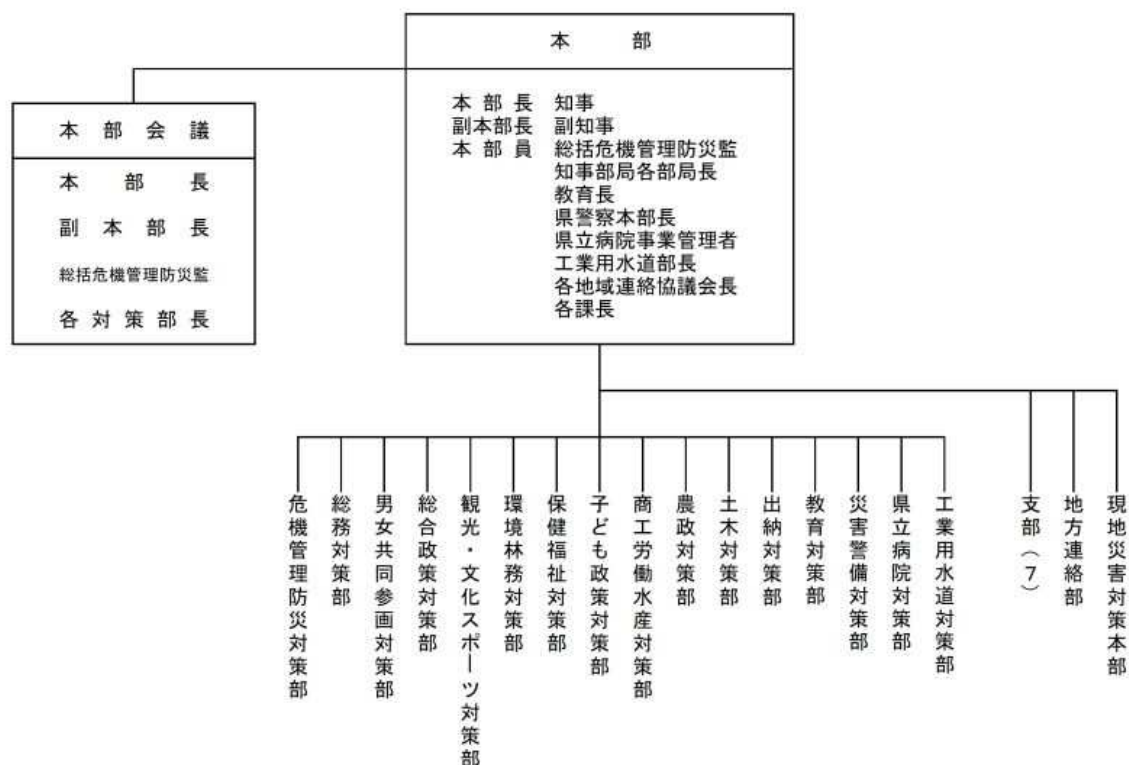
(イ) 本部長は、現地本部を設置したときは、ただちにその旨を関係機関に通知する。

イ 現地本部の所掌事務

本部の現地機関としての事務であって次に掲げるとおりとする。

- (ア) 被害状況及び被災地の対応状況の把握並びにこれらの情報の本部及び関係機関への連絡
- (イ) 被災地からの要望の把握及び本部への伝達並びに被災地の市町村との調整
- (ウ) 被災地の支援に従事する県の職員又は県に申出のあった機関等の人員の配置並びに支援物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- (エ) その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

図 3. 1. 1. 1 県災害対策本部組織図



3 職員の配備基準

県は、地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。

(1) 本庁職員の配備

ア 配備区分の決定

知事は、表 3.1.1.1 の配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

イ 動員系統及び動員の伝達方法

動員配備の伝達系統は、図 3.1.1.2 のとおり。

(ア) 危機管理防災局職員の動員配備

地震・津波情報による各種予警報等の発表とともに「気象情報自動伝達システム」が起動し、公用携帯電話に地震情報が自動的に伝達され、危機管理防災局職員がこれらの情報をもとに参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

危機管理防災局職員は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

(ウ) 放送機関への放送依頼による動員配備

広報課は必要に応じて放送機関に対し、職員の非常参集の放送を依頼する。

ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で速報される地震・津波情報により一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し、あるいは地震・津波に遭遇したときは表 3.1.1.1 の参集・配備基準に照らして自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、表 3.1.1.1 の参集・配備基準に照らして第4配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

(2) 出先機関（支部）職員の配備

ア 配備区分の決定

連協長等は、本庁における配備要領に準じ、表 3.1.1.2 の配備基準に基づき配備区分を決定する。なお、連協長は、配備体制を確立し、又は変更する場合は、事前に県危機管理防災課と協議する。

連協長等は、各出先機関近隣に居住する職員の中からあらかじめ定めておいた配備要員の配備体制を決定し、所定の招集指示の伝達方法に基づき招集し、夜間・休日等の勤務時間外における災害発生初期の情報収集や本部設置に迅速に対処させる。

イ 動員系統及び動員の伝達方法

(ア) 連協事務局職員の動員配備

各連協の事務局職員及び各支庁の総務課職員は、地震・津波情報による各種予警報等の発表又は災害の発生とともに所定の部署へ参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

連協事務局職員は、各事務所所長等に職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各事務所所長等は、職員を動員する。

(ウ) 報道機関を通じての動員配備指示の伝達

連協長は、必要に応じ本部長に対して放送機関への関係職員の非常参集の放送依頼を要請する。本部長は、要請を受け必要があると認めた場合、放送機関へ放送を依頼する。

ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、テレビ、ラジオ等により管内における地震・津波情報による各種予警報等の発表を覚知したときは、連絡を待つことなく、表 3.1.1.2 の参集・配備基準に照らして直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員は、地域の被害の情報の収集や被害者の救助等応急活動に従事するとともに、連絡を受けた場合は直ちに登庁する。

ただし、表 3.1.1.2 の参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関に参集し、応急活動に従事する。

第3部 地震災害応急対策
第1章 活動体制の確立

表 3.1.1.1 本庁における地震・津波時の参集・配備基準

体制		基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	1	県内に震度4の地震が発生したとき	○危機管理防災局 ……4人	小規模地震や津波等への警戒を行うため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
	2	県内に津波注意報が発表されたとき	○別記1に掲げる課 ……所属長が必要と認める人数	
	3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき		
災害警戒本部体制	1	県内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき	○危機管理防災局 ……8人以上	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
	2	県内に津波警報が発表されたとき	○別記1に掲げる課 ……2人以上	
	3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき		
災害対策本部体制	第1配備	1 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要と認めるとき 2 県内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	○危機管理防災局 ……8人以上 ○別記1及び2に掲げる課 ……運営要綱第9条に定める人数 ○本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	地震・津波により相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	○危機管理防災局 ……過半数 ○危機管理防災局以外の課 ……運営要綱第9条に定める人数	
	第3配備	1 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき 2 県内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	○危機管理防災局 ……全員 ○危機管理防災局以外の課 ……運営要綱第9条に定める人数	
	第4配備	1 県内に震度6強以上の地震が発生したとき 2 県内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	○全職員	

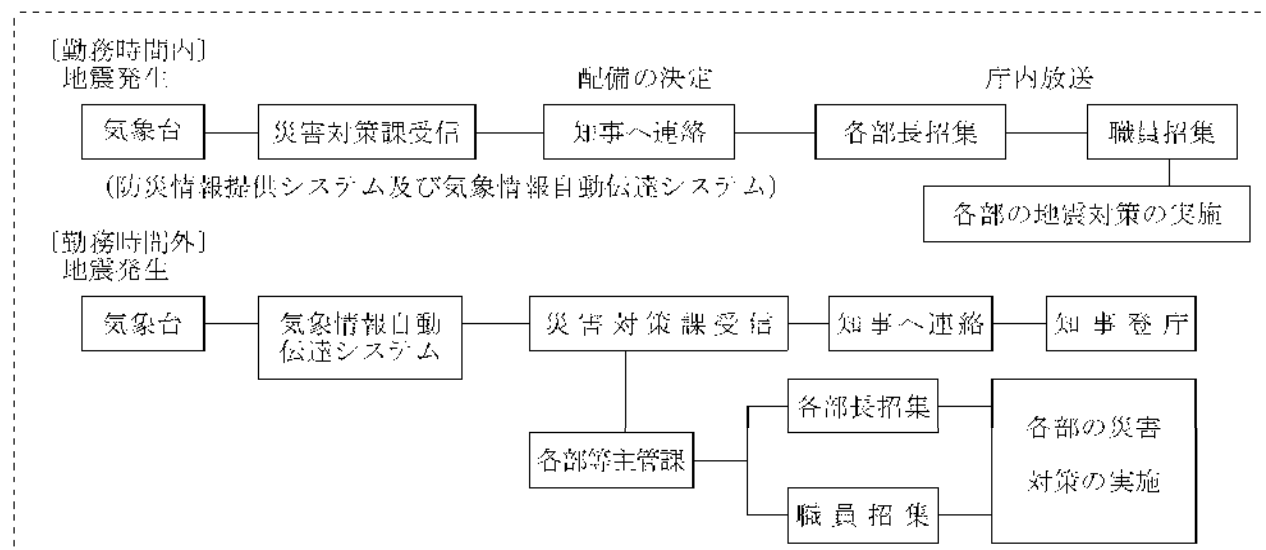
（別記1） 人事課、文化振興課、青少年男女共同参画課、総合政策課、PR観光課、広報課、環境林務課、森づくり推進課、保健医療福祉課、社会福祉課、商工政策課、漁港漁場課、農政課、農地保全課、監理課、道路維持課、河川課、砂防課、港湾空港課、建築課、総務企画課、会計課、管財課、教育庁総務福利課、学校施設課、県立病院局県立病院課、工業用水道部工業用水課

（別記2） デジタル推進課、交通政策課、廃棄物・リサイクル対策課、自然保護課、環境保全課、健康増進課、障害福祉課、生活衛生課、薬務課、子ども政策課、子育て支援課、子ども福祉課、高齢者生き生き推進課、農地整備課、道路建設課、都市計画課

表 3.1.1.2 出先機関（支部）における地震・津波時の参集・配備基準

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	1 管内に震度4の地震が発生したとき 2 管内に津波注意報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	地域連絡協議会の事務局職員 ……2人	小規模地震や津波等への警戒を行うため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	1 県内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 2 県内に津波警報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたとき	連協長があらかじめ指定した災害警戒要員	災害警戒地方本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
第3配備	1 管内に震度6弱以上の地震が発生したとき 2 管内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、相当の被害が発生し又は発生するおそれのある場合で支部長が必要と認めるとき	支部長があらかじめ指定した職員	
	1 管内に震度6強以上の地震が発生したとき 2 管内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で支部長が必要と認めるとき	全職員	

図 3. 1. 1. 2 動員配備の伝達系統図



4 県消防・防災ヘリコプター等を活用した災害応急活動

大規模な地震が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する消防・防災ヘリコプターを活用するとともに画像伝送システムを活用し、災害応急対策活動等を実施する。

○ 消防・防災ヘリコプターの活動内容

- ア 被害状況の調査及び情報収集活動
- イ 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送
- ウ 被災者等の救出
- エ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送
- オ 住民に対する情報伝達活動など

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、本部長が必要と認めるときは、県災害対策本部危機管理防災対策部に航空運用調整班を設置し、関係規程に定めるところにより災害応急対策活動を実施するものとする。

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

5 地震災害時の市町村への支援体制や外部機関との連携体制の確立

(1) 市町村への支援体制の確立

県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、県は、以下の方法により市町村への支援体制を確立することにより、被災者への迅速かつ的確な応急対策の実施を図る。

ア 市町村の状況把握及び支援体制強化の必要性についての判断

災害対策本部の支部は、必要に応じて市町村に職員を派遣し、被害の規模、市町村の体制化を把握する。現地からの報告を受けた支部において、市町村への支援を強化する必要があるかどうかを判断し、その結果を危機管理防災課（本部連絡班）に報告する。

イ 被災地域における支援体制の確立及び支援活動の実施

災害対策本部の支部は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。特に甚大な被害が発生した地域があるときは、当該災害地に現地災害対策本部を設置し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。被災市町村における通信連絡が困難となった場合には、危機管理防災課（本部連絡班）が防災行政無線（地上系移動局）、衛星移動局を現地に持ち込み、被災市町村の通信連絡機能を補完する。

(2) 外部機関との連携体制の確立

県本部を設置した場合、本部と防災関係機関は、県内における災害対策の総合的、かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡調整を図るとともに、必要に応じ、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求め、応急対策を推進する。

また、地震・津波災害時の被災現場の対策需要は、行政機関職員の能力を超えることが予想されるため、広域応援要請により、他の都道府県・市町村・消防機関・警察・自衛隊等の支援を得るほか、防災ボランティア、事業所の自衛防災組織、広域ネットワークを有する各種団体・企業等の協力を得て、状況に応じた応急対策の実施体制を確立する。

市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

また、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の

状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。

第2 市町村の応急活動体制の確立

〔実施責任：市町村〕

1 市町村の応急活動体制

市町村は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、市町村地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

(1) 市町村の災害初動体制

市町村は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、地震・津波発生直後の災害初動体制（情報連絡体制や災害警戒本部体制）を早急に確立して応急対策に着手する。

(2) 市町村の災害対策本部

市町村は、市町村地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。

(3) 市町村の現地災害対策本部

市町村は、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、国・関係機関等と連携をとって活動を推進する。

2 市町村の動員配備体制

市町村は、地震・津波災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた地震・津波災害時の動員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第3 関係機関等の応急活動体制の確立

〔実施責任：関係機関等〕

1 関係機関等の応急活動体制

(1) 防災関係機関の組織

防災関係機関は、地震の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

(2) 県民の役割

県民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

(3) 各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、地震発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織、消防団を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移をみながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

2 関係機関等の動員配備体制

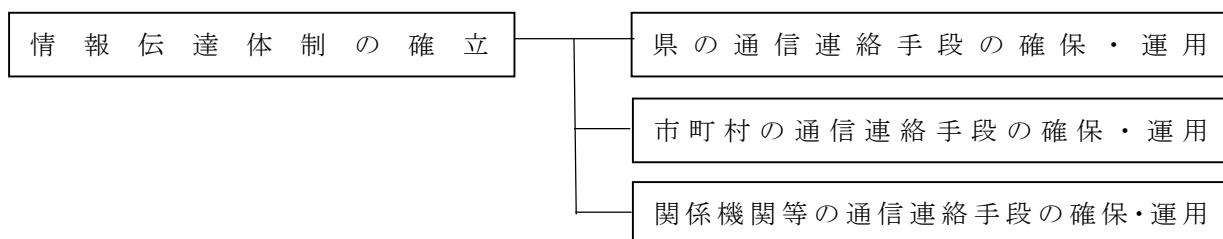
関係機関等は、地震災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第2節 情報伝達体制の確立

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。



第1 県の通信連絡手段の確保・運用

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、関係課〕

1 県の情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

地震災害時は、被災状況等の情報の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。しかしながら、初動期は、被災市町村との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。

このため、以下の基本方針により、各種情報の管理・統制体制を確立する。

(1) 県防災行政情報ネットワークシステム等の運用

県は、地震災害時においては、防災行政情報ネットワークを主体とする通信系統を関係各課や関係機関等との通信にあたっての基幹通信手段とする。国と県との連絡手段である消防防災無線網とあわせて効率的に運用する。

(2) 連絡用電話の指定等

県は、外部団体や県民等に利用されることが多いN T T一般加入電話（災害時優先電話）について、事前に定められた電話の中から地震災害時の連絡用電話を指定し、県本部としての窓口の統一を図る。指定された連絡用電話は防災活動以外の通常業務に使用することを制限し、通信連絡に充てる。

なお、この電話のうち特に重要な通信回線は、発信専用とする。

(3) 情報管理に必要な物的準備

情報管理のため、本部室等には、事前に整備しておいた防災行政情報通信端末、指定電話、携帯電話、FAX、コピー、パソコン（通信端末含む）等の各種機器、図面、各種資料、様式、名簿、各種マニュアル等をセットし、効率的に使用できるようにする。

(4) 情報連絡責任者

上記の手段による情報連絡を管理するため、本部室に情報連絡責任者を置く。情報連絡責任者は、対外的な情報連絡（各所属及び各機関との調整や協力等）にあたっての管理・統括上の意思決定を主とし、危機管理防災局長がその任にあたる。情報連絡の管理・統括の実務は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）が行う。

(5) 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする県民への行動喚起情報をLアラート（災害情報共有システム）テレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）ワンセグ放送等を通じて県民に提供できるよう、事前に締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用する。緊急情報提供システムには対外的な情報発信・情報管理の窓口としての積極的な役割を負わせる。

（緊急情報提供システム等の活用方法は、第2章第3節「広報」参照）

2 県防災行政無線の通信連絡体制の確立

地震の規模に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時的に困難になることが想定されるため、県防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

(1) 県防災行政無線の開局・統制

地震が発生直後、危機管理防災課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）無線担当者が作動状況を点検し、通信連絡体制を確立する。この際、県防災行政無線の通信の途絶や輻輳を防止し、迅速かつ的確な通信連絡が行われ、応急対策が円滑に行われるよう留意する。

特に、被災市町村等からの情報収集をはじめとする緊急・重要通信を優先し、効果的な運用を図るため、無線担当にてシステムを統制する。

《資料編 5. 1 (2) 鹿児島県防災行政無線回線系統図》

《資料編 5. 1 (3) 鹿児島県防災行政無線回線構成図》

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

(2) 県と国・関係機関・市町村等との通信連絡体制の確立

県と市町村・県内関係機関との通話は、県防災行政無線の回線を利用して交信し、県と国あるいは各都道府県の防災担当課との通話については、総務省消防庁の消防防災無線網を利用し、情報連絡を行う。

(3) 県各班との通信連絡体制の確立

災害現場等に出動している職員との連絡は、県防災行政無線（移動系）により行う。

また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。県防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

3 有線通信途絶の場合の措置

地震災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回

第3部 地震災害応急対策

第1章 活動体制の確立

線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段をつくして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

(1) 放送の要請による緊急情報伝達システムの確保

知事（本部長）は、市町村の要請を受けるなど緊急を要する場合で特別の必要があるときは、事前に締結された放送協定において定められた放送要請の要領に基づき、次の事項を最寄りの放送局に依頼する。

ア 依頼の内容

イ 依頼者及び放送範囲

(2) 各機関の通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、利用できる災害通信システム及び災害通信施設の設置場所並びに種別等は、以下のとおりである。

ア 鹿児島県無線通信システム

イ 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社管内通信連絡システム

ウ 九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社無線通信システム

エ 緊急連絡用衛星電話

オ 水防無線

カ 警察無線

キ 鹿児島県内主要無線局一覧表

《資料編 5 通信施設に関する資料》

(3) 九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、MCA用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器を配備しており、県、市町村等は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに県、市町村等は無償で貸与する。

(4) アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合、アマチュア無線の協力を依頼する。

4 電気通信設備の利用

地震災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね以下の方法のうち、実情に即した方法で行う。ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

なお、県が、他機関の通信施設を利用する場合を想定し、平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い、情報連絡体制の確立に努める。

(1) 普通電話による通信（一般通話）

通信施設の被災状況等により異なるが、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

(2) 災害時における優先電話等による通信

ア 災害時の優先電話

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われることから活用を図る。具体的には、災害が発生した場合の優先電話についての連絡機関として、N T T西日本鹿児島支店に連絡し協力を

求めるものとする。また、県は、地震・津波災害時に電話による通信が困難な場合、N T Tに対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

イ 電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信にあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて電報サービス取扱所に頼信するものとする。

(3) 通信の途絶防止

災害が発生した場合、県は次の措置を通信事業者に依頼して、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 通信回線が途絶した場合、衛星携帯電話の配備、小型ポータブル衛星設備、加入者系無線システム等の運用により、特設公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保する必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する。

(4) 通信手段の確保

災害発生時、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合、県や市町村からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸与に努める。

(5) 非常通信の利用

県は、平常時からの通信訓練や通信活動を踏まえ、鹿児島地区非常通信連絡会等を中心とする地震災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制の確立を図っている。

非常通信を利用できる時期は、地震等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で有線電信、電話が不通となり利用できないとき、通話が遠くではっきりしないとき、又は通信が輻輳して長時間かかるため、その非常通報の目的を達成することができないときは、鹿児島地区非常通信連絡会の非常通信計画に基づき、最寄りの無線局を利用して、非常通信により通信連絡する。

ア 非常通報の内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及びその他の災害の状況に関するもの

(ロ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

(エ) 非常事態が発生した場合で、総務大臣が無線局に命じて無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令

(オ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(キ) 非常災害における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(ク) 遭難者の救護に関するもの

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

(コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電気通信回線の損壊又は障害の状況及びその修理、復旧用資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

(サ) 災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(シ) 災害救助法等の規程により知事が医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 非常通報の発信資格

非常通報の利用者は原則として官公庁その他防災関係機関に限られているが、人命の救助に関するものについては個人でも利用が可能である。

ウ 非常通信依頼上の注意事項

(ア) 頼信紙は、できるだけ無線局備えつけの用紙を使用すること。

(イ) 無線局の受付所に依頼するときは、必ず頼信紙に「非常」と朱書すること。

(ウ) 通信内容は、できるだけ簡素に要領よく、3分以内に伝送できる程度の内容とする。

(エ) あて先の電話番号がはっきりしているものは、通報用紙のあて先欄に電話番号を記入するとともに電文の末尾に発信者名を忘れずに記入すること。

(オ) その他、非常通信の利用並びに取り扱いに関しては、鹿児島地区非常通信協議会と緊密なる連携のもとに、電波法令等に違反することのないよう努めること。

(5) 防災相互通信用無線による通信

県は、災害現場等において防災関係機関が相互に防災対策に関する通信を行うための防災相互通信用無線（150MHZ、400MHZ）を活用し、防災関係機関との間の防災相互通信を確保し通信を行う。

第2 市町村の通信連絡手段の確保・運用

〔実施責任：市町村〕

1 通信連絡系統

災害時の市町村の通信連絡系統としては、市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、N T T一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

2 無線通信体制の確立

災害時の市町村の無線通信連絡体制として、整備済みの市町村防災行政無線等をはじめ、衛星携帯電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

（第2部第2章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

3 その他の手段による通信体制の確立

N T T一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているC A T V、オフトーク通信、N T Tの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、地震・津波時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(1) その他の各種通信手段（例）

ア 一斉同報メール

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係

情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能

イ 緊急速報（エリアメール等）

当該市町村内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。

エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能。

ウ ワンセグ（エリアワンセグ）

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。

エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの。

エ コミュニティFM放送

市町村内で放送を行うFMラジオ放送。

オ デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能。

カ データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。

通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。

キ 告知放送

各戸に告知端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

第3 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

〔実施責任：関係機関等〕

1 各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

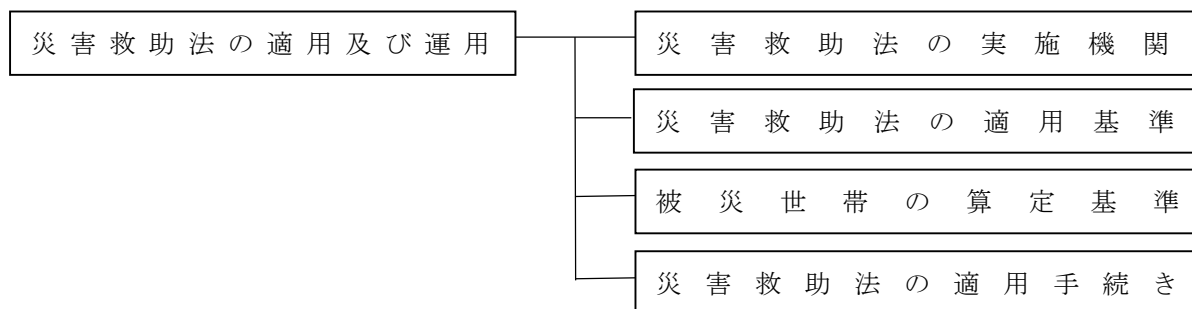
2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模な地震が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、市町村は災害救助法を運用する。



第1 災害救助法の実施機関

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、市町村長はこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

（災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則）

第2 災害救助法の適用基準

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる適用基準に該当する市町村において、現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき
- (2) 次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき
 - ① 市長村の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
 - ② 県内において1、500世帯以上の住家が滅失し、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
 - ③ 県内において7、000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
 - ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

2 災害救助の種類

一般災害対策編第3部第1章第3節第2を参照。

表3. 1. 3. 1 市町村別災害救助法の適用基準表

市 町 村 名	人口(人)	基準(世帯)	
		1号	2号
鹿 児 島 市	<u>593,128</u>	150	75
鹿 屋 市	<u>101,096</u>	100	50
枕 崎 市	<u>20,033</u>	50	25
阿 久 根 市	<u>19,270</u>	50	25
出 水 市	<u>51,994</u>	80	40
指 宿 市	<u>39,011</u>	60	30
西 之 表 市	<u>14,700</u>	40	20
垂 水 市	<u>13,019</u>	40	20
薩 摩 川 内 市	<u>92,403</u>	80	40
日 置 市	<u>47,153</u>	60	30
曾 於 市	<u>33,310</u>	60	30
霧 島 市	<u>123,135</u>	100	50
いちき串良野市	<u>27,490</u>	50	25
南 さ つ ま 市	<u>32,887</u>	60	30
志 布 志 市	<u>29,328</u>	50	25
奄 美 市	<u>41,390</u>	60	30
南 九 州 市	<u>33,000</u>	60	30
伊 佐 市	<u>24,453</u>	50	25
姶 良 市	<u>76,340</u>	80	40
三 島 村	<u>405</u>	30	15
十 島 村	<u>740</u>	30	15

(注) 人口は、令和2年国勢調査による。

市 町 村 名	人口(人)	基準(世帯)	
		1号	2号
さ つ ま 町	<u>20,243</u>	50	25
長 島 町	<u>9,705</u>	40	20
湧 水 町	<u>9,119</u>	40	20
大 崎 町	<u>12,385</u>	40	20
東 串 良 町	<u>6,237</u>	40	20
錦 江 町	<u>6,944</u>	40	20
南 大 隅 町	<u>8,401</u>	40	20
肝 付 町	<u>14,227</u>	40	20
中 種 子 町	<u>7,539</u>	40	20
南 種 子 町	<u>5,445</u>	40	20
屋 久 島 町	<u>11,050</u>	40	20
大 和 村	<u>1,364</u>	30	15
宇 検 村	<u>1,821</u>	30	15
瀬 戸 内 町	<u>8,546</u>	40	20
龍 郷 町	<u>5,017</u>	40	20
喜 界 町	<u>6,629</u>	40	20
徳 之 島 町	<u>10,147</u>	40	20
天 城 町	<u>5,517</u>	40	20
伊 仙 町	<u>6,139</u>	40	20
和 泊 町	<u>6,246</u>	40	20
知 名 町	<u>5,750</u>	40	20
与 論 町	<u>5,115</u>	40	20

第3 被災世帯の算定基準

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に住居することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の判定基準

（第3部第2章第2節第1 災害情報等の収集・伝達 2 災害情報等の報告 表3. 2. 2. 1 「災害報告の判定基準」を参照）

3 世帯及び住家の単位

- (1) 世帯
生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- (2) 住家
現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続き

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 市町村

災害に対し、市町村における災害が、第2 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：危機管理防災課防災係 N T T回線：099-286-2295

2 県

- (1) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

関係機関	窓 口 の 課 名	連 絡 先（電話番号等）
内閣府	内閣府政策統括官 （防災担当）	N T T回線 03-3501-5191

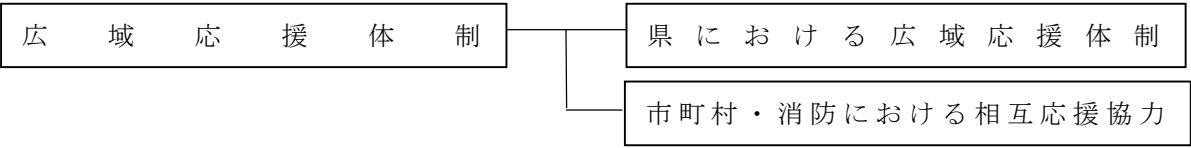
- (2) 災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。
- (3) 知事は、第2 災害救助法の適用基準のうち(1)及び(2)の③、④に該当する場合に、災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当））に協議するものとする。
- (4) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て災害救助法を適用するものとする。

第4節 広域応援体制

大規模な地震災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市町村及び防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、県及び市町村においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



第1 県における広域応援体制

〔実施機関：関係課〕

1 災害情報・被害情報の収集・分析

(1) 情報の収集

災害対策本部の各対策部は、所管業務に係る市町村からの応援要請の受付と、危機管理防災対策部本部連絡班で把握した以下の情報を収集する。

ア	倒壊家屋件数
イ	出火件数、又は出火状況
ウ	津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋件数）
エ	二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
オ	市町村の応急対策の状況等

(2) 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先一覧

ア	被災地外の県内市町村	キ	カ以外の都道府県
イ	本県を所管する指定地方行政機関	ク	消防庁（緊急消防援助隊等）
ウ	本県を所管する指定公共機関	ケ	他の都道府県警察災害派遣隊等
エ	県内の指定地方公共機関	コ	その他の国の機関
オ	その他の県内の公共的団体等	カ	その他の公的防災関係機関
カ	協定のある九州・山口各県等		

(3) 検討結果の報告

各対策部は、検討結果について、総務対策部本部連絡班を経由して本部会議に報告するものとする。

2 応援の受入れ体制の確立

県は、鹿児島県災害時受援計画に基づき、災害の規模やニーズに応じた他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援体制を整備する。また、防災訓練等を通じて検証を行い、必要に応じて受援計画の見直しを行うとともに、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

市町村及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、県、市町村は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。

応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（「鹿児島県災害時受援計画」の前文については、一般災害対策編第6部参照）

(1) 応援受入れの決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請や、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各対策部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

(2) 受け入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、危機管理防災対策部本部連絡班と各対策部は、以下の点について留意し必要があれば協議する。

ア 受入ルート

イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等

(3) 応援要請の連絡

ア 各対策部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、上記(2)の内容も併せて伝える。

イ 各対策部は、関係市町村、防災対策支部、防災関係機関へ応援要請を行った旨連絡する。

(4) 国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務対策部秘書班が調整窓口となって必要な調整を行うものとする。

3 職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

国もしくは都道府県の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、以下によるものとし、総務対策部人事班と協議する。

(1) 国の職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣要請・派遣あっせんの要請は、各々災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づく。

(2) 九州・山口各県等に対する職員の派遣要請

「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく。

- (3) その他の都道府県に対する職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく。

「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく。

地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づく。

4 各都道府県との災害時相互応援協定

- (1) 九州・山口9県災害時応援協定

この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行う。

《資料編 13. 1 九州・山口9県災害時応援協定》

表 3.1.4.1 各県担当課の連絡先

各県担当課	連 絡 先 (電 話 番 号 等)
福岡県総務部危機管理 局防災企画課	N T T回線 092-643-3112 FAX 092-643-3117 衛星通信系無線 040-700-7022 FAX 040-700-2479
佐賀県政策部 危機管理防災課	N T T回線 0952-25-7362 FAX 0952-25-7262 衛星通信系無線 041-200-1367 FAX 041-200-4510
長崎県危機管理部 防災企画課	N T T回線 095-895-2143 FAX 095-821-9202 衛星通信系無線 042-111-7222 FAX 042-111-7339
熊本県知事公室 危機管理防災課	N T T回線 096-333-2837 FAX 096-383-1503 衛星通信系無線 043-300-8-3792 FAX 043-300-7101
大分県生活環境部防 災局防災対策企画課	N T T回線 097-506-3067 FAX 097-533-0930 衛星通信系無線 044-200-201 FAX 044-200-387
宮崎県総務部危機管 理局危機管理課	N T T回線 0985-26-7066 FAX 0985-26-7304 衛星通信系無線 045-101-2140 FAX 045-101-2540
沖縄県知事公室 防災危機管理課	N T T回線 098-866-2143 FAX 098-866-3204 衛星通信系無線 047-200-71-2090 FAX 047-200-72-4819
山口県総務部 防災危機管理課	N T T回線 083-933-2360 FAX 083-933-2408 衛星通信系無線 035-201-2360 FAX 035-201-2408

- (2) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

《資料編 13. 5 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定》

- (3) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

《資料編 13. 6 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定》

- (4) 災害時における鹿児島県・岐阜県災害時相互応援協定

第3部 地震災害応急対策
第1章 活動体制の確立

《資料編 13. 3 災害時における鹿児島県・岐阜県災害時相互応援協定》

(5) 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定

《資料編 13. 4 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定》

(6) 防災消防ヘリコプター相互応援協定

この協定は、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県において、県が保有するヘリが耐空検査等で運休となっている期間にヘリの出動事案が発生した際、他県に要請を行うことができるものであり、県保有ヘリが運行可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は要請が可能である。

《資料編 13. 9 防災消防ヘリコプター相互応援協定》

5 国への応援要請等

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、県は災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

国（国土交通省）は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

6 九州地方整備局への応援要請

国土交通省が所管する施設に、地震により大規模な災害が発生し、又は、災害の発生するおそれがある場合、鹿児島県土木部長は、必要に応じて、九州地方整備局企画部長に対し被害の状況把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材及び災害対策車等の借用について要請する。

《資料編 13. 11 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書》

《資料編 13. 12 地方自治体等への災害対策用機械機器貸付等要領》

第2 市町村・消防における相互応援協力

〔実施機関：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、消防本部〕

1 県及び市町村相互の応援

(1) 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市町村は災害が県内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災し、

又は被災するおそれのある市町村のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア 応援を受けようとする市町村は、災害応急対策を実施するために必要な場合、他の市町村に対し、応援を要請する。

イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、応援を受けようとする市町村の指揮の下に行動する。

ウ 県は、応援を受けようとする市町村から要請依頼を受けた場合は、応援可能な他の市町村に対して応援の実施を依頼する。

エ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

(2) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市町村は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対し、応援を求める。

(3) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

2 消防機関の応援

(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市町村長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な地震や火災等が発生し、所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

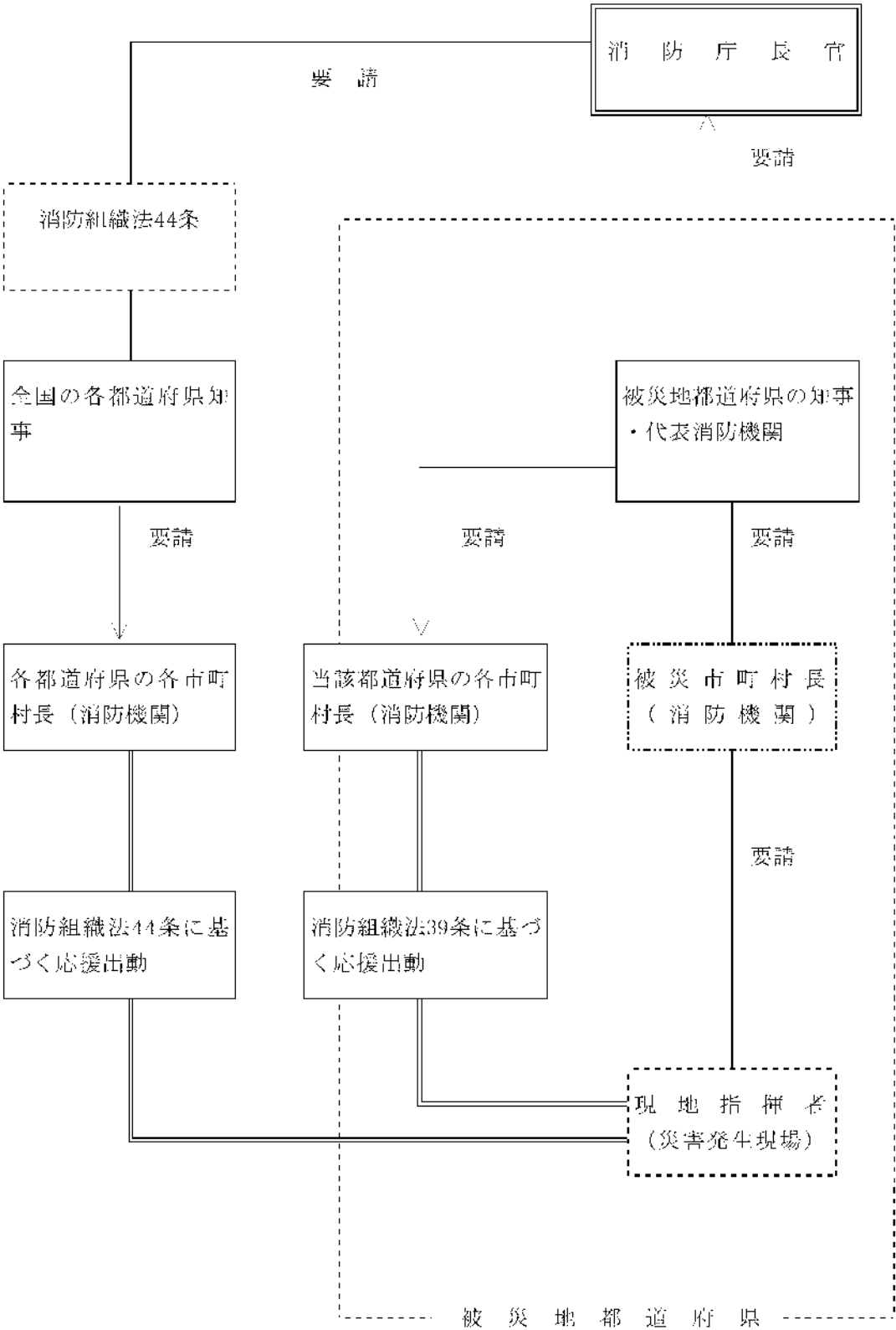
《資料編 13. 7 鹿児島県消防相互応援協定》

(2) 緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

《資料編 13. 8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱》

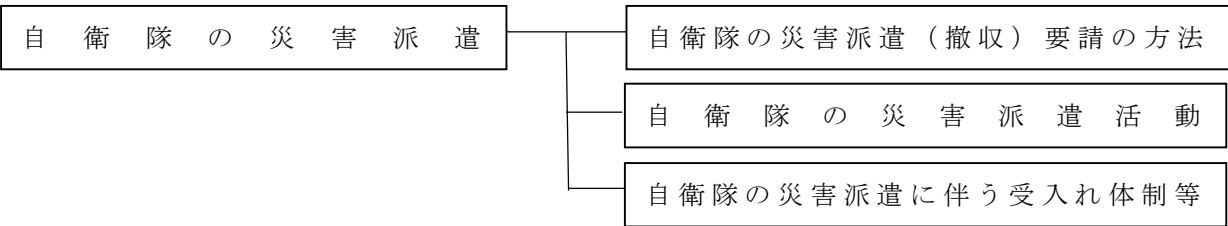
大規模災害時における消防の応援要請経路



第5節 自衛隊の災害派遣

大規模な地震が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。



第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

〔実施責任：自衛隊、危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

- (1) 災害派遣の要請者
自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市町村長の要請要求により行う。
- (2) 要請手続
知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。（様式1）

ただし、緊急を要する場合にあたっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

《資料編 13. 13 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式》

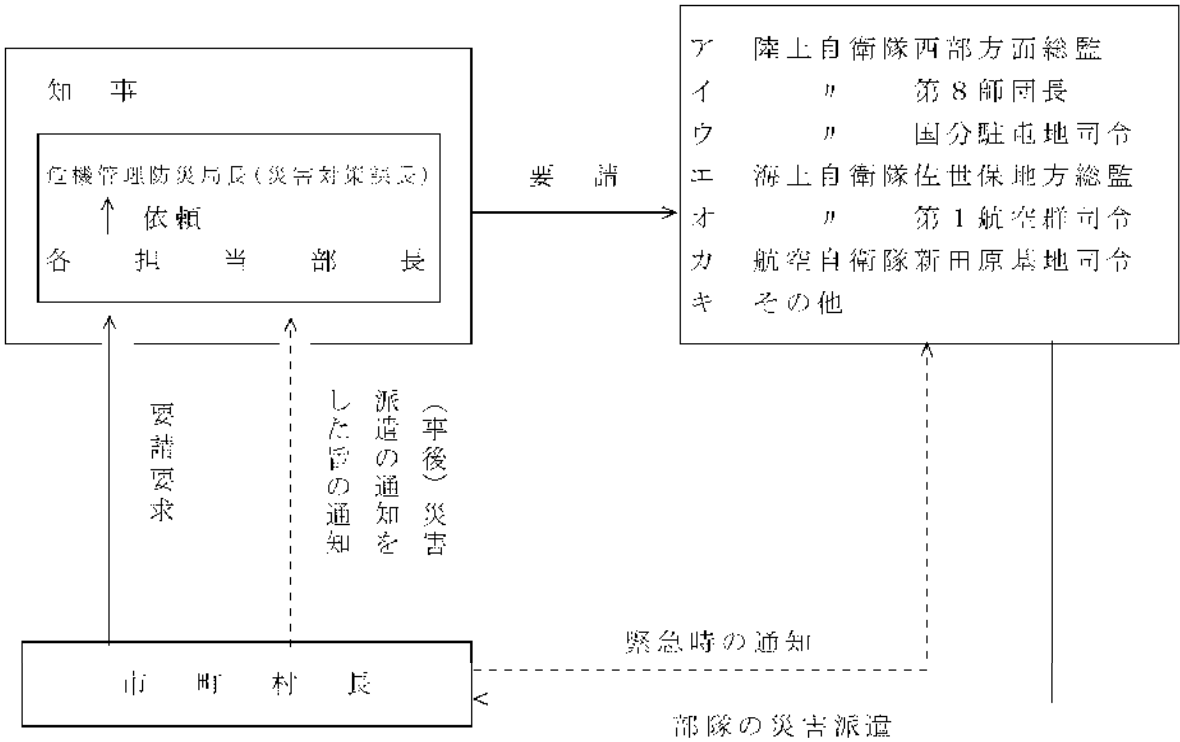
ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

図 3.1.5.1 自衛隊派遣要請系統



(注) キ その他は、奄美基地分遣隊、自衛隊鹿児島地方連絡部

(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、表 3.1.5.1 自衛隊の連絡場所のとおりである。

表 3.1.5.1 自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管部			
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 内線2255又は2256	県内
〃 第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市北区八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線3234 夜間3302	
〃 第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線235 夜間301	
〃 第8施設大隊（川内駐在地）	第3科	薩摩川内市冷水町539-1	0996-20-3900 内線230	
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町18番地	0956-23-7111 内線3225	県内
〃 第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線2218 夜間・休日2222	
〃 奄美基地分遣隊	防衛部運用2班	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	09977-2-0250	
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	防衛部	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線2348 夜間2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務部	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市町村長が行う。

（様式2）

《資料編 13. 13 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式》

(2) 要求手続

市町村長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア	災害の状況及び派遣を要請する理由
イ	派遣を希望する期間
ウ	派遣を希望する区域及び活動内容
エ	その他参考となるべき事項

第3部 地震災害応急対策
第1章 活動体制の確立

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市町村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令部等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(4) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、表 3.1.5.2 知事への災害派遣要請要求の連絡場所のとおりである。

表 3.1.5.2 知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県 危機管理防災局	危機管理 防災課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-(直通) 286-2256	県内
〃 総務部		〃	(直通) 286-2045	
〃 保健福祉部	人事課	〃	(直通) 286-2656	
〃 農政部	保健医療福祉課	〃	(直通) 286-3085	
〃 土木部	農政課	〃	(直通) 286-3483	
〃 〃	監理課	〃	(直通) 286-3586	
〃 環境林務部	河川課	〃	(直通) 286-3327	
〃 商工労働水産部	環境林務課	〃	(直通) 286-2925	
〃 教育庁	商工政策課	〃	(直通) 286-5190	
〃 出納局	総務福利課	〃	(直通) 286-3765	
〃 警察本部	会計課	〃	(代表) 206-0110	
	警備課			

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

4 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知するものとする。

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。（様式3及び様式4）

《資料編 13. 13 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式》

第2 自衛隊の災害派遣活動

〔実施責任：自衛隊、危機管理防災局危機管理防災課〕

1 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

危機管理防災局危機管理防災課及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をするものとする。

(2) 自衛隊における関係機関との連絡

陸上自衛隊国分駐屯地司令は、災害発生が予想される段階に至ったとき、又は災害発生後において、県庁及び県の各地域振興局等に連絡員を派遣し情報の収集及び各機関との連絡にあたり、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣の実施を期する。

(3) 県の連絡班の派遣

県は、自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ県の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにするものとする。

2 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

表 3.1.5.3 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療・救護・防疫	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所轄に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令（平成29年3月31日外防衛省第6号（第三次改正）」）に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲与する。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通報する。なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）
 - イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）
 - ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）
 - エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第65条第3項）
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第76条の3第3項）この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

第3 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 派遣部隊の受入れ体制

- (1) 県及び市町村は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場については留意すること。（地積、出入りの便を考慮）
- (2) 県及び市町村は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては、県及び市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来得る限り市町村において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び市町村において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び市町村に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び市町村は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

第3部 地震災害応急対策

第1章 活動体制の確立

- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、市町村において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、市町村地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

《資料編 10. 1 (2) ヘリコプター緊急時離着陸場予定地》

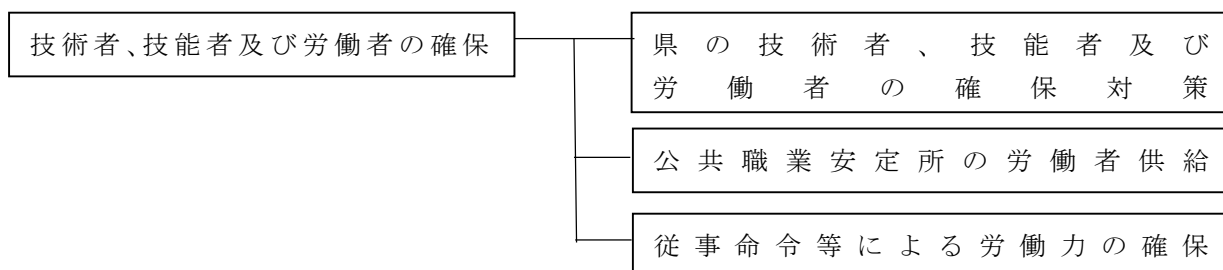
ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

区分	条件	標準
OH-6J (小型機)		
UH-1B (中型機)		
UH60J (大型機)		
CH-47 (大型機)		
表示要領		1 着陸点 直径 4 m 以上 着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径 4 m 以上の円を描き、中央に H と記す。 2 風向指示器 60cm 以上 20cm 以上 2m 以上 着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる (1) 布製 風速 2.5 m/秒に耐えられる強度 (2) 度

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

地震災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



第1 県の技術者、技能者及び労働者の確保対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総務部人事課、商工労働水産部雇用労政課〕

1 人員の確保状況の把握

- (1) 各課は、災害応急対策の遂行にあたり人員の確保が必要な場合、各部等の主管課にその旨を連絡する。
- (2) 商工労働水産部雇用労政課は、市町村その他の防災関係機関から人員の確保要請を受け付ける。

2 主管課における人員の確保

- (1) 各部等の主管課は、庁内他部局の職員の応援を求める場合は、危機管理防災局危機管理防災課を通じて総務部人事課に調整を求める。
- (2) 各部等の主管課は、国、他都道府県、市町村の職員の応援を求める場合は、危機管理防災局危機管理防災課を通じて総務部人事課に調整を求める。
- (3) 各部等の主管課は、(1)、(2)によっても人員を確保できない場合、商工労働水産部雇用労政課に対して所要人員の確保を求める。
- (4) 各部等の主管課は、(1)、(2)、(3)によっても人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、危機管理防災局危機管理防災課に対して災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保（第3）を求める。

3 商工労働水産部における人員の確保

- (1) 1の(2)、2の(3)の場合、商工労働水産部雇用労政課は、各公共職業安定所に対して、所要人員の確保を求める。
- (2) 商工労働水産部雇用労政課は、(1)によっても所要人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、危機管理防災局危機管理防災課に対して災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保（第3）を求める。

第2 公共職業安定所の労働者供給

〔実施責任：鹿児島労働局（各公共職業安定所）〕

1 労働者あっせん手続、方法等

(1) 労働者あっせん手続、方法

災害対策を実施するために必要な技術者、技能者及び労働者の確保は、それぞれの災害対策実施機関において行うものとするが、確保が困難な場合は、所轄公共職業安定所に次の事項を明らかにして、必要な人員のあっせんに依頼し、公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介あっせんを行う。

ア 必要労働者数	カ 作業場所の所在
イ 作業の内容	キ 残業の有無
ウ 作業実施機関	ク 労働者の輸送方法
エ 賃金の額	ケ その他必要な事項
オ 労働時間	

(2) 賃金の額

災害対策実施機関が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

2 労働者の輸送

災害対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住所と作業現場との距離がおおむね片道2km以上ある場合は、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

災害対策実施機関による車両等の労働者輸送が困難な場合は、交通費を支給し、一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

第3 従事命令等による労働力の確保

〔実施責任：第十管区海上保安本部、危機管理防災局危機管理防災課、県警察、市町村〕

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業 水防作業	従事命令 従事命令	消防法第29条第5項 水防法第24条	消防吏員又は消防団員 水防管理者、水防団長 消防機関の長
災害救助作業	従事命令 協力命令	災害救助法第7条 災害救助法第8条	知事 知事
災害応急対策事業 (除：災害救助法救助)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条 災害対策基本法第71条	知事 知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条 第1項 災害対策基本法第65条 第2項	市町村長 警察官、海上保安官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業(災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者

命令区分	従事対象者
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

3 従事命令等の執行

- (1) 知事の従事命令等執行に際し、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令し、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策又は災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令等を発令するものとする。

なお、災害救助法に基づく従事命令等の発令は保健福祉部社会福祉課が担当し、災害対策基本法に基づくものは危機管理防災局危機管理防災課が担当する。

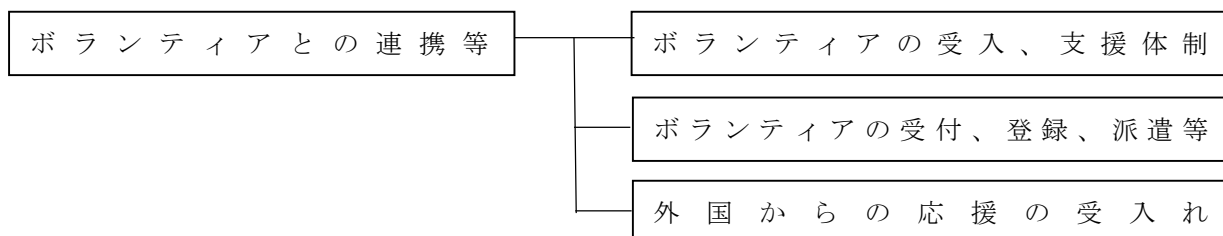
- (2) 知事（知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。）の従事命令等の執行に際しては法令等の定める令書を交付するものとする。

なお、その他の従事命令等命令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、県、市町村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。



第1 ボランティアの受入れ、支援体制

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、総務部広報課、総合政策部国際戦略課、男女共同参画局くらし共生協働課、市町村、関係機関等〕

1 ボランティア活動に関する情報提供

県及び被災市町村は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 ボランティア支援体制の確立

(1) 救援支援本部における対応

県社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置についての連絡調整や、災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンターにおける対応

被災地市町村社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市町村等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等は災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

(3) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。なお、他地域市町村社会福祉協議会等は近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣等

〔実施責任：鹿児島県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、保健福祉部社会福祉課、市町村、ボランティア関係協力団体〕

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

なお、県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、社会福祉課が総合窓口となり災害ボランティアセンター等に引き継ぎ、登録等を行う。

第3 外国からの応援の受入れ

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総合政策部国際戦略課〕

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入れ計画に基づいて、県が受け入れるものとする。

国際交流課は、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県国際交流協会等から通訳ボランティアを確保するとともに、必要な支援を行う。

第8節 災害警備体制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、県民の生命、身体及び地域の安全確保を第一義とした迅速かつ的確な災害警備活動を行うものとする。

第1 警備体制の確立

〔実施責任：県警察〕

1 災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模・態様に応じて、体制を構築するものとする。

2 部隊の編成

県警察は、1の体制に応じて、必要となる部隊を編成するものとする。

3 非常参集等

県警察職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを認知した場合は、直ちに非常参集し、又は所属に連絡して指揮を受けて応召するものとする。

4 職員等の安否確認

大規模災害が発生したときは、警察職員及び家族の安否について掌握するものとする。

第2 災害発生時における措置

〔実施責任：県警察〕

1 情報の収集及び報告

災害警備本部等を設置すべき災害が発生した場合、速やかに被害状況等を警察庁及び九州管区警察局に報告するとともに、その後判明した被害情報については、逐次報告するものとする。

2 情報連絡員（リエゾン）の派遣

災害初期の段階で、県災害対策本部及び発災地域を管轄する市町村災害対策本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、自治体及び自衛隊、海上保安庁、消防機関等各関係機関との情報共有及び自治体等との連絡調整を行わせるものとする。

3 住民の避難誘導

市町村長が避難指示等を発令した場合において、市町村長から支援の要請を受け、又は支援の必要を認めるときは、警察官を出動させ、避難情報の伝達や地域住民の避難誘導等必要な支援に当たるものとする。

4 救出救助活動等

災害発生当初の72時間が救出・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を被災状況に応じて集中・重点的に配分するものとする。

5 緊急交通路の確保等

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

6 死体の検視及び身元不明死体の身元特定

多数死体の検視等を実施する際は、関係機関と協力し、必要に応じて他都道府県警察に援助要求するなどして、要員、場所等を確保するとともに、医師等と連携し、適正に死体観察を行うものとする。

7 安否不明者等の捜索及び調査

安否不明者について警察官による調査や関係機関との情報共有等により早急に把握するとともに、被害状況及び安否不明者情報に基づき、必要な捜索部隊を編成し、要救助事案現場等において捜索に当たるものとする。

8 優先度が高い業務の継続及び警察機能の移転

災害警備活動と同時に、優先度が高い業務の選定と業務体制やバックアップ体制の確保を行わなければならない。

また、機能を果たすことが困難となった警察施設については、代替施設への移転による警察機能の確保を行うものとする。

第3 事態安定期における措置

〔実施責任：県警察〕

1 警察施設の復旧

警察機能を果たすための警察施設の重要性を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

2 暴力団排除活動の徹底

復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りに努めるとともに、関係行政機関、被災自治体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

3 被災地域における社会秩序の維持

被災地域の復旧・復興の初期段階から社会秩序と治安の維持に努めるものとし、所要の体制を整備した上で、おおむね次の活動を推進するものとする。

(1) 治安維持機能の回復

- ア 被災地域における犯罪情勢の把握
- イ 被災地域における広報啓発活動・相談活動
- ウ 警戒区域における警戒警備
- エ 避難所巡回パトロール
- オ 大量拾得物への適切な対応

(2) 災害に便乗した犯罪の取締り

- ア 無人となった住宅・店舗、ＡＴＭに対する防犯対策
- イ 災害に便乗した各種事件等への対応

4 災害復旧及び復興対策への協力

(1) 交通規制の実施

交通状況、道路状況等を考慮し、かつ、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制の実施及び解除を行うこととする。

(2) 支援活動への協力

自発的支援活動（ボランティア活動）が円滑に行われるための支援活動に協力することとする。

5 その他必要な警察措置

(1) 被災者の支援

被災者に対する情報伝達活動、臨時相談所の設置等による警察相談への対応を図るものとする。

(2) 計画停電への対応

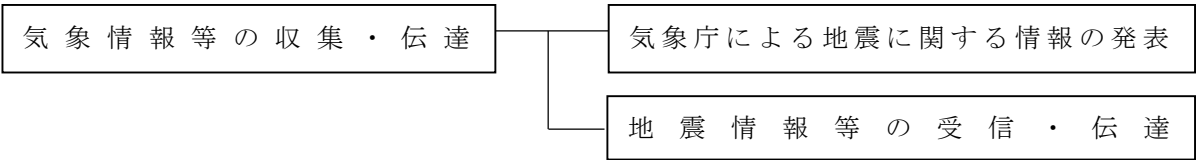
(3) 被災地域における警衛・警護体制の確保

第2章 初動期の応急対策

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 地震情報等の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。このため、県、市町村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



第1 気象庁による地震に関する情報の発表

〔実施責任：気象庁、福岡管区気象台、鹿児島地方気象台〕

1 地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J－A－L－E－R－T）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は、特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を表3.2.1.1に示す。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。当該情報の種類と発表条件は表3.2.1.2のとおり。

表 3.2.1.1 地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、津波注意報発表または若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を知覚した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

・*1 国外で発生した大規模噴火を知覚した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。

表 3.2.1.2 南海トラフ地震に関連する情報の情報名及び情報発表条件

表3.2.1.2 南海トラフ地震に関連する情報の情報名および情報発表条件	
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※次の4種類のキーワードを付記して発表	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード8.8以上 ^{※1} の地震 ^{※2} が発生 ・1カ所以上のひずみ計 ^{※3} での有意な変化 ^{※4} と共に、他の複数の観測点でもそれに関連すると思われる変化 ^{※4} が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり ^{※5} が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{※2} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで8.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により南海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、南知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

※5：ひずみ観測において推えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

平面図

断面図

想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

第3部 地震災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

気象庁震度階級関連解説表

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計がおかれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建築物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは震度〇相当と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなさと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第2 地震情報等の受信・伝達

〔実施責任：気象庁、福岡管区気象台、鹿児島地方気象台、危機管理防災局危機管理防災課、市町村、関係機関等〕

1 地震情報等の伝達系統

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、図 3.2.1.1 の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお、地震や津波に関する情報についても、同伝達系統によるものとする。

(2) 地震に関する情報の伝達系統

地震に関する情報の伝達系統は、図 3.2.1.2 の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と、図 3.2.1.3 の県内 73 箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統のとおり。

また、緊急地震速報の伝達系統については、図 3.2.1.4 のとおり。

2 地震情報等の受信・伝達

(1) 勤務時間外の地震情報等の受信

非常勤職員は、鹿児島地方気象台から参集・配備基準に該当する地震情報（震度情報等）を受信した場合、直ちに危機管理防災課長にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 危機管理防災課長による地震情報等の伝達

危機管理防災課長は、鹿児島地方気象台から、地震に関する情報等を受信したときは、当該情報を関係連絡先に伝達するとともに、関係課長に対しても所要の伝達を行う。

(3) 各課の反応

各課長は、前項による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

(4) 気象情報自動伝達システムの活用

本システムが以下の地震等に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、警報等の内容を電子メールで危機管理防災局職員の公用携帯電話に伝達するほか、市町村・消防本部に防災行政情報ネットワーク提供システムで送信するため、これらの情報の内容に留意する。

ア 地震情報等の発表状況

イ 市町村別の震度分布・震源情報

ウ 津波の有無、潮位・波高等の情報

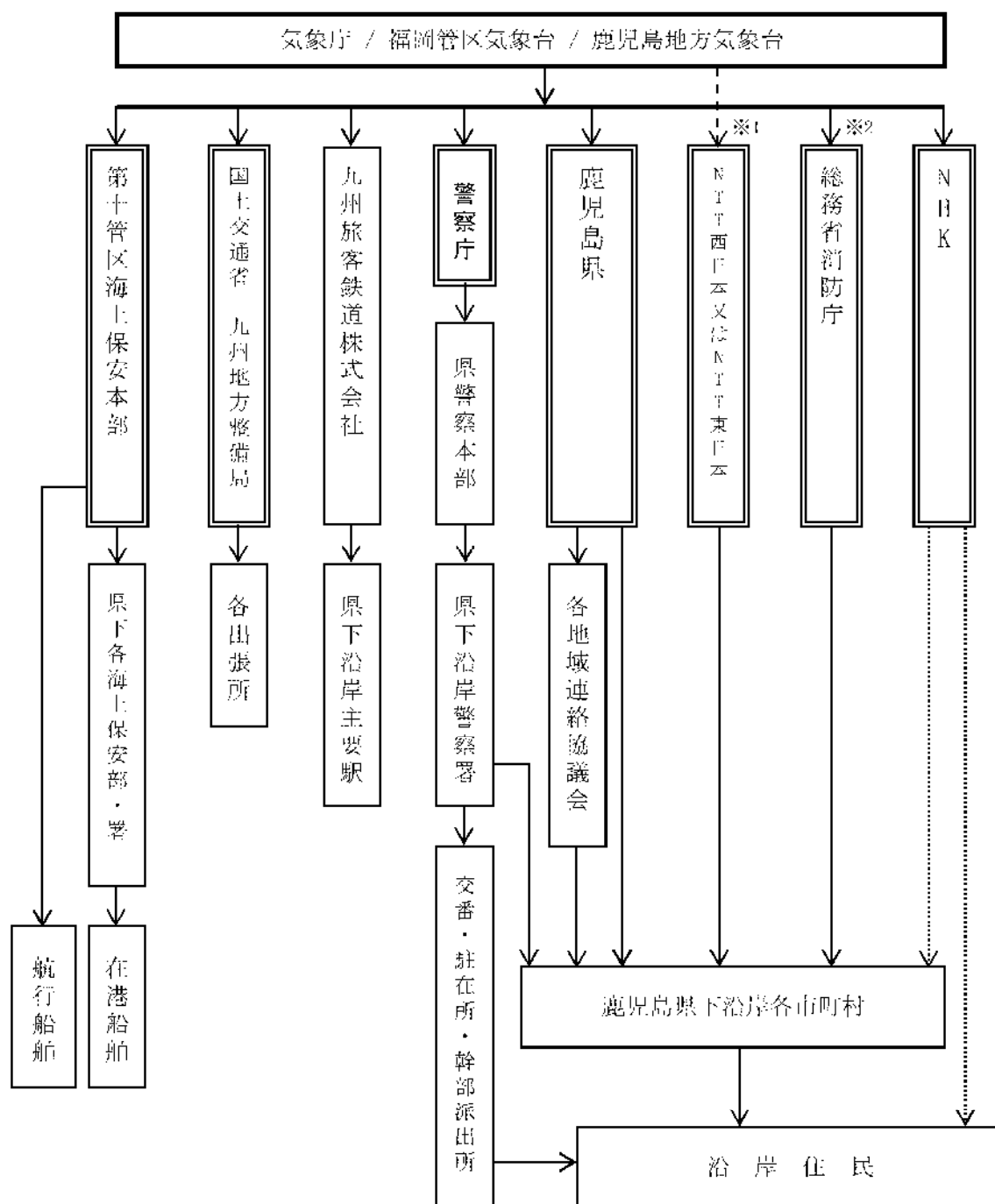
(5) 震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、県下市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。

(6) 県外の地震情報の把握（気象台への照会）

上記の発表情報だけでは得られない詳細な地震観測資料等のデータは、鹿児島地方気象台に直接照会したり、FAXを通じて画像・文書情報として入手する。

図 3.2.1.1 津波警報等の基本的伝達系統



- 1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。
- 3 ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
- 4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

図 3.2.1.2 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統

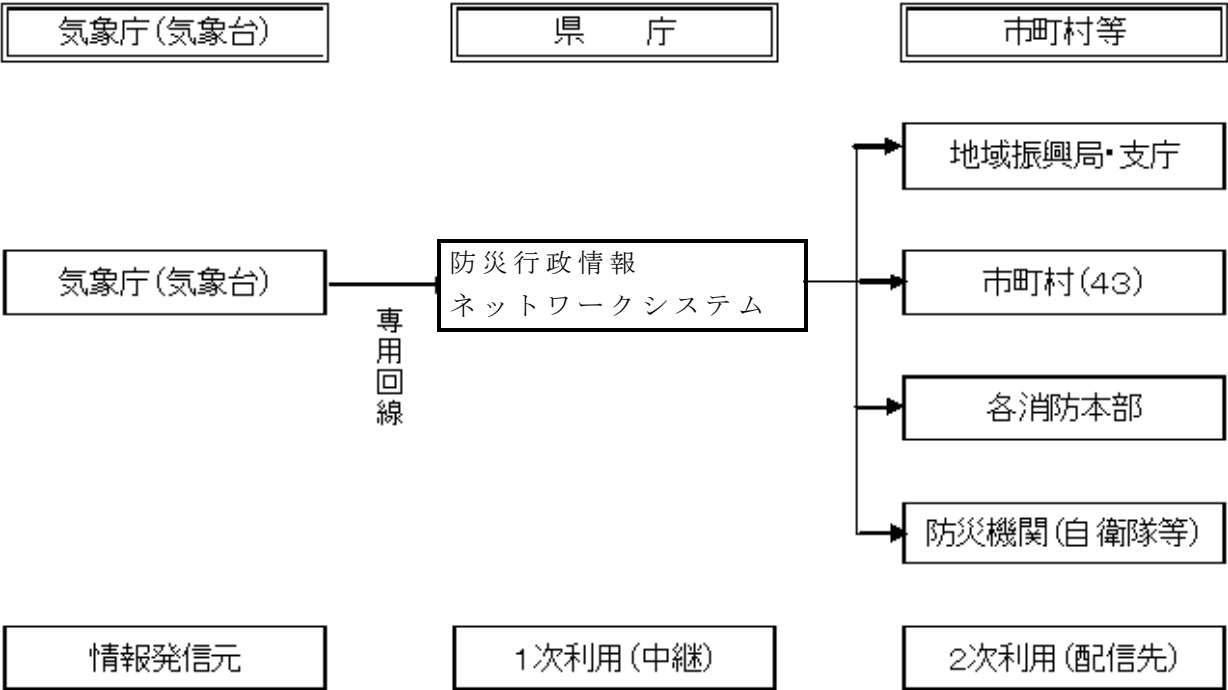


図 3.2.1.3 震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統

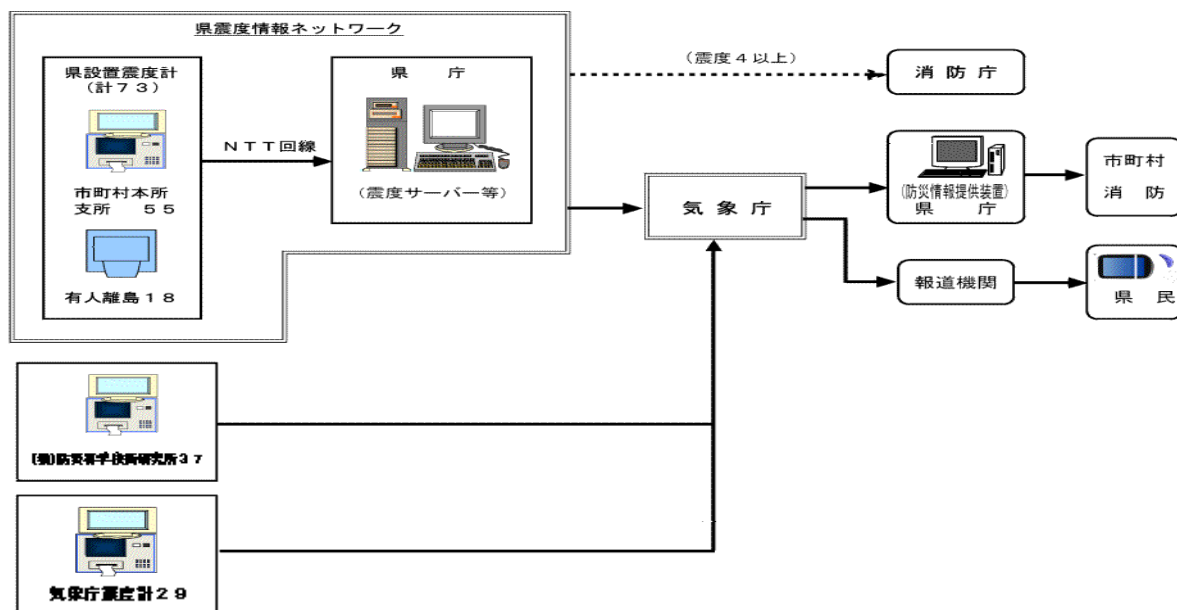
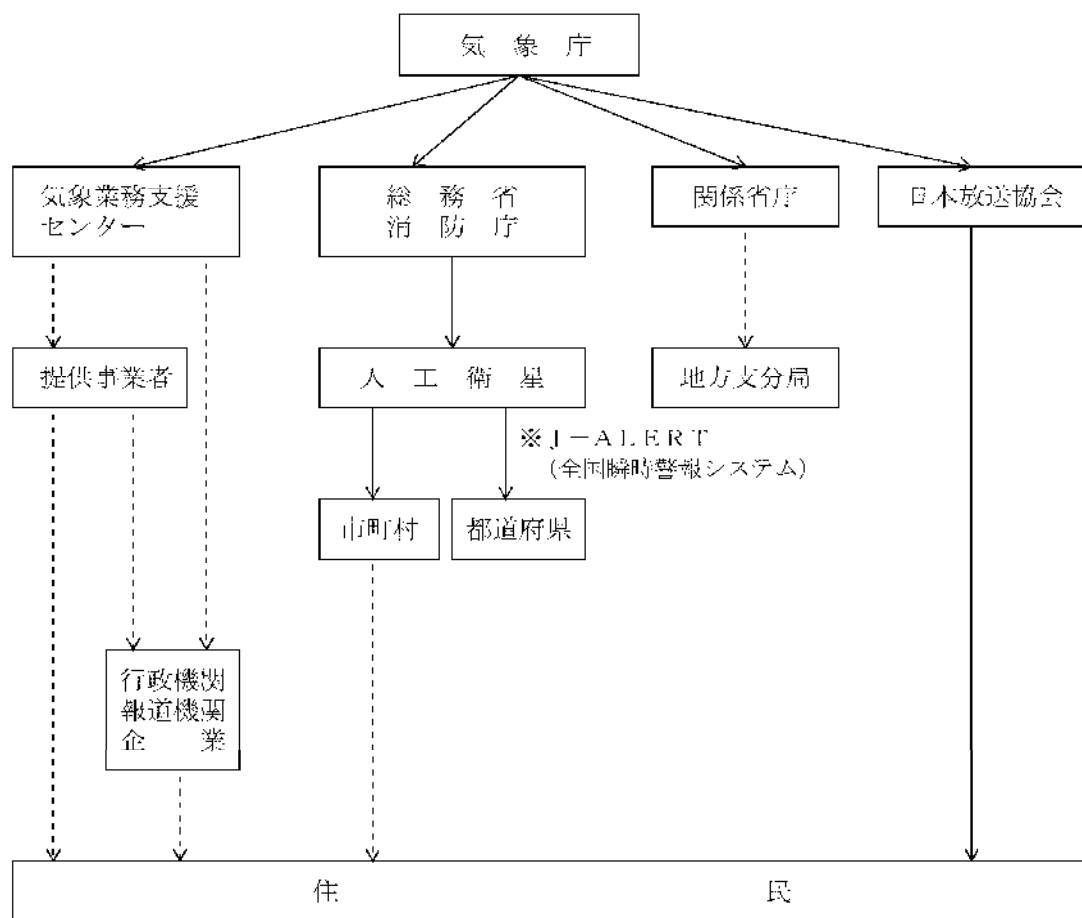


図 3.2.1.4 緊急地震速報の伝達系統



第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

県災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、管内市町村等から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに国・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、県民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災市町村等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を関係市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

災害情報・被害情報の収集・伝達

災害情報等の収集・伝達

第1 災害情報等の収集・伝達

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、関係機関等〕

以下では、管内の災害情報等の収集・伝達と報告について示す。

1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数、又は出火状況

- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、上下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 災害情報等の収集

ア 市町村（消防機関含む）による情報収集

市町村職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。

一般の市町村職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

イ 県による情報収集

- (ア) 災害現場への派遣職員は、指定された区域で人命危険情報を収集し、収集した情報は、現地からの無線、電話通報か又は、庁舎への参集後の報告による。

その他の職員が参集途上で把握した情報については、市町村一般職員と同様の方法による。

- (イ) 県は、市町村、各対策部、各対策支部及び防災関係機関等からの被害情報等の報告によるほか、災害対策本部室の機能を活用して以下の情報を迅速かつ的確に収集する。

- a 気象警報、台風情報、積算雨量、アメダス降水量等の情報
- b 震度情報ネットワークによる震度情報及び各種の被害情報
- c 県内主要河川の水位、雨量等の情報
- d 土砂災害危険箇所の警戒避難に資する雨量等の情報
- e 道路情報総合システムによる県内主要道路の通行規制情報等
- f 屋上監視カメラによる鹿児島市街地や県庁周辺の被災状況等
- g 県消防・防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターテレビによる被災地の状況等
- h 静止画伝送システムによる被災現場の状況等
- i 防災地図情報システムによる防災情報の活用

ウ 県警察本部による情報収集

県警察の警備活動や、住民からの通報により把握された人命危険情報を県警察本部で集約し、県災害対策本部に報告する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 市町村における報告情報の集約

市町村本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知する。

イ 市町村から国・県への報告

県は、震度4以上を把握した市町村から被害概況に関する報告を受ける。

災害の規模の把握のための市町村から国・県等への報告は以下を目標に行う。

なお、市町村から県へ被災の状況の報告ができない場合や、県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し、県及び指定行政機関は、県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る

県の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

(ア) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- a 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- b 勤務時間内（地震・津波発生直後）

(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震・津波発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、市町村は県・消防庁に対して報告を行う。この段階で市町村災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(ロ) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（図3.2.2.1参照）及び方法を用いる。

《資料編 15. 1 災害報告取扱要領》

(エ) 市町村は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 県における情報の共有

市町村等から報告された人命危険情報は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）において、整理・分析し、県域にかかる広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示の必要性、災害救助法の適用のための判断材料とする。

また、これらの情報は、本部対策会議、連絡員会議、本部連絡班において共有化を図り、適宜職員に対して周知し、活動に統一性を与える。

エ 人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和4年5月13日策定、令和5年3月31日一部見直し）に基づき市町村等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

(4) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

ア 県は、発災初期の情報収集に当たっては、震度情報ネットワークシステム等により災害対策本部室に集められた各地の震度情報、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 県、市町村及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

(1) 災害情報等の報告系統

ア 市町村長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 県知事は、市町村長、関係機関の協力のもとに、県総合防災システム及び国の総合防災システム（S O B O－W E B）等も活用して県域の災害情報等を収集・把握し、県内の防災関係機関に情報情報を通報するとともに、重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は、次のとおりである。また、消防庁に連絡した情報については、新総合防災情報システム（S O B O－W E B）を活用して、関係省庁に連絡する。

県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

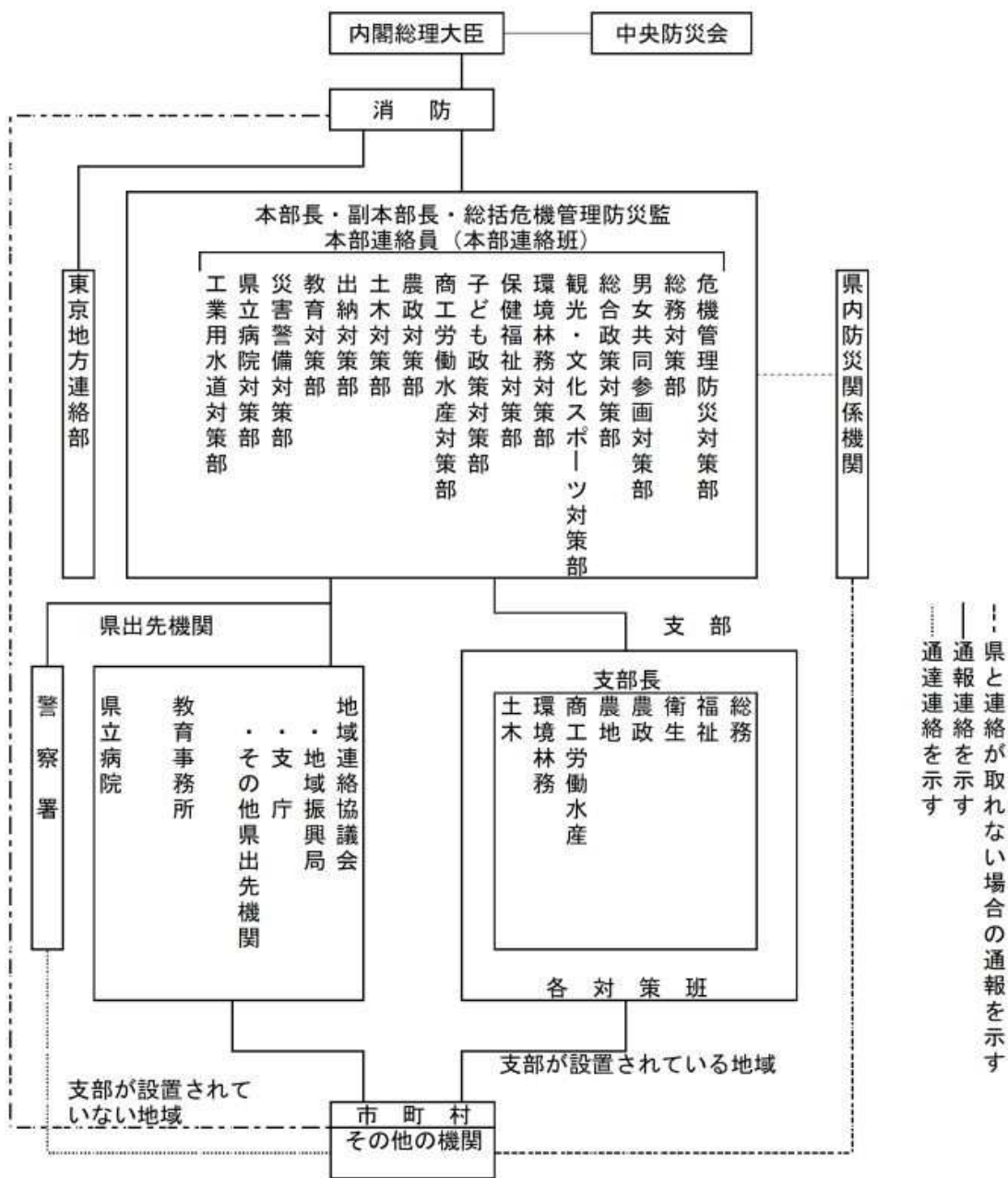
なお、指定行政機関の長は、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努める。

区分		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	8-90-49013	8-90-49102
	F A X	8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	F A X	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

ウ 県内防災関係機関は、所管に係わる災害情報等のうち、県その他関係機関と密接な関係のあるものについて、県その他関係機関に通報連絡するものとする。

エ 県は、必要に応じ、社団法人鹿児島県ビルメンテナンス協会及び鹿児島県ビルメンテナンス協同組合と締結した「大規模災害時における応急対策業務等に関する協定」に基づき、県の管理する公共建築物の被害状況の調査及び対処方法の報告等を要請するものとする。

図 3.2.2.1 災害情報等収集報告系統図



- (注1) 緊急を要する場合は、本系統によらず、直ちに必要な機関に緊急報告、通報することができる。
- (注2) 災害対策本部が設置されていない場合も、本部設置後の系統に準じ、報告、通報することができる。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

- (ア) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの
- (イ) 被害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- (ウ) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

イ 災害報告の基準

県が国（内閣総理大臣）に報告すべき災害の基準は、以下のとおりである。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、一つの県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害の状況及びその社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの
- (カ) (ア)～(オ)に定める災害になるおそれのある災害

なお、上記の報告については、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第40条に基づく、災害報告取扱い要領及び火災・災害等速報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

ウ 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

- (ア) 災害速報
報告（通報）すべき災害等を知覚したとき、原則として知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後判明したものの中から逐次報告するもの
- (イ) 災害確定報告
応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの
- (ウ) 災害中間年報 12月20日までに報告（通報）するもの
- (エ) 災害年報 4月20日までに報告（通報）するもの

(3) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者又は道路情報連絡員からの情報を受けた者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他気象、地震、水象、海難の場合は市町村長又は警察署長（警察官）、海上保安官署（海上保安官）に通報するものとする。

(イ) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市町村長に通報するものとする。

(ウ) 市町村長の通報

(ア)、(イ)及びその他により異常現象を承知した市町村長は、直ちに次の機関に

通報するものとする。

- a 気象、地震、水象に関するものは、関係気象官署
- b その異常現象により災害発生が予想される隣接市町村
- c その異常現象により予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

(エ) 県出先関係機関の通報

市町村長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課に通報するものとする。

(オ) 市町村長の気象官署に対する通報要領

気象官署に関係する異常現象を承知した市町村長が関係気象官署に通報する要領は次のとおりである。

a 通報すべき事項

(a) 地震関係

頻度地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

(b) 水象に関するもの

津波に伴う異常潮位、異常波浪等

b 通報の方法

通報の方法は、公衆電話、電報によることを原則とする。ただし、地震に関するものは、文書によることができる。

c 通報のあて先

通報のあて先は、鹿児島地方気象台及び名瀬測候所とする。

d 通報に要する電話・電報の費用は、原則として発信市町村の負担とする。

(カ) 市町村長の通報・収集要領

異常現象発見者が市町村長その他関係機関に通知する要領、系統等については、市町村地域防災計画において地域の実情に即して具体的に定められた要領に基づくものとする。

イ ア以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

(ア) 市町村長の方法

a 市町村長は、管内の所管事項に係る災害情報及び被害報告を調査収集し、系統図に基づき県支部の各対策班又は県本部の各対策部に通報報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、直ちに関係の対策部に通報、報告する。

b 災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報するものとする。

(イ) 県の方法

a 県支部の各対策班（支部が設置されていない時は出先機関）は、所管事項について市町村その他関係機関の協力を得て調査収集し、市町村長からの通報報告と併せ、支部長及び県本部の各対策部に報告するものとする。

b 支部長は、重要かつ緊急の災害情報及び被害状況について、本部長に報告するものとする。

c 県各対策部は、所管事項について調査収集に努めるとともに、支部対策班及び市町村長からの通報、報告を集計し、本部連絡員又は本部連絡班を通じ本部長（災害対策本部設置前は、危機管理防災課）に報告するものとする。

d 県各対策部は、消防庁に対し、所管事項の災害報告を直接又は東京地方連絡部を通じ報告するものとする。

e 県各対策部及び県支部各対策班で把握した災害報告等で、防災関係機関が行

う災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報するものとする。

(ウ) 防災関係機関の方法

防災関係機関は、所管事項に関し収集把握した災害報告及び被害状況のうち、県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、県その他防災関係機関に通報するものとする。

(4) 災害報告の様式

県災害対策本部が最終的に収集する災害報告の内容は、別表の様式のとおりとする。県各対策部の様式は、法令その他によりあらかじめ定められている様式に別表の内容を考慮して定めるものとする。

市町村長の災害報告は、災害報告取扱要領（「資料編」参照）によるものとする。

(5) 災害報告の留意事項

ア 県の各対策機関及び市町村は、災害報告に当たり、災害報告の責任者として「災害連絡員」1名を定めておき、報告に関する一切の責任を負わせるものとし、更に災害連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

イ 被害状況の報告に際しては、警察の報告と市町村及び県の各対策機関の報告との整合が図れるよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

(6) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、表 3.2.2.1 のとおりとする。

表 3.2.2.1 災害報告の判定基準

区分	被害の判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

(注1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(別表) 災害状況速報

[illegible]

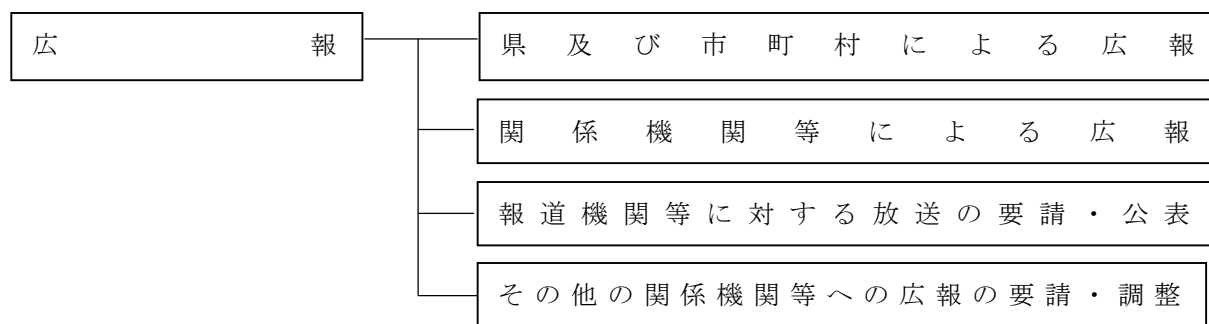
※披露額は省略することが出来るものとする。

[illegible]

第3節 広報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する県民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を県民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、市町村、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震・津波時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



第1 県及び市町村による広報

〔実施責任：危機管理防局危機管理防災課、総務部広報課、市町村〕

1 広報内容

地震時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(1) 津波危険地域住民への警戒よびかけ（避難誘導）、避難の指示

沿岸市町村の広報担当者は、地震を感じたとき事前に定めた広報要請により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

（津波危険地域住民の避難指示等の公報については、第1節第3「地震・津波に対する自衛措置伝達」参照）

(2) 地震発生直後の広報

県（危機管理防災課）及び市町村は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

県（広報課）及び市町村は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、鹿児島県防災Web、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、告知放送から情報を入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

《資料編 6. 1 住民向けの広報案文》

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 県の各対策部は、広報を必要とする場合、危機管理防災課（本部設置時は本部連絡班）を経由して広報課（広報班）に連絡し、広報を要請する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、危機管理防災課において収集する。

ウ 広報課（広報班）が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、危機管理防災課を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

(1) 市町村による広報手段

市町村による広報は、市長村が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット（市町村ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、ワンセグ放送、告知放送、広報車、市町村職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

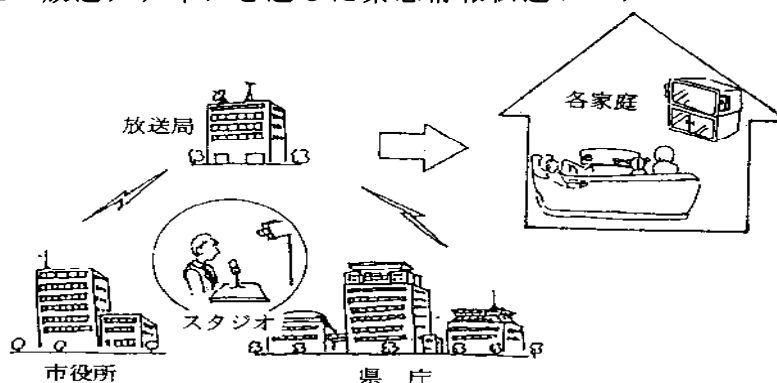
また、避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第3「1 放送機関に対する情報の提供」に示す、放送機関への情報の提供等を行い、住民への周知に努める。

(2) 県による広報手段

県による広報は、第3「報道機関等に対する広報の要請・公表」に示す方法のほか、災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）によるなどの方法による。

このシステムは、大災害時に住民への防災上の注意事項等の各種災害情報を県から直接住民に対し、緊急に伝達し周知徹底を図る必要が生じた場合に備え、県庁の緊連絡スタジオなどから放送機関に対し映像と音声で情報を提供し放送できるようにしたシステムである。

図 3.2.3.1 放送メディアを通じた緊急情報伝達システム



第2 関係機関等による広報

〔実施責任：各放送機関、その他関係機関等〕

1 放送機関による広報

地震災害時のテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）等による公共放送は、県民の情報ニーズに応えるとともに県民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や県民広報を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

(1) 九州電力株式会社鹿児島支店

地震災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により県民への周知に努める。

(2) NTT西日本株式会社鹿児島支店

地震災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、広報車、報道機関等により県民への周知に努める。

(3) ガス会社

地震災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等により県民への周知に努める。

(4) 九州旅客鉄道株式会社、バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、駅等の掲示板や案内板への提示をはじめ、広報車及び報道機関等により県民への周知に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総務部広報課、市町村〕

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、市町村は、原則として、県総合防災システムを活用して県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。

なお、市町村は、県への報告と併せて、放送機関にも情報提供をする。

《資料編 6. 2 災害時における放送要請に関する協定》

2 放送機関に対する放送の要請

(1) 放送要請の要領

県（危機管理防災課）は、災害の発生が時間的に迫っていて、市町村が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行う。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が市町村からの要請を受けて行う。要請

にあたって、県は、放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

なお、市町村は、県の行う放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

(2) 災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）による場合

県は、地震災害に関して、以下の事項を緊急に県民に対して周知・徹底する必要がある場合は、緊急連絡スタジオなどを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。

ア 地震時に火災等に関する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難の指示

イ 災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ 災害時における混乱を防止するための指示

エ その他必要な情報

《資料編 6. 2 災害時における放送要請に関する協定》

3 報道機関に対する発表

県及び市町村の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に公表する。

発表は以下の要領で実施する。

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は、原則として県政記者室、又は記者会見室とする。

イ 発表担当者は、原則として広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。

ウ 事前に広報課と協議の上報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
2(2)の内容に準じる。

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 津波襲来状況〔発表〕

エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

オ 倒壊家屋件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）① 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

② 安否情報については、N T Tなどの災害用伝言ダイヤル“171”を活用してほしい。

③ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

④ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、

- 量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。 等
- コ ボランティア活動の呼びかけ
- サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- シ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕
- ス 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
- セ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

〔実施責任：総務部広報課、市町村、関係機関等〕

1 ライフライン関係機関への要請

地震後、県及び市町村の災害対策本部に寄せられる県民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、県は、県民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

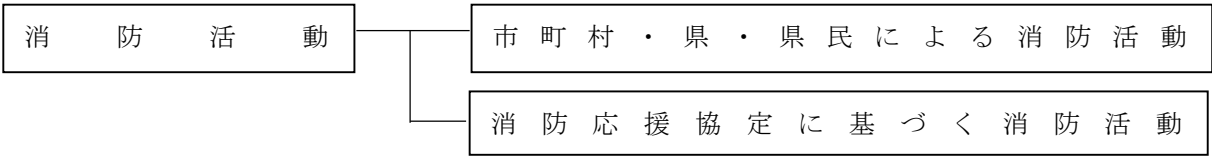
- (1) 災害対策本部が広報を実施したとき
県及び市町村の災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。
- (2) 関係機関が広報を実施したとき
関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに県本部へ通知することとする。

第4節 消防活動

地震災害時は、都市地域を中心に火災が予想されるため、市町村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

また、県は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



第1 市町村・県・県民による消防活動

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

1 市町村の消火活動

消防機関は、市町村が策定した消防計画に基づき、地震災害時の統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市町村は、大規模地震時の同時多発的火災に対し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川、海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の多様化に努める。地震大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

3 県民の対策

県民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

1 県消防相互応援協定の活用

大規模な地震火災等が発生し、所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

（県消防相互応援協定の内容は、第1章第4節「広域応援体制」参照）

2 緊急消防援助隊等の出動の要請

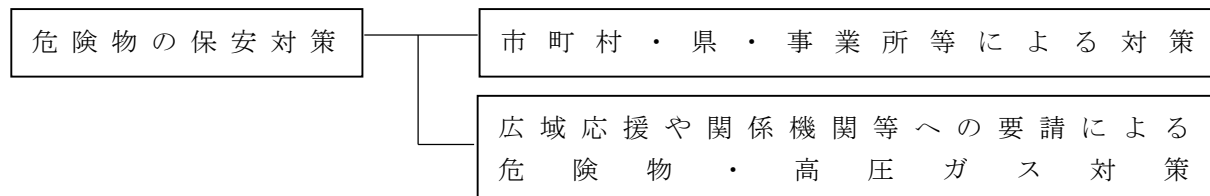
大規模な地震火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

（緊急消防援助隊の出動要請は、第1章第4節「広域応援体制」参照）

第5節 危険物の保安対策

地震災害時は、都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため、市町村・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。



第1 市町村・県・事業所等による対策

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

1 市町村の対策

消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、市町村が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市町村は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の指示を行うよう指示する。

また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の指示を広報する。

3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び市町村に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村、関係機関〕

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する市町村等の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

（緊急消防援助隊の出動要請は、第1章第4節「広域応援体制」参照）

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、県は、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、県・市町村は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



第1 地震時の河川災害の防止対策

〔実施責任：九州地方整備局、土木部河川課、市町村〕

1 地震時の水防体制の確立

各河川管理者等は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を「鹿児島県水防計画書」等に定めた方法に準じて確立し、地震時の河川等施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

2 地震による河川等施設の被害状況等の把握

河川管理者は、「鹿児島県水防計画書」に定めた方法に準じて、所管する河川施設の被害状況等の把握に努める。

ため池については、地震時の初動体制により、市町村等のため池管理者が点検を行い被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

3 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第2 地震時の土砂災害の防止対策

〔実施責任：九州森林管理局、九州地方整備局、環境林務部森づくり推進課、土木部砂防課、市町村〕

1 地震時の土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 市町村の対策

市町村は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2) 県の対策

土木部砂防課、環境林務部森づくり推進課は、所管施設の被害の把握に努める。

(3) 関係機関等の対策

九州地方整備局、九州森林管理局は、所管施設の被害実態の把握に努めるとともに、応急復旧に係る技術的な対応に努める。

3 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、市町村において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防関係施設の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

市町村は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

(3) 専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、市町村の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。

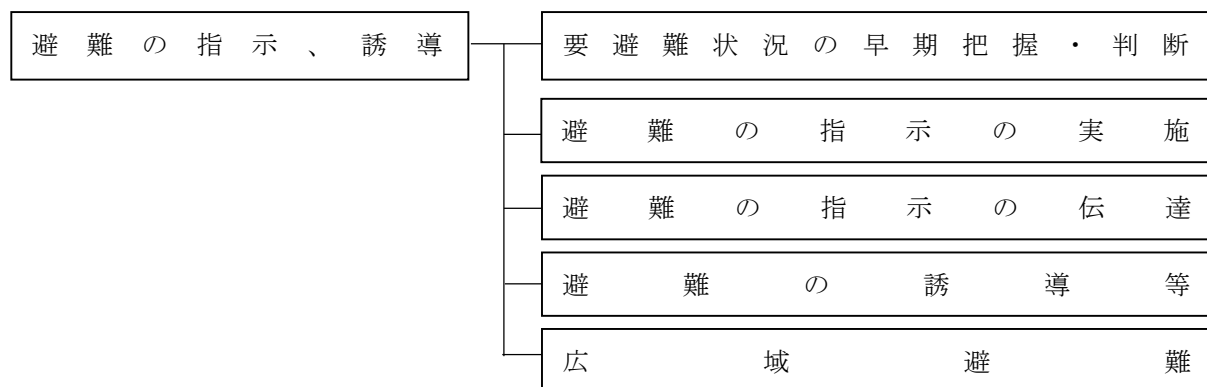
市町村は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

(5) 気象庁及び県は、必要に応じて、警報、レベル4土砂災害危険警報等の発表基準の引下げを実施する。

第7節 避難の指示、誘導

地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市町村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。



第1 要避難状況の早期把握・判断

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、県警察、市町村、関係機関等〕

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市町村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

（要避難状況の把握方法は、第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照）

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した地震の状況により大きく異なるため、市町村、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 二次災害防止のための避難対策

鹿児島湾直下地震時は、地震火災からの避難が想定される。また、県北部等山間部を震源とする地震時は、斜面崩壊による避難等が想定される。

したがって、これらの地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

第2 避難の指示の実施

〔実施責任：各避難指示権限者〕

1 避難指示等の発令

- (1) 市町村は、地震活動の状況等を十分把握するとともに、建物が倒壊する危険性のある場合、土砂災害等の発生が予想される場合、出火・延焼が予想される場合、有毒ガス事故が発生した場合など、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。
- (2) 市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を発令するなど、速やかに的確な避難指示等を発令するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を居住者等に伝達するものとする。

※避難指示等の区分等については、一般災害対策編第3部第2章第6節を参照

2 市町村の実施する避難措置

- (1) 避難者に周知すべき事項

市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

- (2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を危機管理防災課（災害対策本部設置時は本部連絡班又は所管支部）に報告しなければならない。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ 市町村は、避難措置の実施に関し「市町村地域防災計画」に、次の事項を定めておかなければならない。

- (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
- (ウ) 避難の伝達方法
- (エ) 各地域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法
- (オ) その他の避難措置上必要な事項

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

3 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに関係市町村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

(2) 警察官による避難等の措置（警察官職務執行法第4条による）

警察官は、前記1の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(4) 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

4 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする。

(2) 重要水防箇所及び主要地すべり区域における立退きの指示等

二次災害を防止するため、市町村内で震度5弱以上の地震が発生した場合、県土木対策部は、特に重要水防箇所及び特に重要な地すべり区域に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に

努めるものとする。また、市町村内で震度5弱以上の地震が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町村の避難指示の状況を把握し、本部連絡班に報告する。

イ 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。

避難を行った場合、その旨を危機管理防災課（対策本部設置時は本部連絡班）に通報する。本部支部職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

(5) 避難状況等に関する広報

危機管理防災課は、支部から避難状況等に関する情報を入手し、広報課を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

5 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、地震・津波災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震・津波災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震・津波災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

6 駅、百貨店等の不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、地震災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、地震災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報措置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

7 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会及び市町村は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

(1) 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 教育長の避難の指示等は、市町村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (キ) 学校が市町村地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

(2) 在校時の県立中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 学校の所在地の市町村長等の指示による避難の指示等に従う。
- (イ) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (ウ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (エ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 学校が市町村地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (カ) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

校長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

8 車両等の乗客の避難措置

- (1) 地震時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、

第3部 地震災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

すみやかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第3 避難の指示の伝達

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、県警察、市町村、関係機関等〕

1 市町村長による避難指示等の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

市町村長は、市町村地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難の指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、当該市町村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び警鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ コミュニティFM放送

カ 緊急速報（エリアメール等）

キ 告知放送

ク Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット（市町村ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送、有線放送、電話、特使等の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

市町村長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

2 県による避難の指示の伝達

危機管理防災課は、第3節「広報」に示す広報要領に準じ、放送機関に対する放送要請又は県民に対する災害広報用の「緊急情報提供システム」等の方法により、津波からの避難や市街地火災等からの避難など、広域的、緊急な避難の指示を伝達する。

3 関係機関等による避難の指示の伝達

警察官、海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに、当該市町村の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設、駅・百貨店等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

第4 避難の誘導等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課、教育庁、県警察、市町村、施設管理者、関係機関等〕

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

市町村は、状況により避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

- (ア) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 地震・津波時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所等の開設に当たって、市町村長は、避難場所等の管理者、応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て、地震活動の状況、津波等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(2) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の

実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、市町村が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市町村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、地震災害を想定して定めた避難計画にしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

3 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、地震災害を想定して定めた施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況を十分配慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

(2) 県立中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難誘導

ア 通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の事項について計画し、避難誘導を安全かつ迅速に行うように努

める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により、児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における避難休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第5 広域避難

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 広域避難

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 (2) 広域避難を要請した市町村長は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。 (3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。 (4) その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	(1) 市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。 (2) 市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
国	(1) 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

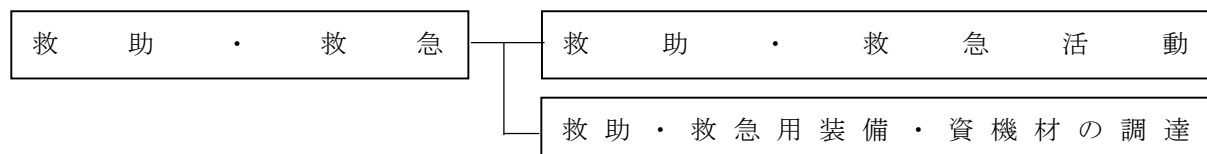
第8節 救助・救急

地震災害時には、建物の倒壊や地震火災等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、県は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。



第1 救助・救急活動

〔実施責任：自衛隊、第十管区海上保安本部、保健福祉部保健医療福祉課、県警察、市町村〕

1 市町村、関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活動内容
市町村（消防機関を含む）	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

関係機関名	活動内容
警察機関	(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。 (2) 救出活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点的に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、警察用航空機、警察用船舶を使用して速やかに医療機関に収容する。 (4) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
海上保安本部	(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において避難した人等の捜索、救助を行う。 (2) 救出活動は、沿岸市町村を始め関係機関と連絡を密にして行う。
自衛隊	(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

2 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の調達

〔実施責任：自衛隊、第十管区海上保安本部、県警察、市町村〕

1 救助・救急用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救助・救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助・救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等にもとづき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。
(車両の確保については、第2章第10節「緊急輸送」参照)

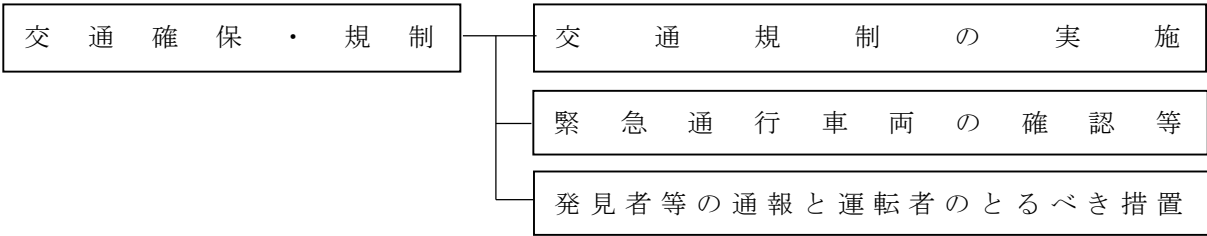
2 救急車・救助工作車の配備状況

市町村（消防機関）救急車 142 台、救助工作車 24 台（令和4年4月1日現在）

第9節 交通確保・規制

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



第1 交通規制の実施

〔実施責任：自衛隊、九州地方整備局、第十管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社、土木部道路維持課・港湾空港課、県警察、市町村〕

1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 (2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。 (3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 上記アの交通規制を行うため道路管理者に啓開要請を行う。 ウ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

実施者	実施の方法
警察機関	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両、その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安本部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部署と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を、道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、地域振興局等は道路維持課へ通知するものとする。

3 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設置し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式1）

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。（規制の標識は様式2）

5 規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに道路維持課、日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

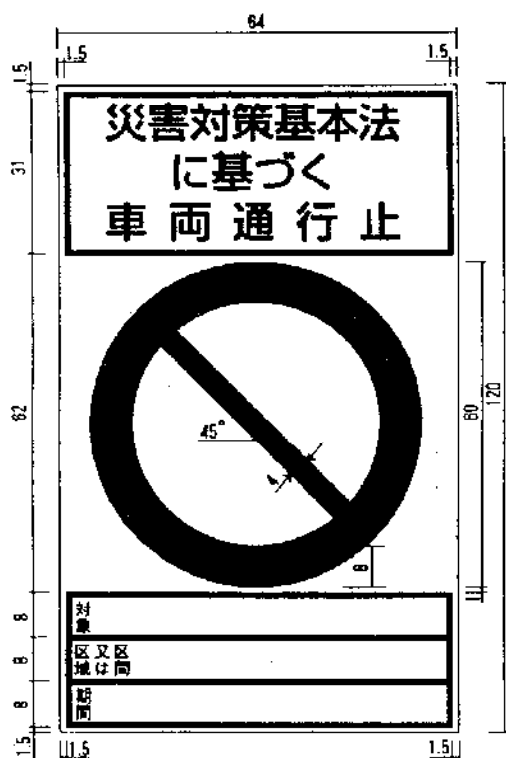
高速道路・国道及び県道については、鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、道路維持課及び日本道路交通情報センターに連絡する。

規制の標識等

様式1 災害用



様式2 訓練用



- ① 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- ② 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- ③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- ④ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第2 緊急通行車両であることの確認等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、県警察〕

1 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急通行車両であることの確認の申出

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、次の区分により県（危機管理防災課）、又は所轄警察署に、緊急通行車両であることの確認の申出をするものとする。

確 認 者	確 認 車 両	申出先
県 知 事	○ 県が保有する車両（警察関係車両を除く） ○ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等を行った車両 ○ 県との協定等に基づき災害応急対策等に従事する車両	○ 県危機管理防災課
県公安委員会	上記以外の車両	○ 各警察署

- (2) 確認対象車両
- 確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用を使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。
- (3) 緊急通行車両確認証明書の交付
- 申出を受けた県（危機管理防災課）、又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

様式3 標章



- 備考
- ① 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- ② 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- ③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

〔実施責任：九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、土木部道路維持課、県警察、市町村〕

1 発見者等の通路

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市町村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を市町村長に通報、市町村長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 大規模な地震の発生時における運転者のとるべき措置

(1) 大規模な地震が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

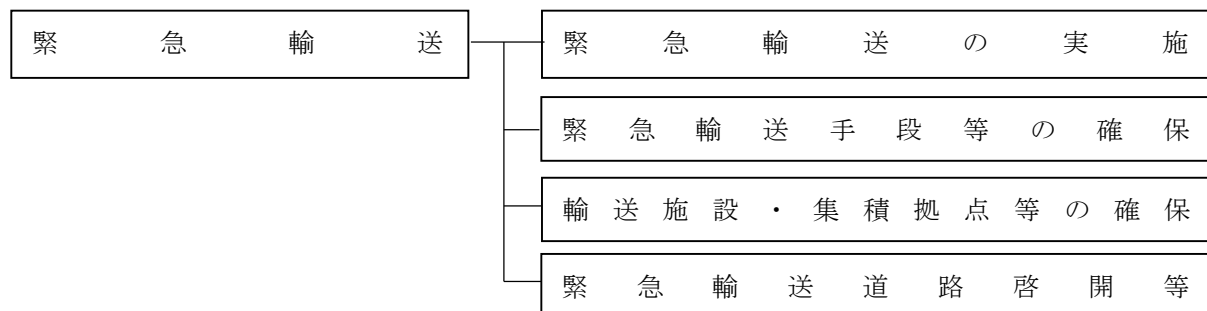
イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第10節 緊急輸送

地震災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



第1 緊急輸送の実施

〔実施責任：自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島運輸支局、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、公益社団法人鹿児島県トラック協会、日本通運株式会社、商工労働水産部水産振興課、土木部港湾空港課〕

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市町村長	- 人命の安全 - 被害の拡大防止 - 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸送対象
第1段階 (初動期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

〔実施責任：自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島運輸支局、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、公益社団法人鹿児島県トラック協会、日本通運株式会社、商工労働水産部水産振興課、土木部港湾空港課〕

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自動車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の事業用自動車 エ その他の自家用車両等 (2) 貨物自動車運送事業者等の事業用自動車、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会との協定に基づき、貨物自動車運送事業者の保有する事業用自動車等の応援要請をする。	協力先： 物資輸送 県トラック協会 (電話099-821-5851)
鉄道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社によって輸送することが適切なときは、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送：九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 (電話 099-256-0165) 物資輸送：日本貨物鉄道株式会社 鹿児島営業支店 (電話099-222-5088)

第3部 地震災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
船舶等	(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県はできるかぎり県有船舶の活用を図る。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、県が要請する。 (2) 民間船舶等の活用 県は、離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。 同支局は要請に基づき船舶運送事業者、港湾運送事業者等へ緊急輸送への協力要請を行う。 (3) 海上保安部署所属の巡視船艇等の活用 市町村及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し危機管理防災局危機管理防災課（電話099-286-2276）に巡視船艇・航空機による輸送を要請するものとし、県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。 (4) 自衛隊所属船舶の活用 (1)、(2)、(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は、県は関係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。	九州運輸局鹿児島運輸支局 （電話099-222-5660） 第十管区海上保安本部 電話099-250-9800（代） 099-250-9801 （休日、夜間） 第1章 第5節「自衛隊の災害派遣」参照。
航空機	災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、危機管理防災局危機管理防災課（電話099-286-2276）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第十管区海上保安本部 電話099-250-9800（代） 099-250-9801 （休日、夜間） 第1章 第5節「自衛隊の災害派遣」参照。

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両、船舶等の状況を十分に把握しておく。
《資料編 10 輸送に関する資料》

2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- | |
|---|
| <p>(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）</p> <p>(2) 輸送を必要とする区間</p> <p>(3) 輸送の予定日時</p> <p>(4) その他必要な事項</p> |
|---|

3 被災者の運送

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

4 災害応急対策必要物資の運送

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

5 石油等燃料の供給体制の整備

県は、石油連盟との重要施設に係る情報共有に関する覚書の締結による燃料の緊急調達体制を整備し、燃料の供給に必要な情報共有を図る。

また、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

6 強制確保

(1) 輸送命令等による方法

災害時において災害輸送手段の確保が著しく困難になったときは、九州運輸局（鹿児島運輸支局）に緊急輸送の強制確保を要請する。

九州運輸局は、必要と認められる場合には、法令の定めるところにより、関係事業者に対し、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

(2) 従事命令等による方法

（従事命令等による方法は、第3部第1章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」参照）

7 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者の輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

第3 輸送施設・集積拠点等の確保

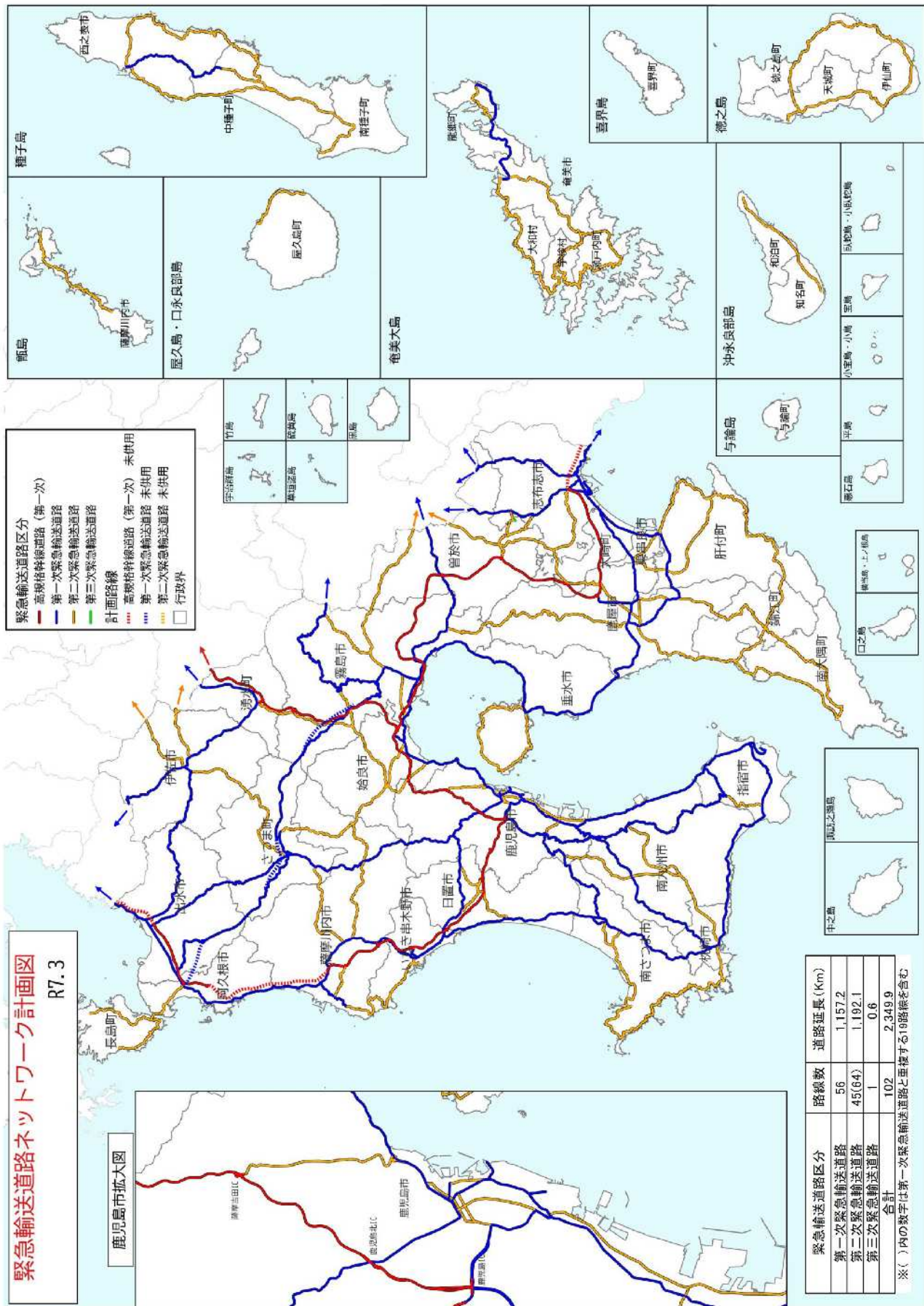
〔実施責任：自衛隊、九州地方整備局、鹿児島運輸支局、第十管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社、九州旅客鉄道株式会社、公益社団法人鹿児島県トラック協会、日本通運株式会社、商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課、土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課、農政部農政課〕

1 輸送施設の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

輸送施設	輸送施設の内容
緊急輸送道路 (緊急輸送道路ネットワーク計画)	(1) 第一次緊急輸送道路 高規格幹線道路、一般国道等（原則、国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで、県庁所在地、地方生活圏中心都市の役場及び重要港湾、空港等を連絡する道路。 (2) 第二次緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則、国県道）。 (3) 第三次緊急輸送道路 第一次及び第二次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路。 〔図3.2.10.1及び資料編参照〕
港湾・漁港	〔資料編参照〕
空港	〔資料編参照〕
臨時ヘリポート等	〔資料編参照〕

図 3.2.10.1 緊急輸送道路ネットワーク（計画図）



2 集積拠点の確保

集積拠点	輸 送 施 設 の 内 容
救援物資の 集積拠点	[県災害時受援計画 資料編 1－3 県物資拠点候補地参照]
資機材等の 集積拠点	[県災害時受援計画 資料編 1－2 活動拠点候補地参照]

3 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

第4 緊急輸送のための道路啓開等

[実施責任：九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、土木部道路維持課、県警察、市町村]

1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

(1) 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、関係機関と連携するなど啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市町村は、緊急輸送路線等の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 優先順位の決定

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

道路啓開作業にあたっては、下表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

機関名	啓開作業の実施内容
土木部道路維持課	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。 また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。さらに、県は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行うものとする。
土木部港湾空港課 ・商工労働水産部漁港漁場課	臨港道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。 また、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
警察本部	状況に応じて協力して必要な措置をとる。
九州地方整備局	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。また、迅速な救命救急活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。 また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。さらに、九州地方整備局は、道路管理者である県及び市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行うものとする。
西日本高速道路株式会社	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。 また、西日本高速道路(株)は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

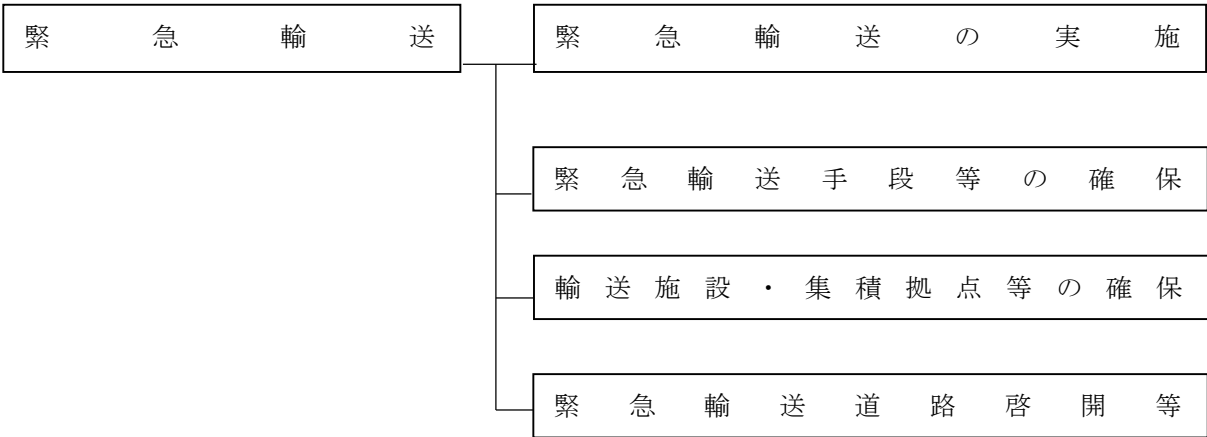
3 道路啓開路線の周知

道路管理者は、道路啓開の状況について、警察・消防等の関係機関と共有を図るとともに住民等へSNSやホームページ等を活用して迅速な広報を実施する。

第11節 緊急医療

地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



第1 緊急医療の実施

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、保健福祉部障害福祉課・保健医療福祉課・薬務課・子育て支援課、県立病院局県立病院課〕

1 保健医療福祉活動の総合調整の実施

県（保健医療福祉調整本部）及び保健所は、救護班、DMAT、DPAT及び保健師等（以下「保健医療福祉活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行う。

2 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

(1) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

(2) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の出動を要請する。

3 災害薬事コーディネーター

(1) 災害薬事コーディネーターの活動内容

災害薬事コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合、必要とされる医薬品、医療機器等の物資や薬剤師等の人材の供給調整等を行う。

(2) 災害薬事コーディネーターの出動

知事は、災害薬事コーディネーターの出動が必要と判断するときは、鹿児島県薬剤師会に災害薬事コーディネーターの出動を要請する。

4 D M A T

(1) D M A T の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) D M A T の出動

ア 知事による出動要請

知事は、D M A T の派遣要請基準に照らし、D M A T の派遣が必要と判断するときは、D M A T 指定病院にD M A T の出動を要請する。

イ 市町村長による出動要請

市町村長は、D M A T の派遣要請基準に照らし、D M A T の派遣が必要と判断するときは、D M A T 指定病院にD M A T の出動を要請する。

この場合において、市町村長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ D M A T 指定病院の長の判断による出動

D M A T 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するD M A T を出動させることができる。

この場合において、D M A T 指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

エ 他県等への出動要請

知事は、災害が広域に及ぶなど県内のD M A T のみでは対応できないと判断する場合は、厚生労働省（D M A T 事務局含む）又は他都道府県の知事にD M A T の派遣調整を要請する。

(3) D M A T の編成と所在地

ア D M A T の編成

D M A T は、医師1人以上、看護師2人及び業務調整員1人の4人を基本として編成する。

イ D M A T の所在地

D M A T の所在地は、次のとおりとする。

（令和5年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃 南栄5-10-51	099-268-1110	2

第3部 地震災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎1-7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃 城山町8番1号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島1丁目5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町1830番地	0994-43-3434	1
中央病院	鹿児島市泉町6-7	099-226-8181	1
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町6081-1	0994-40-1111	1

5 救護班

(1) 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(2) 救護班の出動

ア 市町村長による救護活動

市町村地域防災計画に基づき、市町村単位の救護活動を開始する。

イ 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

ウ 他県等への出動要請

知事は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

(3) 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

ア	国立病院機構の職員による救護班
イ	公立・公的医療機関の職員による救護班
ウ	日本赤十字社鹿児島県支部管内職員による救護班
エ	鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

イ 救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

救護班名	班 長 医 師	班 員				計	備 考
		薬 剤 師	看 護 師	事 務	連 絡 員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	4 班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10班
	県立病院4、済生会鹿児島病院1、出水総合医療センター1、枕崎市立病院1、鹿児島市立病院2、済生会川内病院1						
日本赤十字社 鹿児島県支部救護班	1		3	2		6	8 班
県医師会救護班	1		2			3	45班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53班

注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し、医療救護及び患者収容にあたる。

注) 県歯科医師会救護班の班員で看護師とあるものは、歯科衛生士を指す。

第3部 地震災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

ウ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域振興局・支庁	保 健 所	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	班 数
鹿児島地域振興局	鹿児島市保健所	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	099-230-7000	2
		日本赤十字社鹿児島県支部	〃 鴨池新町1-5	099-252-0600	8
		鹿児島市医師会	〃 加治屋町3-10	099-226-3737	15
		鹿児島市歯科医師会	〃 照国町13-15	099-222-0574	13
		国立病院機構鹿児島医療センター	〃 城山町8-1	099-223-1151	2
		済生会鹿児島病院	〃 南林寺町1-11	099-223-0101	1
南薩地域振興局	指宿保健所	国立病院機構指宿病院	指宿市十二町4145	0993-22-2231	1
		指宿医師会	〃 山川新生町35	0993-34-2820	2
南薩地域振興局	指宿保健所	指宿市歯科医師会	〃 十二町1-3（なかはら歯科医院内）	0993-23-2920	2
南薩地域振興局	加世田保健所	県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	0993-53-5300	1
		枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	0993-72-0303	1
		枕崎市医師会	〃 寿町102	0993-72-5059	1
		南薩医師会	南さつま市加世田村原1丁目3-13	0993-53-6062	1
		南薩歯科医師会	南さつま市加世田本町41-10 （中馬歯科医院内）	0993-52-0584	1
		枕崎市歯科医師会	枕崎市緑町96（さめしま歯科内）	0993-72-8255	1
鹿児島地域振興局	伊集院保健所	いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町38	0996-32-7955	1
		日置市医師会	日置市伊集院町妙円時1-72-10	099-273-6669	3
		日置地区歯科医師会	いちき串木野市昭和通278 （ひまわり歯科医院内）	0996-33-5777	4
北薩地域振興局	川薩保健所	済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	1
		川内市医師会	〃 大小路町70-26	0996-23-4612	2
		薩摩郡医師会	薩摩郡さつま町轟町510 （薩摩郡医師会病院内）	0996-53-0326	1
		薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市向田本町18-20 （林かずひろ歯科クリニック内）	0996-21-1755	2
		薩摩郡歯科医師会	〃 入来町副田5950-6 （せぐち歯科クリニック内）	0996-44-4618	5
北薩地域振興局	出水保健所	出水市総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
		出水郡医師会	〃 昭和町18-18	0996-63-0646	3
		出水郡歯科医師会	〃 高尾野町大久保2847-2 （よしだ歯科クリニック内）	0996-79-3443	6

地域振興局 ・支庁	保 健 所	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	班 数
始良・伊佐地 域振興局	大口保健所	県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	1
		伊佐市医師会	〃 大口鳥巢450	0995-22-0589	1
		伊佐市歯科医師会	〃 大口堂崎155-33 (医療法人 たけ歯科内)	0995-23-0505	2
始良・伊佐地 域振興局	始良保健所	始良地区医師会	霧島市隼人町内山田1丁目6-62	0995-42-1205	4
		始良地区歯科医師会	〃 溝辺町麓872-2	0995-58-4388	4
		国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	0995-62-2121	1
大隅地域振 興局	志布志保健所	曾於医師会	曾於市大隅町月野894 (曾於医師会立病院内)	099-482-4893	2
		曾於郡歯科医師会	志布志市有明町野井倉7724 (医療法人 飯山歯科医院内)	099-477-0809	2
大隅地域振 興局	鹿屋保健所	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	0994-42-5101	1
		鹿屋市医師会	〃 西原三丁目7-39	0994-43-4757	2
		肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135-3 (肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	1
		肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富470-1	0994-65-0099	1
		鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町6-2	0994-41-5607	3
		肝付歯科医師会	肝属郡錦江町馬場299 (坂元歯科医院内)	0994-22-0118	3
熊毛支庁	西之表保健所	熊毛地区医師会	西之表市栄町2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
		熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらき歯科医院内)	0997-42-2248	1
熊毛支庁	屋久島保健所	熊毛地区医師会	西之表市栄町2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
		熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらき歯科医院内)	0997-42-2248	1
大島支庁	名瀬保健所	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1
		大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	1
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1
大島支庁	徳之島保健所	大島郡医師会	奄美市名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	2
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	2

6 救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国公立医療機関、公的医療機関及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

7 医療情報の収集・提供

広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

8 DPAT

(1) DPATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、被災地域等で、被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援等を行う。

(2) DPATの出勤

知事は、DPATの派遣基準に照らし、DPATの派遣が必要と判断するときは、DPAT登録病院にDPATの派遣を要請する。

(3) DPATの構成と所在地

ア DPATの構成

DPATは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減し編成できるものとする。

なお、DPATのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

イ DPATの所在地

DPATの所在地は、次のとおりとする。

（令和4年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111	2
県立始良病院	始良市平松6067	0995-65-3138	3
谷山病院	鹿児島市小原町8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉100	0995-42-0560	1

9 DHEAT

(1) DHEATの活動内容

県（保健医療福祉調整本部等）が行う、被災地方公共団体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等に対する支援を行う。

(2) DHEATの活動

ア 他県への出勤

県は、被災都道府県からの派遣要請に係る連絡を受け、必要に応じてDHEATの派遣を行う。

イ 他県等への要請

県は、県内の保健所の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となるこ

とが予想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県等からのDHEATの派遣に関する調整の依頼を行う。

(3) DHEATの構成

公衆衛生医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、業務調整員等から5名程度で構成する。

10 災害支援ナース

(1) 災害支援ナースの活動内容

災害支援ナースは、被災地の医療機関等における看護業務、救護所での診療及び避難所での巡回診療における看護業務、避難所の環境整備及び公衆衛生管理、被災者の心のケア等を行う。

(2) 災害支援ナースの出動

知事は、災害支援ナースの出動が必要と判断するときには、災害支援ナースが登録されている医療機関等との協定に基づき、被災地の医療機関等への災害支援ナースの派遣を要請する。

11 DICT

(1) DICTの活動内容

感染症に関する知見を有する医師、看護師等からなる災害時感染制御支援チーム(DICT)は、避難所等における衛生環境を維持するため、避難所等の感染症予防対策、感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言、感染症診療に係る技術的支援等を行う。

(2) DICTの派遣依頼

知事は、DICTの派遣が必要と判断するときには、日本環境感染学会に対し、避難所等への災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。

12 鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会(鹿児島JRAT)

(1) 災害リハビリテーション支援チームの活動内容

災害リハビリテーション支援チームは、避難所等において避難生活を送る要配慮者等の災害関連死、生活不活発病等を防ぐための災害リハビリテーション支援を行う。

(2) 災害リハビリテーション支援チームの出動

知事は、災害リハビリテーション支援チームの出動が必要と判断するときには、鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会(鹿児島JRAT)との協定に基づき、県又は市町村が設置する避難所等への災害リハビリテーション支援チームの派遣を要請する。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

〔実施責任：鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、保健福祉部保健医療福祉課・薬務課、県立病院局県立病院課〕

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

県は、市町村から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を被災市町村の救護所等へ緊急輸送する。

第3部 地震災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

また、血液製剤の要請があった場合には、血液センターが血液製剤を確保し、救護所等へ緊急輸送する。

（緊急輸送については、第3部第2章10節「緊急輸送」参照）

(1) 県の医薬品・医療用資機材等の備蓄状況

ア 備蓄場所 県内7箇所の病院

鹿児島市立病院、県立薩南病院、済生会川内病院、県立北薩病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、県立大島病院、霧島市立医師会医療センター

イ 備蓄内容

8セット（8,000人分）の医薬品等

（鹿児島市立病院2セット、その他の病院各1セットを設置）

ウ 緊急医薬品等医療セット概要 1セット（1,000人分）の内容

緊急医薬品等医療セット	品名等	品目等
診察・外科的治療用具	聴診器、血圧計、注射器 他	58
蘇生・気管挿管用具	蘇生器、喉頭鏡、酸素用吸引器 他	43
医薬品関係	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他	72
衛生材料関係用具	包帯、ガーゼ、絆創膏、脱脂綿 他	28
事務用品	患者表、患者カルテ、救護日誌 他	29
保管用ジュラルミンケース	1セット { (大) 9 (小) 1 }	
合計		230

2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材の調達

県は、市町村から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書等に基づき医薬品等を調達し、緊急輸送する。

（緊急輸送については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

第3 後方搬送の実施

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、保健福祉部保健医療福祉課・健康増進課・子育て支援課・薬務課、県立病院局
県立病院課〕

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に概ね次の国立病院機構・公立・公的医療機関等に収容し、該当機関のない地区については、関係医師会等の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	診療科目	電話番号
鹿児島地域振興局	鹿児島市	◎鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	内・外・小・皮・眼・耳・歯・産婦・放・泌・脳外・整・消・循・形・麻・小外・リウマチ・口腔	099-230-7000
		○鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545	内・リウマチ・呼・整・脳外・麻・放・リハビリテーション・循	099-261-2111
		○鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7-1	内・神内・呼・消・循・小・外・産婦・放・麻・ペインクリニック内・救・泌・リハビリテーション	099-254-1125
		国立病院機構鹿児島医療センター	鹿児島市城山8-1	心・リハビリテーション・麻・内・外・小・整・産婦・耳・皮・泌・眼・放・循・神内・脳外・歯	099-223-1151
		済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1-11	内・皮・泌・呼・放・消・循・腎・透	099-223-0101
		○鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	内・外・小・皮・眼・耳・産婦・放・泌・脳外・整・リウマチ・麻・心・神内・消・呼・歯・リハビリテーション・心外	099-275-5111
		○米盛病院	鹿児島市与次郎1-7-1	整・救・麻・外・脳外・循・呼・放・リハビリテーション・リウマチ	099-230-0100
南薩地域振興局	加世田	○県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	内・循内・消内・透内・外・消外・放・産婦・小・麻	0993-53-5300
		枕崎市立病院	枕崎市枕崎6120	内	0993-72-0303
北薩地域振	川 薩	○済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-4	内・外・小・整・眼・	0996-23-5221

第3部 地震災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

興局			6	産婦・放・泌・耳・麻・ 皮・小外	
北薩地域振 興局	出 水	○出水総合医療セ ンター	出水市明神町520	内・外・小・放・整 ・循・消・腎・脳外・麻	0996-67-1611
		出水郡医師会広域医療 センター	阿久根市赤瀬川4513	内・循・呼・神・小・放・ 外・小外・整・脳外・麻・ 泌・皮・耳・リハビリテー ション・眼	0996-73-1311

地域振興局 ・支庁	保健所	施 設 名	所 在 地	診 療 科 目	電 話 番 号
始良・伊佐 地域振興局	大 口	○県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	内・呼内・循内・神内 ・小	0995-22-85 11
始良・伊佐 地域振興局	始 良	県立始良病院	始良市平松6067	精神・歯	0995-65-3138
		○霧島市立医師会医療 センター	霧島市隼人町松永3320	内・呼吸・消・循・リウマ チ・小・外・放・整外・脳 外・耳・リハビリテーショ ン	0995-42-1171
大隅地域振 興局	志布志	○曾於医師会立病 院	曾於市大隅町月野894	内・外・小・脳外・整 ・婦・泌・皮・眼・放	099-482-48 88
		曾於医師会有明病院	志布志市有明町野井倉 8288	内・外・産・婦	099-477-11 11
大隅地域振 興局	鹿 屋	○県民健康プラザ 鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	内・循内・外・消外・ 小・産・婦・麻	0994-42-51 01
		肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953	内・外・泌・眼	0994-67-2721
		垂水中央病院	垂水市錦江町1-140	内・循・外・整・泌・眼・ 耳・リハビリテーション・ 放・神内・消・呼・血内・ 糖内	0994-32-5211
熊毛支庁	西之表	○種子島医療セン ター	西之表市西之表7463	内・外・小・整・脳外 ・皮・耳・リハビリテー ション・リウマチ・消・泌 ・心・呼・循・放・麻・眼	0997-22-09 60
大島支庁	名 瀬	○県立大島病院	奄美市名瀬真名津町1 8-1	内・循内・消内・透内 ・神内・外・消外・整外 ・脳外・小・皮・泌・産婦 ・放・救急・口外・麻	0997-52-36 11

(注) ◎：基幹災害拠点病院
○：地域災害拠点病院

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記1の施設等への後方搬送について、市町村、県及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度。
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、本庁及び各保健所に配属してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

（車両が不足する場合は、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、倒壊建物等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンдрーム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、県は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や近県市町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

保健所は、人工呼吸器を装着している在宅難病患者などの安否及び健康状態等の確認を行う。状況に応じて、市町村、医療機関及び近県市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

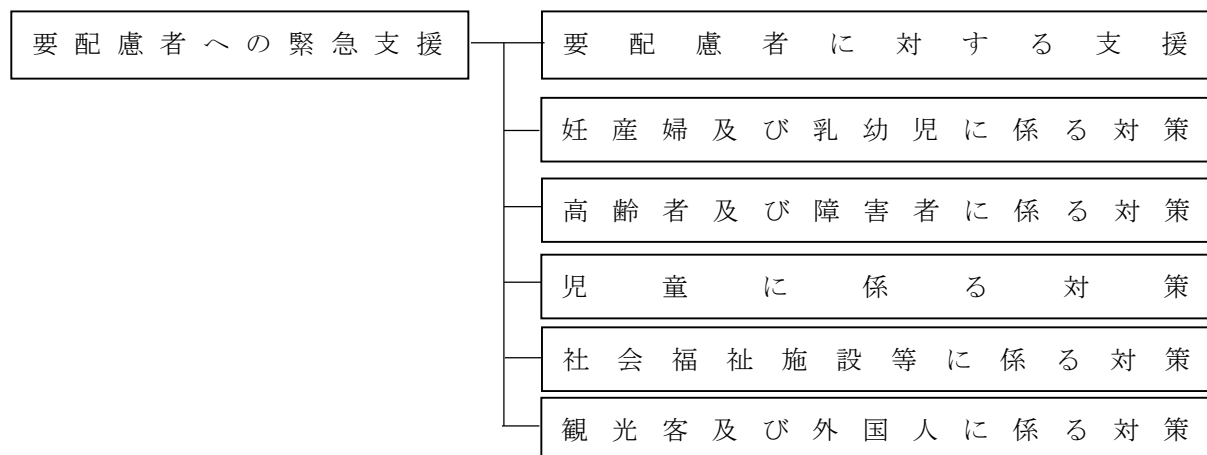
多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

《資料編 8.10 トリアージ・タグの様式》

第12節 要配慮者への緊急支援

地震災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



第1 要配慮者に対する対策

〔実施責任：青少年男女共同参画課、保健福祉部社会福祉課・健康増進課・障害福祉課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課、市町村〕

1 市町村が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市町村は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、迅速に全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。
- (3) 避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

2 県が行う要配慮者対策

- (1) 他の自治体への協力要請

第3部 地震災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

県は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

（協力要請等は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照）

(2) 県災害派遣福祉チーム（鹿児島DCAT）派遣

ア 鹿児島DCATの活動内容

大規模災害発生時に被災地の市町村からの要請等に基づき、避難所等で災害時要配慮者に対し福祉的な支援を行う。

イ 鹿児島DCATの派遣

大規模災害により県内市町村が被災した場合、県は被災市町村の要請に基づき、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DCAT）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。

ウ 鹿児島DCATの構成

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで1チーム4～6名程度で構成する。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

〔実施責任：保健福祉部子育て支援課、市町村〕

1 市町村が実施する対策

市町村は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

2 県の支援活動

県は、市町村が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第3 高齢者及び障害者に係る対策

〔実施責任：保健福祉部障害福祉課・高齢者生き生き推進課、市町村〕

1 市町村が実施する対策

市町村は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

(1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。

(2) 掲示板、広報誌、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話付き放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

(3) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体

制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (5) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

2 県の支援活動

県は、市町村及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第4 児童に係る対策

〔実施責任：保健福祉部子ども福祉課、市町村〕

1 市町村が実施する対策

(1) 要保護児童の把握等

市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市町村に対し通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

市町村は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

2 県の支援活動

(1) 要保護児童の把握等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

(2) 児童のメンタルヘルスケアの実施

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

第5 社会福祉施設等に係る対策

第3部 地震災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課、市町村、各社会福祉施設等〕

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 県及び市町村は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 県、市町村への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県及び市町村に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 市町村の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

4 県の支援活動

県は、市町村及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第6 観光客等及び外国人に係る対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、観光・文化スポーツ部PR観光課・総合政策部国際戦略課、男女共同参画局くらし共生協働課、商工労働水産部外国人材政策推進課、市町村〕

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県及び市町村（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

- (1) 外国人への情報提供

県及び市町村は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や地震災害に関連する情報について、ホームページやSNS等を通じて、外国人への多言語による情報提供を行う。

- (2) 相談窓口の開設

県及び市町村は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得るよう努める。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在して

いる外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

第7 帰宅困難者に係る対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、商工労働水産部
外国人材政策推進課、関係機関等〕

帰宅困難者に係る対策については、一般災害対策編第3部第2章第11節第7「帰宅困難者に係る対策」に定めるところによる。

第3章 事態安定期の応急対策

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模な地震災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

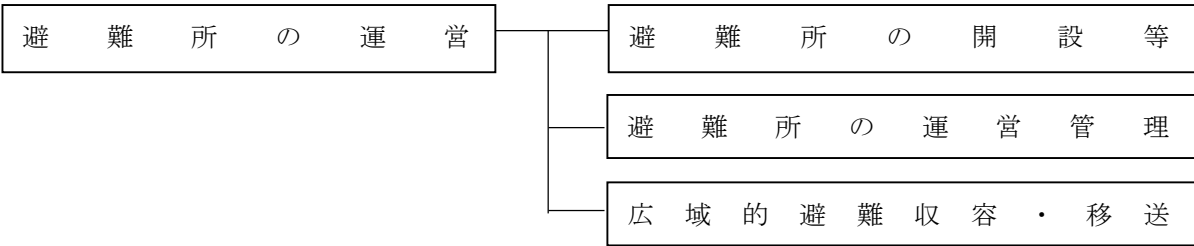
県及び市町村は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

地震災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。



第1 避難所の開設等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、教育庁、市町村〕

1 避難所の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内容
市 町 村	(1) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。 (2) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、指定避難所については当該避難所の付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努めるものとする。 (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 (4) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 (5) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

機関名	内容
市 町 村	(6) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 なお、野外に受入れ施設を開設した場合の危機管理防災局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。 (7) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、保健福祉部に調達を依頼する。 (8) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
危機管理 防災局	(1) 市町村からの報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。 (2) 市町村から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達する。 (3) 県は、市町村から報告を受けた開設した指定避難所に係る全国共通避難所・避難場所IDを国に共有するよう努めるものとする。
教 育 庁	市町村から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市町村教育委員会と連絡を取り、開設に協力する。

2 福祉避難所の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内容
市 町 村	(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。 (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等を、速やかに所定の様式により、県及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
危機管理 防災局	(1) 市町村の報告に基づき、福祉避難所等の解説状況を把握する。 (2) 市町村へ必要な支援を行う。

第2 避難所の運営管理

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、教育庁、市町村〕

1 避難所の運営管理

各機関の対応は、次のとおりである。

なお、県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

機関名	内容
市 町 村	(1) 市町村の避難者の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。 その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。 (2) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、適切な運営管理に努める。 (3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。 (5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置や、水循環型シャワー等による入浴機会の確保に配慮するよう努めるものとする。 (6) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、手洗い、洗濯等の生活に必要な水や資機材の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭用物のためのスペースの確保に努める。 (7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。

機 関 名	内 容
市 町 村	(9) 被災地において、感染症の発生・拡大が見られる場合は、防災担当局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 (10) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 (11) 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 (12) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 (13) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 (14) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
教 育 庁	(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 (2) 避難所に指定されている学校の校長は、市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。
危機管理 防災局	避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。また、県が保有するトイレカーや水循環型シャワー、手洗い器等を活用し、避難所の生活環境の改善に努める。

第3 広域一時滞在・移送

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 広域一時滞在・移送

各機関の対応は、次のとおりである。

なお、県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在中に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

機 関 名	内 容
市 町 村	(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 (2) 広域一時滞在中を要請した市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

第3部 地震災害応急対策
第3章 事態安定期の応急対策

機関名	内容
市 町 村	(3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。 (4) 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。 (5) その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	(1) 被災市町村から協議要求があった場合、警察本部及び関係機関と調整の上、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他の都道府県と協議を行う。 (2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。 (3) 県は、市町村から要請があった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。 (4) 被災者の移送方法については、危機管理防災局危機管理防災課が当該市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、市町村、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。

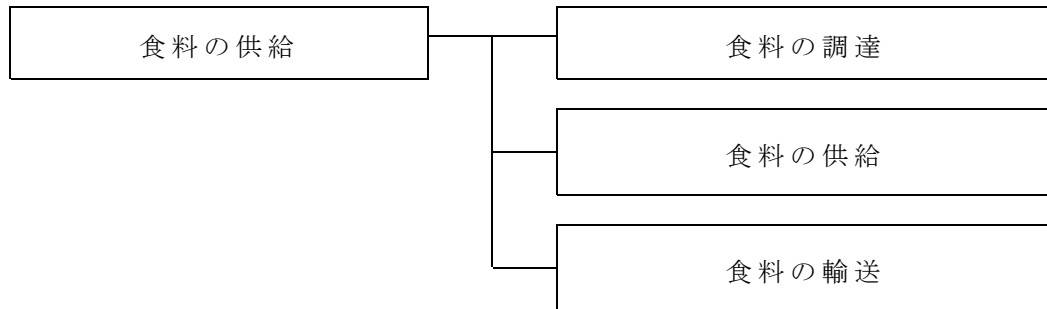
機関名	内容
国	(1) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。 (2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

第2節 食料の供給

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。



第1 食料の調達

〔実施機関：農林水産省、危機管理防災局危機管理防災課、農政部農産園芸課、市町村〕

1 米穀の調達

特に、災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

(1) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

災害地の市町村長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱業者等から現金で米穀を買い取り、調達する。

ア 県内米穀取扱事業者の供給可能数量

令和7年7月現在

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	50.5精米トン

注) 数量：県内協力米穀取扱事業者分合計値(供給可能量/1日、供給日数及び時点で変動)

イ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀調達

災害の状況により、前記アのほか、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、次のとおり政府所有米穀を調達する。

【取扱方法】

知事は、市町村長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

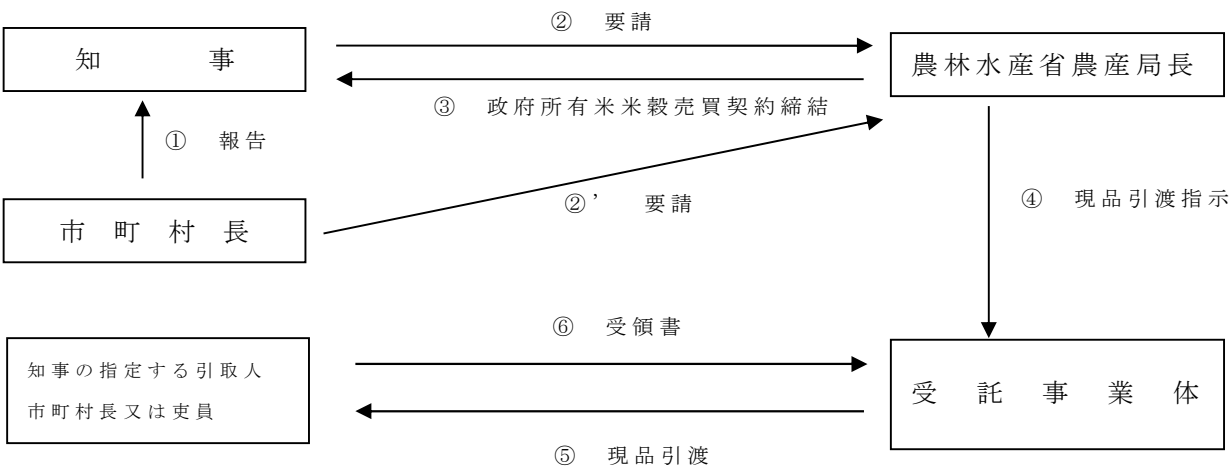
なお、関係市町村長は、通信、交通が途絶し、知事に食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、「災害救

助米穀の引渡要請書」(別紙2)に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報(希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡方法等)、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。市町村長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用の米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときは、契約の締結前であっても政府所有米穀の引渡しを受けることができる。この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。

【政府所有米穀の調達系統】



2 その他の食品の調達

県及び市町村は、被害の状況等から判断して必要と認めたときは、以下の食料品の中から供給する品目及び数量を決定して調達を行うものとする。

品 名	調 達 先 等
粉ミルク 即席めん 飲料水 パン 弁当 おにぎり 缶詰 レトルト食品	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」等の流通備蓄協定締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

- ・その他必要と認められる食料等があれば調達を行う。
- ・高齢者や乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。
- ・県及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 食料の調達の要請

県は、供給すべき食料が不足し、調達する必要があるときは、関係省庁等に対し、食料の調達を要請する。

第2 食料の供給

〔実施機関：危機管理防災局危機管理防災課、農政部農産園芸課、市町村〕

1 市町村及び県による食料の供給

市町村及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が提供されるよう努める。

機関名	内容
市町村	(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法により、給食又は食料の供給を行う。 (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない県民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。 (3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。 なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。 (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、地震災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。 (5) 市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。 (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに県に報告する。
県	市町村の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市町村へ支援を行う。

2 給食基準

1人当たりの配給量

品 目	基 準
米 穀	被災者 : 1食当たり精米200グラム以内 応急供給受給者 : 1人1日あたり精米400グラム以内 災害救助従事者 : 1食当たり精米300グラム以内
乾パン	1食当たり : 1包(100グラム入り)
食パン	1食当たり : 185グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり : 200グラム以内

3 緊急時の食料の供給

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待たないとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

第3 食料の輸送

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、農政部農産園芸課、市町村〕

1 県及び市町村による輸送

(1) 県が調達した食料の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市町村に供給する食料について当該市町村長に引取を指示することができる。

(2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき食料、運送すべき場所及び期日を示して、当該応急災害対策の実施に必要な食料の運送を要請する。

また、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いにも拘わらず上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な食料の運送を行うべきことを指示する。

(3) 市町村が調達した食料の市町村集積地までの輸送及び市町村内における食料の移動は市町村長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(輸送機関の調達等については第3部第2章第10節「緊急輸送」参照)

4 食料集積地の指定及び管理

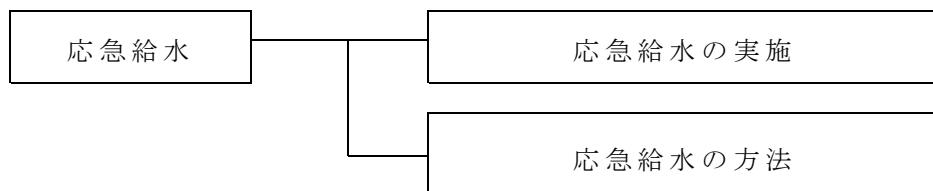
- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 市町村は、あらかじめ定めた食料の市町村集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。
- (3) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第3節 応急給水

地震災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



第1 応急給水の実施

〔実施責任：土木部都市計画課上下水道室、市町村、水道事業者〕

1 被災者等への応急給水の実施

機関名	内容
市町村 水道事業者	(1) 市町村は、次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。 ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関、社会福祉施設等の状況 ウ 断水区域及び断水人口の状況 エ 原水、浄水等の水質状況 (2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。 (3) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。 (4) 医療機関、社会福祉施設については、別に応急給水班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。 (5) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、NPO法人やボランティア等との連携を可能な限り図る。 (6) 被災地における応急給水の目標水量は、地震・津波災害直後は生命維持のため、1人1日3ℓ以上とする。但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。 (7) 激甚災害等のため、当該市町村だけで応急給水が実施困難の場合には、近隣市町村や県及び関係機関へ応援を要請する。
保健福祉部	(1) 被災市町村の水道施設の被害状況や断水状況等を把握し、厚生労働省等に報告する。 (2) 被災市町村から応援要請が出された場合、応急給水に必要な資機材、人員等の情報を集約し、被災のない県内市町村へ、また、必要に応じて九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請を行う。

第2 応急給水の方法

〔実施責任：市町村、水道事業者〕

1 応急給水の方法

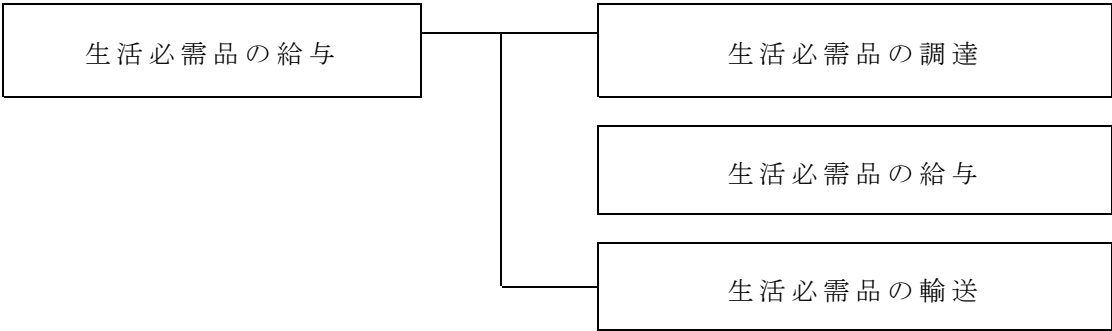
給水方法	内容
浄水場、給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し、応急給水に利用する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として当該市町村が実施するが、資機材や要員等が不足する場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

第4節 生活必需品の給与

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。



第1 生活必需品の調達

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は市町村が原則として、備蓄物資を調達する。

また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を配分する。

(1) 県の備蓄状況

ア 備蓄場所

始良市平松 6252

鹿児島県防災研修センター

イ 主な備蓄内容

表 3.3.4.1 災害救助法による物資 (令和6年5月31日現在)

品名	保存食	保存水 (500ml)	毛布	タオル	大人用オムツ	ブルーシート
数量	24,000食	21,320本	1,539枚	13,649枚	1,490枚	97枚

(2) 市町村の備蓄

ア 備蓄場所 県下 43 市町村

イ 主な備蓄内容

表 3.3.4.2 市町村の備蓄内容 (令和5年11月20日現在)

品名	アルファ米	保存水	毛布	タオル	大人用オムツ	ブルーシート
数量	131,639食	176,304本	53,653枚	55,503枚	27,442枚	2,031枚

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄

ア 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下36の常備地区

イ 備蓄内容

表 3.3.4.3 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄内容 (令和5年3月31日現在)

品名	毛布	緊急セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,677枚	542枚	2,236枚	2,171枚
常備地区	1,884枚	900枚	1,185枚	1,077枚
計	3,561枚	1,442枚	3,421枚	3,248枚

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び市町村は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及びその他のスーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主な調達品目

表 3.3.4.4 調達品目

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ)〕
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、さら、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

第2 生活必需品の給与

〔実施責任：自衛隊、日本赤十字社鹿児島県支部、保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 市町村、県及び関係機関等による生活必需品の給与

市町村、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、以下のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

機 関 名	内 容
市町村	(1) 市町村は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。 ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況 (2) 被服、寝具、その他生活必需品物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。 （備蓄物資の在庫場所、物資名、数量等は第2部第2章第10節「その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備」参照） (3) 自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合に円滑な給与を実施するため、NPO法人やボランティア団体等との連携を可能な限り図る。 (4) 激甚災害等のため当該市町村だけで実施困難の場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。
保健福祉部 危機管理 防災局	市町村のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は、必要とする品目、所要量、運搬ルート等の情報を集約し、関係機関等（内閣府、他都道府県、自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとる。
日本赤十字 社鹿児島県 支部	(1) 県、市町村と調整の上、備蓄物資を避難所等へ配分する。 (2) 災害救助法が適用されない災害においても、独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。
陸上自衛隊	知事の要請に基づき、その保管し管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、県や市町村による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。 ・寝具（毛布） ・外衣（作業服上下）
その他の 防災機関	当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市町村又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

3 市町村長の要請による法外援護

市町村長の要請による法外援護は、以下のとおりである。

物資の供給

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
全焼 全壊・流失	14,800円	19,100円	28,100円	33,600円	42,600円	6,300円
半焼・半壊 床上浸水	4,800円	6,500円	9,800円	11,900円	15,000円	2,100円

第3 生活必需品の輸送

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 県及び市町村による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市町村に供給する生活必需品について当該市町村長に引取を指示することができる。
- (2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき生活必需品、運送すべき場所及び期日を示して、当該応急災害対策の実施に必要な生活必需品の運送を要請する。

また、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いにも拘わらず上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な生活必需品の運送を行うべきことを指示する。

- (3) 市町村が調達した生活必需品の市町村集積地までの輸送及び市町村内における生活必需品の移動は、市町村長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

（輸送機関の調達等については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

4 集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。
- (2) 市町村は、あらかじめ定めた生活必需品の市町村集積地を活用し、調達した生活必

第3部 地震災害応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

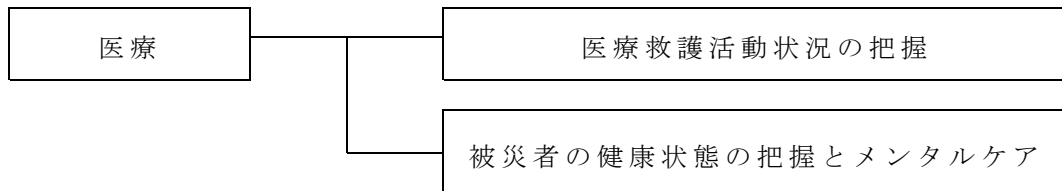
需品の集配拠点とする。

- (3) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

第5節 医療

地震災害時の初期の医療活動については、「第2章第11節緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、県をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況や多様なニーズの把握、メンタルケア等を行う。



第1 医療救護活動状況の把握

〔実施責任：鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、鹿児島県薬剤師会、保健福祉部
保健医療福祉課・健康増進課・薬務課、県立病院局県立病院課、市町村〕

1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

県は、次の情報を保健所、市町村等から得て、医療援護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県（保健福祉部）は、以下の情報を集約の上、総務部広報課を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に知らせる。

また、相談専用電話を設置し、県民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救援班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、鹿児島県薬剤師会、鹿児島県看護協会、保健福祉部保健医療福祉課、健康増進課、障害福祉課、薬務課、子育て支援課、高齢者生き生き推進課、県立病院局県立病院課、市町村〕

1 被災者の健康状態の把握

県及び市町村は、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やD P A Tの派遣等により心のケアを含めた対策を行うものとする。

- (1) 高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (2) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、D P A Tや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

- ア 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、被災者に対する相談体制を確立する。
- イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。
- ウ 被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

(2) 精神疾患患者対策

- ア 被災した精神科病院の入院患者については、被災地域以外の精神科病院に転院させる。
- イ 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、医療的支援を行うほか、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう投薬を行うなど、適切な精神医療の提供を行う。
- ウ 災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。
- エ 措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

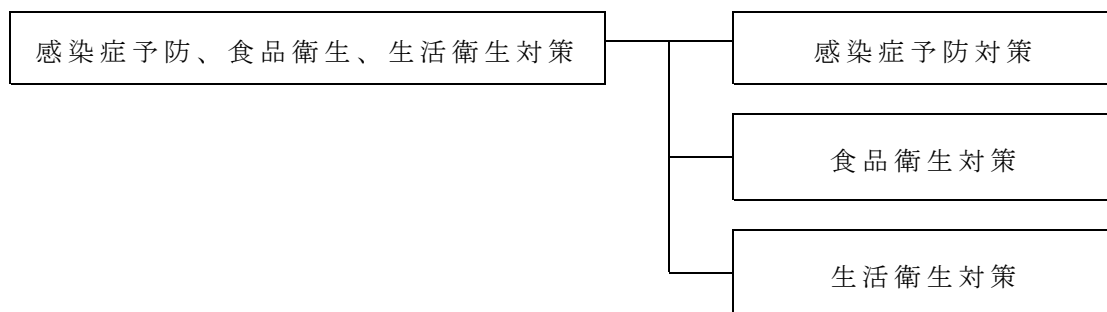
(3) D P A T派遣要請及び受入調整

必要に応じ、国に対して他都道府県D P A Tの派遣を要請するとともに、D P A Tの受入に係る調整、活動場所の確保等を行う。

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

地震災害時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。



第1 感染症予防対策

〔実施責任：保健福祉部感染症対策課、市町村〕

1 感染症予防対策の実施者

実施者	実施内容
知事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又はその他法令等に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。
市町村長	知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防実施の県、市町村の組織体制

災害感染症予防のための県（保健所）及び市町村における各種作業実施の組織編成は、次のとおりとする。

(1) 県の疫学調査班の編成

県（13保健所）は、疫学調査のための疫学調査班を編成する。

医 師	保健師又は看護師	事務連絡員	計	班 数
1 名	1 名	1 名	3 名	13班

(2) 市町村の感染症予防班の編成

市町村は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成するものとする。

3 知事による感染症予防措置の指導及び指示命令等

- (1) 知事は、災害発生とともに保健所をして、被災市町村が行う消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行わせる。

特に、被災激甚な市町村に対しては、本庁職員を派遣し被災状況を調査し、感染症予防の実施方法及び基準等を示して指導に当たらせるものとする。

- (2) 知事は、感染症予防上次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めたときは、当該市町村における災害規模、様態などに応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。

ア 感染症法第27条第2項の規定による消毒に関する指示

イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(注) この場合地域を指定するが、県が市町村又はその一部の地域を定める場合の基準はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 市町村又はその一部の地域の被害率が10%を超える場合
(イ) 市町村又はその一部の地域の被害率が5%以上10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合
(ウ) 市町村又はその一部の地域の被害率が5%未満で市町村役場等を含む中心地域が壊滅的な被害を受け、市町村の機能が著しく阻害された場合
(エ) 相当の地震・津波災害、火災のあった場合

【被害率】

全半壊（焼）、流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

ウ 感染症法第29条第2項による物件の措置に関する指示

エ 感染症法第31条第2項の規定による生活用水の供給の指示

オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

4 県における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 疫学調査	ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、患者又は保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。 イ 疫学調査班は、患者が現に発生している地域、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し患者の早期発見に努める。 ウ 滞水地域においては通常週1回以上、避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。 エ 市町村、地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。
(2) 健康診断	疫学調査班は、疫学調査の結果必要があるときは感染症法第17条第1項の規定により健康診断を受けるよう勧告し、勧告に従わない時は、健康診断を受けさせる。（感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査をするものとする。）
(3) 臨時予防接種	知事は、感染症の発生予防上必要があると認めるときは、予防接種法第6条の規定により、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示するものとする。
(4) 予防教育及び広報活動	災害時における感染症の予防に関する注意事項を周知させるため、チラシ、リーフレット等の作成あるいは報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に対する予防教育及び広報活動を行う。
(5) 感染症予防用資器材等の調達あつせん	市町村長の要請に基づき感染症予防並びに予防接種用資器材等の調達あつせんを行う。

5 市町村における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 疫学調査 及び健康診断	(中核市長～鹿児島市のみ) 実施方法は、県に準ずるものとする。
(2) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
(3) ねずみ族、 昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。
(4) 患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症法に基づいた対応をとる。
(5) 生活用水の 供給	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行うものとする。 生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(6) 避難所の感 染症予防指導 等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。 ア 疫学調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理
(7) 予防教育及 び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

第2 食品衛生対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課〕

1 食品衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 食品関係営業者及び一般消費者等に対し、食品衛生指導を実施する。 (2) 被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。 (3) 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

2 実施方法

(1) 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

【重点指導事項】

- ア 手洗消毒の励行
- イ 食器、器具の洗浄、消毒
- ウ 調理従事者の健康管理
- エ 食品の衛生確保、消費期限等の管理の徹底

(2) 営業施設

被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査を実施することによって不良食品の供給を排除する。

【重点監視指導事項】

- ア 滞水期間中の営業自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電による腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 業者団体の活用

災害の規模により、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

【活動内容】

食品衛生指導員による次の活動を行う。

ア 営業施設の巡回指導

- (ア) 営業所及びその周囲の清掃、整理整頓
- (イ) 容器、器具類の洗浄、消毒
- (ウ) 使用器具、機械の点検
- (エ) 食品並びに原材料の取り扱い
- (オ) 使用水の殺菌、消毒

イ その他

営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の指導、その他保健所の指示、指導する事項について協力

(4) 被災家庭

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

【指導事項】

- ア 手洗いの励行
- イ 食器類の消毒使用
- ウ 食品の衛生保持
- エ 台所、冷蔵庫の清潔

第3 生活衛生対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課〕

1 生活衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 生活衛生関係営業者（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング業等）及び一般消毒者等に対する指導を実施する。 (2) 被災地営業施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって、生活衛生上の危害の発生の防止について、啓発指導を行う。

2 実施方法

(1) 営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視する。

【重点監視指導事項】

- | |
|--|
| ア 滞水期間の営業の自粛
イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
ウ 使用水の衛生管理 |
|--|

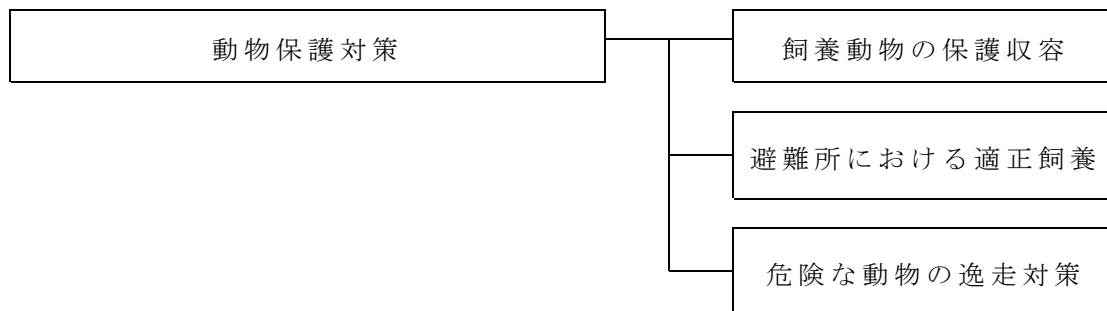
(2) 業者団体等の活用

災害の規模により、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

第7節 動物保護対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課〕

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。



第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

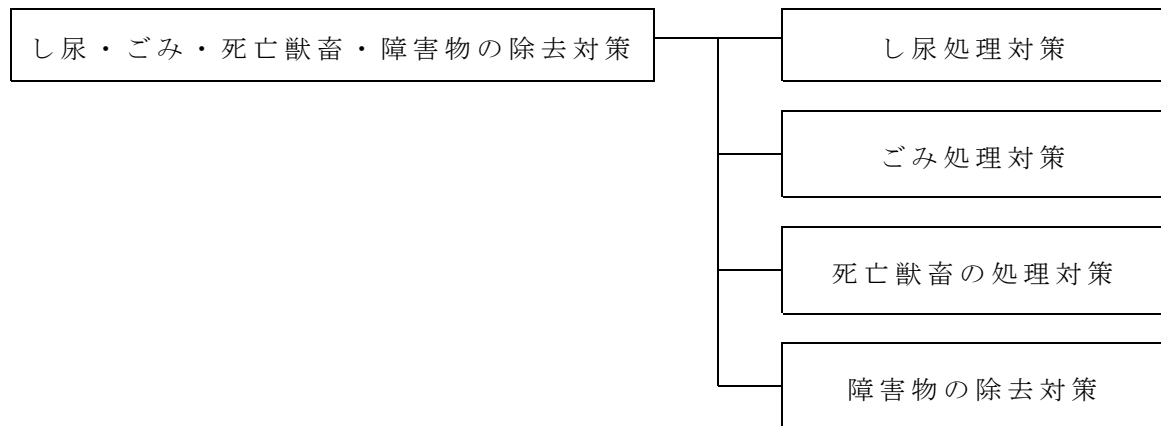
第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

地震災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



第1 し尿処理対策

〔実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、土木部都市計画課上下水道室、市町村〕

1 し尿の処理方法

地震災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等で確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

各市町村は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

各市町村は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

地震災害が発生した場合、市町村は県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

市町村は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理、処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 県が実施する対策

市町村等からの広域的な応援の要請について、県災害廃棄物処理計画も踏まえ、鹿児島県環境整備事業協同組合、協同組合鹿児島県環境管理協会、公益財団法人鹿児島県環境保全協会との協定を活用することなどにより、調整を図るものとする。
また、大規模な地震災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、し尿処理が困難と認められるときは、他の都道府県等に対して支援を要請する。

イ 市町村が実施する対策

市町村は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、当該市町村の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

5 し尿処理施設等の設置状況

《資料編 9. 2 し尿処理施設》

《資料編 9. 5 し尿収集・運搬機材》

第2 ごみ処理対策

〔実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、市町村〕

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 市町村長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物及び産業廃

棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

- (2) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、当該市町村で処理できない場合には、仮置場にて保管し、近隣の市町村のごみ処理施設等で適正に処理する。

- (3) 市町村長は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

2 ごみ収集の応援体制の確立

- (1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

- (2) 実施計画

ア 県が実施する対策

市町村等からの広域的な支援の要請について、県災害廃棄物処理計画も踏まえ、鹿児島県産業資源循環協会との協定を活用することなどにより、調整を図るものとする。また、大規模な地震災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは、他の都道府県等に対して支援を要請する。

イ 市町村が実施する対策

市町村は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、当該市町村の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

3 ごみ処理施設等の設置状況

《資料編 9. 1 ごみ処理施設（焼却施設）》

《資料編 9. 3 埋立処分施設》

《資料編 9. 4 ごみ収集・運搬機材》

第3 死亡獣畜の処理対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課、市町村〕

1 処理方法（所轄保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が漏出しないようにすること。

第3部 地震災害応急対策
第3章 事態安定期の応急対策

- (2) 死亡獣畜は、速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面に30センチメートル以上の盛土をすること。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、市町村長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、鉱山の付近・がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

3 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

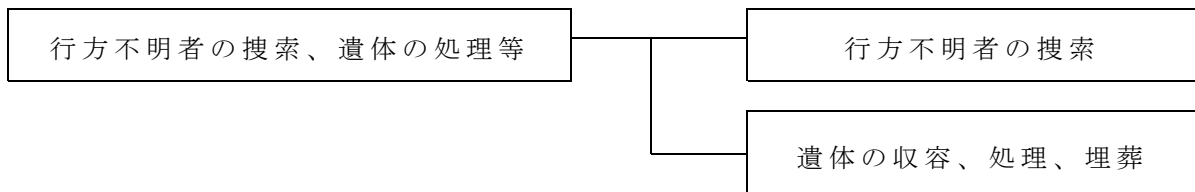
4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

地震災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。



第1 行方不明者の搜索

〔実施責任：第十管区海上保安本部、危機管理防災局危機管理防災課、県警察、市町村〕

1 行方不明者搜索隊の編成

(1) 県警察搜索隊の編成

警察は、搜索隊を編成し、行方不明者等の搜索を行う。

また、行方不明者調査隊を編成し、行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、関係機関と緊密な連携をとり、情報の収集に努める。

(2) 市町村搜索隊の編成

市町村においては、県警察とともに行方不明者の搜索を行うため、市町村搜索隊を編成する。市町村搜索隊の編成に際しては、消防機関及び防災住民組織の活用を図る。

(3) 第十管区海上保安本部（海上保安部、署を含む。）による搜索

災害時の行方不明者の搜索が海上に及ぶ場合には、所属巡視船艇等により搜索を行う。

2 搜索の実施方法等

(1) 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
搜索範囲が比較的せまい場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ り災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が河川、湖沼の場合	ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

搜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市町村で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

市町村は、行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿
- ウ 被災者救出（遺体の搜索）状況記録簿
- エ 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

3 行方不明者発見後の処理

区分	負傷者等	遺体
第十管区海上保安本部	市町村長に引渡す。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、その後、遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
県警察	医療機関に收容する。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、その後、遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
市町村長	医療機関に收容する。	警察署長又は海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体收容所に收容する。

捜索に関しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第2 遺体の收容、処理、埋葬

〔実施責任：第十管区海上保安本部、保健福祉部保健医療福祉課・生活衛生課、危機管理防災局危機管理防災課、県警察、市町村〕

1 遺体の收容、処理

(1) 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

- ア 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。
- イ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体收容所に搬送し、検視等を行う、この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。
- ウ 市町村捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体收容所へ收容する。

エ 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会等と協議し協力を得る。

(2) 遺体の収容

ア 市町村長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。

イ 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

- 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
- 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
- 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
- 遺体の数に相応する施設である。
- 駐車場があり、長時間使用できる。

ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市町村長に引き渡す。

市町村長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

(3) 遺体の処理

ア 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因の究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として第3部第2章第11節「緊急医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。

エ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は遺体を遺体収容所に一時保存する。

オ 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。

カ 市町村長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものについて、市町村が埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況

により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

ウ 県内市町村ごとの火葬場、処理能力等

《資料編 15. 5 市町村等別火葬場の一覧表》

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整理

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市町村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

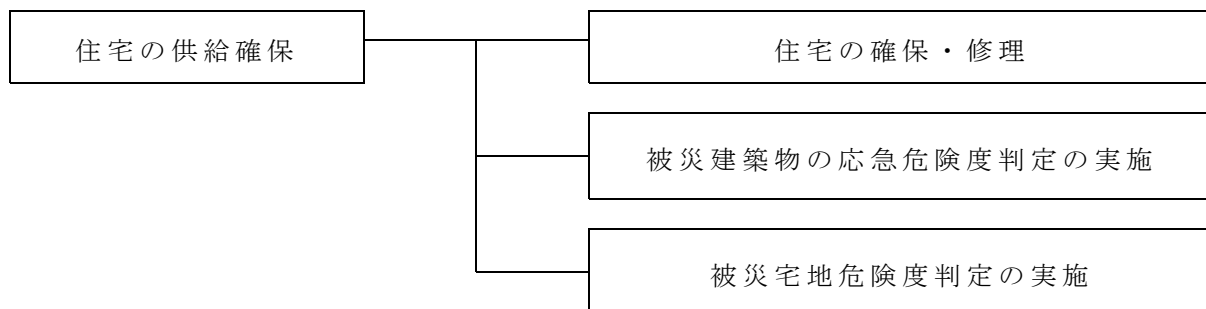
3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第10節 住宅の供給確保

地震災害時には、住居の全壊、全焼又は津波による流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



第1 住宅の確保・修理

〔実施責任、環境林務部かごしま材振興課、危機管理防災局危機管理防災課、土木部建築課、市町村〕

1 応急仮設住宅の供給

(1) 実施者

ア 災害により住家が、全焼、全壊、又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。また、知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する（一社）プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

(イ) 木造応急仮設住宅

a 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

b 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

c 労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

ウ 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、市町村等と協議し適当な空地に建設する。また、市町村は、速やかに用地確保ができるように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

(3) 民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

(4) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯が1か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 住居する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、市町村に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として当該市町村の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町村相互間で融通しあうものとする。

住宅の割り当てを受けた市町村は、当該市町村の被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市町村が行う。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため住家が、半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 修理の実施

建築関連団体との協定を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

第3部 地震災害応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

イ 資材の調達等

- (ア) 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。
- (イ) 労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

3 国の応急仮設住宅用等資材

(1) 国

ア 場所：九州森林管理局の各森林管理署

4 公営住宅等の供与

県は災害発生時において、県営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求め、災害により住家を滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

また、災害により住家を滅失した被災者が、特定優良賃貸住宅への入居を希望した場合、特定優良賃貸住宅への入居（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第3号の規定に基づく入居）について、最大限の配慮を行う。

5 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第2 被災建築物の応急危険度判定の実施

〔実施責任：土木部建築課、市町村〕

市町村は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、地震活動等による倒壊や部材の落下物等から生じる二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、速やかに鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施し、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

また、国（国土交通省等）及び県は、建築技術者等の派遣や関係機関との調整等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。

第3 被災宅地危険度判定の実施

〔実施責任：土木部建築課、市町村〕

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第11節 文教対策

地震災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することとも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



第1 応急教育の実施

〔実施責任：教育庁〕

1 文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市町村立の学校	市町村教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事（県立短大）
災害救助法が適用された場合における災 小・中・義務教育学校児童生徒に対する学 用品の給与	知事の委任を受けた市町村長
私立学校	学校法人等の長

2 教室等の確保

- (1) 施設の応急復旧
被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。
- (2) 普通教室の一部が使用不能になった場合
特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合
公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。
- (4) 応急仮校舎の建設
(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

3 教職員の確保

- (1) 学校内操作
欠員が少数の場合には、学校内において操作する。
- (2) 学校外操作
学校内で操作できないときは、当該市町村教育委員会の意見を聞き、県教育委員会

において教職員の確保の方法を検討する。

(3) 市町村の地域外操作

市町村で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

4 応急教育の留意点

- (1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。
- (2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し児童生徒の負担にならないように留意する。
 - イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
 - ウ 通学路の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
 - エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

6 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保
在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用法について市町村と協議する。
- (2) 避難所の運営への協力
避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市町村、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
- (3) 避難が長期化する場合の措置
 - ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
 - イ 避難が長期化する場合、給食施設はり災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

7 応援教職員等の受入

被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等が派遣する応援教職員、スクールカウンセラー等を受け入れるものとする。

第2 学校用の調達及び授業料等の減免、育英資金

〔実施責任：総務部学事法制課、危機管理防災局危機管理防災課、教育庁、市町村〕

1 教材、学校用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、市町村教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については市町村教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市町村長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

- (1) 高等学校
高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は、県立高等学校にあつては県教育委員会、市立高等学校にあつては当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。
- (2) 県立短期大学
県立短期大学学生の保護者又は当該学生が被害を受け、授業料の減免が必要であると認められる場合は、学長が授業料の減免の措置を講じる。
- (3) 県内の私立高等学校
県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額について一部を補助し、育英資金の貸与については、各学校長は、鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第3 文化財の保護

〔実施責任：教育庁文化財課、市町村〕

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

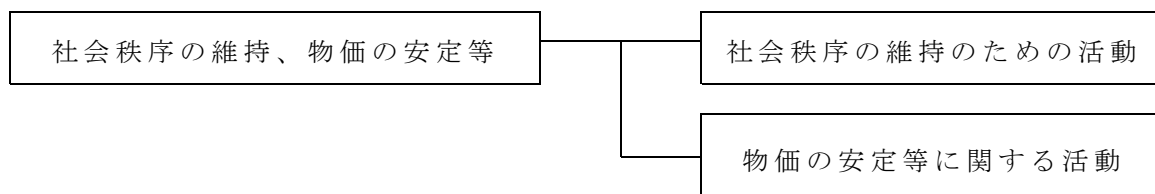
文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 社会秩序の維持、物価の安定等

地震災害時は、被害の甚大さから人心が不安定であり、また、道路等の交通・輸送ルートやライフライン等の被害により流通ルート等が正常に機能するまで、時間がかかる。このため、社会秩序の維持及び物価の安定等に努め住民の生活を安定させる。



第1 社会秩序の維持のための活動

〔実施責任：県警察〕

1 警察安全相談窓口の開設

県警察本部及び警察署に、警察安全相談窓口を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市町村その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努める。

2 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

3 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

4 犯罪の取締り

地震災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企画する悪質業者等の経済事犯、詐欺事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、住民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱を防止する。

5 地域安全情報等の広報

地域住民に対し、地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障害者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

第2 物価の安定等に関する活動

〔実施責任：男女共同参画局くらし共生協働課消費者行政推進室〕

1 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

2 生活関連物資等苦情相談所の開設

被災地内に生活関連物資等苦情相談所を開設し、生活関連物資等に関する苦情相談に応じる。

3 大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の稼働状況等を、できる限り毎日把握する。

4 物価の安定等に関する情報の提供

1～3で得た情報を、県民等に提供する。

（情報の提供方法・手段については、第3部第2章第3節「広報」参照）

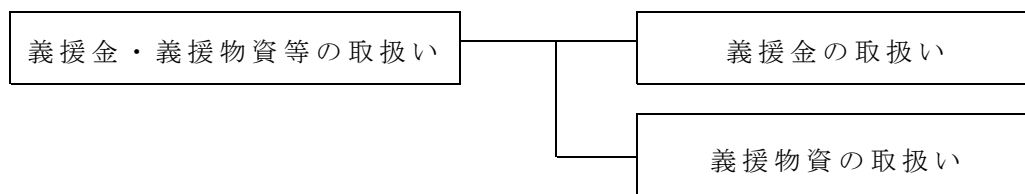
5 事業者等への価格値下げ及び生活関連物資等の確保要請

調査結果等に基づき価格の高騰、物資の不足があった場合は、事業者（主要な卸売り、小売業者、生産者団体）、関係事業者（荷受業者、輸送機関）への価格値下げ及び生活関連物資等の確保を要請する。

第13節 義援金・義援物資等の取扱い

地震災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



第1 義援金の取扱い

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県共同募金会、保健福祉部社会福祉課〕

1 義援金の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、県及び関係団体は義援金の募集を行う。

2 義援金の管理

個人、会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

3 義援金の配分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

第2 義援物資の取扱い

〔実施責任：総務部広報課、保健福祉部社会福祉課〕

1 県に送付される義援物資の取扱い方針

県は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 県は、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れを調整する。
- (2) 県は、義援物資の受入れ、仕分け、配送に関して、必要に応じて県社会福祉協議会、その他防災関係機関やボランティアの協力を得る。

2 県に送付される義援物資の取扱い方法

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

ア 受け付ける品目、送付場所等の決定

保健福祉部社会福祉課は、市町村、災害対策支部福祉対策班等からの報告により被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、送付場所を決定する。

イ 受け付ける品目、送付場所等の広報

総務部広報課は、保健福祉部社会福祉課がアで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

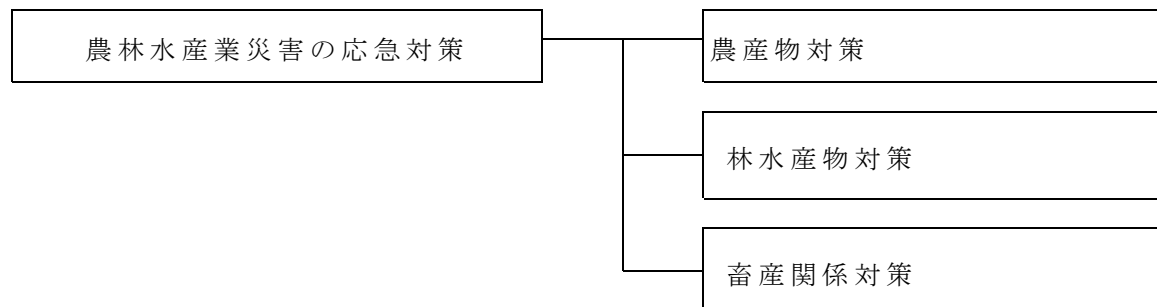
(2) 義援物資の集積・搬送・配分

（義援物資の集積・搬送・配分については、第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

第14節 農林水産業災害の応急対策

地震災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



第1 農産物対策

〔実施責任：農政部農政課・経営技術課・農産園芸課、市町村〕

1 事後措置の指導

県及び市町村は、地震災害に伴う水害等による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。

その際、県農政部各課と地域振興局・支庁農林水産部及び農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

2 病虫害防除対策

地震災害に伴う水害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課、農業開発総合センター及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、地域振興局・支庁農林水産部、市町村、JA等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

(2) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているので、その活用を図る。

(3) 防除機具の整備

市町村、団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物等対策

【実施責任：環境林務部環境林務課・森林経営課、商工労働水産部水産振興課、市町村】

1 応急措置、事後措置の指導

県及び市町村は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して実施の指導にあたるものとする。

2 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対 象 作 物	対 象 災 害
ア 山行用苗木	水害
イ 造林木	水害
ウ たけのこ・竹材	水害
エ 原木しいたけ	水害
オ 枝物	水害

(2) 水産物等

市町村及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

ア 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

イ 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

第3 畜産関係対策

〔実施責任：畜産振興課・家畜防疫対策課、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社〕

1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし、必要な家畜防疫員が動員できるよう、各家畜保健衛生所ごとに次のような体制を整備する。

(1) 防疫体制

家畜保健衛生所長	衛生課 (衛生課長)	- 被害状況の調査に関すること。 - 家畜衛生車の配車に関すること。 - り災家畜の衛生管理に関すること。
	防疫課 (防疫課長)	- 防疫業務に関すること。 - 家畜防疫員に関すること。 - 防疫器具薬品の調達に関すること。

(2) 家畜防疫員の配置

災害発生時の応急対策に、家畜防疫員を下記のとおり配置する。

地区	家畜保健衛生所名	衛生所職員数	市町村団体委嘱	県出先機関※
			第1次	第2次
鹿児島	鹿児島中央家畜保健衛生所	18		28
南薩	南薩〃	9		19
北薩	北薩〃	11		18
姶良・伊佐	姶良〃	10		27
曾於	曾於〃	11		47
肝属	肝属〃	12		19
熊毛	鹿児島〃 熊毛支所	3		2
大島	〃 大島支所	4		4
徳之島	〃 徳之島支所	5		3
計		83		167

※県出先機関：農政部及び保健福祉部出先機関の家畜防疫員数

2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じ、畜舎の消毒を次のように実施する。

(1) 実施主体

家畜保健衛生所

(2) 実施の方法

災害時に家畜防疫車を派遣し、市町村本部と協力して実施する。

(3) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

(4) 消毒薬品

家畜保健衛生所の備蓄分を利用する。

3 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を指定し必要量を確保する。

なお、必要に応じて、中継施設を設置する等円滑な飼料供給に努める。

- ・ 鹿児島県経済農業協同組合連合会
- ・ 一般社団法人鹿児島県配合飼料価格安定基金協会
- ・ 鹿児島県酪農業協同組合
- ・ 薩州開拓農業協同組合

4 緊急電力の確保

次の機関への送電は、研究試料及び栄養食品の保管並びに家畜防疫上緊急を要するので、九州電力と緊密な連絡を保ち確保を図る。

- (1) 農業開発総合センター畜産試験場（一般社団法人鹿児島県種豚改良協会含む）
肉用牛改良研究所
農業開発総合センター農業大学校（畜産学部）
- (2) 家畜保健衛生所
- (3) ふ卵施設
- (4) 牛乳乳製品工場
- (5) と畜場
- (6) 食鳥処理場
- (7) GPセンター
- (8) 化製場
- (9) 死亡獣畜取扱場
- (10) 飼料工場

5 家畜管理の指導

家畜保健衛生所において、災害発生に伴う一般管理を指導するが、状況に応じて農業開発総合センター畜産試験場、地域振興局・支庁農林水産部から職員を派遣して指導にあたる。

6 畜産関係施設の代替施設の確保

飼料関係施設・食肉処理場等の畜産関係施設が被災し、操業停止となった場合には、非被災地域の施設において、被災した施設の業務を補完できるよう、関係機関・団体に対し協力を要請するとともに、必要に応じて、国及び他の地方公共団体に対しても協力・支援を要請する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の発展とともにますます複雑、高度化し、地震災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

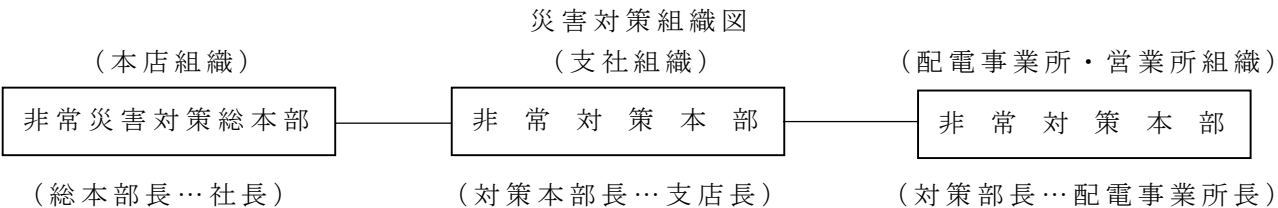


第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社〕

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。特に供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。



2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や、電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに地方自治体等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに地方自治等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を

未然に防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調整、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険防止措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力ない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第2 施設・設備の応急復旧活動

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、九州電力株式会社、
九州電力送配電株式会社〕

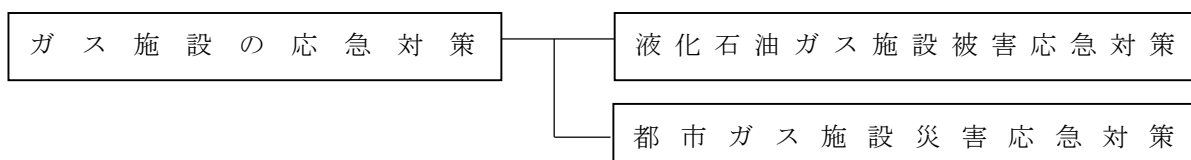
県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

第2節 ガス施設の応急対策

地震災害時には、都市ガスでは、地震動、液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。



第1 液化石油ガス施設災害応急対策

〔実施責任：一般社団法人鹿児島県L Pガス協会〕

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地での応急対処と同時に消防署及び県L Pガス協会に通報する。さらに、県及び九州産業保安監督部保安課に直ちに事故の状況について報告する。
- (2) 県L Pガス協会は連絡を受けたときは、危機管理防災局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 休日又は夜間における連絡は各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報をうけたときは、直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長、地区代表者は前項の要請があったときは直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の指示があったときは何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合有資格者が望まし

い。

- (3) 出動者は必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

- (1) 会長は事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、危機管理防災局消防保安課、消防機関、警察と連絡をとり事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は消防機関、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理防災局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

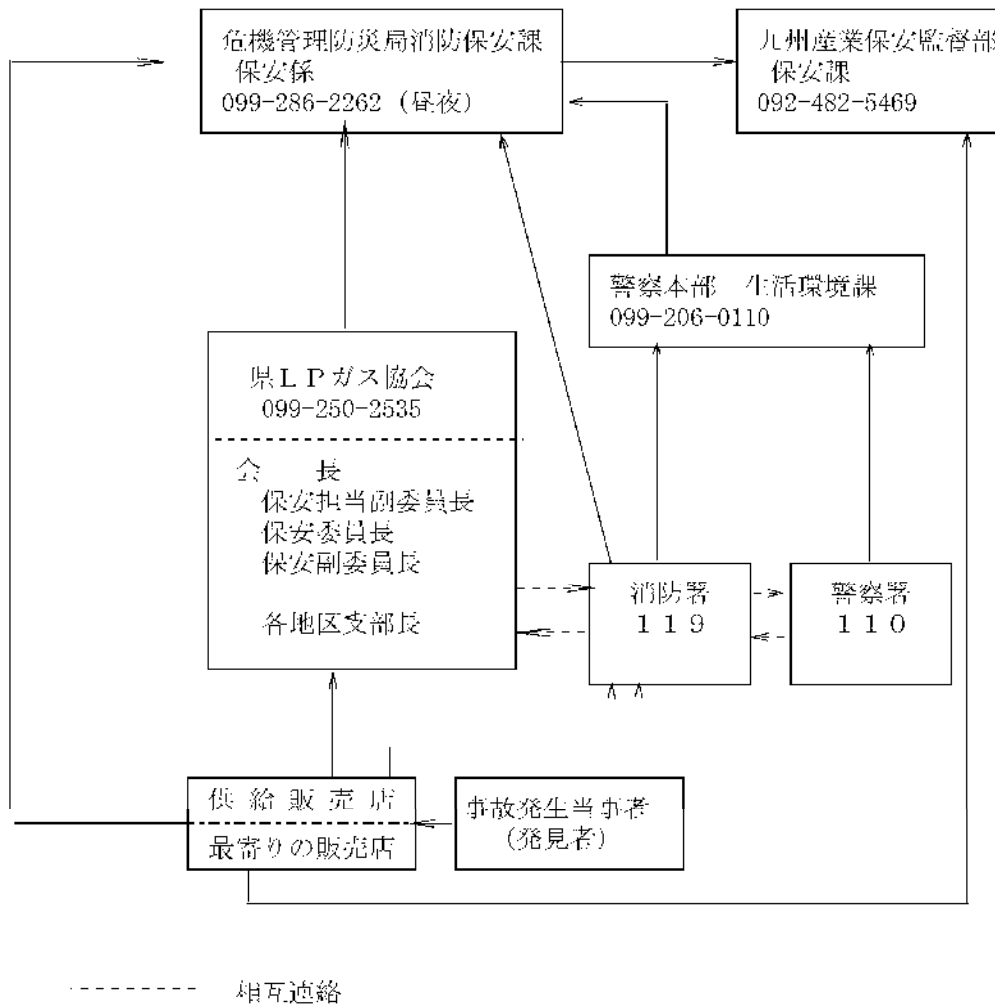
7 周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は事故の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

緊急連絡体制図



第2 都市ガス施設災害応急対策

〔実施責任：各都市ガス事業者〕

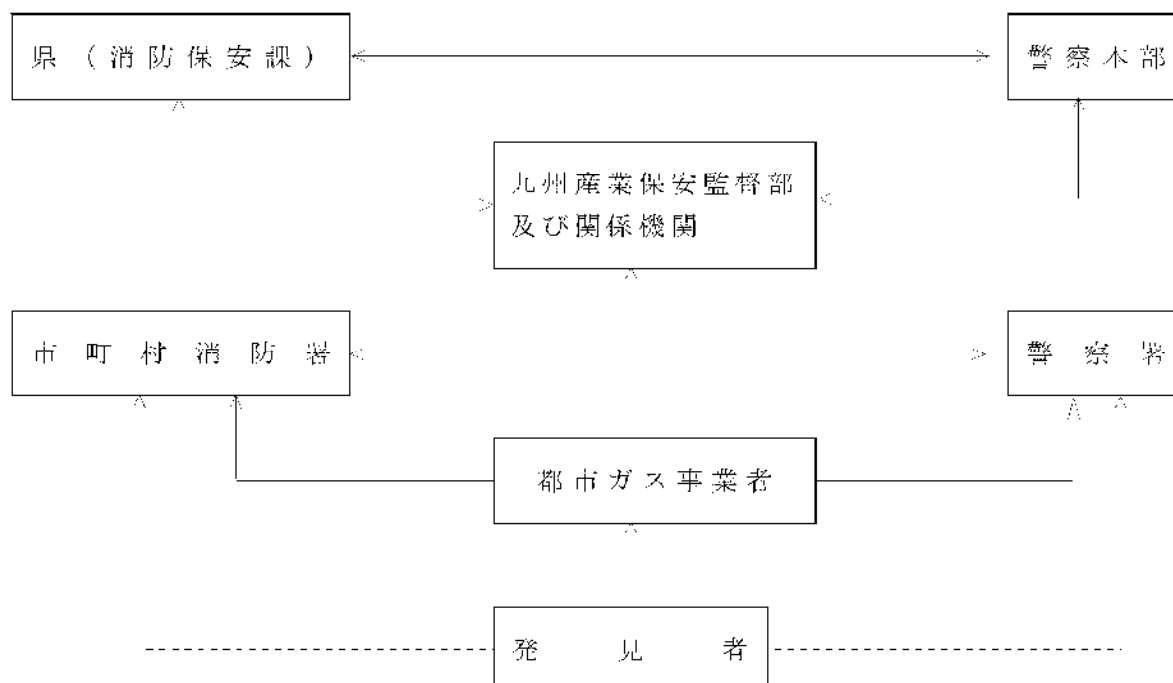
1 災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生するおそれのある場合、都市ガス事業者は災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

- (1) 製造施設及び供給施設の巡視点検
- (2) 導管工事施工時に保安を確保するため道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は次の系統図による。



3 都市ガス事業者の応急対策

各都市ガス事業者が応急対策を行う場合には、次の事項に留意して被害の拡大防止を図る。

- (1) 被害地域への供給停止措置
- (2) 危険地域の設定
- (3) ガス器具の取扱について一般住民への広報

4 関係機関の応急対策

各関係機関は都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の鎮圧に努めるほか、それぞれの所管に係わる次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置
- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- (3) 被災者の救出及び救護
- (4) 現場の状況により、現場付近の火気の使用禁止

5 ガス供給再開における処理

各都市ガス事業者はガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

第3節 上水道施設の応急対策

地震災害時には、地震動、液状化等により水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

上水道施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：市町村、水道事業者〕

1 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急処修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄、消毒及び浄水の水質検査を行い水質に異常がないことを確認した後、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について、住民への周知を徹底する。

第4節 下水道施設の応急対策

地震災害時には、地震動、液状化等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

下水道施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：下水道事業者〕

1 応急対策要員の確保

下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処理し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管きょ施設

管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管きょの流水能力が低下することが予想される。管きょ施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます、取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

電気通信施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：N T T西日本株式会社〕

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び市町村、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方総合通信局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- (2) 復旧工事に要する要員の出勤、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。
- (3) 重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、自社ホームページに加え、SNSを通じて行うほか、広報車により地域の利用者に周知を図る。

また、テレビ、ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第6節 道路・河川等公共施設の応急対策

地震災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

道路・河川等公共施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、商工労働水産部漁港漁場課、土木部監理課・道路維持課・河川課・砂防課・港湾空港課〕

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

実施機関	応急措置
県市町村	道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、各地域振興局等及び市町村はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、連携した復旧に努めるものとする。また、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り予定時期の明示を行う。なお、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトローカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	災害が発生した場合には、速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常出勤体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後、速やかに警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び西日本高速道路（株）のパトローカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。

(2) 応急復旧対策

実施機関	応急復旧対策
県市町村	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。 特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。 また、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。 さらに、県道又は市町村道について、県又は市町村から要請があり、かつ当該県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して実施に高度な技術又は機械力を要する工事当該県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

地震等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

また、国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を知事に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、知事に対する支援を行う。

(3) 港湾・漁港施設

地震等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、港湾・漁港管理者は、関係機関と協議して必要な応急措置を行うとともに、早急に被害状況を把握し、国に対して被害状況を報告し、被災した係留施設等の利用要否判断を速やかに行うものとする。また、必要に応じて応急復旧等を行うものとする。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震等により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第7節 鉄道施設の応急対策

地震災害時には、地震動、液状化等により鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。

このため、乗客の安全確保とともに、鉄道施設の早急な防護、復旧に努める。

鉄 道 施 設 の 応 急 対 策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社〕

1 地震・津波災害時の活動体制

(1) 災害対策本部長等の設置

地震災害が発生した場合、会社の全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。なお、地震等により鉄道事故が発生したときは、一般災害対策編第4部第3章第2節鉄道事故応急対策に準ずる。

(2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

2 発災時の初動措置

(1) 運転規制

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

40ガル以上の場合、輸送指令員等又は駅長は、当該運転規制区間を運転する全列車に対し一斉停止の指示をする。その後の運転規制については、計測震度による。

計測震度3.9以下	規制なし
計測震度4.0～4.4（震度4に相当）	25km/h以下
計測震度4.5以上（震度5以上に相当）	列車の運転中止

(2) 乗務員の対応

ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は直ちに列車を停止させる。
イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取、橋梁上、橋梁下、トンネル等の場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。
ウ 列車を停止させた場合、指令員等に報告する。

(3) その他の措置

ア	旅客誘導のための案内放送
イ	駅員の配置手順
ウ	救出、救護
エ	出火防止
オ	防災機器の操作
カ	情報の収集

3 乗客の避難誘導

(1) 駅における避難誘導

ア	駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。
イ	旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

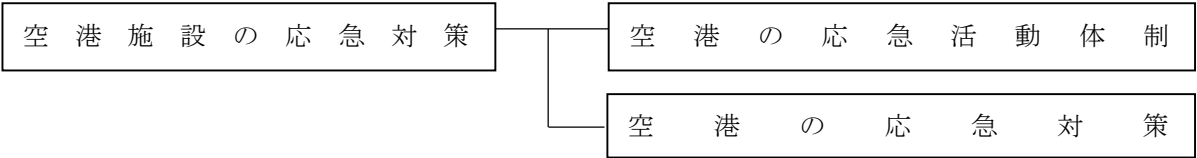
ア	列車が駅に停止した場合は、指令員等に連絡する。
イ	列車が駅間の途中で停止した場合は、指令員等に避難指示の確認をする。ただし、乗客を降車させる場合は次による。
(ア)	地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
(イ)	特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
(ウ)	隣接路線を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

4 災害発生時の救護活動

災害発生時には、駅社員、乗務員等が救急救護活動にあたるとともに、対策本部、現場復帰本部に総務班を編成し、救護活動にあたる。

第8節 空港施設の応急対策

地震災害時には、地震動、液状化等により空港施設への被害が予想され、施設利用者等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。
このため、施設利用者等の安全確保及び空港施設の防護、復旧に努める。



第1 空港の応急活動体制

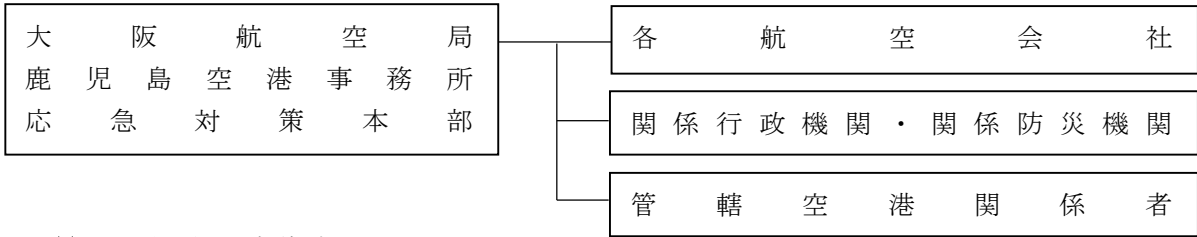
〔実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所、各空港管理事務所、土木部港湾空港課〕

1 鹿児島空港の応急活動体制

(1) 応急対策本部の設置

大規模な地震が発生した場合は、空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたり、大阪航空局鹿児島空港事務所に応急対策本部を設置する。なお、地震により航空機事故が発生したときは、一般災害対策編第4部第2章第2節空港災害応急対策に準ずる。

(2) 地震発生時の情報伝達ルート



(3) 関係機関連絡先

関係機関	連絡先
大阪航空局鹿児島空港事務所	0995-58-4440
九州地方整備局鹿児島港湾空港整備事務所	099-223-3296
福岡航空地方気象台鹿児島航空気象観測所	0995-73-5920
鹿児島県医師会	099-254-8121
始良地区医師会	0995-42-1205
日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600
始良市消防本部	0995-63-3287
霧島市消防局	0995-64-0119
霧島警察署	0995-47-2110
第十管区海上保安本部	099-250-9800(代) 099-250-9801 (休日、夜間)
第十管区海上保安部鹿児島航空基地	0995-58-2554
鹿児島海上保安部	099-222-6681
海上自衛隊第1航空群	0994-43-3111
陸上自衛隊第12普通科連隊	0995-46-03500
鹿児島県（危機管理防災課）	99-286-2256
N T T 西日本鹿児島支店	099-258-8520
日本航空(株)	0995-58-4955

第3部 地震災害応急対策
第4章 社会基盤の応急対策

関係機関	連絡先
全日本空輸(株)	0995-58-2226
日本エアコンピューター(株)	0995-58-2151
(株)ソラシドエア	0995-58-3357
(株)フジドリームエアラインズ	0995-64-1777
スカイマーク(株)	0995-64-1150
ピーチアビエーション(株)	0995-58-2746
ジェットスター・ジャパン(株)	0476-34-6555
(株)大韓航空	0995-58-3763
中国東方航空	099-219-8888
中華航空	0995-73-3988
香港航空	0995-73-8880
香港エクスプレス	03-6457-7644
鹿児島空港ビルディング(株)	0995-58-2112
南国交通(株)	0995-58-2032
鹿児島空港給油施設(株)	0995-58-3700
南国殖産(株)	0995-58-2437

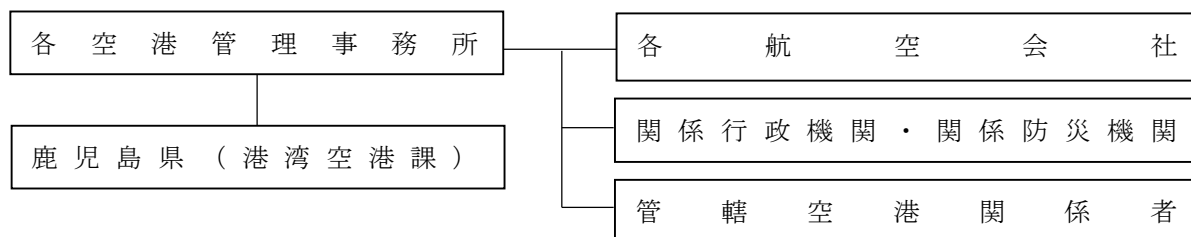
2 県内離島等空港の応急活動体制

(1) 応急対策本部の設置

大規模な地震が発生した場合は、空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたり、県内離島等空港の各空港管理事務所に応急対策本部を設置する。

なお、地震により航空機事故が発生したときは、一般災害対策編第4部第2章第2節空港災害応急対策に準ずる。

(2) 地震発生時の情報伝達ルート



(3) 関係機関連絡先

ア 各航空会社

会社名	連絡先
日本エアコンピューター(株)	0995-58-2151
日本航空株式会社	03-5460-3784
琉球エアークコンピューター	098-858-9664
スカイマーク(株)	0995-64-1150
ピーチアビエーション(株)	0995-58-2746

イ 各空港毎の関係行政機関・関係防災機関及び管轄空港関係者

空港名	関係機関	連絡先
種子島空港	種子島空港管理事務所	0997-27-5111
	中種子町	0997-27-1111
	鹿児島県（港湾空港課）	099-286-3664
	鹿児島県熊毛支庁	0997-22-1131
	大阪航空局鹿児島空港事務所	0995-58-4463

空港名	関係機関	連絡先
種子島空港	福岡航空地方気象台 種子島海上保安署 熊毛地区消防組合 中種子町消防団 種子島医師会 鹿児島県西之表保健所 種子島警察署 種子島航空センター株式会社	092-621-3081 0997-22-0118 0997-23-0199 0997-27-1111 0997-23-2548 0997-22-0777 0997-22-01100 997-27-5555
屋久島空港	屋久島空港管理事務所 屋久島町 鹿児島県（港湾空港課） 大阪航空局鹿児島空港事務所 福岡航空地方気象台 鹿児島県熊毛支庁 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所 種子島海上保安署 熊毛地区消防組合 屋久島町消防団 屋久島医師会 鹿児島県屋久島保健所 屋久島警察署 屋久島空港ターミナルビル株式会社	0997-43-5031 0997-43-5900 099-286-3664 0995-58-4463 092-621-3081 0997-22-1131 0997-46-2211 0997-22-0118 0997-23-4199 0997-43-5900 0997-42-1322 0997-46-2024 0997-46-2110 0997-42-1200
奄美空港	奄美空港管理事務所 奄美市 鹿児島県（港湾空港課） 鹿児島県大島支庁 大阪航空局那覇空港事務所 福岡航空地方気象台 奄美海上保安部 大島地区消防組合 奄美市消防団 大島郡医師会 鹿児島県名瀬保健所 奄美警察署 奄美空港ターミナルビル株式会社	0997-63-0277 0997-52-1111 099-286-3664 0997-57-7332 098-859-5166 092-621-3081 0997-52-5811 0997-52-0100 0997-52-0100 0997-52-0598 0997-52-5411 0997-53-0110 0997-63-2251
喜界空港	喜界空港管理事務所 喜界町 鹿児島県（港湾空港課） 大阪航空局鹿児島空港事務所 福岡航空地方気象台 鹿児島県大島支庁 鹿児島県大島支庁喜界事務所 奄美海上保安部 大島地区消防組合 大島地区消防組合喜界消防分署 大島郡医師会 鹿児島県名瀬保健所 奄美警察署喜界幹部派出所 株式会社奄美航空喜界島営業所	0997-65-4318 0997-65-1111 099-286-3664 0995-58-4463 092-621-3081 0997-57-7332 0997-65-2091 0997-52-5811 0997-52-0100 0997-65-3311 0997-52-0598 0997-52-5411 0997-65-4309 0997-65-4313
徳之島空港	徳之島空港管理事務所 天城町 鹿児島県（港湾空港課）	0997-85-2238 0997-85-5392 099-286-3664

第3部 地震災害応急対策
第4章 社会基盤の応急対策

空港名	関係機関	連絡先
徳之島空港	鹿児島県大島支庁 鹿児島県大島支庁徳之島事務所 大阪航空局鹿児島空港事務所 福岡航空地方气象台 奄美海上保安部 徳之島地区消防組合 天城町消防団 大島郡医師会 鹿児島県徳之島保健所 徳之島警察署 徳之島空港ビルディング株式会社	0997-57-7332 0997-82-1251 0995-58-4463 092-621-3081 0997-52-5811 0997-83-0355 0997-85-39730 997-52-0598 0997-82-0149 0997-83-0110 0997-85-2271
沖永良部空港	沖永良部空港管理事務所 和泊町 鹿児島県（港湾空港課） 大阪航空局鹿児島空港事務所 鹿児島県大島支庁 鹿児島県大島支庁沖永良部事務所 福岡航空地方气象台 奄美海上保安部 沖永良部・与論地区広域事務組合 和泊町消防団 大島郡医師会 沖永良部警察署 沖永良部空港ビル株式会社	0997-92-0520 0997-92-1111 099-286-3664 0995-58-4463 0997-57-7332 0997-92-0039 092-621-3081 0997-52-5811 0997-93-0119 0997-92-1111 0997-52-0598 0997-92-0110 0997-92-0221
与論空港	与論空港管理事務所 与論町 鹿児島県（港湾空港課） 大阪航空局鹿児島空港事務所 福岡航空地方气象台 鹿児島県大島支庁 鹿児島県大島支庁沖永良部事務所 奄美海上保安部 沖永良部・与論地区広域事務組合 与論町消防団 大島郡医師会 沖永良部警察署与論幹部派出所 与論空港株式会社	0997-97-3465 0997-97-3111 099-286-3664 0995-58-4463 092-621-3081 0997-57-7332 0997-92-0039 0997-52-5811 0997-97-0119 0997-97-3111 0997-52-0598 0997-97-2803 0997-97-3335

第2 空港の応急対策

〔実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所、各空港管理事務所、土木部港湾空港課〕

1 地震発生時の業務

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 応急救護及び災害防止に必要な措置
- (4) 航空機の運航に関する措置
- (5) 通信業務の確保

2 運航対策

大規模な地震が発生した場合は、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

- (1) 航空会社に対して乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
- (2) 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- (3) 空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

3 空港の混乱防止対策

大規模な地震が発生した場合は、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- (1) 空港関係事業者は、あらかじめ定めた臨時避難場所へ混乱が生じないように旅客等を誘導し避難させる。
- (2) 空港関係事業者は、旅客を臨時避難場所へ誘導した後は、災害に関する情報等を旅客等に伝達し、秩序維持に協力する。
- (3) 必要と認めた場合は、空港関係事業者及び災害対策関係者以外の者の入場規制及び交通規制を警察機関に要請する。

4 空港施設の保安対策及び応急復旧等

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化し、また、機能上に障害を生じたものがあるときは、速やかに航空運航に必要となる施設の復旧に努めるとともに適切な運用を行うものとする。

第 4 部 地震災害復旧・復興

第4部 地震災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の
推進

第2節 激甚災害の指定

第2章 被災者の災害復旧・復興支 援

第1節 被災者の生活確保

第2節 被災者への融資措置

第4部 地震災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、県民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

〔実施責任：関係機関等〕

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、鹿児島県がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいられて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の県単防災事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

「1 災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次にかかげる事業計画について、被害発生の都度、検討作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
ウ 砂防設備災害復旧事業計画
エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産施設災害復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 上下水道災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 住宅福祉施設災害復旧事業計画
(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
(8) 学校教育施設災害復旧事業計画
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画
(10) その他の災害復旧事業計画

4 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 激甚災害の指定

第1 激甚災害に関する調査

〔実施責任：危機管理防災局、総務部、保健福祉部、商工労働水産部、農政部、環境林務部、土木部、市町村〕

1 市長村

市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 県

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 前記(1)の各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額その外激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、総務部に提出するものとする。
- (3) 総務部長は、前期各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。
- (4) 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

第2 特別財政援助額の交付手続等

〔実施責任：危機管理防災局、総務部、保健福祉部、商工労働水産部、農政部、環境林務部、土木部、市町村〕

1 市町村

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

2 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施するものとする。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した県民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

第1節 被災者の生活確保

県及び市町村は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮する必要がある。

第1 県民生活相談

〔実施責任：総務部、保健福祉部、県警察、市町村、消防本部〕

県及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。設置に当たっては、ナビダイヤルやWEB受付等を活用するなど、デジタル技術の活用を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機関名	相談の内容等
市町村	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
県	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に、被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。なお、相談にあたっては、災害によって生じた女性特有の問題や高齢者・外国人等に配慮する。 2 市町村をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
総務省九州管区行政評価局、鹿児島行政監視行政相談センター	被災者に対する各種支援措置の案内等に対する特別行政相談活動を行うものとする。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に、警察安全相談窓口を設け、警察関係の相談にあたる。
消防本部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底

	2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
	3 危険物施設等における余震に対する警戒態勢、構造・設備に関する点検等の強化
	4 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課・環境林務部廃棄物・リサイクル対策課・環境保全課、土木部建築課、市町村〕

1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立する。

また、被災市町村内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画も踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図ることとし、県では環境省と連携し、技術面の助言等を行う。

3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県では、そのための技術面の指導、監視等を、厚生労働省と連携して行う。

4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、市町村は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、定めるものとする。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑な災害廃棄物処理を促進する。

5 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市町村又は県は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 建物等の解体による石綿飛散防止

県及び市町村は、県災害廃棄物処理計画や市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

〔実施責任：土木部建築課、市町村〕

1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

- (1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条の特定大規模災害として指定をうけ、借地借家制度の特例の適用を希望する市町村は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行うものとする。
- (2) 市町村長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

ア	市町村の面積
イ	り災土地の面積
ウ	市町村の建物戸数
エ	滅失戸数
オ	災害の状況
カ	その他（り災土地中借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。）

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される市町村である。

第4 被災者生活再建支援金の支給

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課〕

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等																		
実施主体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人道道府県会館を指定）に支給事務を委託）																		
対象災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、 ア 5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村（人口10万人未満） イ 2世帯以上の住宅全壊が発生した市町村（人口5万人未満）																		
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																		
支給額	支給額は以下の2つの支援金の合計額となる （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 対象世帯の(1)</td><td>解体 対象世帯の(2)</td><td>長期避難 対象世帯の(3)</td><td>大規模半壊 対象世帯の(4)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200(又は100)万円	住宅の被害程度	全壊 対象世帯の(1)	解体 対象世帯の(2)	長期避難 対象世帯の(3)	大規模半壊 対象世帯の(4)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 対象世帯の(1)	解体 対象世帯の(2)	長期避難 対象世帯の(3)	大規模半壊 対象世帯の(4)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
申請先	県（市町村経由）																		

第5 被災者生活支援金の支給

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課、市町村〕

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村 (2) 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	(1) 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、(1)の支給対象者は除く (3) (1)、(2)に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 (4) (1)、(2)のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記(1)、(2)については1世帯(1事業者)当たり20万円 上記(4)については1世帯(1事業者)当たり50万円

第6 災害弔慰金等の支給

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下の項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等	
実施主体	市町村が条例の定めるところにより実施する。	
対象災害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）	
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。	
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合	500万円
	その他の場合	250万円

2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
実施主体	市町村が条例の定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 250万円 その他の場合 125万円

3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。

4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害（(1)災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

第7 税の減免措置

〔実施責任：総務部税務課、市町村〕

1 税の徴収猶予等

- (1) 知事又は市町村長は、地方税法第15条の規定に基づき、県税又は市町村税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、県税又は市町村税の徴収猶予を行う。
- (2) 知事は、鹿児島県税条例第14条の規定に基づき、県税の納税者又は特別徴収義務者が災害等により法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請等を行うことができないとき、又は納税することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、地域及び期日を指定し、又は納税者若しくは特別徴収義務者の申請により期日を指定して県税に関する申告、申請等又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。
- (3) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく市町村の災害による市町村税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市町村長は、災害による被災者のうち、市町村税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2 税の減免

(1) 県税の減免

種別	減免の内容等						
事業税	ア 災害により自己の所有に係る事業用資産について災害を受けた損害金額が、その資産の価額の1/2以上である個人の事業税の納税者のうち、前年中の事業の取得が1000万円以下のものについては、納期限の到来しない税額について、次の割合で減免する。 <table border="0"> <tr> <td>(ア) 課税標準所得金額が500万円以下のもの</td><td>全部</td></tr> <tr> <td>(イ) 課税標準所得金額が750万円以下のもの</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>(ウ) 課税標準所得金額が750万円を超えるもの</td><td>1/4</td></tr> </table> イ アに該当しないもので、災害により自己又は同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財について甚大な損害を受けた個人の事業税の納税者のうち、前年中の合計所得金額が500万円以下のものについては、納期限の到来しない税額の1/2以内の額を軽減する。	(ア) 課税標準所得金額が500万円以下のもの	全部	(イ) 課税標準所得金額が750万円以下のもの	1/2	(ウ) 課税標準所得金額が750万円を超えるもの	1/4
(ア) 課税標準所得金額が500万円以下のもの	全部						
(イ) 課税標準所得金額が750万円以下のもの	1/2						
(ウ) 課税標準所得金額が750万円を超えるもの	1/4						
自動車税 種別割	災害により自己の所有する自動車につき損害を受けた自動車税種別割の納税者に対し、修繕車又は使用不能となった自動車及びそれに代えて新たに取得した自動車について、損害の程度に応じて税額の1/2以内の額を軽減する。						
不動産取得税	ア 不動産の取得の日から当該取得に係る不動産取得税の納付期限までに災害により当該不動産が滅失又は損壊した場合、当該不動産の取得に対する不動産取得税を被害の割合により減免する。 イ 災害により滅失又は損壊した不動産の代替不動産を被災の日から3年以内に取得した場合、当該代替不動産の取得に対する不動産取得税について旧不動産の台帳価格に見合う税額分を減免する。						
産業廃棄物税	産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等により産業廃棄物税を納税することができないと認められる場合は、災害の発生した日以降、納期限の到来する税額を知事が必要と認める額を限度として減免する。						

(2) 市町村税の減免

市町村長は、市町村税の減免に関する関係条例等の規程により災害による被災者のうち市町村税の減免を必要と認める者に対し、市町村税の減免を行う。

第8 雇用の創出

〔実施責任：商工労働水産部雇用労政課、関係課〕

県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

第9 職業のあっせん等

〔実施責任：鹿児島労働局（各公共職業安定所）、市町村〕

1 職業のあっせんの対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

2 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、市町村長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、市町村長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

3 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職場相談結果、適合する求人がない又は不足する場合は被災者の能力等を考慮し、適職求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

第10 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

〔実施責任：日本郵便株式会社（各郵便局）〕

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
- (2) 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施するものとする。

7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

第11 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、国及び県は市町村の活動の支援に努めるものとする。

第12 罹災証明書の交付

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、応援の受入体制の構築等を計画的に進める、被害認定に関する国・県等が開催する研修会に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等による、応援体制の強化を図るものとする。さらに、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

第13 被災者台帳の作成

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2節 被災者への融資措置

第1 民生関係の融資

〔実施責任：県社会福祉協議会、保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 生活福祉資金（・福祉費（災害援護経費））

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区分	支給の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 ア 資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であること。 イ 独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の 手続 及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市町村社会福祉協議会長あて通知及び送金される。
貸付額	150万円以内。
償還期間	据置期間（6か月以内は無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により災害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

区分	支給の内容等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の 負担割合	国2／3、県1／3
貸付申込受付 期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで

第4部 地震災害復旧・復興
第2章 被災者の災害復旧・復興支援

区分	支給の内容等
貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が、220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が、430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が、620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が、730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が1、270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還期限	据置期間	償還方法	担保
1 世帯主が負傷した場合（療養に約1ヶ月以上かかること）	(1) 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0 % 据置期間中は無利子	10年 以内 据置期間を含む	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦	連帯保証人
	(2) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	(3) 住居が半壊した場合（特別な事情がある場合）	2,700,000 (3,500,000)					
	(4) 住居が全壊した場合	3,500,000					
2 世帯主が負傷しなかった場合（療養期間が1ヶ月からない場合も含む）	(1) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000					
	(2) 住居が半壊した場合（特別な事情がある場合）	1,700,000 (2,500,000)					
	(3) 住居が全壊した場合（エの場合を除く）（特別な事情がある場合）	2,500,000 (3,500,000)					
	(4) 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」：家財の損害金額が、家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」：被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

〔実施責任：土木部建築課、市町村、関係機関等〕

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区分	融資の内容等
対象となる災害	次のいずれかの災害 (1) 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 (ア) 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 (イ) 面積要件なし。 (ウ) 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 (エ) 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 (オ) 居住室、台所及びトイレを備えていること。 (カ) 木造である場合1戸建て又は連続建であること。 (2) 補修の基準 (ア) 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 (イ) 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 (ウ) 併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 (エ) 建築基準法の規定に適合すること。 (オ) 居住室、台所及びトイレを備えていること。 (カ) 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害により災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は他人（親族等）無償で貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。 (3) 償還能力を有する者であること。

区分	融資の内容等
貸付の条件	(1) 建設・購入の場合 (ア) 貸付限度額 機構の貸付限度額による。 住宅建設資金 土地取得あり (工事費の100%融資) 住宅購入資金 土地取得なし (工事費の100%融資) 住宅購入資金 (購入費の100%融資) (イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。 (ウ) 償還期間 機構の償還期間及び条件による。 ※完済時年齢の上限 (エ) 償還方法 機構の償還方法及び条件による。 (2) 補修の場合 機構の貸付限度額による。 (ア) 貸付限度額 住宅補修資金 (工事費の100%融資) (イ) 貸付利率 機構の貸付利率による。 (ウ) 償還期間 機構の償還期間及び条件による。 ※完済時年齢の上限 (エ) 償還方法 機構の償還方法及び条件による。
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務委託金融機関へ提出するものとする。

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区分	融資の内容等
貸付を受けることのできる住宅	災害復興住宅に同じ。
貸付の条件、その他	災害復興住宅に同じ。

第3 農林漁業関係の融資

〔実施責任：総合政策部離島振興課、環境林務部環境林務課、商工労働水産部水産振興課、農政部農業経済課、関係機関等〕

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対し、次のような資金の融資を行う。

(1) 被害農林漁業者に対する経営資金

区分	融資の内容等
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家 きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚 、稚貝、餌料、漁具用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定 めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付の対象者	(ア) 被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物若しくは 繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失 額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨又は天 災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流 失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上で ある旨の市町村長の認定を受けた者 (イ) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。 ）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年にお ける林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する 炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、 損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上で ある旨の市町村長の認定を受けた者 (ウ) 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類 の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上で ある旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、 損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上で ある旨の市町村長の認定を受けた者 (エ) 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損 失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつて は100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失 、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者 にあつては100分の40）以上である旨の市町村長の認定を受けた者 (オ) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林 業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収 入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいた けほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損 失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村 長の認定を受けた者

区分	融資の内容等																																																																			
	(カ) 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けた者																																																																			
貸付利率	(ア) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者 年3%以内 (イ) 開拓者又は天災による農産物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である旨の市町村長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者 年5.5%以内 (ウ) その他 年6.5%以内																																																																			
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合7年）																																																																			
貸付の限度	<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">貸付対象者</th><th colspan="2">天災融資法</th><th colspan="2">激甚災害法</th></tr><tr><th colspan="2">貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）</th><th colspan="2">貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）</th></tr><tr><th>A%</th><th>B万円個人 （（）は法人）</th><th>B%</th><th>B万円個人 （（）は法人）</th></tr><tr><td rowspan="4">農業者</td><td rowspan="2">果樹栽培者・ 家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr><tr><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr><tr><td rowspan="2">開拓者</td><td>果樹栽培者・ 家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr><tr><td>一般開拓者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業者</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000(5,000)</td><td>80</td><td>5,000(5,000)</td></tr><tr><td>漁船建造・ 取得資金</td><td>80</td><td>500(2,500)</td><td>80</td><td>600(2,500)</td></tr><tr><td>水産動植物 養殖資金</td><td>50</td><td>500(2,500)</td><td>60</td><td>600(2,500)</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>50</td><td>200(2,000)</td><td>60</td><td>250(2,000)</td></tr></table>						貸付対象者		天災融資法		激甚災害法		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		A%	B万円個人 （（）は法人）	B%	B万円個人 （（）は法人）	農業者	果樹栽培者・ 家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)	45	200(2,000)	60	250(2,000)	開拓者	果樹栽培者・ 家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)	一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)	林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)	漁業者	漁具購入資金	80	5,000(5,000)	80	5,000(5,000)	漁船建造・ 取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)	水産動植物 養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)	一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)
貸付対象者		天災融資法		激甚災害法																																																																
		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）																																																																
		A%	B万円個人 （（）は法人）	B%	B万円個人 （（）は法人）																																																															
農業者	果樹栽培者・ 家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)																																																															
		45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																															
	開拓者	果樹栽培者・ 家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)																																																														
		一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																														
林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																															
漁業者	漁具購入資金	80	5,000(5,000)	80	5,000(5,000)																																																															
	漁船建造・ 取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)																																																															
	水産動植物 養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)																																																															
	一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)																																																															

第4部 地震災害復旧・復興
第2章 被災者の災害復旧・復興支援

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年 6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内、ただし、連合会については、5,000万円以内（激甚法適用の場合は、5,000万円以内、ただし、連合会については、7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融国庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

（令和7年10月21日現在）

資金名	資金使途・内容	貸付 利率 (%)	償還期限（年以内）		貸付限度額 （万円）	融資率 （%）
			償還期間	うち 据置期間		
農林漁業 セーフティー ネット資金	農林漁業経営の 再建・維持安定費	1.25	5	3	一般 600 （特認：年間経 営費等の12分 の6）	—
		1.55	10			
		1.85	15			
農業基盤 整備資金	農地、牧野の保全 又はその利用上必 要な施設の復旧費	1.25	5	10	(下限50)	100
		1.55	10			
		1.85	15			
		2.10	25			
農林漁業 施設資金	主務大臣 指定施設	1.25	5	3 (果樹の改植又 は捕植)10	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 20t未満	80
		1.55	10			
		1.85	15			
		2.10	(果樹の改植又 は捕植)25			
	共同利用 施設	1.25	5	3	(下限10)	80
		1.55	10			
		1.85	15			
漁業基盤 整備資金	漁港	1.40	20	3	(下限10)	80
	漁場整備	1.40	20	3	(下限10)	80
林業基盤 整備資金	林道	1.25 ～ 2.10	20 (特認25)	3 (特認7)	(下限10)	80
	樹苗養成 施設	1.25 ～ 1.85	15	5	(下限10)	80

（注）貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

3 奄美群島振興開発基金（保証については商工業関係に包括）

区分	融資の内容等
融資対象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申込むものとする。ただし短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期限、利率、貸付限度額、担保及び保証人は別表のとおりである。

別表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(令和7年10月21日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 う ち 据置期間	利率年利 (%)	貸付限度額 (万円)			担保及び 保証人			
				個人	法人・共同 施行体	協同組合				
農・業 林・業 振・興 資・金	果樹の植栽、育成又は樹園地造成	15年以内 (7)	2. 25	450 (特認 1,800)	750 (特認 3,600)	750 (特認 3,600)	必要に 応 じ て 徴 求 す る。			
	畜舎・堆肥舎建設・桑園地・農地の造成・取得、樹園地の取得、養蚕施設設備、桑の植栽・育成、農産物等貯蔵保管施設設備、園芸栽培施設設備、災害対策関連施設設備、農産物集出荷施設設備、農産物処理加工施設設備	15年以内 (3)								
	農業用機械器具(耕耘機購入)、牛・豚の購入、運搬用器具	7年以内 (2)								
	災害復旧	5年以内 (1)						100	100(法人)	
	樹苗養成		2. 10	一般 750 (特認 3,600)	一般 750 (特認 3,600)	一般 750 (特認 3,600)				
	しいたけ類生産施設、木材生産加工施設設備		2. 25							
	水産業 振・興 資・金	漁船建造、取得	9年以内 (2)	2. 25	300 (特認 2,000)	500 (特認 4,000)		800 (特認 5,000)	〃	
漁船改造、漁船装備等改善		5年以内 (2)								
共同利用施設		20年以内 (2)	2. 25							
養殖施設			2. 25							
運 転 資 金	農林水産業	1年以内	2. 25	一般 1,000 (特認 1,500)	一般 1,000 (特認 1,500)	一般 1,000 (特認10,000)	〃			

(注) 利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

(注) 次の事業については鹿児島県から利用者に対して利子補給補助があるので、金利は次のようになる。

(農・林業振興資金)

耕うん機、畜舎、堆肥舎、家畜導入、果樹の植栽・育成及び樹園地造成、農地取得、農地造成、園芸栽培施設設備、農産物集出荷施設設備、農産物処理加工施設設備 年 0.15%

(水産業振興資金)

漁船建造・取得(新船)、漁船取得(中古船) 年 0.15%

第4 商工業関係の融資及び利子補助

〔実施責任：総合政策部離島振興課、商工労働水産部中小企業支援課、関係機関等〕

1 鹿児島県融資制度 緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けたものに限る。）

イ 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

ウ 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

エ 知事が特に認める災害により被害を受けた者

※ いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000万円

設備資金 3,000万円

融資期間：運転設備資金 7年以内（据置2年以内）

設備資金 10年以内（据置3年以内）

融資利率：1年以内 年1.75%

1年超3年以内 年1.95%

3年超5年以内 年2.05%

5年超7年以内 年2.25%

7年超10年以内 年2.35%

信用保証：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要す

信用保証料率：融資対象者ア～ウ 年0% 融資対象者エ 年0%～年1.40%

※割引料率

担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合 0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱金融機関

取扱金融機関：鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

(令和7年4月1日現在)

機関名 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	指定された災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額	当金庫所定の限度内
融資期間	運転 10年以内 設備 15年以内	各種融資制度の返済期間以内	運転 10年以内 設備 20年以内
据置期間	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	各融資制度に定められた利率	プライムレート
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先への確認が必要。

3 鹿児島県信用保証協会の保証

区 分	保 証 の 概 要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。但し、保証制度要綱等で別に業歴が定められている場合は、それによる。
相談・申込先	金融機関
保証限度	(1) 個人・法人 2億8,000万円 (2) 組合 4億8,000万円(激甚災害等保証の場合は別枠) (災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、市町村の証明を受けた被災事業者に対しては、別枠の保証（セーフティネット保証4号）が適用。加えて、激甚災害に指定された場合は、さらに別枠の保証が適用)
保証期間	運転資金20年以内、設備資金20年以内 (激甚災害保証の場合、運転資金5年以内、設備資金7年以内)
保証人及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合 年0.87%）

※ 次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

(1)担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）

(2)会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

4 奄美群島振興開発基金

(1) 保証

区分	保証の内容等
保証対象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居住を有する者
申込手続	信用保証の希望者は、一般保証（一般の手形、証書貸付、商業手形割引に対する保証）の場合は基金又は金融機関へ、激甚災害等保証（災害が発生し激甚災害時の指定を受けた場合における被災事業者の復興を図るための保証）及び制度保証（鹿児島県中小企業融資制度で定められた保証）の場合は商工会議所又は商工会等の斡旋機関へそれぞれ所定の申込用紙によって申し込む。
保証限度	ア 個人又は法人2億円（災害等特別の事由がある場合2億2,000万円） イ 森林組合、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合及び振興開発計画に基づき事業を行う者並びに奄美群島振興開発基金が特に必要であると認めて主務官庁の承認を得た者については2億3,000万円
保証期間	一般保証は必要な期間。制度保証はそれぞれの融資要綱による。
担保及び保証人	必要に応じて徴求する。
返済方法	割賦又は一括償還
保証料	一般保証（年0.45％～1.90％）、激甚災害等保証（年0.87％）

※ 担保の提供のある中小企業者及び組合、会計参与設置会社、公認会計士又は監査法人の監査を受けている事業者についてはそれぞれ年0.1％引き下げ。（一部資金は除く）

(2) 融資

区分	融資の内容等
融資対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの
申込手続	借入希望者は、奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）本部、徳之島事務所、沖永良部事務所、又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申し込むものとする。ただし短期資金（運転資金）は、基金本部、徳之島事務所、沖永良部事務所に申し込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類、貸付対象事業、償還期限、利率、貸付限度額、担保及び保証人は別表のとおりである。

第4部 地震災害復旧・復興

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

表 奄美群島振興開発基金の貸付条件

(令和7年4月1日現在)

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限 うち 据置期間	利率年利 (%)	貸 付 限 度 額			担保及び 保証人
				個 人	法人共同 施行体	協同組合	
観 光 関連産業 振興資金	簡易宿泊施設 観光土産品生産施設 遊漁船等観光関連 施設設備 中小規模旅館施設 等の改善	20年以内 (2)	1.70～3.40	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	担保 適宜徴求 する。 保証人 県内に住 所を有す るもの1 人以上
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (0.5)	2.10～3.20				
流 通 加工業等 振興資金	施設・設備の整備 及び改善	20年以内 (2)	1.70～3.40	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	2.10～3.20				
地 域 資 源 等 振興資金	地域資源等又は固 有の技術等を活用 した事業に要する 施設設備の整備及 び改善	20年以内 (2)	1.70～3.40	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	2.10～3.20				
地域活性 化・雇用 促進資金	情報通信産業、企 業立地、雇用の促 進等地域活性化に 資する事業	20年以内 (2)	1.70～3.40	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	1,500万円 (特認1億円)	〃
	経営安定改善 (長期運転資金)	7年以内 (1)	2.10～3.20				
運転資金	第二次、第三次産 業（大島紬関連事 業）	1年以内	2.10～3.10	700万円	1,000万円	1,000万円 (特認1,500万円)	〃

(注) 利率等は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

5 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める機関（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金：(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下 年1.80%

融資額200万円超600万円以下 年1.35%

融資額600万円超1,500万円以下 年0.90%

※ 補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

・災害により被害を受けたことの市（町・村）長、消防署長等の証明書又は証明書の写し

・事業報告書

・市（町・村）長が必要と認める書類

第 5 部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

- 第1節 推進計画の目的
- 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域
- 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
- 第4節 南海トラフ地震の想定

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 情報伝達体制の確立

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

第4章 津波からの防護,円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1節 津波からの防護
- 第2節 津波に関する情報の伝達等
- 第3節 地域住民等の避難行動等
- 第4節 避難場所及び避難場所の運営・安全確保
- 第5節 意識の普及・啓発
- 第6節 消防機関等の活動
- 第7節 上下水道,電気,ガス,通信,放送関係
- 第8節 交通対策
- 第9節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策
- 第10節 迅速な救助

第5章 関係者との連携協力の確保

- 第1節 資機材,人員等の配備手配
- 第2節 他機関に対する応援要請
- 第3節 物資の備蓄・調達
- 第4節 帰宅困難者への対応

第6章 時間差発生等に備えた対応

- 第1節 基本的方針
- 第2節 平時における対策
- 第3節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応
- 第4節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応(巨大地震警戒対応)
- 第5節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応(巨大地震警戒対応)

第7章 防災訓練計画

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された区域は次のとおり。【平成26年3月31日 内閣府告示第21号】

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

第2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定された区域は次のとおり。【平成26年3月31日 内閣府告示第22号】

西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部第2章の「防災機関の業務の大綱」に定めるところによる。

第4節 南海トラフ地震の想定

第1 想定地震及び津波の概要

県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本県に最も影響を与えるケースでは、県内で、最大震度6強の揺れと最大津波高12.01メートルの津波の発生を想定している。

本県に最も影響を与える最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合における震度分布図は図5.1.1、津波高分布図は図5.1.2のとおりである。

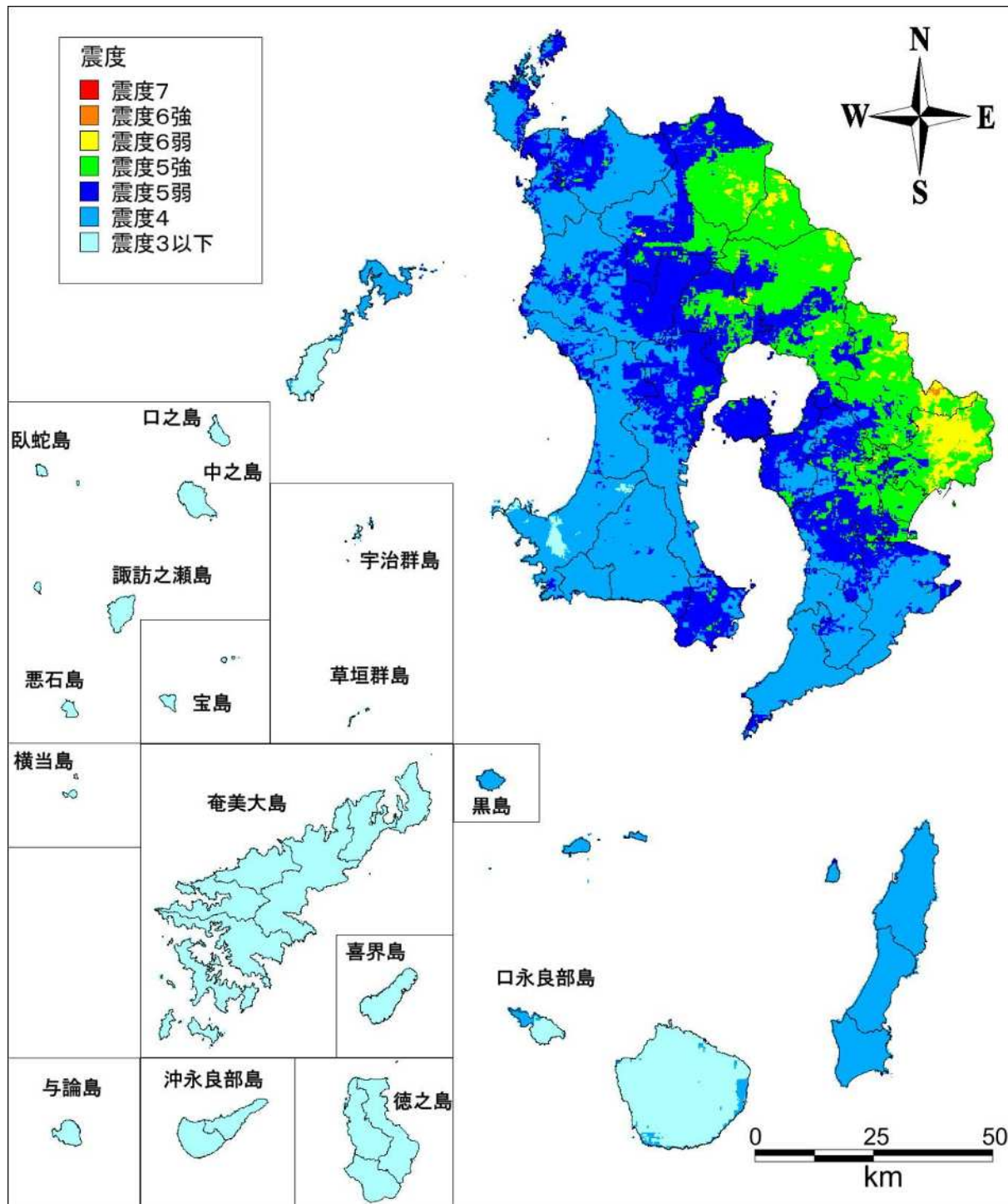


図5.1.1 南海トラフ【陸側ケース】の巨大地震の震度分布図

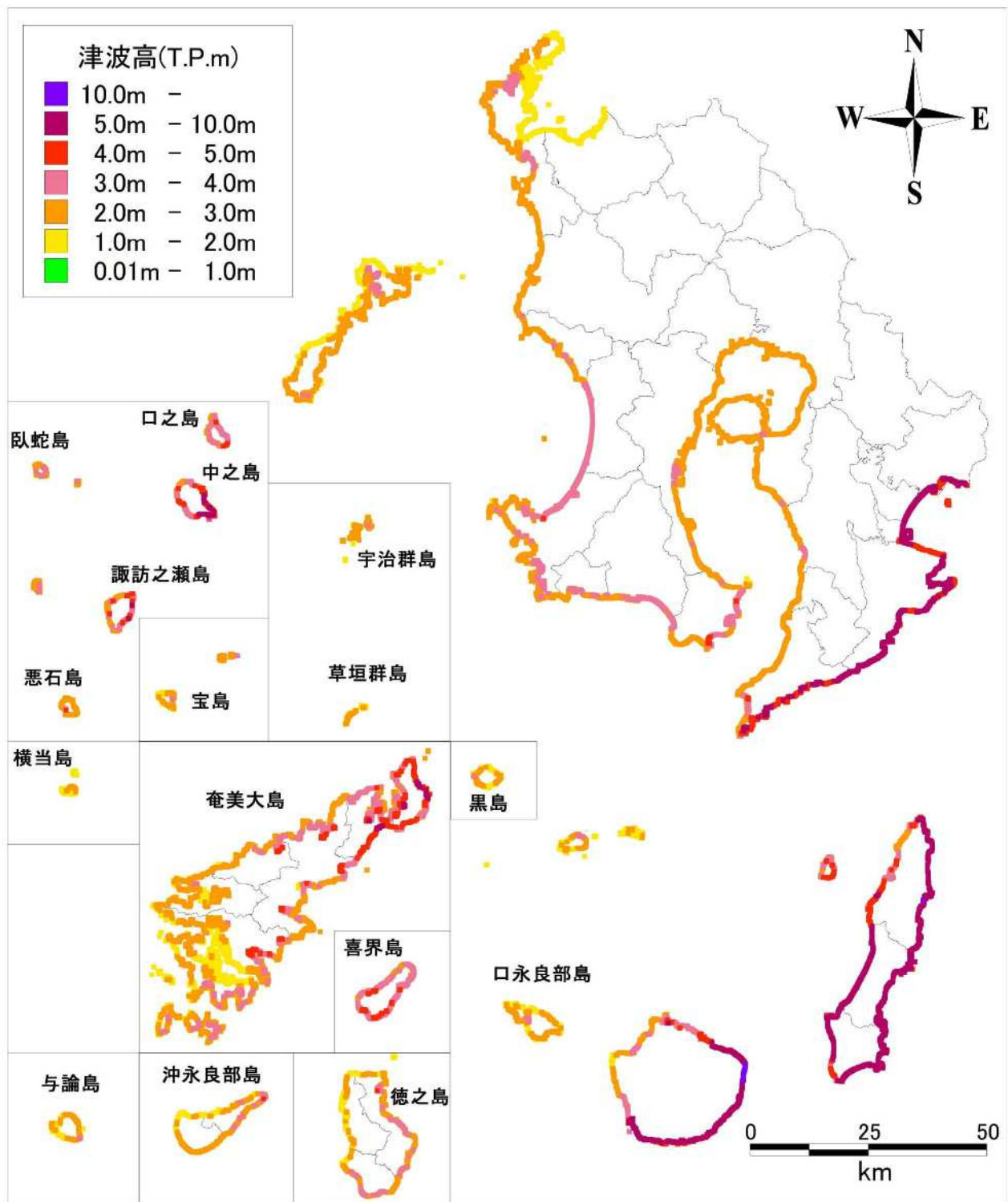


図 5. 1. 2 南海トラフ (CASE11) の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合において、本県で被害が最大となるケースとして、次のとおりの被害が想定されている。

建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	14,900
うち火災	70
人的被害：死者数（人）	2,000
うち建物倒壊・火災	10
うち津波	2,000
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	118,300
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	10,300
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	2,600
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	2,900
ガス（プロパン除く）被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	2,300
道路施設被害（箇所）	450
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	120
避難者数〔うち避難所〕（人）	
被災1日後	48,900[30,800]
被災1週間後	47,200[28,200]
被災1か月後	47,800[14,300]
物資（食料）需要量（食）	
被災1日後	110,800
被災1週間後	101,700
被災1か月後	51,700
災害廃棄物発生量（万トン）	130
孤立する可能性のある集落数（集落）	38
被害額（億円）	14,600

（注）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3 時間差発生 の 想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、県及び市町村は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第1節 活動体制の確立

[実施責任：関係課]

県は、南海トラフ地震が発生した場合、第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

特に、南海トラフ地震が発生した場合、広域で甚大な被害が発生することが想定されることから、速やかに市町村への支援体制を確立し、支援活動を実施する。

第2節 情報伝達体制の確立

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、関係課]

南海トラフ地震発生時は、第3部第1章第2節「情報伝達体制の確立」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

[実施責任：土木部建築課・道路維持課・道路建設課・砂防課・港湾空港課、保健福祉部保健医療福祉課、教育庁学校施設課、環境林務部森づくり推進課、危機管理防災局危機管理防災課・消防保安課、商工労働水産部漁港漁場課、市町村]

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、県地域強靱化計画及び地震防災緊急事業五箇年計画を基本として、県下全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお、具体的な事業執行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物の耐震化・不燃化については、第2部第1章第3節の「建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）」に定めるところによる。

また、橋梁については、大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため、耐震診断が必要な橋梁の整備推進に努めることとする。

第2 避難経路

道路は県民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員の避難経路の役割を発揮する。

このため、道路管理者は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。

第3 土砂災害防止施設

1 砂防設備

土石流は、地震の発生、及び地震後の大雨により発生する危険性が高く、特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある危険な溪流の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険な溪流の整備を推進するものとする。

2 地すべり防止施設

地すべりは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備を推進するものとする。

3 急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害を

もたらすおそれのある地区の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険な箇所等の整備を推進する。

第4 保安施設（治山施設）

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により5戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を実施するものとする。

第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

1 消防用施設等の整備

国庫補助金等を利活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点施設を整備の促進を図るものとする。

2 緊急消防援助隊による救助活動進出拠点の確保

災害発生地域における進出拠点を複数設定し、災害発生時の支援体制の確保を図るものとする。

- (1) 鹿児島県1次進出拠点の確保
- (2) 鹿児島県2次進出拠点の確保
- (3) 各消防本部ごとの活動拠点の確保

第6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

1 緊急輸送を確保するための道路（緊急輸送道路）の整備

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋梁の耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を推進するものとする。

緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を推進するものとする。

2 緊急輸送を確保するための港湾の整備

港湾施設は、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、施設の耐震点検や耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

3 緊急輸送道路を確保するための漁港の整備

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の

耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

第7 通信施設の整備

通信施設の整備については、第2部第2章第2節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に定めるところによる。

第8 緩衝地帯として設置する緑地広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域における災害が周辺地域に及ぶことを防止するため、緩衝地帯としての緑地、空地等は重要な役割を果たすことから、特別防災区域及び特定事業所の態様を踏まえたうえで、公共空地の整備を行うものとする。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

[実施責任：土木部河川課・港湾空港課、商工労働水産部漁港漁場課、農政部農地整備課、危機管理防災局消防保安課・危機管理防災課、市町村]

河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検・計画的な整備

河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、堤防、防潮堤、水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備に努めるものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリポート臨時発着場の整備方針

市町村は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

県は、必要に応じ、その設置基準等について助言を行うものとする。

5 防災行政無線等の整備等の方針

県は、津波警報等の災害情報を伝達している防災行政無線や防災情報ネットワーク等の維持・更新を行うものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

[実施責任：気象庁、福岡管区気象台、鹿児島地方気象台、危機管理防災局危機管理防

災課、市町村、関係機関等]

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、津波災害対策編第3部第2章「初動期の応急対策」に定めるところによる。

第3節 地域住民等の避難行動等

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・健康増進課・子ども福祉課・子育て支援課・高齢者生き生き推進課、PR・観光戦略部国際交流課・観光課、男女共同参画局くらし共生協働課、市町村]

県は、市町村と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のことに留意し取り組むこととする。

- 1 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直しを行う。
- 2 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。
- 3 推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- 4 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。
- 5 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。

第4節 避難場所及び避難所の運営・安全確保

県は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に際し、次のことに留意し、取り

組むこととする。

- 1 避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 2 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。
- 3 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- 4 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。
- 5 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。
- 6 孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。
- 7 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。

第5節 意識の普及・啓発

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村]

県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、周知を行う。

第6節 消防機関等の活動

[実施責任：危機管理防災局消防保安課・危機管理防災課、市町村、水防管理団体]

- 第1 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - 2 津波からの避難誘導
 - 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第2 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- 1 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報
- 2 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

第3 水防管理団体等は、水防資機材の点検、整備、配備を行うとともに、地震が発生した場合は、次のような措置を講じるものとする。

- 1 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 2 水門、陸閘及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

第4 県は、市町村の消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

第7節 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

[実施責任：水道事業者、九州電力株式会社、各都市ガス事業者、一般社団法人鹿児島県LPガス協会、N T T西日本株式会社、日本放送協会鹿児島放送局、指定地方公共機関（放送事業者）、市町村]

第1 上下水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

第2 電気

- 1 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。また、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧に必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関九州電力株式会社鹿児島支社が行う措置は、第3部第4章第1節の「電力施設の応急対策」に定めるところによる。

第3 ガス

- 1 ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- 2 ガス事業者が行う措置は、第3部第4章第2節の「ガス施設の応急対策」に定めるところによる。

第4 通信

- 1 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関NTT西日本株式会社鹿児島支店が行う措置は、第3部第4章第5節の「電気通信施設の応急対策」に定めるところによる。

第5 放送

- 1 放送事業者は、報道が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- 2 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して被害に対する情報、交通に対する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- 3 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置を講じるものとする。
- 4 指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は、日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。
- 5 指定地方公共機関株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島読売テレビ、株式会社エフエム鹿児島が行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第8節 交通対策

[実施責任：九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察、土木部道路維持課・港湾空港課、第十管区海上保安本部、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、市町村]

第1 道路

県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

第2 海上及び航空

- 1 第十管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講じるものとする。また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を次のとおり実施する。
- 2 港湾管理者は、船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し、維持管理の状況について報告を求め、必要に応じて立入検査等を行う。
- 3 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難等、必要な安全確保対策を講じるものとする。
- 4 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、必要な安全確保対策を講じるものとする。

第3 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるものとする。

第4 乗客等の避難誘導

列車、船舶等の旅客運送事業者や、駅、空港等のターミナルの施設管理者は、乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等の努めるものとする。

第9節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、各施設管理者]

海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の避難のための措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
 - (2) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - ア 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
 - (3) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- 詳細な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。なお、県は、市町村が行う屋内退避に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (2) 無線通信機等通信手段の確保
 - (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 県は、市町村の避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置を取る。

第3 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。

第4 工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を実施する。

第10節 迅速な救助

[実施責任：危機管理防災局消防保安課・危機管理防災課、自衛隊、県警察、市町村]

第1 県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。救助・救急活動の実施体制に当たっては、孤立集落、離島や長期灌水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

第2 県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

第3 県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図るものとする。

第5章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 資機材、人員等の配備手配

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、総務部人事課、市町村、防災関係機関]

第1 物資等の調達手配

県は、管内の市町村等における必要な物資、資機材の確保状況及び人員の配備状況を把握する。被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは次のとおり。なお、必要に応じて、市町村等への人員は検討、広域的な措置をとるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

[実施責任：自衛隊、危機管理防災局危機管理防災課・消防保安課、消防本部、市町村]

第1 応急対策の実施のために必要な他機関からの応援等に関する協定は、第3部第1章第4節の「広域応援体制」に定めるところによる。

第2 県は必要があるときは、第1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、第3部第1章第5節の「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。なお、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。

第4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を整備するように努めるものとする。

第3節 物資の備蓄・調達

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村]

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法に

については第3部第3章第4節の「生活必需品の給与」に定めるところによる。

第4節 帰宅困難者への対応

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、関係機関等]

帰宅困難者への対応については、地震災害対策編第3部第2章第12節第7「帰宅困難者に係る対策」に定めるところによる。

第6章 時間差発生等に備えた対応

第1節 基本的方針

第1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されており、その考え方は、

○ 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要

○ 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要
ということである。

そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、県及び市町村は、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

第2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から表5.6.1のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

管轄地域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要があるため、県及び推進地域に指定されている市町村は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

表5. 6. 1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報(調査中)を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第3 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が対象とする後発地震への対応

(1) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、国(緊急災害対策本部長)から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

県及び推進地域に指定されている市町村は、当該国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

(2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、県及び推進地域に指定されている市町村は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置(以下「巨大地震警戒対応」という。)をとるものとする。

(3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難

イ 住民等への日頃からの地震の備え(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)の再確認の呼びかけ

ウ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

エ その他必要な措置

(4) 避難の対象地域の検討

特別強化地域に指定されている市町村は、(3)のアに定める住民等の避難について検討し、その対象地域を次のとおり設定するものとする。

また、特別強化地域を除く推進地域に指定されている市町村においても、地域の状況等必要に応じ、住民等の避難について検討し、対象地域を設定するものとする。

なお、検討の結果、市町村の区域内に対象地域がない場合には、市町村推進計画にその旨明示するものとする。

ア 事前避難対象地域

国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合において、住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

イ 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

ウ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

(5) 避難指示等の発令

事前避難対象地域を設定した市町村は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は直ちに、概ね次のとおり避難指示等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行うものとする。

なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に対しては、市町村が避難所の確保を行うものとする。

ア 住民事前避難対象地域については避難指示

イ 高齢者等事前避難対象地域については高齢者等避難

(6) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、県及び推進地域に指定されている市町村は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

(1) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、県及び市町村は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(2) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ
- イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- ウ その他必要な措置

(3) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

3 住民等への周知等

県及び推進地域に指定されている市町村は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- ・ 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

第2節 平時における対策

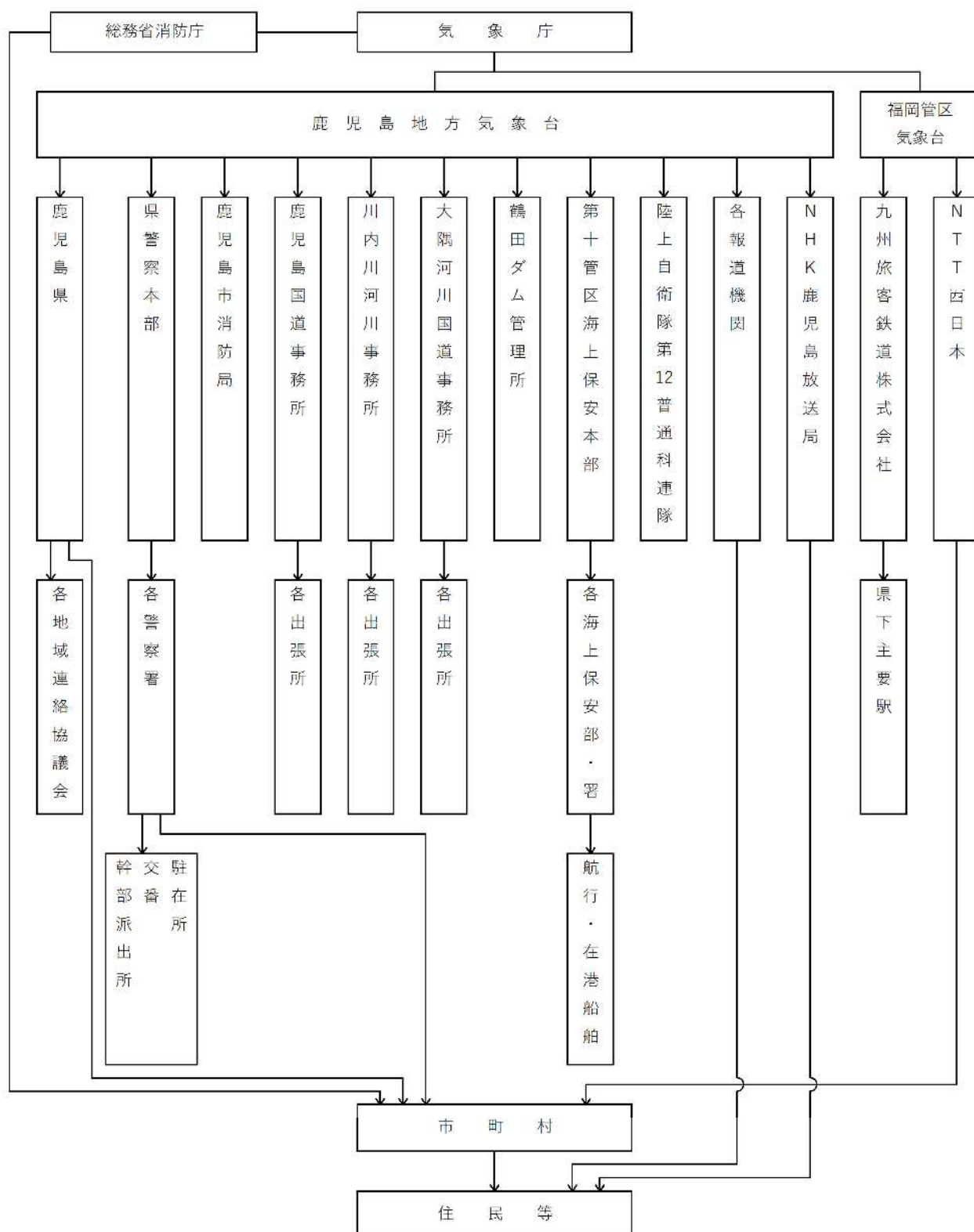
[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村]

第1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

県及び推進地域に指定されている市町村は、図5.6.1の伝達系統のとおり、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する体制を整備する。

なお、県は、南海トラフ地震臨時情報が推進地域外の住民等にとっても重要な情報であることから、推進地域に指定されていない出水市に対しても、同情報の内容等を伝達する。

図 5. 6. 1 南海トラフ地震臨時情報伝達系統



第2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

県及び推進地域に指定されている市町村は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよ

う、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

第3 事前避難対象地域等の周知

県及び事前避難対象地域を設定した市町村は、平時から、地域内の事前避難対象地域をホームページ、広報誌等により周知する。

また、当該地域内の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、関係課、関係機関等、市町村]

第1 情報連絡体制の設置

1 本庁

気象庁から発表される情報の収集や各地域連絡協議会及び市町村への情報の伝達、連絡調整のため、危機管理防災局職員による情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

2 出先機関（支部）

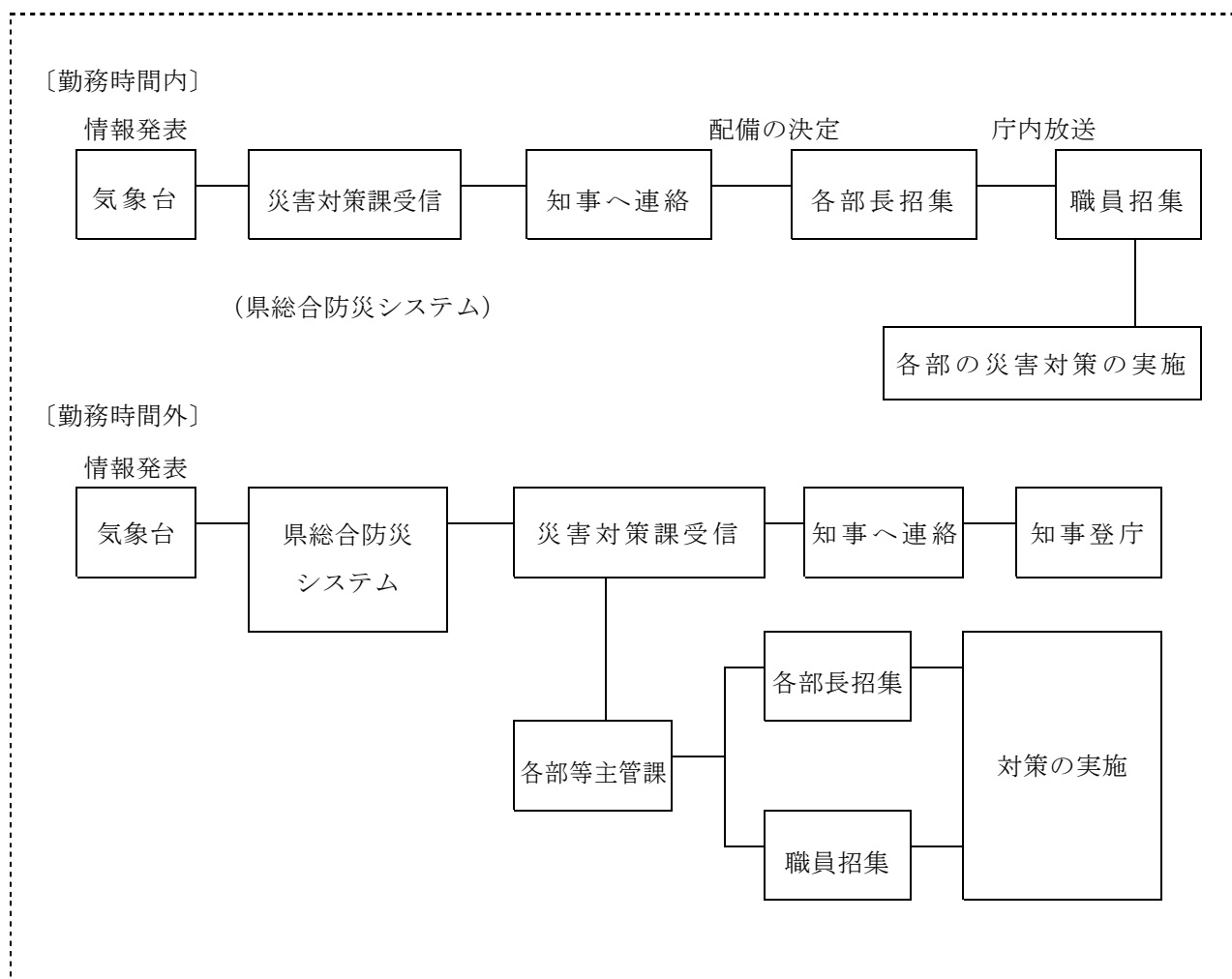
危機管理防災局及び管内市町村との連絡調整のため、連協長があらかじめ定めた職員による情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒地方本部又は災害対策支部が設置されている場合は当該体制による。

3 動員の方法

職員の動員は、図5. 6. 2のとおり実施する。

図5.6.2 職員動員の伝達系統



第2 広報

1 内容及び手段

県は、県ホームページ、ソーシャルメディア、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

2 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、関係課、関係機関等、市町村〕

第1 災害対策本部等の設置

1 本庁

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

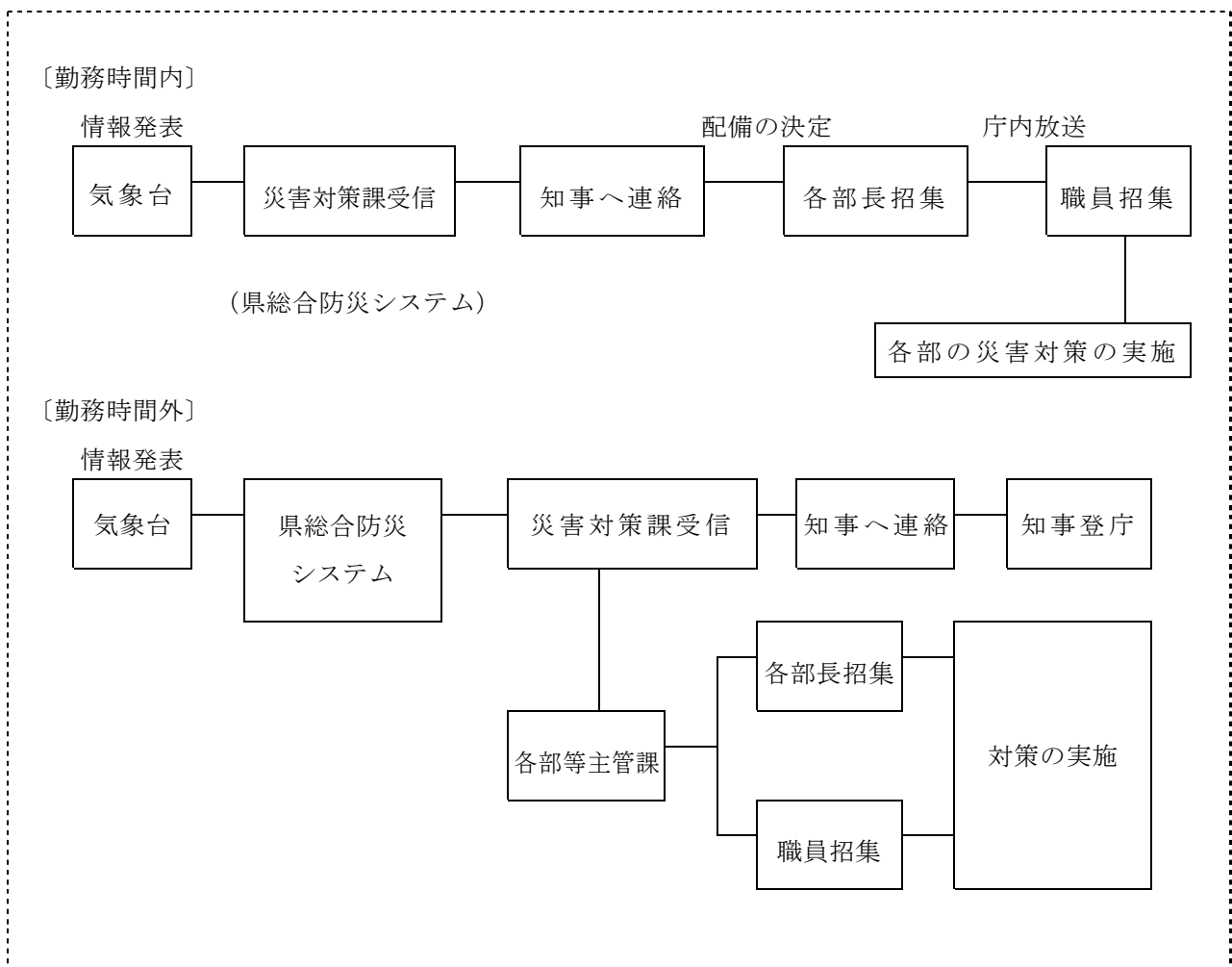
2 出先機関（支部）

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、管内市町村の体制等を考慮し、連協長があらかじめ定めた体制を設置する。

3 動員の方法

職員の動員は、図5.6.3のとおり実施するほか、すでに南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

図5.6.3 職員動員の伝達系統



第2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

1 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達

県は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、防災情報ネットワーク、防災行政無線、緊急速報メール等の手段により、速やかに推進地域に指定されている市町村及び関係機関等に対し、当該国からの指示を伝達する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集

県は、図5.6.4に定める体制により、次のとおり災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。

(1) 各対策部の災害応急対策の実施状況等の報告

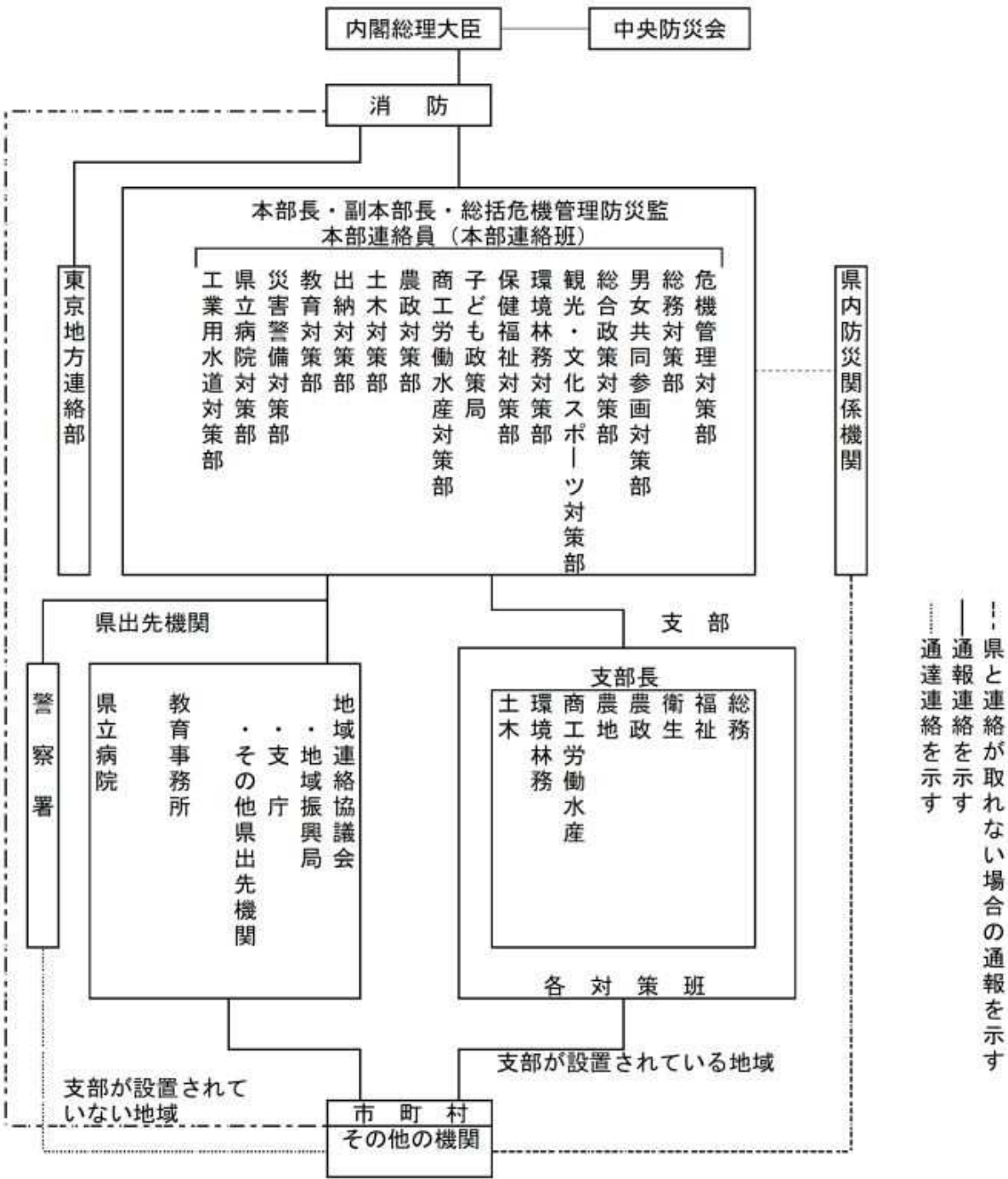
各対策部は、自らが実施した災害応急対策の実施状況等について、本部長に報告するとともに、その情報を危機管理防災対策部に共有する。

(2) 市町村及び関係機関等の災害応急対策の実施状況等の情報収集

各対策部は、自らの所管事項に係る市町村及びその他の機関が実施した災害応急対策の実施状況等について、各災害対策支部等を通じ、又は、自ら情報収集し、本部長に報告するとともに、その情報を危機管理防災対策部に共有する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断に必要となることから、各対策部は、住民等の避難に関する情報を覚知した場合、当該情報について、危機管理防災対策部への報告と併せて確実に保健福祉対策部社会福祉課に共有する。

図5.6.4 情報等収集報告系統



3 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

県は、県ホームページ、ソーシャルメディア、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき行動について、具体的にとるべき行動を示すこと等に配慮する。また、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。

併せて、推進地域内に居住又は滞在する住民等に対して、今後の当該地の市町村が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

また、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて、逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

2 災害応急対策の実施状況等に係る広報

県は、県ホームページ、ソーシャルメディア、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、県や関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

3 県が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

4 留意事項

(1) 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

(2) 推進地域外の住民等への周知

県は、推進地域外の住民等が、県内の交通対策の実施状況等による影響を受ける場

合があることに留意し、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について周知を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

第4 巨大地震警戒対応の期間等

1 巨大地震警戒対応の期間

県及び市町村の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

2 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

1の巨大地震警戒対応の期間経過後、県及び市町村は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は、第5節に定めるものと同様とする。

第5 避難対策等

1 避難の実施における市町村の措置

市町村は、事前避難対象地域を設定している場合は、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。

2 避難の実施における県の措置

県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次のとおり避難の実施における措置をとる。

なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて適切に対応する。

また、県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。

(1) 県の管理する施設を避難所として開設する際の協力

(2) 避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

3 避難所の運営等

県は、避難所の運営等について、市町村からの応援要請に応じ、次のとおり支援等を行う。

(1) 避難所の運営に係る支援・協力等

避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。

(2) 避難後の救護

避難者に対する食料、飲料水、生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメン

タルケア、感染症予防対策、食品衛生、生活衛生対策、動物保護対策等の必要な措置をとる。

第6 関係機関等のとるべき措置

1 消防機関等

- (1) 市町村は、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

- (2) 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な支援を実施する。

2 県警察の活動

県警察は、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

3 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 上下水道

水道事業者は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、水道事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、電気事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、電気の供給を継続するものとし、電力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(3) ガス

ア ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を把握し、状況の把握に努めた上で、ガスの供給を継続するものとし、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。

イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。

このため、電気通信事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、通信を確保するものとし、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

4 金融

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

5 交通対策

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、住民等に周知する。

なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について、平時から住

民等に対する広報等に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報誌等により情報提供する。

ウ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するよう、ホームページ等により周知する。

(2) 海上

ア 第十管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送路の確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。

イ 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

(3) 航空

ア 空港管理者は、津波に対する安全性に留意し、推進地域内の飛行場における対策を実施する。

また、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。

イ 鹿児島空港は、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、航空搬送拠点候補地とされていることを踏まえ、鹿児島空港事務所及び関係事業者等は、事前に必要な体制を整備するものとする。

(4) 鉄道

鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

なお、鉄道事業者は、平時から住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報について周知する。

第7 県自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達

＜留意事項＞

㌞ 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るよう

な適切な伝達方法を検討すること。

- (イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

イ 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための待避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

ア 災害対策本部又は支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては、その機能を果たすために必要な措置

イ 社会福祉施設にあつては、次の事項

- (イ) 入所者等に対する保護の方法

- (イ) 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

ウ 病院にあつては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・対浪性を十分に考慮した措置

エ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、次の事項

- (イ) 児童生徒等に対する保護の方法

- (イ) 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

2 道路、河川その他の公共施設

(1) 道路

県は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。

なお、計画を定めるにあたっては、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(2) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

県は、あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置をとる。

なお、計画を定めるにあたり、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について定めるものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

県は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等の措置をとるものとする。

なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむをえない事由により工事を継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全確保を図るものとする。

第8 滞留旅客等に対する措置

1 市町村

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2 市町村以外の機関

市町村以外の機関で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、「第6 関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん並びに市町村が実施する活動との連携等の措置をとるものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

〔実施責任：危機管理防災局災害対策課、関係課、関係機関等、市町村〕

第1 災害警戒本部等の設置

1 本庁

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。

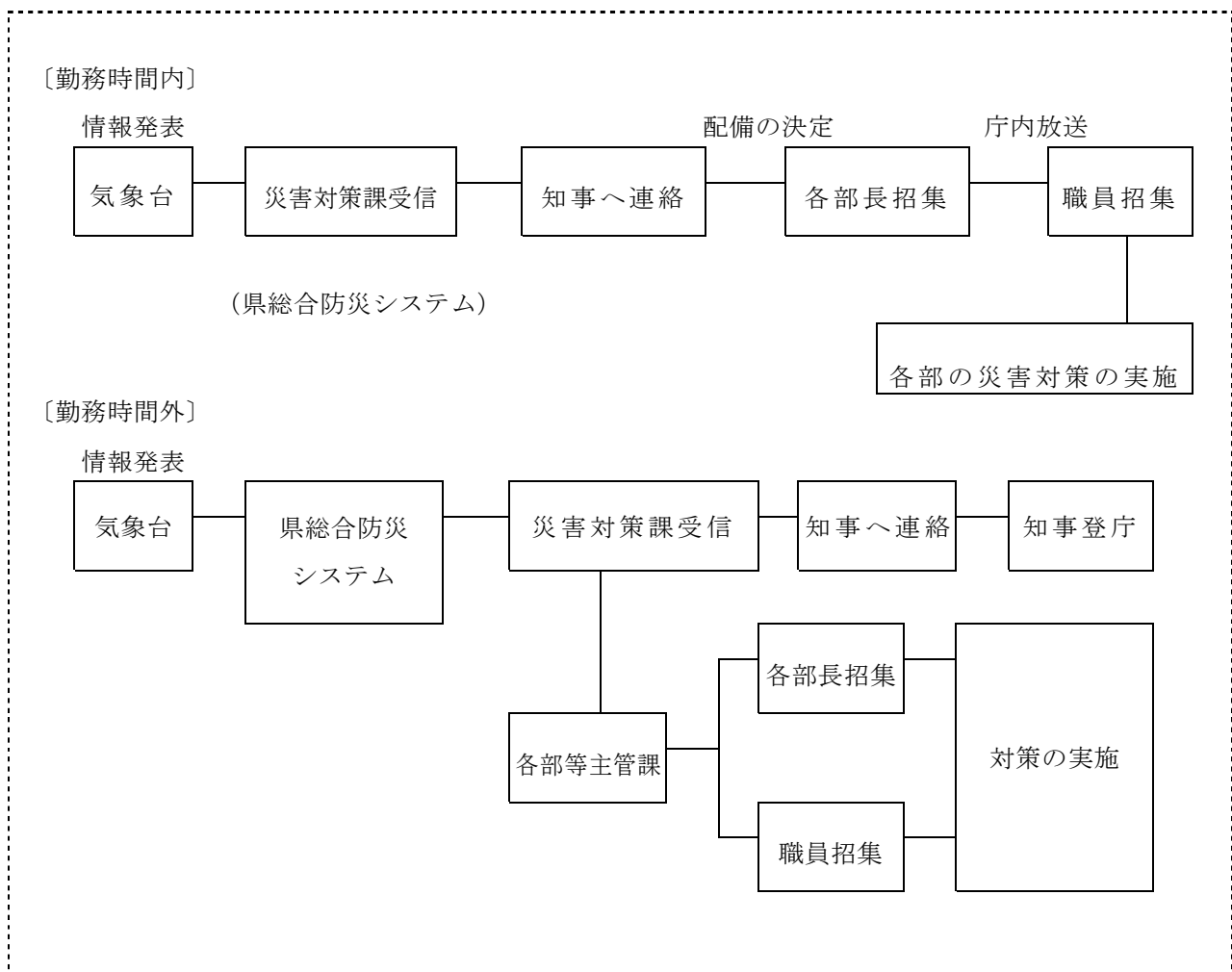
2 出先機関（支部）

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、管内市町村の体制等を考慮し、連協長があらかじめ定めた体制を設置する。

3 動員の方法

職員の動員は、図5. 6. 5のとおり実施するほか、すでに南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

図5.6.5 職員動員の伝達系統



第2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

県は、県ホームページ、ソーシャルメディア、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

周知にあたっては、臨時情報発表時にとるべき行動について、具体的にとるべき行動を示すこと等に配慮する。また、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急

ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。

2 県が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とすべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達することとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

3 留意事項

(1) 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

(2) 推進地域外の住民等への周知

県は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容等について周知を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

第4 巨大地震注意対応の期間等

1 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける県及び市町村の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

2 ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける県及び市町村の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第5 その他

県は、県が管理する施設・設備等の点検等日頃からの備えを再確認するものとする。

第7章 防災訓練計画

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関]

- 第1 県及び市町村は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための差異が応急対策を中心とし、大規模な地震等を想定した防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 第2 県は、市町村が自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、市町村に対し、必要な助言と指導を行うものとする。
- 第3 県は、市町村、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的な実践的な訓練を行うものとする。
- 1 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - 2 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - 3 警備及び交通規制訓練
- 第4 県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。
- 1 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること
 - 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むことなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること
 - 3 市町村、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
 - 4 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
 - 5 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の都府県との連携を図ることに努める。
 - 6 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、教育庁、市町村]

県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、教育・広報の実施に当たっては、以下のことについて留意するものとする。

- 1 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。
- 2 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
- 3 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 4 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- 5 教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- 6 都府県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- 7 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。
- 8 南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。

第1 県職員等に対する教育

県は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育・広報

県は、市町村等と協力し、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。また、市町村等に対し必要な助言を行うものとする。

なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 9 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 避難生活に関する知識
- 11 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容